

令和4年度第1回文京区情報公開制度及び 個人情報保護制度運営審議会次第

日時 令和4年5月20日（金）午後2時から
会場 オンライン会議

1 開会

2 委員・職員の紹介

3 議事

(1) 報告第1号

令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

(2) 報告第2号

個人情報保護制度見直しに関する概要及び検討状況について

4 その他

5 閉会

令和4年度(情運)報告第1号 添付資料一覧

資料番号	資料名	備考	頁
第1-1号	実施機関別行政情報の公開請求件数		1
第1-2号	情報公開請求内容		3
第1-3号	実施機関別自己情報の開示等請求件数		87
第1-4号	自己情報開示等請求内容		89
第1-5号	情報公表施策及び情報提供施策の実施状況	情報公開条例第22条・第23条に係る報告	105
第1-6号	業務の登録及び登録の抹消について	個人情報保護条例(文京区個人情報の保護に関する条例をいう。以下同じ。)第9条に係る報告	109
第1-7号	個人情報ファイル等の登録及び登録の抹消について	個人情報保護条例第9条の2に係る報告	111
第1-8号	外部委託について	個人情報保護条例第12条に係る報告	113
第1-9号	目的外利用について	個人情報保護条例第14条に係る報告	167
第1-10号	外部提供について	個人情報保護条例第15条に係る報告	177
第1-11号	保有特定個人情報の提供について	個人情報保護条例第15条の2に係る報告	183
第1-12号	外部結合について	個人情報保護条例第15条の4に係る報告	185
第1-13号	審議会・審査会開催状況		191
第1-14号	個人情報保護条例第8条第2項第5号の適用業務について	情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会答申(平成28年1月19日付27文情運第5号)に係る報告	195
第1-15号	行政情報公開請求に対する存否応答拒否事例の報告について	情報公開条例第11条に係る報告	197
第1-16号	行政情報公開請求に対する公開決定等の期限の特例延長事例の報告について	情報公開条例第14条に係る報告	199

実施機関	件数	令和3年										令和4年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
区長	請求	50	48	65	47	40	55	70	56	29	67	29	31	587	
	企画政策部	1	6	9	6	2	4	3	1	2	1	1		36	
	総務部	5	4	2	5	1	5	15	4	5	2	3	1	52	
	区民部	3	4	2	2	2	5	2	5		5	1		31	
	アカデミー推進部	1		1			6	1	6		2			17	
	福祉部		1	2			1		6		4	1		15	
	子ども家庭部	1			2	2	4		2	1	3	1		16	
	保健衛生部	8	6	13	7	11	10	10	11	6	12	7	11	112	
	都市計画部	7	12	10	11	2	6	5	2	6	7	3		71	
	土木部	12	12	23	14	17	13	32	18	8	23	9	15	196	
	資源環境部	7				1		2	1	1	3	2	1	18	
	施設管理部	3	3	3		2	1				4	1	2	19	
	会計管理者	2									1		1	4	
	全部公開	20	21	22	16	16	17	27	26	10	26	14	16	231	
一部公開	22	20	31	18	17	33	38	28	16	30	12	12	277		
非公開	8	7	12	13	7	5	5	2	3	11	3	2	78		
未決定												1	1		
教育委員会	請求	15	6	7	2	4	9	9	10	1	4	4	4	75	
	全部公開	4	4	1		3	5	5	2		2	2		28	
	一部公開	9	2	5	1		4	3	8	1	2	2	4	41	
	非公開	2		1	1	1		1						6	
	未決定														
監査委員	請求						1						1		
	全部公開						1						1		
	一部公開														
	非公開														
	未決定														
選挙管理委員会	請求				1				1		1		3		
	全部公開				1				1				2		
	一部公開									1			1		
	非公開														
	未決定														
議会	請求	1		2		1			1	1	1		2	9	
	全部公開			2					1					3	
	一部公開	1				1				1	1		2	6	
	非公開														
	未決定														
合計	請求	66	54	74	50	45	65	79	68	31	73	33	37	675	
	全部公開	24	25	25	17	19	23	32	30	10	28	16	16	265	
	一部公開	32	22	36	19	18	37	41	36	18	34	14	18	325	
	非公開	10	7	13	14	8	5	6	2	3	11	3	2	84	
	未決定												1	1	

※ 請求件数等は主管課別に捉えていますので、実際の請求書の枚数と一致しないことがあります。

情報公開請求内容

資料第1-2号

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03001	R3.4.1	R3.4.8	食品営業許可台帳の令和3年3月1日～3月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く。)項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日 *2021年03月31日時点の、文京区における食品営業許可済み・届出済みの全施設の一覧	写しの交付	公開	生活衛生課		
03002	R3.4.1	R3.4.8	2021-00016文京区立各小中学校プール内床組取り外し取付けその他工事の金入り設計書。但し、代価は最下層まで、経費計算内訳を含む。	写しの交付	公開	生活衛生課		
03003	R3.4.1	R3.4.1	令和3年3月3日建設委員会(速報版)28頁において有坂住環境課長が答弁で「建築相談員につきましても、あと関係者会議につきましても、それぞれ活用して」と記載があるところの、「建築相談員」及び「関係者会議」の活用実績が分かる文書一式	写しの交付	一部公開	住環境課	①②⑤～⑩は個人情報(第7条第2号) ③④⑬は行政運営情報(第7条第6号)	①住所②氏名③あつせん議事録議事内容④関係者会議議事録議事内容⑤個人メールアドレス⑥職業⑦勤務先郵便番号⑧勤務先住所⑨勤務先会社名⑩勤務先電話番号⑪勤務先FAX番号⑫勤務先URL⑬職員個人メールアドレス
03005	R3.4.1	R3.4.1	令和3年3月3日建設委員会(速報版)28頁において有坂住環境課長が答弁で「区民の方々からは、そういった制度があつてよかつたという趣旨の御意見はいただいているところと記載があるところの「区民の方々から」「そういった制度があつてよかつたという趣旨の御意見」があつたことが事実であることを裏付ける文書一式	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	
03006	R3.4.2	R3.4.8	2021年3月1日から3月31日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号 CD-R Excel形式での写しの交付希望 郵送希望	写しの交付	公開	生活衛生課		
03007	R3.4.2	R3.4.2	(1) 本年3月20日(祝日)に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で規定する指定建設作業(以下、「指定建設作業」といいます。)を伴う公共工事(以下、「本件公共工事」といいます。)がされたことについて環境政策課の対応がわかる文書一式。決裁文書等を含む。 (2) 本件公共工事で指定建設作業を休日に行うよう施工者以外の者が要望したことを示す、施工者の主張ではない客観的証拠となる文書一式。決裁文書等を含む。 CD-Rへの写しを希望します。	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03007	R3.4.2	R3.4.2	行政情報件名(内容) (1) 本年3月20日(祝日)に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で規定する指定建設作業(以下、「指定建設作業」といいます。)を伴う公共工事(以下、「本件公共工事」といいます。)がされたことについて環境政策課の対応がわかる文書一式。決裁文書等を含む。 (2) 本件公共工事で指定建設作業を休日に行うように施工者以外の者が要望したことを示す、施工者の主張ではない客観的証拠となる文書一式。決裁文書等を含む。 CD-Rへの写しを希望します。	写しの交付	一部公開	環境政策課	①個人情報(第7条第2号) ②法人情報(第7条第3号)	①個人の印影②法人の印影
03008	R3.4.2	R3.4.2	短区間の緊急道路障害物除去路線における無電柱化整備の調査及び概略検討業務委託(概要版)	写しの交付	公開	道路課		
03009	R3.4.2	R3.4.2	2021-00017 文京区立礪川小学校プール塗装その他改修工事の金入り設計書。但し、代価は最下層まで、経費計算内訳を含む。	写しの交付	公開	学務課		
03010	R3.4.2	R3.4.2	昭和56年に文京区長が東京都知事に提出した都道環状3号線についての要望書の起案文書	写しの交付	公開	都市計画課		
03011	R3.4.5	R3.4.9	住環境課内のメモ文書「(仮称)小日向2丁目マンション新築工事関係メモ」における令和3年3月22日以降、令和3年4月4日までの記録が記された文書	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名
03012	R3.4.5	R3.4.9	(仮称)小日向2丁目マンション新築計画(小日向二丁目175番地)に関連し、南側隣接地境界の「大谷石積み」の安全確保対策で、令和3年1月25日に隣接区民と事業者(横山産業、福子工務店)らによる話し合いが行われた以降、3月22日から4月3日までの動向が分かる文書(※区と地元区民、区と事業者のやり取りの記録含む)	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名
03013	R3.4.5	R3.4.5	令和3年3月1日から4月3日の文京区における議会事務局/都市計画部/土木部の各課長・係長級の人事異動の資料	写しの交付	公開	職員課		
03014	R3.4.5	R3.4.16	1. 令和3年度・協定書 2. 第三者委託申請書 3. 事業計画書 「肥後細川庭園」、「目白台運動公園」両施設の指定管理者が所管課へ提出	写しの交付	一部公開	みどり公園課	法人情報(第7条第3号)	法人の印影
03015	R3.4.5	R3.4.16	1. BOP「事業継続計画」 「目白台運動公園」指定管理者が所管課へ提出分	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03016	R3.4.5	R3.4.8	1. 令和3年3月1日～令和3年3月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべての)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧 2. 令和3年3月1日～令和3年3月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03017	R3.4.5	R3.4.16	令和2年度・モニタリング・チェックシート 「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」	写しの交付	公開	みどり公園課		
03018	R3.4.6	R3.4.6	東京都環境確保条例に基づく工場台帳一覧のうち、下記の事業場における許可日及び廃止日 ①〇〇〇〇 関口1-11-10 ②〇〇〇〇 関口1-12-1 ③(有)満津本 関口1-12-2 ④大栄製本((有) 関口1-12-8 ⑤リードジャパン 関口1-12-11	写しの交付	公開	環境政策課		
03019	R3.4.8	R3.4.16	森鷗外記念館・指定管理者・丹青社 (1)令和2年度・評価検討会、評価委員会、資料一式・議事録要旨 (2)事業計画書、収支報告書(保存期限分)	写しの交付	一部公開	アカデミー推進課	①個人情報(第7条第2号)②③法人情報(第7条第3号)	①業務を担当する職員の氏名②指定管理者の代表者印③事業者のノウハウに関わる情報、内部管理情報、収支計画書の支出における人件費及び事業費の内訳施設使用における団体名及び代表者氏名
03020	R3.4.8	R3.4.14	少年自然の家八ヶ岳高原学園・指定管理者・軽井沢フード(株) (1)令和2年度・評価検討会、評価委員会、資料一式・議事録要旨 (2)事業計画書、収支報告書(保存期限分)	写しの交付	一部公開	学務課	個人情報(第7条第2号)	
03021	R3.4.8	R3.4.8	令和3年度自動車任意保険について、令和3年2月15日付2020文総契第683号により見積書の提出依頼を行い、4社から見積書が提出された。見積額を比較した結果、最低額を提示したあいおいニッセイ同和損保の自動車任意保険に加入する。あいおいニッセイ同和損保を除く3社の見積金額が分かるもの(金額が分かる部分のみで良い。)	写しの交付	一部公開	契約管財課	法人情報(第7条第3号)	提出事業者の代表者印
03022	R3.4.8	R3.4.12	1. 森鷗外記念館・指定管理者・丹青社 2. 少年自然の家八ヶ岳高原学園・指定管理者・軽井沢フード(株) 上記1,2の下記の文書 (1)令和2年度・評価検討会、評価委員会、資料一式・議事録要旨 (2)事業計画書、収支報告書(保存期限分) ※各指定管理者の公開文書は各指定管理者毎にCD-Rで開示をお願い致します。	写しの交付	一部公開	契約管財課	行政運営情報(第7条第6号)	評価委員会資料中、評価シートにおける委員名
03023	R3.4.9	R3.4.20	平成31年4月10日付で平成30年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告をした文書一式 令和元年5月10日付で平成30年度東京都子ども・子育て支援交付金の事業実績報告をした文書一式 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	子育て支援課	個人情報(第7条第2号)	委託事業者の職員の氏名

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03024	R3.4.9	R3.4.23	文京区教育委員会各課における平成30年度～令和2年度の職員の事務分担がわかる文書 文京区教育委員会各課における令和元年度と令和2年度の監査指摘事項を記録した文書 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	教育総務課	個人情報(第7条第2号)	調査票内の整理番号(職員番号)、生年月日、性別、休暇に関する情報
03024	R3.4.9	R3.4.23	文京区教育委員会各課における平成30年度～令和2年度の職員の事務分担がわかる文書 文京区教育委員会各課における令和元年度と令和2年度の監査指摘事項を記録した文書 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	学務課	個人情報(第7条第2号)	調査票内の整理番号(職員番号)、生年月日、性別、休暇に関する情報
03024	R3.4.9	R3.4.23	文京区教育委員会各課における平成30年度～令和2年度の職員の事務分担がわかる文書 文京区教育委員会各課における令和元年度と令和2年度の監査指摘事項を記録した文書 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	教育指導課	①個人情報(第7条第2号) ②不特定多数の者の権利利益の侵害の恐れがある情報(第12条第2項)	①平成30年度～令和2年度事務分担表調査票 調査票内の整理番号(職員番号)、生年月日、性別、休暇に関する情報 ②令和2年度定期監査結果報告書
03024	R3.4.9	R3.4.23	文京区教育委員会各課における平成30年度～令和2年度の職員の事務分担がわかる文書 文京区教育委員会各課における令和元年度と令和2年度の監査指摘事項を記録した文書 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	児童青少年課	個人情報(第7条第2号)	調査票内の整理番号(職員番号)、生年月日、性別、休暇に関する情報
03025	R3.4.9	R3.5.18	平成31年4月の文京区教育委員会児童青少年課における職員間の引継ぎ事項がわかる文書 決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	児童青少年課	①個人情報(第7条第2号)②犯罪予防(第7条第4号)③審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)④行政運営情報(第7条第6号)	1.庶務担当の引継書④ 事務執行における検討内容が記載された箇所 2.設備整備・補助金担当の引継書①氏名・電話番号②事務処理に係るパスワード③事務執行における未確定な情報が記載された箇所④事務執行における担当者個人の私的な意見が記載された箇所・事務執行過程における検討内容が記載された箇所 3.青少年係長の引継書 ①個人名
03026	R3.4.9	R3.4.9	令和2年度学校(園)給食調理業務委託プロポーザルの二次審査に残った提案書	写しの交付	一部公開	学務課	法人情報(第7条第3号)	事業者名

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03027	R3.4.9	R3.4.15	文京区関口一丁目の住宅表示台帳(GIS)の情報(フロンテージ、家屋形状がわかる図面)	写しの交付	一部公開	区民課	個人情報(第7条第2号)	所有者、管理者、占有者氏名、建物名称
03028	R3.4.11	R3.4.23	「区民の声」に対する回答(2021文企第10号)において「町会長等を含む地域の方との意見交換会等を参考に検討を進めております」と記載があるところの、令和2年度末(令和3年3月末)までに進めた検討の中で町会長等を含む地域の方との意見交換会等」に関し、いつの意見交換会等の何をどのよう参考にしてきたか、その内容が分かる文書一式	写しの交付	一部公開	企画課	①個人情報(第7条第2号)②審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	①意見交換会出席区民の氏名②関係財務局打合せ記録の議事概要、主な意見等
03029	R3.4.12	R3.4.12	「私道下水施設工事図面(文京区西片二丁目1番先)」	写しの交付	一部公開	道路課	個人情報(第7条第2号)	申請者氏名、住所、電話番号、個人名
03030	R3.4.12	R3.4.12	(1)以下の決裁に係る文書一式 ・平成27年3月24日付「文教委規則第3号」の規則改正 ・平成28年3月24日付「文教委規則第4号」の規則改正 ・令和3年4月8日付「2021文教総第65号」の裁決 (2)文京区情報公開及び個人情報保護審査会令和3年3月26日付「令和2年度(情審)答申第5号児童青少年課における行政情報一部公開決定処分取消請求事件」に関連して文京区総務課が文京区教育委員会に回付した東京都作成による令和元年6月19日議事録。通知文書、供覧文書等を含む。 CD-Rへの写しを希望します。	写しの交付	一部公開	教育総務課	個人情報(第7条第2号)	起案文書、決裁書(案)、送付文(案)内の審査請求人の氏名、住所、メールアドレス内の氏名、住所、メールアドレス
03031	R3.4.12	R3.4.12	文京区立中学校における過去10年間の免許教員教員担任許可の申請に係る文書(決裁文書等を含む。)および許可不許可の通知の文書(供覧文書等を含む。)	写しの交付	非公開	教育指導課	不存在(第12条第2項)	
03032	R3.4.12	R3.4.12	私道下水施設工事「2契約第1096号」について本年4月以降に受注者との間でやりとりした文書一式。 決裁文書等を含む。	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条第2項)	
03033	R3.4.13	R3.4.20	児童青少年課の会計処理の手続き・方法の根拠となる手引き・マニュアル等の文書	写しの交付	公開	児童青少年課		
03034	R3.4.13	R3.4.13	平成30年度の育成室委託契約に係る委託料142,232,133円の支払いが遅れたことにより国と都からのその委託料に係る交付金が受けられないことについて職員に損害賠償を求めないことを協議・決定した文書。 決裁文書等を含む。	写しの交付	非公開	総務課	不存在(第12条第2項)	
03035	R3.4.13	R3.4.13	平成30年度会計処理が遅れることについて会計管理室が各部署から受けた遅延理由書一式	写しの交付	一部公開	会計管理室	不存在(第12条第2項)	平成30年4月から平成31年3月までに提出があった遅延理由書

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03036	R3.4.12	R3.4.19	行政情報件名(内容) 文京区内の食品営業許可台帳(新規許可施設)一覽 期間:2021年1月1日から2021年3月31日(廃業を除く) 開示請求項目:屋号・営業所所在地・(郵便番号・営業所所在地ビル名)・営業 者住所(営業者ビル名)・営業者電話番号・営業の種類(飲食店営業・喫 茶店営業に限る、ただし特殊業態【移動・臨時・自動車・自動販売】は除 く)初回許可年月日、直近許可年月日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03037	R3.4.13	R3.4.16	小石川一丁目4・5・6街区の住居表示台帳(個人情報情報を除く)	写しの交付	一部公開	区民課	個人情報(第7条 第2号)	所有者・管理者・占有者 氏名・建物名称
03038	R3.4.13	R3.4.14	工場台帳 文京区小石川2-14-3 小林美術印刷株式会社	写しの交付	公開	環境政策課		
03039	R3.4.13	R3.4.22	会計処理の手続き・方法の根拠となる手引き・マニュアル等の文書	写しの交付	一部公開	会計管理室	①法人情報(第7 条第3号)②犯罪 予防(第7条第4 号)	①システム操作画面イ メージ②IPアドレス
03040	R3.4.14	R3.4.28	音羽中学校、令和3年度運動会平日開催決定について決定過程がわか る文書すべて	写しの交付	非公開	教育指導課	不存在(第12条 第2項)	
03041	R3.4.15	R3.4.20	食品営業許可台帳 項目:営業所の屋号、所在地、電話番号、申請された方の氏名(法人の 場合は代表者の氏名、所在地、電話番号)、業種、業態、最初の許可年 月日、許可満了日(自動販売機、移動販売など特殊な業種も含めた全 て)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03042	R3.4.15	R3.4.28	期間:令和3年1月1日～令和3年3月31日新規分 文京区立中学校のうち、校則で下着に関して規定している学校の規則文 書の一切。	写しの交付	公開	教育指導課		
03043	R3.4.15	R3.4.23	小日向台町小学校南東角の交差点コーナ一部において道路の傷んだと ころを直します」との理由で4月15日(木)～31日(金)に文京区道路課/根 津建設が施工している工事の発注に関する文書一式及び警察署との協 議内容が分かる文書一式。それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	道路課	法人情報(第7条 第3号)	法人印影
03044			取下げ					
03045	R3.4.16	R3.4.20	電線共同溝整備工事(区道第889号)上記工事に関する①工事費総括書 ②工事総括書③種別内訳書④代価表⑤材料品調書	写しの交付	公開	道路課		
03046			取下げ					
03047	R3.4.19	R3.4.19	情報公開条例に關連する解釈について 区議会から総務課への問い合わせの内容と総務課からの回答の内容及わかも の。決裁文書を含む。	写しの交付	一部公開	総務課	不存在(第12条 第2項)	総務課からの回答がわ かるもの
03048	R3.4.19	R3.4.19	3月24日および3月26日の予算審査特別委員会における委員の発言に関 連して ・区議会から文京区総務課への問合せの内容と文京区総務課からの回 答の内容及わかも ・3月24日および3月26日の予算審査特別委員会の会議録(速報版)の ホームページの公開が遅れている事情がわかるもの	写しの交付	一部公開	区議会事務局	不存在(第12条 第2項)	総務課からの回答がわ かるもの 3月24日およ び3月26日の予算審査特 別委員会の会議録(速 報版)のホームページの 公開が遅れている事情 がわかるもの

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03049	R3.4.19	R3.4.27	飲食店営業許可台帳一覽 ・請求期間は請求日以前に営業許可を取得し営業をしている店舗全て ・請求項目は可能な限りすべて開示希望(事業所名、住所、電話番号など) ・営業の種類は飲食店営業、行商を開示希望 ・業態は惣菜屋、仕出し屋、弁当屋のみ開示希望 エクスセルデータのCD-Rを交付希望	写しの交付	公開	生活衛生課		
03050	R3.4.19	R3.4.20	令和3年4月6日付の「区民の声」(区が区民の土地を勝手に「目的地」として図示できる根拠について)に対する回答(2021文士管第93号)の(1)において「区が通行認定の申請者から窓口にて口答で確認した内容を説明するために作成した」と書いてあるところの、「区が通行認定の申請者から窓口にて口答で確認した内容」がうそ偽りない事実であることを裏付ける客観的証拠となる記録文書	写しの交付	非公開	管理課	不存在(第12条第2項)	
03051	R3.4.20	R3.4.20	環境確保条例に基づく工場・指定作業場台帳許可日及び廃止日 (工場)1日星印刷本郷3-25-8後藤ビル 2榎後藤製作所本郷3-25-8 3榎敷寄屋建本郷3-26-8 4本郷精機機本郷3-26-11 5(合)三和印刷社本郷3-39-1 6榎村本製作所本郷3-40-3 (指定作業場)1三永食品本郷3-25-12	写しの交付	公開	環境政策課		
03052	R3.4.22	R3.4.22	「文京宮下公園整備計画」第②回意見交換会の開催日設定と決定に関する企画案や稟議書、決議書などの文書一式(特に蔓延防止等重点措置適用期間の真中に於いて区民の安全・安心を鑑みし、感染リスクにさらすことを厭わない意見交換会の開催を正当化する合理的根拠が分かるもの)	写しの交付	公開	みどり公園課		
03053	R3.4.22	R3.4.27	学校法人京華学園における「老朽化した現在の一号館および二号館の建て替えを検討し、女子中学・高等学校の施設等を移転して次世代型の新キャンパスを創成する計画」あるいは「三校同一キャンパス構想」に関連し、区において収受あるいは提出された文書	写しの交付	一部公開	住環境課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①氏名、印影(個人)、担当者連絡先②印影(法人)
03054	R3.4.22	R3.4.22	2013-00244 文京区立礪川小学校給食室改修工事の金入り設計書。但し、代価は最下層まで、経費計算内訳を含む。	写しの交付	非公開	整備技術課	不存在(第12条第2項)	
03055	R3.4.22	R3.4.28	2017-00350 文京区立昭和小学校給食室改修工事の金入り設計書。但し、代価は最下層まで、経費計算内訳を含む。	写しの交付	一部公開	整備技術課	不存在(第12条第2項)	文京区立昭和小学校給食室改修工事の経費計算内訳
03056	R3.4.22	R3.4.23	令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書(様式第一号)のうち別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。不随する別表や様式第二号の工程表などは不要です。(弊社からお客様へ解体工事会社をご紹介した解体工事現場に関して、実態把握のため)	写しの交付	一部公開	建築指導課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①公開文書中個人の印影、発注者の氏名・住所・電話番号・工事担当者の携帯電話②公開文書中法人の印影③開口1-7-5、後築2-18-7、春日2-15-3他14件

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03057	R3.4.23	R3.4.28	食品営業許可施設一覧のExcelデータ 施設住所・申請会社名・代表者名・初回許可年月日・更新許可年月日) (屋号・)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03058	R3.4.23	R3.4.27	(1)文京区長が特定行政庁になる建築物事故が発生した際に国や都などの関係機関にどのように報告するかを記した手引きの文書 (2)4月15日午後5時ごろ、新宿区下落合4丁目のマンション地下駐車場の天井の張り替え工事を行っていた作業員が脱出できなくなった事故に関連して、国や都などの関係機関からの連絡の内容がわかる文書一式。 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	建築指導課	不存在(第12条第2項)	4月15日午後5時ごろ、新宿区下落合4丁目のマンション地下駐車場の天井の張り替え工事を行っていた作業員が脱出できなくなった事故に関連して、国や都などの関係機関からの連絡の内容がわかる文書一式。
03059	R3.4.23	R3.4.27	案件番号:2020-00399 工事件名:文京清掃事務所播磨坂清掃事業所空調設備改修工事 上記:案件の金入り工事内訳書の開示をお願い致します。 写しの交付はGD-Rを希望致します。	写しの交付	公開	整備技術課		
03060	R3.4.23	R3.4.23	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で規定する指定建設作業を伴う公共工事について、建設業者ないし道路舗装の団体に指導した内容がわかる文書一式。決裁文書等を含む。	写しの交付	公開	道路課		
03061	R3.4.26	R3.4.30	令和2年度に提出された特定粉じん排出等作業実施届出書のうち、①吹付け石綿に該当するものの表紙及び別紙(特定粉じん排出等作業の方法)の写し	写しの交付	一部公開	環境政策課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①申請書中の電話番号 ②印影
03062	R3.4.27	R3.4.27	都の環境確保条例に基づき区内すべての工場及び指定作業場の一覧で、以下の項目を含むもの。請求日において最新のものを希望。開示情報は、可能であればエクセル又はPDF等の電子データで、メール又はCD-ROM等による交付を希望。紙でも可。電子メール以外は、郵送を希望。事前に費用を連絡願います。 ・事業場名 ・所在地 ・工場/指定作業場の別 ・業種 以下は、とりまとめデータをお持ちの場合 ・有害物質使用届出の有無、有害物質の名称 ・認可年月日 ・廃止のものは年月日(不明のものは廃止情報だけでも可)	写しの交付	公開	環境政策課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03063	R3.4.28	R3.5.12	行政情報件名(内容) 文京区の全て(154)の町内会・自治会について、各々の町内会・自治会の管轄内に居住する全ての世帯数(会員になっている世帯と、なっていない世帯の両方を含む合計数)、もしくは世帯数がわかる文書。但し、下記の8つの町内会・自治会は、2020年、区民課から提供されたものを除く。 本郷弓一町会、本郷二丁目一会、菊和会、三組弥生会、天一町会、西片町会、蓬萊町会、神明上町会	写しの交付 閲覧	非公開	区民課	不存在(第12条第2項)	
03064	R3.4.30	R3.5.27	明化小学校、柳町小学校改築基本実施設計事業者選定プロポーザル関する資料一式	写しの交付	一部公開	学務課	法人情報(第7条第3号)	選定されなかった業者を識別できる実績名及び写真印影
03065	R3.5.6	R3.5.6	(仮称)小日向2丁目マンション新築計画(小日向二丁目175番地)に関連し、南側隣接地境界の「大谷石積み」の安全確保対策で、令和3年1月25日に隣接区民と事業者(横山産業、福子工務店)らによる話し合いが行われた以降、4月4日から4月30日までの動向が分かる文書(※区と地元区民、区と事業者のやり取りの記録含む)	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名
03066	R3.5.6	R3.5.6	住環境課内のメモ文書(仮称)小日向2丁目マンション新築工事関係メモ」における令和3年4月4日以降、令和3年4月30日までの記録が記された文書	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名
03067	R3.5.6	R3.5.12	文京区の全て(154)の町内会・自治会について、各々の町内会・自治会の管轄内に居住する全ての世帯数(会員になっている世帯と、なっていない世帯の両方を含む合計数)、もしくは世帯数がわかる文書。但し、下記の8つの町内会・自治会は、2020年、区民課から提供されたものを除く。 本郷弓一町会、本郷二丁目一会、菊和会、三組弥生会、天一町会、西片町会、蓬萊町会、神明上町会	閲覧 写しの交付	非公開	区民課	不存在(第12条第2項)	
03068	R3.5.6	R3.5.18	文京区の全て(154)の町内会・自治会について以下がわかる文書全て。 (1) 令和2年度の毎月の、文京区役所から各町内会・自治会への区報配布部数(町内会・自治会が会員と会員以外に配布している部数の合計) (2) 令和3年4月からの毎月の、文京区役所から各町内会・自治会への区報配布部数 (2)-1 令和3年4月からの毎月の、文京区役所から各町内会・自治会への区報配布部数 (2)-2 町内会・自治会が会員と会員以外に配布している部数の合計	閲覧 写しの交付	一部公開	広報課	不存在(第12条第2項)	(1) 令和2年度の毎月の、文京区役所から各町内会・自治会への区報配布部数(町内会・自治会が会員と会員以外に配布している部数の合計) (2) 令和3年4月からの毎月の、文京区役所から各町内会・自治会への区報配布部数 (2)-1 令和3年4月からの毎月の、文京区役所から各町内会・自治会への区報配布部数 (2)-2 町内会・自治会が会員と会員以外に配布している部数の合計

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03069	R3.5.6	R3.5.18	行政情報件名(内容) 文京区の全て(154)の町内会・自治会について以下がわかる文書全て。 (1)文京区役所が、各町内会・自治会に対し、令和3年4月からの区報配布について「全戸に配布できるか否か」を問い合わせた文書と、各町内会・自治会からの回答文書 (2)文京区役所広報課が、「『全戸に区報を配布しない』と言って町内会・自治会については、区がシルバー人材センターに委託して全戸配付する予定だ」と言っているが、区が各町内会・自治会の全世帯数を数えた上で、シルバー人材センターにその部数を委託するのかわかる文書	閲覧 写しの交付	一部公開	広報課	個人情報(第7条第2号)	(1)-2①区報配付調査票(田町町会)に、個人の住所・氏名・電話番号・FAX番号が記載されているための黒塗り
03070	R3.5.6	R3.5.12	食品営業許可台帳の令和3年4月1日～4月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03071	R3.5.6	R3.5.6	案件番号:2021-00019 工事件名:文京区立茗台中学校ファンコイル更新工事(3期) 上記、案件の金入り工事内訳書の開示をお願いします。	写しの交付	公開	整備技術課		
03072	R3.5.6	R3.5.20	柳町小等の改築後にできる育成室の運営についての協議がわかるもの一式	写しの交付	一部公開	児童青少年課	審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	事務執行における担当者個人の私的な意見が記載された箇所・事務執行過程における検討内容が記載された箇所
03073			取上げ					
03074	R3.5.7	R3.5.18	令和3年4月末現在で許可等を受けた施設一覧すべて(食品営業許可施設)ただし、自動車を利用して行う営業、または短期間や季節的、及び既に廃業、失効した施設を除く、次の項目 1.施設電話番号2.施設住所3.開設者氏名(法人の場合は商号及び代表者氏名)4.施設名称5.許可年月日6.業種実態	写しの交付	公開	生活衛生課		
03075	R3.5.7	R3.5.18	文京区の全て(154)の町内会・自治会について、区がシルバー人材センターに委託して区報を配布する場合の、各町内会・自治会ごとの配布部数がわかる文書全て。 なお、文京区役所広報課から、区報の配布について、「(区報の全戸配布ができる町会には配付を行っていただき、できない町会の区域については区からシルバー人材センターに委託して全戸配付を行うことにより、区内全域での全戸配付が可能となる仕組みとなりました」と言われた。	閲覧 写しの交付	公開	広報課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03076	R3.5.7	R3.5.13	1 令和3年4月1日～令和3年4月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧 2 令和3年4月1日～令和3年4月30日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03077			欠番					
03078	R3.5.10	R3.5.10	平成29年度児童青少年課児童係事務分担表 平成30年度児童青少年課児童係事務分担表 令和元年度児童青少年課児童係事務分担表	写しの交付	公開	児童青少年課		
03079	R3.5.10	R3.5.21	請求者が文京区役所広報課に対し、区報の配布について、昨年从今年5月にかけて度々問い合わせをしたことについて、広報課や企画政策部長大川秀樹などが内部で検討したことについての情報や文書全て(開示対象となる情報や文書には、法令解釈や定義上、職員のEメールやメモ、ミーティングの資料などが全て含まれる) (注)広報課は、建前上は「区報は全戸に配布する」と言っているが、全くそうっていないことが明らかになったにもかかわらず、大川部長は全く対応せず、責任を放棄して、逃げ回っている状況が続いているため、開示を請求する。	閲覧 写しの交付	公開	広報課		
03080	R3.5.8	R3.5.13	令和3年2月1日から令和3年4月30日までの(固定店舗を持たない移動、臨時、自動販売機は除く) 新規食品衛生関係営業施設一覧 ・屋号・店舗所在地・店舗電話番号・申請者氏名(法人の場合は法人名及び代表者氏名)・業種・許可年月日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03081	R3.5.10	R3.5.10	Bーぐる(車両番号:足立230い12-58)について (1) 道路法第47条に基づく文京区道の通行の認定に関する文書一式 (2) 本年5月9日(日)15時頃に春日後楽園駅前地区第一種市街地再開発事業の南街区と北街区との間の文京区道を通行したことについて、区民から情報提供を受けた内容がわかるもの、および、日立自動車交通とやりとりした内容がわかるもの それぞれ、決裁文書等を含む。	写しの交付	非公開	管理課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03081	R3.5.10	R3.5.10	B-ぐる(車両番号:足立230い12-58)について (1) 道路法第47条に基づく文京区道の通行の認定に関する文書一式 (2) 本年5月9日(日)15時頃に春日後楽園駅前地区第一種市街地再開発事業の南街区と北街区との間の文京区道を通行したことについて、区民から情報提供を受けた内容がわかるもの、および、日立自動車交通とやりとりした内容がわかるもの それぞれ、決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	区民課	不存在(第12条第2項)	日立自動車交通とのやりとりの内容
03082	R3.5.10	R3.5.21	先日、下記の情報公開を請求したが、開示請求には、区役所からシルバー人材センターに区報の配布を委託した文書や、各町会・自治会の配布部数を記載したセンターへの文書も含むので、念のため、申し添える(シルバー人材センターへの文書自体は、センターが保有しているものが、この文書を起案した行政文書や、センターへの文書の複写を区が保有しているはずである)。 「文京区の全て(154)の町内会・自治会について、区がシルバー人材センターに委託して区報を配布する場合の、各町内会・自治会ごとの配布部数がわかる文書全て」	閲覧 写しの交付	公開	広報課		
03083	R3.5.10	R3.5.17	令和3年4月30日、文京区消費生活センターに興和のカイロが不良品と報告し、区が公式にカイロの温度検査をするよう求めたが、職員(〇〇)が検査をしないと回答した。この検査拒否の理由と、検査拒否の決定経緯がわかる、文書全ての開示(公開対象の行政文書には職員のメモやEメールや内部ミーティングの資料等も含む) (カイロの使用期限は2021年4月と袋に記載があるが、使用期限後直ちに温度が上昇しなくなるわけではなく、徐々に劣化するもので、2、3か月後も温度上昇検査をする価値が十分ある)	閲覧 写しの交付	非公開	経済課	不存在(第12条第2項)	
03084	R3.5.10	R3.5.18	2021年4月1日から4月30日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、業者氏名、業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03085	R3.5.12	R3.5.25	土木部管理課の〇〇係長をはじめとする数人の文京区職員が2021年5月11日13時45分からの東京地裁703号法廷において傍聴していた件で、文京区職員が勤務時間内に裁判を傍聴できる(あるいは傍聴して構わない)とする職員の職務規程等の法令的・手続きの合理的裏付け根拠を示す文書一式	写しの交付	一部公開	総務課	①個人情報(第7条第2号)②不存在(第12条第2項)	①原告氏名及び事件番号、職員番号②指定代理人の傍聴が公務であることを裏付ける法令的・手続的根拠 職員番号
03085	R3.5.12	R3.5.25	土木部管理課の〇〇係長をはじめとする数人の文京区職員が2021年5月11日13時45分からの東京地裁703号法廷において傍聴していた件で、文京区職員が勤務時間内に裁判を傍聴できる(あるいは傍聴して構わない)とする職員の職務規程等の法令的・手続きの合理的裏付け根拠を示す文書一式	写しの交付	一部公開	管理課	個人情報(第7条第2号)	
03086	R3.5.13	R3.5.13	柳町育成、柳町第二育成、柳町第三育成が国会公務員研修跡地に移ることを「新設」とした経緯、区民等に説明したこと(わかるものすべて	写しの交付	公開	児童青少年課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03087	R3.5.13	R3.5.13	処分庁の弁明書(2021文都住第81号)の第3の3の(1)ウにおいて「最近では、オンラインで説明会を開催するといった提案もあり」と記載があることが事実であることを裏付ける文書一式	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	
03088	R3.5.13	R3.5.25	東京地裁民事2部に係属された文京区長らを被告とする行政訴訟の第1回期日(2021年5月11日、東京地裁703号法廷)で被告である文京区長が裁判所に提出した「答弁書」一式(書証の証拠含む)	写しの交付	一部公開	総務課	個人情報(第7条第2号)	原告氏名及び事件番号、乙第1号証及び乙第2号証の回答先の氏名
03089	R3.5.17	R3.5.20	旧国家公務員研修センター解体工事 金額入り内訳書 (2019/11/28開札) 文京区立誠之小学校校舎解体工事 金額入り内訳書 (2017/8/1開札) 音羽地域活動センター解体工事 金額入り内訳書 (2017/10/25開札) 旧国家公務員小石川住宅解体工事 金額入り内訳書 (2017/10/31開札) 旧向丘地域活動センター外1施設解体工事 金額入り内訳書 (2016/5/6開札) 水道交流館(水道職員住宅)解体工事 金額入り内訳書 (2016/10/24開札) 旧国家公務員春日町宿舍解体工事 金額入り内訳書 (2016/10/24開札) 旧国家公務員千石宿舍解体工事 金額入り内訳書 (2016/10/24開札)	写しの交付	公開	整備技術課		
03090	R3.5.17	R3.5.17	特別区道文第161号と同第163号の交差点(小日向台町小学校南東角)の南東角地の私有地前の細街路拡幅整備事業などに伴う白の実線の新たなペイントを令和3年3月7日以降にペイントし直したことに際し、どこからどこまでどのようなようにペイントするか判断に関する正当かつ合理的根拠を裏付ける文書等	写しの交付	公開	道路課		
03091	R3.5.17	R3.5.17	特別区道文第163号と同第163号の交差点(小日向台町小学校南東角)の南東角地の私有地前の細街路拡幅整備事業などに伴う白の実線の新たなペイントを令和3年3月7日以降にペイントし直したことに伴う区から事業者への発注書・仕様書等の文書等	写しの交付	一部公開	道路課	個人情報(第7条第2号)	現場代理人印影
03092	R3.5.17	R3.5.17	住環境課内のメモ文書「(仮称)小日向2丁目マンション新築工事関係メモ」における令和3年5月1日以降、令和3年5月16日までの記録が記された文書	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名
03093	R3.5.17	R3.5.17	(仮称)小日向2丁目マンション新築計画(小日向二丁目175番地)に関連し、南側隣接地境界の「大谷石積み」の安全確保対策で、令和3年1月25日に隣接区民と事業者(横山産業、福子工務店)らによる話し合いが行われた以降、5月1日から16日までの動向が分かる文書(※区と地元区民、区と事業者のやり取りの記録含む)	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名
03094	R3.5.17	R3.5.25	路面下空洞調査委託の金入設計書	写しの交付	公開	道路課		
03095	R3.5.17	R3.5.17	「公設公営」である柳町育成、柳町第二育成を国家公務員研修跡地に仮移転することを機に、「新設育成」とし「公設民営」とする根拠となる「行財政改革」等の文章すべて	写しの交付	公開	児童青少年課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03096	R3.5.17	R3.5.17	行政情報件名(内容) 処分庁の弁明書(2021文士道第165号)の第3の2の(1)のAとイにおいてそれぞれ「～設置している」と記載があるところの、それぞれにおいて「～設置している」とするところの法令的・手続き的裏付け根拠が書いてある文書一式(公表されている場合は正式名称と条項号の情報提供で構わない)	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条第2項)	
03097	R3.5.17	R3.5.17	令和2年度第2号事件の弁明書(令和2年7月9日付2020文士道第563号)	写しの交付	一部公開	道路課	個人情報(第7条第2号)	審査請求及び区民の声の請求人氏名、行政情報公開請求の請求人氏名、郵便番号、住所、電話番号
03098	R3.5.17	R3.5.28	情報公開請求(受付番号02-725)において公開された「対応メモ」(2021年3月12日企画政策部企画課)の【概要】に記載のある(1)平成28年4月6日付27文企第49号、(2)3つ目の「・」における段落最後の「～内部検討を進めていた」と記載があるところの「進めていた」ところの「内部検討」の具体的な内容が分かる文書、(3)4つ目の「・」における段落最後の「要望書」は再度修正して(中略)準備を進めていた」と記載があるところの「要望書」と「再度修正して提出することで準備を進めていた」という「要望書」	写しの交付	一部公開	企画課	不存在(第12条第2項)	「内部検討」の具体的な内容が分かる文書、「再度修正して提出することで準備を進めていた」という「要望書」
03099	R3.5.17	R3.5.28	「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例施行規則」の制定以降、本請求時点までに「寮」に係る規則の変更・修正・改正等が分かる文書一式	写しの交付	公開	住環境課		
03100			取下げ					
03101	R3.5.19	R3.5.19	令和2年度 新型コロナウイルスワクチン接種にかかるコールセンター運営業務委託がわかるすべて	写しの交付	一部公開	予防対策課	法人情報(第7条第3号)	法人印影
03102	R3.5.19	R3.5.19	文京区内の以下の8つの町内会・自治会について、各々の町内会・自治会の管轄内に居住する全ての世帯数(会員)になっている世帯と、なっていない世帯の両方を含む合計数)、もしくは世帯数がわかる文書。 本郷弓一町会、本郷二丁目元一会、菊和会、三組弥生会、天一町会、西片町会、蓬萊町会、神明上町会	閲覧 写しの交付	非公開	区民課	不存在(第12条第2項)	
03103	R3.5.19	R3.5.19	(注)上の8つの町内会・自治会の世帯数は、2020年に区民課から提供されたが、最新の世帯数を知る必要があるため開示請求をする。 文京区役所が、建築基準法(第9条1項、第12条7項等)に基づき、文京区本郷5-15-6の森田ビルの建物が建築基準法の基準に違反しているかどうか調べ調査や、違反している場合に違反を是正するために必要な措置をとることを命ずる指導等を行ったことに関する情報と文書全て(対象期間は文書保存期間内全て) (注)法令の解釈上、開示対象の文書に職員のミーティングの資料やEメール等も含むが、令和2年7月6日付の開示請求の際、文京区役所が、職員のメモやミーティング資料やEメール等の文書を開示しなかったことは違法である。	閲覧 写しの交付	一部公開	建築指導課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①陳情者氏名、連絡先、経過の内、陳情者氏名及び関係者を識別できる情報②当該建築物に係る陳情内容

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03104	R3.5.19	R3.5.19	令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方を踏まえた「災害対策基本法」改正を受け、文京区において「避難行動要支援者名簿」の作成と災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため「個別計画」の策定状況に関する本請求時点までの文書一式(※作成策定をしないことを決めたのであればその決定の経緯に係る文書、作成策定を検討するのであれば検討開始の決定から現時点までの経緯に係る文書)	写しの交付	公開	防災課		
03105	R3.5.20	R3.5.20	2021-00358 文京区立関口町台小学校給食室改修工事の金入り設計書	写しの交付	公開	整備技術課		
03106	R3.5.20	R3.5.20	竹早公園平面図	写しの交付	公開	みどり公園課		
03107	R3.5.21	R3.5.21	「目白台運動公園」指定管理者に対して発出された改善勧告、改善指示の文書一式。 令和3年度分について	写しの交付	公開	みどり公園課		
03108	R3.5.21	R3.5.21	職員名簿令和2年度版(全職員)	写しの交付	公開	職員課		
03109	R3.5.21	R3.5.25	住環境課 別紙参照 第19-16号、第19-21号、第19-12号についての以下の内容 ①ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例・施行規則 ②ワンルーム条例12条、施行規則13条、建物使用規則等 ③ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例・施行規則等 ④ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例・施行規則等 ⑤ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例・施行規則等	写しの交付	一部公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	第19-21号の請求内容に相当する文書
03110	R3.5.24	R3.5.24	文京区小石川3丁目88番2の児童相談所建築計画について建築指導課で縦覧に供している関係図書一式	写しの交付	公開	建築指導課		
03111	R3.5.24	R3.5.24	(1)「目白台運動公園」改善指示書・シャワー室・改善指示書(写真部分含む)※29文土公第689号・平成29年9月8日付 (2)「目白台運動公園」第二期・提案書 (3)「目白台運動公園」第三期・提案書 (4)「目白台運動公園」第一期・提案書 (5)「肥後細川庭園」第二期・提案書	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	個人の顔写真、配属先、担当業務、通算勤務期間、保有資格、
03112	R3.5.24	R3.5.24	(1)指定管理者交代に伴う引継ぎ時の原状回復確認等の手順書、書式等一式 (2)指定管理費の人員費の積算に於いて上限額設定を認める根拠となる資料一式。 土木部みどり公園課所管の指定管理者のみが契約管財課作成の指定管理者制度ガイドライン等に従って作成をしている。 契約管財課は不真正倉庫等事実はない、と回答をしている。 その疎明資料の全てを開示されたし。	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03113	R3.5.24	R3.5.24	行政情報一部公開決定通知書、(2)令和2年度(情報)諮問第5号における「説明会の終了に関する文書一部公開決定処分取消請求事件」の処分庁の弁明書(証拠・資料等含む)、(3)「区民の声」への回答(2020文都住第103号、同第105号、同第106号、同第110号)、以上全て紙の写し	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名、郵便番号、住所、電話番号
03114	R3.5.25	R3.6.7	政府が「まん延防止等重点措置」適用下において「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」を国民に求めている中で、文京区において公園再整備計画の「意見交換会」を「まん延防止等重点措置」適用下で開催し区民参加を促すことができる合理的裏付け根拠が記された資料・記録や発言録等の文書	写しの交付	公開	みどり公園課		
03115	R3.5.26	R3.5.26	2021年4月に実施された京華学園 景観に関する協議	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名、電話番号
03116	R3.5.26	R3.5.26	オリンピックの学校ごとの観戦一覧	写しの交付	公開	教育指導課		
03117	R3.5.26	R3.5.27	特別養護老人ホーム(広域型)直近5件の施設整備運営への応募法人一覧。	写しの交付	公開	介護保険課		
03118	R3.5.31	R3.6.4	(法人名、住所、施設名、定員、公募年度) 2021文都住第63号の行政情報一部公開決定で公開された「別紙」の1の(2)乃至(6)における、建築相談員の発言内容が分かる文書一式	写しの交付	一部公開	住環境課	①個人情報(第7条第2号)②行政運営情報(第7条第6号)③不存在(第12条第2項)	①近隣住民の氏名②あつせん議事録議事内容(建築相談員の発言内容を含む)③2021文都住第63号の行政情報一部公開決定で公開された「別紙」の建築相談員の発言内容がわかる文書
03119	R3.5.31	R3.6.4	大塚小学校 アクテア運営委員会 令和2年、3年度議事録等すべて	写しの交付	一部公開	児童青少年課	個人情報(第7条第2号)	令和2年度運営委員名簿における、PTA会長・大塚小学校長の除く委員の氏名 令和3年度大塚小学校放課後全児童向け事業運営委員会役員及び委員案における、PTA会長及び副会長、大塚小学校長を除く委員の氏名 個人の顔写真
03120	R3.6.1	R3.6.14	「肥後細川庭園」、「目白台運動公園」指定管理者が所管課に提出をした令和2年度分「収支報告書」、「修理、修繕実績一覧表」等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	
03121	R3.6.1	R3.6.14	「目白台運動公園」令和元年10月24日実施モニタリング指摘事項 指定管理者による改善内容の作業報告書等一式 ・樹林地内の除草等 ・多目的広場の芝刈、不陸箇所を整備	写しの交付	公開	みどり公園課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03122	R3.6.1	R3.6.4	近頃の建築審査会口頭審査議事録	写しの交付	一部公開	住環境課	氏名、審査請求人の会社名、FAX番号	個人情報(第7条第2号)
03123	R3.6.1	R3.6.7	食品営業許可台帳の令和3年5月1日～5月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目: 屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03124	R3.6.1	R3.6.7	食品営業許可施設一覧 ・期間: 2017年1月～2021年4月末の間に新規あるいは更新した施設および廃業した施設 ・飲食店(および可能であれば食品製造業含む) ・項目: 施設名称、所在地、営業許可氏名、住所(法人のみ)、営業酒類、区分、初回許可日、最新の許可日、廃業日(廃業者のみ)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03125	R3.6.1	R3.6.7	2021年5月1日から5月31日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新/廃止した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業所電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03126	R3.6.2	R3.6.10	①令和3年4月末時点で取得が可能な、旅館業の許可を受けている全施設の保健所管轄内全域の、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先、保健所の確認年月日(許可年月日)、許可番号 ②令和3年4月末時点で取得が可能な、食品業の許可を受けている全施設の保健所管轄内全域の、固定店舗のみの、(自動販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)、初回の許可年月日、最新の許可年月日、新規か更新か、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03127	R3.6.2	R3.6.2	「区民の声」に対する「回答」(2020文都住第855号)において、「事業者から説明を聞き内容の把握ができた」と記載があるところの、「事業者から聞き」把握ができた」とする「内容」の具体的な中身が分かる文書一式	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	
03128	R3.6.2	R3.6.2	文京区及び文京保健所が保有する、文京区内のポウリング場にて新型コロナウイルス感染症(COVID)のクラスター(集団感染)が発生した事実が記載された文書	写しの交付	非公開	予防対策課	不存在(第12条第2項)	
03129	R3.6.2	R3.6.15	2021文企企第111号において一部公開された資料(27文企企第49号と同第540号)の別紙調書において、(1)「2取得時期・取得方法」が「一括(予定)」から「定期借地契約による貸付」に変わった理由と根拠、経緯が分かる文書一式、(2)「3利用用途」が「区立幼稚園の認定子ども園化の転換」が「区立幼稚園の移転設置等」に変わった理由と根拠、経緯が分かる文書一式	写しの交付	一部公開	企画課	不存在(第12条第2項)	「3利用用途」が「区立幼稚園の認定子ども園化の転換」が「区立幼稚園の移転設置等」に変わった理由と根拠、経緯が分かる文書一式

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03130	R3.6.2	R3.6.15	2021文企第111号において一部公開された資料(27文企第49号と同日の別紙調書)において、「4要望理由」の(3)の「事業に対する地域住民の意見等」における具体的な「意見等」の内容が分かる記録や文書一式(1)平成27年5月1日時点、(2)平成27年5月1日～平成28年4月6日、(3)平成28年4月6日以降現時点	写しの交付	一部公開	企画課	①個人情報(第7条第2号)②不存在(第12条第2項)	①旧大蔵省関東財務局跡地(小日向神社上)利用についての要望、令和2年度意見交換会(第1回、第2回)の区民氏名・住所・電話番号②「4要望理由」の(3)の「事業に対する地域住民の意見等」における具体的な「意見等」の内容が分かる記録や文書一式のうち(1)平成27年5月1日時点と(2)平成27年5月1日～平成28年4月6日に該当するもの。
03131	R3.6.2	R3.6.15	「区民の声」の回答(2021文企第126号)において、「当初から予定している特別養護老人ホームを建設しても、なお広い敷地が確保できること」と書いてあるところの「当初から予定している特別養護老人ホーム」の規模が分かる文書一式(おおよその収容人数や階数、延べ床面積、敷地面積等)	写しの交付	一部公開	企画課	不存在(第12条第2項)	「当初から予定している特別養護老人ホーム」の規模が分かる文書一式のうち、階数、敷地面積等
03132	R3.6.2	R3.6.15	「区民の声」の回答(2021文企第126号)において、「現在の小日向2-187-3にあたる範囲を計画地として検討している旨を区から国に伝え」と書いてあるところの、まさにそのことを区が国に伝えた文書一式	写しの交付	非公開	企画課	不存在(第12条第2項)	
03133	R3.6.2	R3.6.15	「区民の声」の回答(2021文企第126号)において、「現在の小日向2-187-3にあたる範囲を計画地として検討している旨を区から国に伝え」と書いてあるところの、区が「現在の小日向2-187-3にあたる範囲を計画地として検討したことを裏付ける文書や図面等	写しの交付	非公開	企画課	不存在(第12条第2項)	
03134	R3.6.4	R3.6.10	1 令和3年5月1日～令和3年5月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料一覧 2 令和3年5月1日～令和3年5月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業してものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号、以上の情報の提供を申し出ます。	写しの交付	公開	生活衛生課		
03135	R3.6.4	R3.6.4	文京区小石川2-5-5先の文京区道818号線においてガードポールが損傷する事故が起き、警察官への報告義務違反があったことについて、事故関係者や警視庁とやりとりした内容がわかる文書一式。 決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	管理課	①個人情報(第7条第2号)②犯罪予防(第7条第4号)	①事故当事者氏名、住所、電話番号、対応業者担当者氏名、印、別件通報における通報者氏名、保険会社担当者氏名②警察官の氏名

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03136	R3.6.4	R3.6.10	文京区における食品営業許可台帳(飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食肉処理業、氷雪販売業)のうち令和2年4月1日課から令和3年3月31日までに新規に営業の許可を受けた施設(ただし、臨時販売、移動販売、自動車による販売、自動販売、露店販売、催事、コンビニエンスストア等、陳業を除く。)の①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者名、⑤営業の種類、⑥初回許可年月日に限る。ただし上記期間内に新規施設が存在した場合に限る。	写しの交付	公開	生活衛生課		
03137	R3.6.7	R3.6.14	文京区における自動販売機取扱事業所(喫茶店営業)の一覧 期間:令和3年5月31日現在 項目:①屋号、②所在地、③申請者氏名、④法人代表者氏名、⑤法人代表電話番号⑥許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03138	R3.6.7	R3.6.9	2021年1月1日から2021年3月31日までに付定のあった新築届及び住居表示台帳(個人情報情報を除く)	写しの交付	一部公開	区民課	個人情報(第7条第2号)	所有者、管理者、占有者氏名、住所、申請者氏名、住所、電話番号
03139	R3.6.7	R3.6.6	「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」令和2年度総動定元帳、専用口座写し等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	施設職員氏名、支払い対象者氏名、人件費のうち職員給与・職員賞与・特別手当、社会保険事業主負担分(職員)、人件費支払(日本体育施設立替え)金額及び消費税額、月合計、累計。人件費のうち、アルバイト賃金の金額、月合計、累計。個人の印影
03140	R3.6.7	R3.6.18	確認記録・令和3年4月1日～現在迄の分	写しの交付	公開	みどり公園課		
03141	R3.6.7	R3.6.18	「目白台運動公園」自動芝刈り機設置時の申請書、確認図面等一式 前指定管理者・西武パートナーズ申請分 現指定管理者・目白台運動公園パークアップ共同体申請分	写しの交付 写しの交付	公開 非公開	みどり公園課 みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03142	R3.6.7	R3.6.8	小石川五丁目ショートステイ敷地借受候補者審査委員会の内容について	写しの交付	一部公開	介護保険課	法人情報(第7条第3号)	事業活動(収支)計算書、(資金)収支計算書、財務指標(計算結果)、費用対比の表 個人の氏名
03143	R3.6.7	R3.6.18	「目白台運動公園」令和3年1月～5月迄のシフト表等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	
03144	R3.6.8	R3.6.8	文京区役所職員録・令和3年6月1日版	写しの交付	公開	職員課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03145	R3.6.8	R3.6.22	行政情報件名(内容) 平成31年度台風被害報告書・目白台運動公園、肥後細川庭園 所管課と指定管理者と被害等に関するメール等一式 当時の台風発生から被害報告迄の確認記録 樹林地沿い園路のフェンス見直し、工事報告書等一式 フェンス修理を2年間放置した件についての所管課の報告書、顛末書 等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③行政運営情報(第7条第6号)④不存在(第12条第2項)	①及び②の公開内容のうち、個人の氏名、個人のメールアドレス、個人の携帯番号②5の公開内容のうち、法人の印影③職員個人メールアドレス④3.平成31年度の台風発生から被害報告迄の確認記録。4.樹木地沿い園路のフェンス見直し、工事報告書等一式
03146			取下げ					
03147	R3.6.8	R3.6.22	1. 目白台運動公園「わんわん広場」設置ベンチの所在についての報告書 2. 「わんわん広場」水飲み場・損傷の事故報告書 3. 上記案件について現指定管理者が放置した事実についての確認書、報告書 4. 上記案件に対する改善命令 5. 備品記録等の修繕、抹消記録等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	1.目白台運動公園「わんわん広場」設置ベンチの所在についての報告書2.「わんわん広場」水飲み場・損傷の事故報告書3.上記案件について現指定管理者が放置した事実についての確認書、報告書 4. 上記案件に対する改善命令 5. 備品記録等の修繕、抹消記録等一式
03148	R3.6.8	R3.6.22	1. 目白台運動公園の現指定管理者が所管課に提出をした「月次報告書」一式 ※指定管理開始から現在迄の分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	個人の顔写真
03149	R3.6.8	R3.6.8	小石川五丁目シヨーストス敷地 借受者変更の審査委員会の内容が分かるもの	写しの交付	一部公開	介護保険課	個人情報(第7条第3号)	事業活動(収支)計算書、(資金)収支計算書、財務指標(計算結果)、費用対比の表
03150			取下げ					
03151			取下げ					
03152			取下げ					
03153			取下げ					
03154			取下げ					
03155			取下げ					
03156	R3.6.9	R3.6.14	令和3年5月31日現在の食品衛生関係施設名簿 項目:①業種、②営業所所在地・ビル名、③屋号④営業者氏名⑤営業所電話番号、⑥許可日、⑦許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03157	R3.6.9	R3.6.9	政府が「まん延防止等重点措置」適用下において「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」を国民に求めている中であって、文京区において公園再整備計画の「意見交換会」を「まん延防止等重点措置」適用下では開催しないとの判断をせず、開催することに決めるにあたっての判断根拠が記された資料・記録や発言録等の文書	写しの交付	公開	みどり公園課		
03158	R3.6.9	R3.6.9	文京区における公園再整備計画の「意見交換会」が対象となる「業種別ガイドライン」の内容が分かる文書一式	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03159	R3.6.9	R3.6.22	「目白台運動公園」令和元年度実績評価検討会提出・評価対象資料一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の顔写真、氏名、携帯電話番号②法人の印影
03160	R3.6.9	R3.6.15	文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱の改正(6月1日施行)に関し、どうして改正することになったのか(改正しなればならなかったのか)の具体的な背景や経緯、理由・目的が分かる文書一式(原議書や決裁書等含む)	写しの交付	公開	住環境課		
03161	R3.6.10	R3.6.22	「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」両指定管理者、代表企業「公園財団」と所管課のメール等一式 期間(令和3年4月1日～現在迄の分)	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②行政運営情報(第7条第6号)	①個人の氏名、メールアドレス、携帯番号②職員個人のメールアドレス
03162	R3.6.10	R3.6.10	白山・小石川付近のマニション計画内容がわかること	写しの交付	公開	住環境課		
03163	R3.6.10	R3.6.10	令和3年6月にメールで文京区立小中学校、幼稚園にあって送った熱中症や体育時のマスク着用に関するメールや通知文。	写しの交付	一部公開	教育指導課	行政運営情報(第7条第6号)	職員の個人メールアドレス
03164	R3.6.11	R3.6.24	「目白台運動公園」供用備品現在高調書・テラモト製折り畳み式長椅子(ベンチ) 2018年～2021年迄の間に組み替え、廃棄処分に関する文書一式 ※第3期募集要項では4台とされていたが、現在、1台となっている。 廃棄の際の産業廃棄物のマニフェスト関連書類一式 ※所管課・担当係長〇〇〇〇は6月9日の架電の際、備品の在庫確認は行っていないと回答をしている。(録音済み)	写しの交付	一部公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	廃棄の際の産業廃棄物のマニフェスト関連書類一式
03165	R3.6.11	R3.6.24	「目白台運動公園」わんわん広場・テラモト製折り畳み式長椅子(ベンチ) 1. 指定管理者が廃棄をした際の産業廃棄物マニフェスト一式 2. 所管課への破損、廃棄の報告書等一式 ※同ベンチは現在、わんわん広場(小)に設置しているモノと同型。 4月18日時点で区の備品シールの添付がなかった事は確認済みである。	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03166	R3.6.11	R3.6.15	文京区及び文京保健所が保有している新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者への積極的疫学調査の結果としてポウリング場へ行っただことが感染原因ではないかとの内容が記載されている報告書・ヒアリングシートなどの文書。	写しの交付	非公開	予防対策課	不存在(第12条第2項)	
03167	R3.6.11	R3.6.18	文京区内の①診療所(含む)②歯科診療所③薬局④薬局製造販売医薬品の製造販売業(製造業は含まない)⑤店舗販売業⑥麻薬小売業者⑦高度管理医療器械等販売業(業以上全ての1)施設名称2)所在地3)開設者4)電話番号更により③～⑦許可については5)許可番号6)有効期間開始日7)有効期間終了日※2021.6.11現在データ学校図書館標準に対する区立小・中学校の全中学校毎の到達がわかる資料 令和2年度末の分	写しの交付	公開	生活衛生課		
03168	R3.6.14	R3.6.14		写しの交付	公開	学務課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03169	R3.6.15	R3.6.29	令和3年5月31日、6月1日付の「区民の声」に対する回答(2021文都都第64号)で、「その根拠をお示しした上での答弁」となっており、邪推や臆測によるものではございません」と記載があるところの、「その根拠」なるものが具体的に明記された文書一式(※文書内における「その根拠」なる部分の文章・文言を特定のこと)	写しの交付	公開	都市計画課		
03170	R3.6.17	R3.6.24	有坂和彦都市計画部住環境課長名で令和3年6月15日に送られてきた、令和3年6月11日付「区民の声」に対する令和3年6月15日付「回答」(2021文都住第221号)において、「令和3年5月20日付けでいただいた区民の声に対する回答者が不適切だとは考えておりません」と書いてあるところの、「回答者が不適切だ」と考えていない(あるいは考えない)とする正当な理由や合理的裏付け根拠等が記された文書一式	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	
03171	R3.6.17	R3.6.17	昭和39年2月26日～28日 第1回臨時区議会 昭和39年11月25日～12月7日 第4回定例会 議案第66号	閲覧	公開	区議会事務局		
03172	R3.6.18	R3.6.29	「目白台運動公園」指定管理者・目白台運動公園パークアップ共同体が応募時に提出した 企画提案書の(資料5.1) ※20頁の2)植物管理業務・芝生管理の記載部分から	写しの交付	公開	みどり公園課		
03173	R3.6.18	R3.6.29	「目白台運動公園」指定管理者・目白台運動公園パークアップ共同体が所管課に提出をした。 1. 令和元年9月の台風15号の被害報告書、メール、撤去費用等の見積書、請求書等一式 2. 令和元年10月13日付「台風19号」の被害報告書、メール、撤去費用の見積書、請求書等の一式 3. 1、2の受付簿 ※メールについてはヘッダー情報等の受信記録を含めて	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②犯罪予防(第7条第4号)③行政運営情報(第7条第6号)④不存在(第12条第2項)	①報告書、メール及びヘッダー情報のうち、個人の氏名・メールアドレス・携帯番号②ヘッダー情報のうち、IPアドレス③メール及びヘッダー情報のうち、職員個人メールアドレス④令和元年9月の台風15号の被害に伴う撤去費用等の見積書、請求書。令和元年10月の台風19号の被害に伴う撤去費用等の見積書、請求書。受付簿
03174	R3.6.21	R3.7.1	「竹早テニスコート」人工芝定期点検診断書、修繕時の報告書等一式 直近で存在するモノの開示を求める。	写しの交付	一部公開	スポーツ振興課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①施設報告書の担当者氏名②調査レポートの法人印影
03175	R3.6.21	R3.6.21	建築課設置届 資料一式 文京区小日向二丁目11-36、-38	写しの交付	公開	住環境課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03176	R3.6.22	R3.6.30	行政情報件名(内容) 文京区小日向2-10-3の位置指定道路内に建てられている違法な塀について の行政の是正措置の経過(2007年から現在まで)	閲覧 写しの交付	一部公開	建築指導課	個人情報(第7条第2号)	①建築主氏名、陳情者氏名・連絡先、経過のうち、陳情者氏名及び関係者を識別できる情報②経過のうち、当該建築物に係る陳情内容及び区への判断・対応の電話番号
03177	R3.6.22	R3.6.24	令和3年6月22日現在の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例に基づき、経営許可を受けている墓地の一覧 ・寺院名 ・住所 ・代表者氏名 ・電話番号	写しの交付	一部公開	生活衛生課	不存在(第12条第2項)	
03178	R3.6.23	R3.6.23	令和3年4月からこれまでに区長に寄せられたオリンピック・パラリンピック連携観戦についての意見のすべて	写しの交付	一部公開	広報課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス、その他の個人を特定しうる情報
03179	R3.6.23	R3.6.25	オリンピック・パラリンピック学校連携観戦について教育委員会に寄せられた意見・要望の全て(2021年5~6月分)	写しの交付	一部公開	教育指導課	個人情報(第7条第2号)	区民の個人名・住所・電話番号・メールアドレス
03180	R3.6.23	R3.7.7	文京宮下公園再整備計画に関する「第3回意見交換会」について延期の措置を取った具体的な理由と根拠が記載された文書(国や東京都の政策動向や指針等を判断根拠とした場合は具体的な該当項目が分かるようにしていたかどうか、政策・指針・通知等の正式名称と該当項目の条項号やナンバリング等の情報提供でも構わない)	写しの交付	公開	みどり公園課		
03181	R3.6.23	R3.7.1	文京区における、過去3年間の喫茶店営業(自動販売機)の下記事項(廃業は除く)(営業者名、屋号、営業場所(設置先)住所、許可日、許可満了日)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03182	R3.6.25	R3.6.29	「目白台運動公園」指定管理者西武パートナーズが所管課に提出をした平成27年度、28年度、30年度の「修理修繕報告書」	写しの交付	一部公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	平成27年度修繕の一覧表
03183	R3.6.28	R3.7.5	文京区消費生活センター(00000)が、請求者からの要望(興和(株)の使い捨てカイロの不正の件)を、勝手に、「区民の声」として出したと言っている。このセンターが出した「区民の声」の内容がわかる文書すべて。また、00000は、「(「開示請求者に対し)区長決定による回答をしております」と言っているが、この区長の決定がある場合、それがわかる文書すべて。	閲覧 写しの交付	一部公開	経済課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名、個人のメールアドレス
03184	R3.6.28	R3.6.28	行政情報非公開決定通知書(2021文都住第267号)の「2 非公開とする理由及び根拠」の「理由」において、「本件については部長で回答することが適切であると判断した」と記載があるところの、「適切であると判断した」正当な理由あるいは合理的な裏付け根拠が分かる文書一式	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03185	R3.6.28	R3.7.12	令和3年6月4日付区民の声」に対する「回答」(2021文企第190号)において、「近隣老朽施設の改築のための暫定的な利用や移転用地としての活用も想定していたところ」と記載があるところの、(1)どのような「近隣老朽施設」について「改築のための暫定的な利用や移転用地としての活用を想定していたか、(2)その「想定」は結局のところどういう経緯を辿ったか、が分かる記録や文書一式	写しの交付	一部公開	企画課	不存在(第12条第2項)	(2)その「想定」は結局のところどういう経緯を辿ったか、が分かる記録や文書一式
03186	R3.6.28	R3.7.7	「目白台運動公園」管理棟機械警備の開始、終了時刻記録等一式 令和3年1月～現在迄の分	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03187	R3.6.28	R3.7.7	「目白台運動公園」指定管理者「目白台運動公園パークアップ共同体」作成写真付き備品管理台帳等一式	写しの交付	公開	みどり公園課		
03188	R3.6.28	R3.7.2	タブレット端末を区議全員に配付することを審議検討した会議の記録一式。決裁文書等を含む。	写しの交付	公開	区議会事務局		
03189	R3.6.28	R3.7.12	ベネッセから平成30年度の学童保育の委託料の請求を受けた文書 ベネッセに平成30年度の学童保育の委託料を支払うことを決裁した文書	写しの交付	一部公開	児童青少年課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善分請求書における対象者名②請求書における当該法人の印影
03190	R3.6.28	R3.7.5	2000年以降の学校事故に関する事故報告書 (教育委員会の会議への報告対象のもの。決裁文書等を含む。)	写しの交付	一部公開	教育総務課	個人情報(第7条第2号)	被害者氏名及び住所
03191	R3.6.28	R3.7.12	旧元町小学校について 1)園庭(校庭)におけるジャンゲルジム、砂場、藤棚、攀登(ほんとう)棒を除却したが、どの組織といつどのような事前周知や協議をしたかがわかるもの。 2)西側北側敷地内(体育館を含む)のどの部分を除却するのかその理由詳細がわかるもの。 3)原状回復について 建物自体を解体させる決定をいつしたのかその根拠がわかるもの。 4)解体工事について 入札の経緯や施工会社との契約内容が分かる資料一式。 5)解体工事について 入札の経緯や施工会社との契約内容が分かる資料一式。 6)旧元町小学校の設計および建築の経緯がわかるもの。 7)蓋をしたプール内部の構造内容および資材搬入工事内容詳細がわかるもの。	写しの交付	一部公開	企画課	不存在(第12条第2項)	1)園庭(校庭)におけるジャンゲルジム、砂場、藤棚、攀登(ほんとう)棒を除却したが、どの組織といつどのような事前周知や協議をしたかがわかるもの。
03191	R3.6.28	R3.7.12	旧元町小学校について 1)園庭(校庭)におけるジャンゲルジム、砂場、藤棚、攀登(ほんとう)棒を除却したが、どの組織といつどのような事前周知や協議をしたかがわかるもの。 2)西側北側敷地内(体育館を含む)のどの部分を除却するのかその理由詳細がわかるもの。 3)原状回復について 建物自体を解体させる決定をいつしたのかその根拠がわかるもの。 4)解体工事について 入札の経緯や施工会社との契約内容が分かる資料一式。 5)解体工事について 入札の経緯や施工会社との契約内容が分かる資料一式。 6)旧元町小学校の設計および建築の経緯がわかるもの。 7)蓋をしたプール内部の構造内容および資材搬入工事内容詳細がわかるもの。	写しの交付	一部公開	契約管財課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①4)事業者の代表者印、担当者個人名②2)事業者の代表者印④3)区契約管財課と借主順天同堂との賃貸契約書にある条項文言で、区が原状回復義務を遂行させない具体的理由がわかるもの

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03191	R3.6.28	R3.7.9	行政情報件名(内容) 旧元町小学校について 4)解体工事揭示について入札の経緯がわかる資料一式 5)ポーリング(地質)調査、石綿使用状況(調査日2021年4月26日)わか るもの。 議事録、録音CD等、資料、公開すること。各協議参加者、町会役員、発 言者、事業者側の氏名は公開すること。	写しの交付	一部公開	整備技術課	①個人情報(第7 条第2号)②不存 在(第12条第2 項)	①4)業者指定依頼書の うち、担当者氏名5)旧元 町小学校保全施設整備 等基本及び実施設計委 託アセスメント含有分析調 査報告書の該当箇所の うち、担当者氏名 ②5)ポーリング(地質)調 査について。 設計者印影
03192	R3.6.28	R3.7.2	1.工事件名:文京区立久堅保育園・児童館空調設備改修工事 開礼日: 2021年4月30日 2.工事件名:文京区立本駒込南保育園・児童館 外1施設空調設備改修 工事 開礼日:2021年4月30日 3.工事件名:文京区向丘高齢者在宅サービスセンター空調設備工事 開礼日:2020年5月28日 以上3件の金入り設計書全部 工事件名:公園灯等改修工事(その1) 開礼日:2021年6月15日 以上の金入り設計書全部 ・工事件名:文京区立久堅児童館照明LED化工事 開礼日:2021年5月31 日 ・工事件名:文京区立大塚小学校増築その他電気設備工事 開礼日: 2020年12月21日 以上の金入り設計書全部	写しの交付	一部公開	整備技術課	個人情報(第7条 第2号)	
03193	R3.6.28	R3.6.28	旧元町小学校について	写しの交付	公開	みどり公園課		
03193	R3.6.28	R3.7.2	・工事件名:文京区立久堅児童館照明LED化工事 開礼日:2021年5月31 日 ・工事件名:文京区立大塚小学校増築その他電気設備工事 開礼日: 2020年12月21日 以上の金入り設計書全部	写しの交付	一部公開	整備技術課	個人情報(第7条 第2号)	設計者印影
03194	R3.6.28	R3.6.29	旧元町小学校について 5)ポーリング(地質)調査、現時点での埋蔵文化財調査の結果(プー ル部 分は除く)石綿使用状況(調査日2021年4月26日)がわかるもの。 議事録、録音CD等、資料、公開すること。各協議参加者、町会役員、発 言者、事業者側の氏名は公開すること。	写しの交付	一部公開	教育総務課	個人情報(第7条 第2号)	月報記入者氏名
03194	R3.6.28	R3.7.9	6)旧元町小学校の設計および建築の経緯がわかるもの。 7)審をしたプーリング内部の構造内容物および資材搬入工事内容詳細がわ かるもの。 議事録、録音CD等、資料、公開すること。各協議参加者、町会役員、発 言者、事業者側の氏名は公開すること。	写しの交付	非公開	学務課	不存在(第12条 第2項)	
03195	R3.6.29	R3.6.29	令和3年6月15日付の「区民の声」に対する回答(2021文都住第253号)に おいて、有坂和彦都市計画部住環境課長が「～様のご意見として承りま す」と記載したところの、どの部分が「～様のご意見」であると有坂和彦課 長が判断したのか具体的な文章・文言を特定した上でその文章・文言が 記録されている文書一式	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条 第2号)	氏名、住所、電話番号、 年歳、メールアドレス
03196	R3.6.30	R3.7.14	財務省関東財務局「小日向宅跡地の国有地を国が平成29年3月に分 筆したことを区がいつ把握したかが分かる文書及び区において分筆を把 握後、区が地元区民らに分筆された旨を公式・非公式を含めいづどのよ うに伝えたかが分かる文書	写しの交付	非公開	企画課	不存在(第12条 第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03197	R3.7.1	R3.7.8	食品営業許可台帳の令和3年6月1日～6月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03198	R3.7.1	R3.7.1	令和3年6月1日現在の職員名簿	写しの交付	公開	職員課		
03199			取下げ					
03200	R3.7.2	R3.7.8	2021年6月1日から6月30日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03201	R3.7.1	R3.7.14	2021年6月30日時点の、文京区における食品営業許可済み・届出済みの全施設の一覧	写しの交付	公開	生活衛生課		
03202	R3.7.2	R3.7.16	令和3年3月3日の建設委員会で〇〇課長(当時)が令和3年2月5日第34号の「請願」について「もっぱら紛争予防に特化したものというふう」に解釈するの「妥当」と、私、理事者としては考えております」(速報版30頁7～8行目)と答弁したところの、同「請願」を「もっぱら紛争予防に特化したもの」というふう「解釈するのが妥当」であると「考え」る合理的な裏付け根拠が分かる記録や発言録等の文書一式	写しの交付	非公開	都市計画課	不存在(第12条第2項)	
03203	R3.7.2	R3.7.16	令和3年3月3日の建設委員会で〇〇課長(当時)が令和3年2月5日第34号の「請願」について「このような事例の抑止にはまちづくり基本条例が効果的」というふう「なる」と、私、理事者としては考えております」(速報版30頁7～8行目)と答弁したところの、同「請願」を「もっぱら紛争予防に特化したもの」というふう「解釈するのが妥当」であると「考え」る合理的な裏付け根拠が分かる記録や発言録等の文書一式	写しの交付	非公開	都市計画課	不存在(第12条第2項)	
03204	R3.7.5	R3.7.9	令和3年6月17日付「区民の声」に対する「回答」(令和3年7月2日付2021文企広第486号)で、「所管課の係長、課長、部長、副部長、副区長、副区長決定の過程の中で「回答者」及び「回答内容」の確認が行われており「長」と記載があるところの、(1)「不適切」でないことを確認をした裏付け証拠、(2)確認の結果「不適切」でないことを確認した合理的な裏付け根拠を分かる記録や発言録等の文書一式	写しの交付	非公開	広報課	不存在(第12条第2項)	
03205	R3.7.5	R3.7.9	令和3年6月16日付「区民の声」に対する「回答」(令和3年7月2日付2021文企広第471号)で、「所管課の係長、課長、部長、副部長、副区長、副区長決定の過程の中で内容の確認が行われております。改めて広報課においてチェックすることは考えておりません」と記載があるところの、(1)「根拠なき主張」を送り付けていないことを確認した合理的な裏付け証拠、(2)「回答」において「根拠なき主張」がないと判断した合理的な裏付け根拠を分かる記録や発言録等の文書一式	写しの交付	非公開	広報課	不存在(第12条第2項)	
03206	R3.7.5	R3.7.9	令和3年6月16日付「区民の声」に対する「回答」(令和3年7月2日付2021文企広第471号)で、「改めて広報課においてチェックすることは考えておりません」と記載があるところの、「チェックすることを考えていない」とする判断をした正当な理由あるいは合理的な裏付け根拠が分かる記録や発言録等の文書一式	写しの交付	公開	広報課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03207	R3.7.5	R3.7.9	令和3年6月17日付「区民の声」に対する「回答」(令和3年7月2日付2021文企広第486号)で、「改めて広報課において検証することは考えておりません」と記載があるところの、「改めて広報課において検証することは考えておりません」とする判断をした正当な理由あるいは合理的な裏付け根拠が分かる記録や発言録等の文書一式	写しの交付	公開	広報課		
03208	R3.7.5	R3.7.19	文京区における「陳情受付台帳」の受付の仕組みや台長作成・保存等に係る条例・要綱・基準・規則・要領・申し送り事項等の記録・発言録等の文書一式(ネット上の例規集で公表されている場合は正式名称の情報提供で構わない)	写しの交付	非公開	建築指導課	不存在(第12条第2項)	
03209	R3.7.5	R3.7.15	処分庁の弁明書(2021文都住第174号)の第3の2の(2)イにおいて、「当該管弁に係る区民からの御意見は、令和2年10月5日に行われた(仮称)本郷1丁目計画に関する関係者会議の際に、住民側から口頭で頂いたものである」と記載があるところの、「(仮称)本郷1丁目計画に関する関係者会議」において「そういった制度があつてよかつた」という職員の御意見を「住民側から口頭で頂くに値すると客観的に判断できる合理的裏付け根拠等が記された記録や発言録等の文書一式(区職員間、区と区民らとの電磁的記録含む)」	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	
03210	R3.7.5	R3.7.14	処分庁の弁明書(2021文都住第176号)の第3の2の(1)イにおいて、「本件提案が行われることが増えている」と記載があるところの、(1)何を以て「増えている」と客観的に判断したのか(できたのか)の合理的裏付け根拠等が記された記録や発言録等の文書一式(区職員間、区と区民らとの電磁的記録含む)	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	
03211	R3.7.5	R3.7.8	1 令和3年6月1日～令和3年6月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧 2 令和3年6月1日～令和3年6月30日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03212	R3.7.7	R3.7.14	①2021年4月1日～2021年6月30日に、旅館業の届出が出されている(許可と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先、保健所の確認年月日(許可年月日)、確認番号(許可番号)) ②2021年4月1日～2021年6月30日に、食品衛生業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、固定店舗のみの、(自動販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)、初回の許可年月日、最新の許可年月日、新規か更新か、確認番号(許可番号))	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03213	R3.7.7	R3.7.12	令和3年5月1日から令和3年6月30日までの(固定店舗を持たない移動、臨時、自動販売機は除く)新規食品衛生関係営業施設一覧・屋号・店舗所在地・店舗電話番号・申請者氏名(法人の場合は法人名及び代表者氏名)・業種・許可年月日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03214	R3.7.8	R3.7.8	コミュニティバス(B-ぐる)の使用車両(常用、予備車)の全車両一覧表、(現有車及び過去車の書類の存在するもの)、全車両車検証の写し(現有車及び過去車の書類の存在するもの)、新製時のボディメーカー発行製作仕様書全ページの写し(図面類含む)、(現有車及び過去車の書類の存在するもの)	写しの交付	非公開	区民課	不存在(第12条第2項)	
03215	R3.7.8	R3.7.14	政府が令和3年6月17日に「緊急事態宣言」解除の方針を固めて以降、7月8日に再発令の方針を専門家に諮るまでの期間において、区が同期間内において「文京宮下公園」再整備計画の「第3回意見交換会」開催に向けた検討をどのようにしていたかが分かる記録や発言録等の文書一式(区職員間のメールや区と事業者間のメールのやり取りなど電磁的記録を含む)	写しの交付	公開	みどり公園課		
03216	R3.7.9	R3.7.19	(仮称)文京区湯島3丁目プロジェクト ・工事完了届・管理規制・使用規則・使用細則	写しの交付	一部公開	住環境課	法人情報(第7条第3号)	印影(法人)
03217	R3.7.12	R3.7.12	1.工事件名:文京区立久堅保育園・児童館空調設備改修工事 開札日:2021年4月30日 2.工事件名:文京区立本駒込南保育園・児童館 外1施設空調設備改修工事 開札日:2021年4月30日 3.工事件名:文京区向丘高齢者在宅サービスセンター空調設備工事 開札日:2020年12月21日 以上3件の特記事項、入札発注票	写しの交付	一部公開	契約管財課	不存在(第12条第2項)	以上3件の特記事項
03218	R3.7.12	R3.7.12	1.工事件名:文京区立久堅児童館照明LED化工事 開札日:2021年5月31日 2.工事件名:公園灯等改修工事(その1) 開札日:2021年6月15日 3.工事件名:文京区立大塚小学校増築その他電気設備工事 開札日:2020年12月21日 以上3件の特記事項、入札発注票	写しの交付	一部公開	契約管財課	不存在(第12条第2項)	特記事項
03219	R3.7.13	R3.7.13	私道下水助成図面(向丘1-17付近)	写しの交付	一部公開	道路課	個人情報(第7条第2号)	申請者氏名、住所、電話番号、個人名
03220			欠番					
03221	R3.7.14	R3.7.26	行政情報一部公開決定(2021文都建第198号)において開示された「平成18年度陳情受付台帳No.16」において、陳情側区民が区に対し、位置指定道路内に設置された「ブロック塀」について「措置命令」からさらに踏み込んで「除却命令」を出してほしい旨求めていることについて、区が「除却命令」を出さない(あるいは出せない)理由と根拠に係る記録や発言録等の文書一式(区職員同士あるいは区と外部とのメールのやり取り等電磁的記録含む。なお、公開されている法令等の場合は法令の正式名称と条項の情報の提供で構わない)	写しの交付	非公開	建築指導課	存在応答拒否(第11条第1項・第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03222	R3.7.14	R3.7.20	投票所で投票者の名前を読み上げることや名前を読み上げる際の配慮などを記載したマニユアル等の文書	写しの交付	公開	選挙管理委員会事務局		
03223	R3.7.15	R3.7.15	文京区消費生活センター(〇〇〇〇)が、請求者からの要望(興和(株)の使い捨てカイロの件)を、無断で「区民の声」として報告したと言っている。 1)この報告された「区民の声」を、区長が自身で読んで確認したか否かの情報や関連文書全て。 2)〇〇〇〇は区長の決定があったように言っているが、(区の職員代理ではなく)区長が自身で何かを決定したか否かの情報や関連文書全て。また区長が自ら決定した場合は、その内容について情報や関連文書全て。	写しの交付 絵閲覧	一部公開	経済課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名、メールアドレス
03224	R3.7.15	R3.7.27	下記の情報や関連文書全て(期間は平成30年度から令和2年度まで) 1)各年度の「区民の声」に寄せられた報告の総数 2)上の1)のうち、区長に供覧されなかった報告の数(区民の声取扱要綱などにより、区役所職員が「区民の声」として取り扱わないと決め、区長に供覧しない場合があるが、その数) 3)上の1)のうち、区長が自ら読んだ報告の数(単に区長に供覧しただけでなく、実際に区長が自ら読んだことがわかる文書の提出も求める) 4)上の3)のうち、担当の職員が審議して決めた回答について、区長が自ら違う決定を下した数	写しの交付 閲覧	一部公開	広報課	不存在(第12条第2項)	「区民の声」に寄せられた報告のうち、(ア)区長が自ら読んだ報告の数(単に区長に供覧しただけでなく、実際に区長が自ら読んだことがわかる文書)及び(イ)担当の職員が審議して決めた回答について、区長が自ら違う決定を下した数
03225	R3.7.15	R3.7.15	【情報公開請求】到達番号【1310520210715000001】の追加 文京区消費生活センター(〇〇〇〇)が、請求者からの要望(興和(株)の使い捨てカイロの不正の件)を、勝手に、「区民の声」として報告したと言っている。この結果、〇〇は、「区長の回答の決定があった」と言っているが、区役所の担当職員があらかじめ審議して決めた回答の案に、区長が単に追従したのか、あるいは、区長自らが、案とは違う決定を下したのか否かや、区長と担当者のやり取りの経緯などがわかる情報や関連文書全て(回答のための決裁文書を含む)	写しの交付 閲覧	一部公開	経済課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名、メールアドレス
03226	R3.7.16	R3.7.30	東京都が「まん延防止等重点措置」適用に際し、都民に対して「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」を要請する中、みどり公園課において「まん防」適用下であっても「公園再整備計画意見交換会を実施する」(令和3年6月18日第25回新型コロナウイルス感染症対策本部)ことを(1)発案(起案)したのは誰か、(2)都民に対する「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」の要請があつてなお区民の安全・安心を確保して実施できると判断した正当な理由と合理的裏付け根拠が分かる記録・発言録等の文書一式(メールのやり取りなど電磁的記録含む)	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03227	R3.7.16	R3.7.30	第25回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和3年6月18日)の土木部報告事項において「まん防」適用下でも「公園再整備計画意見交換会を実施する」としておきながら、令和3年6月21日から7月11日までの「まん防」適用下で「文京宮下公園」の「第3回意見交換会」を開催しなかった理由や合理裏付け根拠が分かる記録や発言録等の文書一式(メールのやり取りなど電磁的記録含む)	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03228	R3.7.16	R3.7.30	区の「新型コロナウイルス感染症対策本部」等における「報告事項」等に関して、公園再整備計画の「意見交換会」の実施判断や実施可否に関することが記載された記録や発言録等の文書一式(区職員間、区と事業者等とのメールのやり取りなど電磁的記録含む)。令和3年4月1日以降(但し6月18日の対策本部「報告事項」を除く)	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03229	R3.7.16	R3.7.30	令和3年4月1日以降、本請求到着時点までにおける、「文京宮下公園」の「第3回意見交換会」実施及び延期に関する、みどり公園課と虹設計事務所とのやり取りに係る文書一式(電磁的記録含む)	写しの交付	公開	みどり公園課		
03230	R3.7.16	R3.7.30	政府が令和3年2月9日の閣議で「まん防」等重点措置の発令要件を定めて以降、同年4月26日までの期間で、土木部みどり公園課において、東京都で「まん防」が適用された(あるいは適用を受けた)場合の「公園再整備意見交換会」開催可否やその判断等についてどのような検討をし、どのように区内で報告したかが分かる記録や発言録等の文書一式(区職員間のメールのやり取りなど電磁的記録含む)	写しの交付	公開	みどり公園課		
03231	R3.7.19	R3.7.26	行政情報一部公開決定(2021文都建第198号)において開示された「平成18年度陳情受付台帳No.16」において、陳情側区民が位置指定道路内に設置された「ブロック塀」の除去等を求め、区が「措置命令」を出していることに対し、「ブロック塀」を設置した区民側がどのような反論、弁明、釈明等の主張をしているかが分かる記録や発言録、意見書等の文書一式(区が区民から収受した文書含む。但し「平成18年度陳情受付台帳No.16」を除く)	写しの交付	非公開	建築指導課	存否応答拒否(第11条第1項・第12条第2項)	
03232	R3.7.19	R3.7.21	小日向台町第二育成が、公設公営と決まった経緯がわかるものすべて	写しの交付	非公開	児童青少年課	不存在(第12条第2項)	
03233	R3.7.20	R3.8.2	「目白台運動公園」維持管理費・植栽管理費 ・2020年2月7日・第1～3四半期芝生管理費(日本体育施設立替分)943-1 ・2020年3月31日・第4四半期芝生管理費(日本体育施設立替分)945-1 上記2件の請求書、明細書、立替費用明細等一式 別途所管課、総務課宛に総勘定元帳の写しを送信します。	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	H31年度 目白台運動公園指定管理業務(4月～3月)のうち①個人の印影②法人印影、口座番号③「目白台運動公園」維持管理費・植栽管理費の明細書、立替費用明細
03234	R3.7.20	R3.8.2	1.「目白台運動公園」維持管理・植栽管理の第三者委託申請書 埼玉県東松山市「緑化園」、その他、全ての業者 2. 副所長の変更届(令和3年申請分)	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①2の個人の氏名②1.及び2.の法人印影③1.のうち、「緑化園」の第三者委託申請書

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03245	R3.7.28	R3.8.11	文京区が契約者になっている保険契約の保険証券および明細。そのうち現在有効なもの	写しの交付	一部公開	教育総務課	①法人情報(第7条第3号)②行政運営情報(第7条第6号)	①印影②証券番号
03246	R3.7.28	R3.8.11	文京区が契約者になっている保険契約の保険証券および明細。そのうち現在有効なもの	写しの交付	一部公開	総務課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③行政運営情報(第7条第6号)	①被保険者の氏名、性別、年齢及び連絡先②法人の印影③証券番号
03247	R3.7.28	R3.8.3	CD-Rにて飲食店(移動、臨時を除く)営業許可リスト(現在許可があるのも全て) 屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者住所、申請者電話番号、営業所電話番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03248	R3.7.29	R3.8.3	関東財務局小日向住宅(小日向二丁目)跡地の国有地における測量や地質調査に関する文書一式(8月上旬から実施されると聞いているものについて、目的や期間、工程などが分かるもの)	写しの交付	公開	道路課		
03249	R3.8.2	R3.8.12	文京区土木部道路課維持係が権津建設に発注した小日向一丁目10番先の「道路維持(緊急施工等)工事」において、「L」形前の車道舗装を位置一部やり直さなければならぬ理由と根拠等が記載された文書一式(区職員間、区と事業者間のメールのやり取りなど電磁的記録含む)	写しの交付	一部公開	道路課	法人情報(第7条第3号)	法人印影
03250	R3.8.2	R3.8.2	私道下水助成図面(文京区千石3-30~32)	写しの交付	一部公開	道路課	個人情報(第7条第2号)	申請者氏名、住所、電話番号、個人名
03251	R3.8.2	R3.8.12	食品営業許可台帳の令和3年7月1日~7月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03252	R3.8.2	R3.8.4	2021年7月1日から7月31日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03253	R3.8.3	R3.8.3	音羽児童遊園平面図	写しの交付	公開	みどり公園課		
03254	R3.8.3	R3.8.12	2021年8月3日現在の集団給食事業者(許可事業者のみ)のデータ 内容:営業所在地、屋号、営業者氏名、許可年月日、備考(営業の種類)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03255	R3.8.3	R3.8.3	「目白台運動公園」指定管理者が所管課に協議申入れをした「ジャッパー」の指定管理者職員の利用方法①の申入書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	法人情報(第7条第3号)	法人の印影

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03256	R3.8.3	R3.8.12	<p>行政情報件名(内容)</p> <p>①2021年6月1日～2021年7月31日に、旅館業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先、保健所の確認年月日(許可年月日)、確認番号(許可番号))</p> <p>②2021年6月1日～2021年7月31日に、食品衛生業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、固定店舗のみの、(自動販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)、初回の許可年月日、最新の許可年月日、新規か更新か、確認番号(許可番号))</p>	写しの交付	公開	生活衛生課		
03257	R3.8.3	R3.8.3	「旧元町小学校の整備と元町公園の一体的活用に関する基本協定」	写しの交付	公開	企画課		
03258	R3.8.5	R3.8.16	<p>1 令和3年7月1日～令和3年7月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧</p> <p>2 令和3年7月1日～令和3年7月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号</p>	写しの交付	公開	生活衛生課		
03259	R3.8.6	R3.8.18	<p>1.文京区施術所(柔道整復、あはき)廃止一覧</p> <p>(1)作成基準日等 平成28年4月1日から令和3年3月31日までに廃止された施術所</p> <p>(2)一覧表の項目 施設名、所在地、方書、電話番号、開設者氏名、開設日、廃止日、業種種別</p> <p>(注)所在地は、施設の所在位置のみ開設者は、法人の場合は法人名の業種種別は、柔道整復・あはきの区分</p>	写しの交付	公開	生活衛生課		
03260	R3.8.10	R3.8.24	<p>文京区消費生活センター(逆井美千子)が、本件開示請求者からの質問(興和のカイロの件やその後の逆井の不適切な対応の問題に関して)について、上司の区民部長や経済課長に報告したり、請求者への回答をどうするかについてやり取りした文書や情報全て。</p> <p>なお、逆井は、「区民部長や経済課長に(開示請求者の)メール全文を転送または紙の文書を区民部長、経済課長に示し報告し、彼らと協議して、回答内容の決定を経て、回答している」と、本件開示請求者に言っている。この報告や協議や回答内容の決定に関する文書や情報全ての開示を請求する。</p>	閲覧 写しの交付	一部公開	経済課	①個人情報(第7条第2号)②行政運営情報(第7条第6号)	①個人の氏名②個人のメールアドレス、事業メールアドレス
03261	R3.8.10	R3.8.10	住所:文京区湯島3-39-7MARUZEN湯島3F-A 屋号:九州 力 個室別	写しの交付	公開	生活衛生課		
03262	R3.8.10	R3.8.11	郵便業者株式会社EOSの許可決定に係る検査日	写しの交付	公開	みどり公園課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03263	R3.8.11	R3.8.11	行政情報件名(内容) 令和3年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。不随する別表や様式第2号の工程表などは不要です。 対象住所一覧：文京区春日1-15-9・文京区小石川2-25-16-2F・文京区白山5-33-14・文京区弥生2-19-4	写しの交付	非公開	建築指導課	不存在(第12条第2項)	
03264	R3.8.11	R3.8.25	「目白台運動公園」指定管理者が行った「遊具廻り人工芝改善作業一式」について 1. 大嘉産業株式会社が発行した見積書、請求書、領収書、送金、入金 が確認出来る書類一式。及び工事報告書、写真帳等一式 2. 所管課との協議文書 3. 30万円を超える工事でありながら区が行わず、指定管理者が行った事に対する 説明資料一式。区の手続きを遵守せずに行える理由を明かに出来るもの。 令和2年度修繕履歴一覧表記載分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①法人情報(第7条第3号)②不存在(第12条第2項)	①法人の印影②大嘉産業株式会社が発行した見積書、請求書、領収書、送金、入金が確認出来る書類2.所管課との協議文書
03265	R3.8.11	R3.8.25	「目白台運動公園」指定管理者が四半期毎に構成企業・日本体育施設に支払った芝生管理費に関する下記の文書。 1. 支出に対する作業明細一覧、作業日報、請求書 2. 東松山市等の「緑化園」等の所管課に対して第三者委託申請を行わずに行った作業が明らかになる文書一式。 3. 緑化園が日本体育施設に発行した請求書、明細書、作業日報等一式 4. 第三者委託申請を行わず作業を行わせた業者一覧表 5. 日本体育施設、公園財団の安全衛生マニュアル、作業時安全教育に関する資料一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①(3)公開資料のうち、個人の印影5.個人の氏名、個人の携帯番号②1.(2)公開資料のうち法人の印影、口座番号③1.(1)芝生管理費の支出に対する作業明細書一覧、作業日報2.東松山市等の「緑化園」等の所管課に対して第三者委託申請を行わずに行った作業が明らかになる文書一式3.緑化園が日本体育施設に発行した請求書、明細書、作業日報第一式4.第三者委託申請を行わず作業を行った業者一覧表

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03266	R3.8.11	R3.8.23	行政情報件名(内容) 1. 「白台運動公園」、「肥後細川庭園」の指定管理者の代表企業、構成企業からの支援人員の実績、支援内容の疎明資料一式。 2. また、指定管理者と代表企業、構成企業との支援に関する協定書、契約書等一式 ※令和元年度から令和3年度分	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03267	R3.8.11	R3.8.11	行政視察一覧表年度別 ※平成30年度から令和3年度分	写しの交付	一部公開	区議会事務局	不存在(第12条第2項)	行政視察一覧表年度別令和2年度、令和3年度分
03268	R3.8.11	R3.8.11	区立小・中学校の特別教室についての施設調査報告書	閲覧	公開	学務課		
03269	R3.8.12	R3.8.12	2021年8月11日付にて、東京都環境確保条例に基づく網ロ-ヤル企画の指定工場・作業場の廃止届、また受理証明の写し。	写しの交付	一部公開	環境政策課	個人情報(第7条第2号)	代表者印
03270	R3.8.13	R3.8.25	小日向二丁目15番外の急傾斜地の対策に関する株式会社オオハバとの調査・設計業務委託費の全体費用及び測量調査、地質調査、都市計画法に基づく開発行為の要件に該当しないよう整理、法面及び基礎工の検討、最適な施工方法、施工計画など項目別費用が分かる文書一式	写しの交付	公開	道路課		
03271	R3.8.16	R3.8.16	文京区小石川2-5-5先の文京区道818号線においてガードポールが損傷する事故が起き、警察官への報告義務違反があったことについて、事故関係者や警視庁とやりとりした内容がわかる文書一式。 決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	管理課	①個人情報(第7条第2号)②犯罪予防(第7条第4号)	①事故当事者氏名、住所、電話番号、対応業者担当者氏名、印、別件通報における通報者氏名。保険会社担当者氏名。復旧請負業者の社印、担当者氏名、携帯電話番号②警察官の氏名
03272	R3.8.16	R3.8.16	文京区道第207号線(通称「堀坂」)の白線や道路標示が薄くなっていることについて関係機関とやりとりした内容がわかるもの 2021年のもの。決裁文書等を含む。	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条第2項)	
03272	R3.8.16	R3.8.16	文京区道第207号線(通称「堀坂」)の白線や道路標示が薄くなっていることについて関係機関とやりとりした内容がわかるもの 2021年のもの。決裁文書等を含む。	写しの交付	非公開	管理課	不存在(第12条第2項)	
03273	R3.8.16	R3.8.18	東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき標識について東京都から送付を受けた文書一式 (1)(仮称)小石川二丁目マンション(建築敷地の地名地番:文京区小石川2-3-1) (2)(仮称)文京区小石川二丁目計画新築工事(建築敷地の地名地番:文京区小石川2-11-2) 決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	住環境課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①氏名、印影(個人)、担当者連絡先②印影(法人)③(1)に係る標準設置届及び変更届で平成22年度から平成29年度までに提出されたもの

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03274	R3.8.16	R3.8.16	行政情報件名(内容) 文京シビックセンターの建築のための計画通知の申請書、および、添付 図書のうち配置図と付近見取図。 決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	施設管理課	個人情報(第7条 第2号)	個人の印影
03275	R3.8.16	R3.8.23	【対象】令和3年7月末日までに食品営業許可をとった飲食店営業、改正 前の飲食店営業、喫茶店営業の施設(自動販売機を除く)[項目]施設名 称、営業施設所在地、営業の種類、業種、営業者名(法人の場合は法人 名、代表者名)、営業者住所(法人の場合のみ) 「旧元町小学校の整備と元町公園の一体的活用事業」に関する「応募事 業提案書」(選定された事業者グループの物)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03276	R3.8.20	R3.8.20		写しの交付	一部公開	企画課	①法令秘(第7条 第1号)②法人情 報(第7条第3号) ③犯罪予防(第7 条第4号)④行政 運営情報(第7条 第6号)	①法令秘情報に該当す る箇所②法人のノウハウ に係る情報や内部管理 に属する情報等が記載 されている箇所③設計上 のセキュリティに係る箇 所④公にすることで競争 が阻害されるおそれがあ る箇所
03277	R3.8.20	R3.8.23	文京区立湯島小学校の頭校舎の建築図面(各階平面図、立体図)	写しの交付	公開	整備技術課		
03278	R3.8.25	R3.9.2	肥後細川庭園・指定管理者・勤務シフト表 平成31年4月～令和3年8月分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条 第2号)	個人の氏名
03279	R3.8.25	R3.9.6	理容店、美容店営業許可台帳(現在営業しているもの) 項目:施設の名称、郵便番号、所在地、電話番号、開設者氏名(法人の 場合は代表 者名、会社所在地、会社電話番号)	写しの交付	一部公開	生活衛生課	不存在(第12条 第2項)	施設電話番号、会社電 話番号の一部
03280	R3.8.26	R3.9.9	五輪学校連携観戦事業、文京区教育委員会が中止決定についての過程 がわかる文書すべて。	写しの交付	非公開	教育指導課	不存在(第12条 第2項)	
03281	R3.8.26	R3.8.30	文京区管轄の医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等 に関する法律に基づく下記許可業者一覧(直近のもので、日付の記載を お願いたします)薬局、店舗販売業 必須項目:許可業種、店舗名称、店舗 所在地、店舗電話番号、開設者氏名 ※店舗販売業に関しては上記に加え、管理者氏名、管理者資格	写しの交付	公開	生活衛生課		
03282	R3.8.27	R3.8.27	文京区情報公開および個人情報保護審査会の答申書(諮問番号:令和2 年度(情審)諮問第4号/答申番号:令和3年度(情審)答申第2号)の「第4 処分庁の主張」の(1)で「区画線は、(中略)幅2.5mの車道が(中略)の規 定を満たすことができる車道幅員を確保できる場合に設置している」とい う主張の法令的・手続的根拠が分かる文書一式(公表されている場合は 正式名称と条項番号の情報を提供で構わない)	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条 第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03283	R3.8.27	R3.8.27	文京区情報公開および個人情報保護審査会の答申書(諮問番号:令和2年度(情審)諮問第4号/答申番号:令和3年度(情審)答申第2号)の「第4処分庁の主張」の(1)で「区画線の設置により、前述の車道幅員を確保できない狭い道路において、道路管理者の行う安全対策として、車両と歩行者の通行の目安として必要に応じて白線を設置している」という主張法令的・手続的根拠が分かる文書一式(公表されている場合は正式名称と条項号の情報提供で構わない)	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条第2項)	
03284	R3.8.27	R3.8.27	2021年文京区立小学校内で特別支援学級在籍のため越境率を計算した際の児童本来の学校がわかる数字	写しの交付	公開	教育指導課		
03285	R3.8.27	R3.8.27	林泉寺が運営する納骨堂の所在地(東京都文京区小日向4-7-2)と認識しています。納骨堂経営許可取得年月日、施設名称及び納骨堂の基数についてご開示ください。	写しの交付	公開	生活衛生課		
03286	R3.8.30	R3.8.30	文京区情報公開および個人情報保護審査会の答申書(諮問番号:令和2年度(情審)諮問第4号/答申番号:令和3年度(情審)答申第2号)の「第4処分庁の主張」の(1)で「区画線は、(中略)幅2.5mの車両が(中略)の規定を満たすことができる車道幅員を確保できる場合に設置している」という主張において、なぜ車両の幅が「幅2.5m」であるのかについての法令的・手続的根拠が分かる文書一式(公表されている場合は正式名称と条項号の情報提供で構わない)	写しの交付	公開	道路課		
03287	R3.8.30	R3.8.30	文京区情報公開および個人情報保護審査会の答申書(諮問番号:令和2年度(情審)諮問第4号/答申番号:令和3年度(情審)答申第2号)の「第4処分庁の主張」の(1)で「区画線の設置により、前述の車道幅員を確保できない狭い道路においては、道路管理者の行う安全対策として、車両と歩行者の通行位置の目安として必要に応じて白線を設置している」という主張するところ、どのような「必要」があると「設置」するのか法令的・手続的根拠が分かる文書一式(公表されている場合は正式名称と条項号の情報提供で構わない)	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条第2項)	
03288	R3.8.30	R3.9.2	2021年4月1日から2021年6月30日まで付定であった新築届及び住居表示台帳(個人情報を除く)	写しの交付	一部公開	区民課	個人情報(第7条第2号)	所有者・管理者・占有者氏名、住所、申請者氏名、住所、電話番号
03289	R3.8.31	R3.9.3	マジオひまわり保育園本郷の許可申請書、施設の概要、平面図、資金計画	写しの交付	一部公開	幼児保育課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の氏名、生年月日、住所が特定出来る情報②法人の印影、当該法人の資金計画、財務諸表
03290	R3.8.31	R3.8.31	(仮称)中央大学荏荷谷キャンパスにおける私立許可保育所の整備・運営事業者選定におけるプロポーザルで提出された資料	写しの交付	一部公開	幼児保育課	法人情報(第7条第3号)	評価表中の選定された事業者のノウハウに係る情報及び内容管理情報
03291	R3.8.31	R3.9.1	区立小中学校の特別教室改修基礎調査の結果報告書のうち、写真台帳デジタルデータ	写しの交付	公開	学務課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03292	R3.8.31	R3.9.3	令和3年8月19日に送った「区民の声」(件名:管理職職員に対するリテラシー教育を徹底していただきたい)に対する回答(2021文総職第1072号)において、多田栄一郎総務部職員課長が「今回いただきました内容につきましては(中略)ご意見として承りました」と書いたところの「ご意見」なるものが具体的に何であるか分かる文書一式(文書の場合、「ご意見」なる部分が分かるようにマーカーで印するなど特定すること) 食品営業許可台帳の令和3年8月1日～8月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	一部公開	職員課	個人情報(第7条第2号)	お名前、ご住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03293	R3.9.1	R3.9.6	2021年8月1日から8月31日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者氏名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03294	R3.9.2	R3.9.7	2021年8月1日から8月31日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者氏名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03295	R3.9.3	R3.9.9	1 令和3年8月1日～令和3年8月31日の間に飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべての屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての)一覧 2 令和3年8月1日～令和3年8月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の①施設所在地、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03296	R3.9.3	R3.9.15	建物名(仮称)千石4丁目プロジェクト 住居表示 千石4-9-11建主(株) 伸和技研 ワンルーム条例工事完了届及び検査チェックリスト、管理規約、使用規則、使用細則	写しの交付	一部公開	住環境課	法人情報(第7条第3号)	印影(法人)
03297	R3.9.3	R3.9.13	①2021年7月1日～2021年8月31日に、旅館業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先、保健所の確認年月日(許可年月日)、確認番号(許可番号)) ②2021年7月1日～2021年8月31日に、食品衛生業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、固定店舗のみの、(自動販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・初回の許可年月日・最新の許可年月日、新規か更新か・確認番号(許可番号)以上のうち開示可能な情報の提供	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03298	R3.9.6	R3.9.15	令和3年8月25日に送った「区民の声」(件名:課の施策のPDCAサイクルやEBPMに役立つ情報は記録していただきたい)に対する回答(2021文都住第433号)において、有坂和彦都市計画部住環境課長が「「区民の声」投稿者のご意見として承ります」と送り付けてきたところの「ご意見」なるものが具体的に何であるか分かる文書一式(文書の場合、「ご意見」なる部分が分かるようにマーカーで印すなど特定すること)	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03299	R3.9.6	R3.9.15	令和3年8月24日付「区民の声」(件名:令和3年5月21日付「区民の声」に對し改めて妥当かつ健全な回答をいただきたい)に対する回答(2021文都住第432号)において、有坂和彦都市計画部住環境課長が「令和3年6月1日付2021文企広第309号にて回答したとおりです」と送り付けてきたところの「2021文企広第309号にて回答」なるものが、令和3年8月24日に送った「区民の声」におけるどの回答であるかが具体的に分かる文書一式(「回答」としておりです」という「回答」に對する部分をマーカーで印すなど特定すること)	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03300	R3.9.6	R3.9.9	令和3年7月1日から令和3年8月31日までの(固定店舗を持たない移動、臨時、自動販売機は除く)新規食品衛生関係営業施設一覧・屋号・店舗所在地・店舗電話番号・申請者氏名(法人の場合は法人名及び代表者氏名)・業種・許可年月日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03301	R3.9.6	R3.9.6	柳町小学校の改築後にできる育成室の運営についての協議がわかるもの一式	写しの交付	公開	児童青少年課		
03302	R3.9.7	R3.9.13	令和3年9月7日現在における飲食営業・理美容固定店舗のすべて事項:屋号名・営業所住所・申請者氏名・初回許可年月日・業種(細分まで)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03303	R3.9.8	R3.9.8	平成31年3月文の京「文京区のみどり」資料内の第8次文京区緑地実態調査におけるP95の図V-2樹木被覆地分布図、およびP123の図V-24樹木被覆地の変化図のデータ(元データ)	写しの交付	公開	みどり公園課		
03304	R3.9.8	R3.9.8	肥後細川庭園・目白運動公園・指定管理者の令和2年度分評価検討会議事録 令和3年開催	写しの交付	公開	みどり公園課		
03305	R3.9.9	R3.9.9	中央大学荏荷谷キャンパスにおける私立認可保育所の事業者選定過程に関する資料	写しの交付	一部公開	幼児保育課	法人情報(第7条第3号)	評価表中の選定されなかった事業者名並びに事業者のノウハウに係る情報及び内容管理情報
03306	R3.9.10	R3.9.10	令和3年8月31日に送った「区民の声」(件名:都市計画課長(当時、現都市計画部長)は理事者答弁のあり方を猛省していただきたい)に対する回答(2021文企広第870号)において、総務部職員課が「今回いただきました内容については「ご意見として承りました」と送り付けてきたところの「ご意見」なるものが具体的に何であるか分かる文書一式(文書の場合、「ご意見」なる部分が分かるようにマーカーで印すなど特定すること)	写しの交付	一部公開	職員課	個人情報(第7条第2号)	お名前、ご住所、電話番号、年齢、メールアドレス

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03307	R3.9.10	R3.9.24	令和3年8月31日に送った「区民の声」(件名:都市計画課長(当時、現都市計画部長)は理事者答弁のあり方を猛省していただきたい)に対する回答(2021文企広第870号)において、都市計画部都市計画課が「これまで回答させていただいたとおりの回答でございます」と書いたところの「これまで」まで回答させていただいた」とするこれまでの回答文書一式 取下げ	写しの交付	一部公開	都市計画課	個人情報(第7条第2号)	氏名
03308								
03309	R3.9.10	R3.9.15	文京区本駒込3-27-8桜ヒルズ本駒込(全12戸)のうち、営業店舗(戸数、業態、営業許可等)に係る開示請求	写しの交付	非公開	生活衛生課	不存在(第12条第2項)	
03309	R3.9.10	R3.9.15	文京区本駒込3-27-8桜ヒルズ本駒込(全13戸)のうち、営業店舗(戸数、業態、営業許可等)に係る開示請求	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条第3項)	
03310	R3.9.13	R3.9.13	文京区が所有する美術品をカバーする損害保険(大抵、動産総合)の証券を公開していただきたい	写しの交付	一部公開	施設管理課	法人情報(第7条第3号)行政運営情報(第7条第6号)	法人の印影、証券番号
03311	R3.9.13	R3.9.27	目白台運動公園パークアップ共同体が指定管理料を管理する専用口座の写し 平成31年度～令和2年度(3年度分)	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の印影②法人の印影、法人の口座番号
03312	R3.9.13	R3.9.27	肥後細川庭園パークアップ共同体が指定管理料を管理する専用口座の通帳の写し 平成27年度～30年度(4年度分)平成31年度～令和2年度(3年度分)	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の印影、氏名②法人の印影、口座番号、お客様コード
03313	R3.9.13	R3.9.13	白山交流館外3交流館の指定管理者の評価資料一式	写しの交付	一部公開	区民課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①住所、氏名②法人代表者印影
03314	R3.9.13	R3.9.13	前期未支払資金残高の取崩し協議書及び積立資産取崩し(目的外使用)協議書 令和1年度と2年度分	写しの交付	一部公開	幼児保育課	法人情報(第7条第3号)	法人の印影
03315	R3.9.13	R3.9.22	文京総合体育館外6スポーツ施設の指定管理者の評価資料一式	写しの交付	一部公開	スポーツ振興課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①従業員の氏名及び電話番号、利用者氏名②法人の印影
03316	R3.9.13	R3.9.17	森鷗外記念館の指定管理者の評価資料一式	写しの交付	一部公開	アカデミー推進課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①業務を担当する職員の名義②指定管理者の代表者印、事業者のノウハウに関わる情報、内部管理情報、収支計画書の支出における人件費及び事業費の内訳
03317	R3.9.13	R3.10.1	第一中学校、第三中学校、第八中学校、第九中学校、第十中学校、音羽中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て。 学年:中1、中2、中3 教科:国語、数学、社会、理科、英語、技術家庭、保健体育、音楽、美術の全ての教科	写しの交付	一部公開	教育指導課	個人情報(第7条第2号)	教員の氏名及びその配偶者の氏名

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03318	R3.9.14	R3.9.28	文京区本郷の宝生ハイスマンション建替えにつき、業者(日建ハウジングシステム)(コンサル会社)が区に提出した文書(図面等も一式)	写しの交付	一部公開	都市計画課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①申請書及び事業計画概要書中、氏名②委任状中、法人の印影
03319	R3.9.14	R3.9.14	令和2年度、決算審査議事録及びそのために要した資料	写しの交付	公開	監査事務局		
03320	R3.9.15	R3.9.28	肥後細川庭園・目白台運動公園・指定管理者が管理運営に使用している物品購入、役務の提供、工事等の契約書、請求書等の雛形等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	請求書の様式
03321	R3.9.15	R3.9.28	「目白台運動公園・指定管理者が行った遊具廻り人工芝工事(令和3年3月30日)見積書表紙、1頁(A案記載)、3頁以降～最終P迄紙で開示を求め。	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名
03322	R3.9.15	R3.9.15	文京区男女平等センターの指定管理者の評価について(検討会の会議録・資料など評価の結果につながるもの)	写しの交付	一部公開	総務課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①文京区女性団体連絡会の代表者及び事務長を除く役員の氏名②文京区女性団体連絡会会長の印影
03323	R3.9.15	R3.9.15	白山交流館外3交流館の指定管理者の評価資料一式	写しの交付	一部公開	区民課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①住所・氏名②法人代表者印影
03324	R3.9.15	R3.9.17	森鷗外記念館の指定管理者の評価結果につながるもの	写しの交付	一部公開	アカデミー推進課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①業務を担当する職員の氏名②指定管理者の代表者印、事業者のノウハウに関わる情報、内部管理情報、収支計画書の支出における人件費及び事業費の内訳
03325	R3.9.15	R3.9.22	文京総合体育館外6スポーツ施設の指定管理者の評価結果について、検討会の会議録資料につながるもの	写しの交付	一部公開	スポーツ振興課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①従業員の氏名及び電話番号、利用者氏名、個人情報管理状況②法人の印影
03326	R3.9.15	R3.9.28	令和3年9月1日付「区民の声」(「必要に応じて」の「必要」性の基準は何か明らかならしていただきたい)に対する回答(2021文土道第1182号)において、「警察にも協議の上、設置する」と書いてあるところの、平成31年4月1日以降、本請求到着日までに行われた警察との「協議」に関する文書一式	写しの交付	公開	道路課		
03327	R3.9.15	R3.9.15	令和3年9月1日付「区民の声」(「必要に応じて」の「必要」性の基準は何か明らかならしていただきたい)に対する回答(2021文土道第1182号)において、「道路の交通状況から歩行者の安全を図る必要がある場合において、交通管理者である警察にも協議の上、設置することとなります」と書いてあるところの、警察との「協議」に係る手順や取り決め、区と警察のどのレベルで「協議」するか等を定めた(あるいは記した)文書一式	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03328	R3.9.15	R3.9.15	行政情報件名(内容) 男女平等センターの指定管理者の評価資料の一式	写しの交付	一部公開	総務課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①文京区女性団体連絡会の代表者及び事務局長を除く役員、事務局職員並びに監査委員の氏名及び印影。事業受託者の氏名②文京区女性団体連絡会会長の印影
03329	R3.9.16	R3.9.28	令和3年9月1日付「区民の声」(「必要に応じて」の「必要」性の基準は何か明らかにしていただきたい)に対する回答(2021文土道第1182号)において、「警察にも協議の上、設置する」と書いてあるところの、一番直近において行われた警察との「協議」に関する文書一式	写しの交付	公開	道路課		
03330	R3.9.16	R3.9.17	オリンピック・パラリンピック観戦中止、また令和3年度小中学校の始業式を変更し、幼稚園の登園を控えるようにした決定までの過程がわかるすべ。	写しの交付	公開	教育指導課		
03330	R3.9.16	R3.9.17	オリンピック・パラリンピック観戦中止、また令和3年度小中学校の始業式を変更し、幼稚園の登園を控えるようにした決定までの過程がわかるすべ。	写しの交付	公開	教育総務課		
03331	R3.9.16	R3.9.16	文京区営住宅の指定管理者の管理運営に対する評価について①利用者アンケート結果②評価表	写しの交付	公開	福祉政策課		
03332	R3.9.17	R3.9.17	保険所応援体制、職員流動体制の具体的内容、いつ、どこから、何人流動したか、わかる資料一式、時系列で	写しの交付	公開	職員課		
03333	R3.9.17	R3.9.17	子育て世帯応援事業についての事業者指定資料一式	写しの交付	公開	健康推進課		
03334	R3.9.17	R3.9.17	文京区子育て世帯応援事業業務委託に係る契約内容がわかる書類一式(仕様書含む)	写しの交付	公開	健康推進課		
03334	R3.9.17	R3.9.17	文京区子育て世帯応援事業業務委託に係る契約内容がわかる書類一式(仕様書含む)	写しの交付	一部公開	契約管財課	法人情報(第7条第3号)	事業者の印影
03335	R3.9.21	R3.11.19	1. 専用口座写し(指定管理業務、自主事業)過去5年分 2. 総勘定元帳(令和1、2年度分) 3. 共同事業体経理規程等一式 4. 共同事業体協定書 5. 本経費を計上しない旨の区への申入書 指定管理者「東京ドームグループ・ミズノ共同事業体」について	写しの交付	一部公開	スポーツ振興課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①利用者氏名、従業員氏名、1名分の経費金額 ②法人印影、口座番号 ③自主事業に係る専用口座写し及び総勘定元帳、共同事業体経理規程等一式、本経費を計上しない旨の区への申入書
03336	R3.9.21	R3.10.5	1. 専用口座写し(指定管理業務、自主事業)過去5年分 2. 総勘定元帳(令和1、2年度分) 3. 経理規程等一式 指定管理者「軽井沢フード株式会社」について	写しの交付	一部公開	学務課	①個人情報(第7条第2号)②不存在(第12条第2項)	①総勘定元帳中、施設使用料取引における口座②経理規定等一式

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03337	R3.9.21	R3.11.19	1. 専用口座写し(指定管理業務、自主事業)※令和2年分 2. 総勘定元帳(令和2年度分) 3. 共同体経理規程等一式 4. 共同体協定書 5. 収支報告書等一式 指定管理者「ヴァイアックス・紀伊国屋書店共同事業体」、「図書館流通センター」について	写しの交付	一部公開	真砂中央図書館	①法人情報(第7条第3号)②不存 在(第12条第2項)	①銀行口座番号、光熱水費及び通信費以外の引き落としの内容及び金額、人件費、事業費及び管理費の内容及び金額、印影、施設維持費、提案事業費、本社経費の内訳②共同体経理規程等一式
03338			欠番					
03339	R3.9.21	R3.9.24	令和3年度・全国学力学習状況調査結果すべて	写しの交付	公開	教育指導課		
03340	R3.9.21	R3.9.29	令和元年度、2年度、3年度の保健衛生部予算の内訳がわかる資料一式(補正含むB表)	閲覧 写しの交付	一部公開	予防対策課	行政運営情報 (第7条第6号)	未契約の予算単価
03341	R3.9.22	R3.9.22	文京区の全て(154)の町内会・自治会について、各町内会・自治会ごとの世帯数。(区民課は、私に対して、いい加減な世帯数を出したが、区民課が保有する住民基本台帳と、各町内会・自治会の正確な地区の区切りの情報を合わせれば、各町内会・自治会ごとの正確な世帯数は出せるはずである。)	閲覧 写しの交付	公開	区民課		
03342	R3.9.22	R3.10.6	広報課が区報の全戸配布のために、区内の全町内会・自治会の会長とやり取りした内容がわかる文書全て(文書のやり取りだけでなく、個別の電話のメモやEメールも含む)。 広報課は「(区報の全戸配布が)できる町会には配付を行っていただき、できない町会の区域については区からシルバー人材センターに委託して全戸配付を行うことにより、区内全域での全戸配付が可能となる仕組みとしました」と言う。しかし、広報課は町内会・自治会ごとの正確な世帯数を把握していないため、「全戸配付が可能」にはなっておらず、配布されていない世帯がある。	閲覧 写しの交付	一部公開	広報課	①個人情報(第7条第2号)②不存 在(第12条第2項)	①個人の住所・氏名・電話番号・現町会・自治会会長でないため会長名・自治会番号②町会長・自治会の会長とのEメールのやりとり。平成27年度以前の文書

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03343	R3.9.22	R3.9.22	行政情報件名(内容) 文京区の全て(154)の町内会・自治会について、各会の住所の区切り(ど の範囲の住所が、各会の範囲かがわかる区切り)	閲覧 写しの交付	公開	区民課		
03344	R3.9.22	R3.9.22	交流館の指定管理者であるオーエンス、ワーカースコースコプが行った利用 者満足度調査	写しの交付	一部公開	区民課	個人情報(第7条 第2号) 行政運営情報 (第7条第6号)	氏名 東京都職員個人メー ルアドレスに該当する部 分及び自治体専用ペー ジのID及びパスワード
03345	R3.9.22	R3.9.30	令和2年度から現在における、個人番号カードの普及の促進の施策に関 する一切の文書。(例えば普及促進活動のマニュアル、国・都からの通知 等)	写しの交付	一部公開	企画課		
03346	R3.9.24	R3.9.24	森鷗外記念館収蔵資料にかけている保険証券を公開していただきたい	写しの交付	一部公開	アカデミー推進 課	①法人情報(第7 条第3号)②行政 運営情報(第7条 第6号)	①保険契約者の代表者 印②保険証券番号
03347	R3.9.24	R3.9.24	元町公園の平面図、及び植栽のわかる図面	写しの交付	公開	みどり公園課		区と代表事業者が締結 した譲渡契約書
03348	R3.9.27	R3.9.27	旧元町小学校の整備と元町公園との一体的活用事業に関する基本協定 書第2条(33)「本件譲渡契約」に書かれている文京区及び代表事業者が 別途凍結する譲渡契約書、資料一式。	写しの交付 写しの交付	一部公開	企画課	不存在(第12条 第2項)	
03349	R3.9.28	R3.11.22	児童相談所基本計画策定支援業務委託 ・児童相談所基本及び実施設計委託 (募集要領、提案資料、採点表(選定基準)、応募状況、選定法人、選定 理由)	写しの交付	一部公開	子ども家庭支援 センター	①個人情報(第7 条第2号)②法人 情報(第7条第3 号)	①担当者の氏名、職歴、 業務経歴等並びに印影 ②業務実績や企画提案 書等のうち当該法人のノ ウハウに係る内容、当該 法人以外の法人に係る 情報及び事業者選定結 果に係る落札業者以外 の法人の順位が判明で きる情報
03350	R3.9.29	R3.10.7	「目白台運動公園」遊具下廻り人工芝工事に関する下記の文書等一式 令和3年3月30日施工 1. 廃材処分について・産業廃棄物マニフェスト関連書類一式 2. 残土の人工芝の処分先を明らかに出来る文書一式 3. 工事入構車輛の駐車場受付、利用料金免除関連書類等一式 3. 人工芝搬入時の運送料明細等一式	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条 第2項)	
03351	R3.9.29	R3.10.11	1. 「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」指定管理者の自主事業につい て ・専用口座写し ・総勘定元帳 2. 自主事業の収支内訳明細	写しの交付	一部公開	みどり公園課	不存在(第12条 第2項)	目白台運動公園及び肥 後細川庭園指定管理者 の自主事業に係る・専用 口座写し・総勘定元帳
03352	R3.9.29	R3.10.7	「目白台運動公園」指定管理者が構成企業・日本体育施設(株)発注した 遊具廻り人工芝工事について(令和3年3月30日施工)下記の書類 ・一括下請負を承諾した文書等一式	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条 第2項)	
03353	R3.9.29	R3.10.7	文京区立第一中学校職員室その他改修工事の工事内訳書	写しの交付	公開	学務課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03354	R3.9.29	R3.10.1	行政情報件名(内容) 広報番組制作の業務委託について (1)業務委託の契約内容がわかるもの(直近) (2)プロポーザルの仕様書と結果がわかるもの(過去10年間)	写しの交付	一部公開	企画課	①法人情報(第7条第3号)②不存在(第12条第2項)	①選定されなかった事業者名②平成28年度分より前のプロポーザル契約に係る資料
03355	R3.9.29	R3.10.12	(仮称)根津第二、第三育成室運営業務委託事業者の募集(プロポーザル選定)についての (1)参加事業者の企画提案書 (2)選定結果がわかるもの	写しの交付	一部公開	児童青少年課	法人情報(第7条第3号)	①法人印影②評点表のうち選定されなかった法人の名称③企画提案書のうち法人のノウハウ、内部管理に関する情報
03356	R3.9.29	R3.10.6	児童相談所開設に向けてのすべてのPPTの協議がわかるもの令和2年度から現在まで	写しの交付	一部公開	子ども家庭支援センター	①審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)②行政運営情報(第7条第6号)	①令和3年度児童相談所の運営検討PT第1回資料3、第2回資料1及び令和2年度一時保護所の運営の検討PT第3回資料2②検討の途中の情報、他自治体の取組状況及び職員の見解に関する情報
03357	R3.10.1	R3.10.7	令和3年8月1日～令和3年9月30日までに新規開業された、飲食店の店舗名、店舗住所、店舗の電話番号、代表者名(代表者が法人の場合は、法人社名とその法人の代表者名)の情報	写しの交付	公開	生活衛生課		
03358	R3.10.1	R3.10.5	公園再整備工事(文京区立神明都電庫跡公園) 案件番号 2021-00671 この工事の予定価格算出の根拠資料となる下記資料の公開をお願いいたします。 ・特記仕様書・工事総括書・内訳書・代価表	写しの交付	公開	みどり公園課		
03359	R3.10.1	R3.10.7	食品営業許可台帳の令和3年9月1日～9月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03360	R3.10.1	R3.10.25	一部公開(2021文都都第169号)された資料(区民の声回答文(2021文都都第64号))が、令和3年8月31日付「区民の声」(件名:都市計画課長(当時、現都市計画部長)は理事者答弁のあり方を猛省していただきたい)のその部分に対する回答であったか具体的に分かる文書一式(※具体的にその部分をマーカーで印すなど特定すること)	写しの交付	一部公開	都市計画課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03361	R3.10.1	R3.10.25	一部公開(2021文都都第169号)された資料(区民の声回答文(2021文都都第112号))が、令和3年8月31日付「区民の声」(件名:都市計画課長(当時、現都市計画部長)は理事者答弁のあり方を猛省していただきたい)のその部分に対する回答であったか具体的に分かる文書一式(※具体的にその部分をマーカーで印すなど特定すること)	写しの交付	一部公開	都市計画課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03362	R3.10.1	R3.10.4	令和〇年(〇〇)第〇〇号住民訴訟請求事件の被告準備書面(1)において「道路端からこの白線の中心線までを路肩とみなして審査」(16頁13～14行目)し、「申請者にとってはより厳しい基準となる」(17頁16行目)ことを合法的に可能とする法令的根拠があるいは内部手続き等の根拠が記載された文書一式(公表・公開されている場合は正式名称と案項号等の情報提供で構わない)	写しの交付	公開	管理課		
03363	R3.10.1	R3.10.1	令和〇年(〇〇)第〇〇号住民訴訟請求事件の被告準備書面(1)において「道路端から0.5メートルの路肩よりも車道寄りには白線を設置することがある」(16頁9～10行目)、「道路端から0.5メートルの路肩よりも車道寄りに設置した」(17頁9～10行目)ことを合法的に可能とする法令的根拠があるいは内部手続き等の根拠が記載された文書一式(公表・公開されている場合は正式名称と案項号等の情報提供で構わない)	写しの交付	非公開	管理課	不存在(第12条第2項)	
03364	R3.10.4	R3.10.11	2021年9月1日から9月30日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03365	R3.10.4	R3.10.18	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第七条2項の規定により、個人番号の変更を行い、または行わなかった事例、その統計、及び個人番号の変更に関する基準がわかる文書。	写しの交付	一部公開	戸籍住民課	①個人情報(第7条第2号)②不存在(第12条第2項)	①起案内容のうち、氏名、生年月日、性別、住所、届出年月日、紛失した年月日、紛失場所、届出を行った警察署の名称、その他個人の権利利益を侵害するおそれがある情報 ②個人番号の変更を行わなかった事例、統計。起案内容(平成27年度から平成29年度までの分)
03366	R3.10.4	R3.10.14	1.「肥後細川庭園」指定管理者の人件費科目更生に関する文書 2019年度、2020年度分 2. 太陽造園土木(株)との維持管理契約書等一式 3. (株)福住庭園との契約書等一式 ※2、3何れも19年、20年	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①職員氏名、人件費金額②法人の印影③福住庭園との契約書一式(2019年～2020年)

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03367	R3.10.4	R3.10.14	1.「目白台運動公園」指定管理者と「藤田観光公営」との維持管理契約書等一式 ※高木管理 2. 藤田観光公営の見積り、請求書等一式 3. 樹木診断の報告書 ※2、3何れも19年、20年	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①個人の印影、個人の氏名、樹木医登録番号、個人の顔写真②法人印影、法人口座番号③目白台運動公園指定管理者と藤田観光公営との高木管理に係る維持管理契約書等一式
03368	R3.10.4	R3.10.11	①旅館業の許可施設:2021年8月1日～2021年9月30日に、旅館業の届出がされている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先、保健所の確認年月日(許可年月日)、確認番号(許可番号)) ②食品衛生関係の許可施設:2021年8月1日～2021年9月30日に、食品衛生業の届出がされている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、固定店舗のみ、(自動販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・初回の許可年月日・最新の許可年月日、新規か更新か・確認番号(許可番号))以上のうち開示可能な情報の提供	写しの交付	公開	生活衛生課		
03369	R3.10.4	R3.10.13	2021年9月30日時点の、文京区における食品営業許可済み・届出済みの全施設の一覧	写しの交付	公開	生活衛生課		
03370	R3.10.5	R3.10.5	1.「目白台運動公園」多目的広場内の倉庫横の物置の第三者に貸与した際の所管課への協議申入書。 2.1の占用料の契約緩和の文書等一式 3.園内町内会防災倉庫の存否、所管課への設置許可申入書	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03371	R3.10.5	R3.10.8	①街路灯改修工事(その1)②街路灯改修工事(その2) ③街路灯改修工事(その3)④街路灯改修工事(その4) 上記の施工体系図。下請負者一覧表について ただし、下請負者の代表者名、現場責任者等の氏名など個人情報及び印影は、本請求の対象外とする。	閲覧	公開	道路課		
03371	R3.10.5	R3.10.8	①街路灯改修工事(その1)②街路灯改修工事(その2)③街路灯改修工事(その3)④街路灯改修工事(その4) 上記の施工体系図。下請負者一覧表について ただし、下請負者の代表者名、現場責任者等の氏名など個人情報及び印影は、本請求の対象外とする。	閲覧	公開	みどり公園課		
03372	R3.10.5	R3.10.5	コピー用紙の購入に関する仕様書 令和3年度(3契約043号「複写機用紙の購入」)	写しの交付	公開	契約管理課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03373	R3.10.6	R3.10.11	令和3年9月1日～令和3年9月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべての)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧 2 令和3年9月1日～令和3年9月30日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03374	R3.10.6	R3.10.18	「区民の声」に対する回答(2021文士公第770号)が、9月17日付「区民の声」(再要望)区民を感染リスクにさらさず「デルタ株」の感染の脅威からいかにして守れると判断したのかご説明いただきたいの文面において、同「回答」のどの部分が上記「区民の声」のどの部分に対する回答であるかが分かる文書一式(文書の場合、具体的にその部分が分かるように文章・文言をマーカー等で印すこと) 旧元町小学校について 3) 原状回復費用について〇〇〇〇氏から契約管財課が、相当する除去費用等を順天堂に負担させると聞いている。区が設置したものの以外の造作動物産空調の原状回復詳細とその費用等がわかるもの。	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名・住所・電話番号・年齢・メールアドレス
03375	R3.10.6	R3.10.20	旧元町小学校について 3) 原状回復費用について〇〇〇〇氏から契約管財課が、相当する除去費用等を順天堂に負担させると聞いている。区が設置したものの以外の造作動物産空調の原状回復詳細とその費用等がわかるもの。	写しの交付	非公開	契約管財課	行政運営情報(第7条第6号)	
03375	R3.10.6	R3.10.20	旧元町小学校について 1) 10月9日(土)開催の説明会を町会の掲示板や校門に掲示しない根拠と理由がわかるもの。7町会連合に掲示しないこととした理由と根拠 2) 9月17日町会長埋文C1工区見学会の周知方法ならびに区民には広報しなかつた理由がわかるもの。9月22日、〇〇町会長 〇〇〇〇氏は同見学会の内容がわかるもの。9月22日、〇〇町会長 〇〇〇〇氏は同見学会の内容がわかるもの。資料一式 4) 樹木医の診断内容(〇〇氏曰く88本?) 東側および北西部は完全に除却したが、その根拠と理由と費用がわかるもの。移管する樹木の一覧(ケヤキ ヒマラヤ杉、ビワの木等)を残すかどうかの診断内容と移植先および移植理由を公開すること。 5) 2021年7月10日開催の解体説明会の議事録	写しの交付	一部公開	企画課	不存在(第12条第2項)	1) 10月9日(土)開催の説明会を町会の掲示板や校門に掲示しない根拠と理由がわかるもの。7町会連合に掲示しないこととした理由と根拠 2) 9月17日町会長埋文C1工区見学会の周知方法ならびに区民には広報しなかつた理由がわかるもの。9月22日、〇〇町会長 〇〇〇〇氏は同見学会の内容がわかるもの。資料一式 4) 樹木医の診断内容(〇〇氏曰く88本?) 東側および北西部は完全に除却したが、その根拠と理由と費用がわかるもの。移管する樹木の一覧(ケヤキ ヒマラヤ杉、ビワの木等)を残すかどうかの診断内容と移植先および移植理由を公開すること。 5) 2021年7月10日開催の解体説明会の議事録
03376	R3.10.6	R3.10.6	本郷小学校の令和2年4月の学校配置の平面図	写しの交付	公開	学務課		
03377	R3.10.6	R3.10.6	令和3年4月の、本郷小学校の教室配置の平面図	写しの交付	非公開	学務課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03385	R3.10.12	R3.10.12	令和3年9月24日付「区民の声」に対する回答(2021文企広第996号)において、都市計画部都市計画課、総務部総務課、総務部職員課の3課が「～様のご意見として承りました」と書き送ってきたところの、それぞれのかかる「～様のご意見」なるものが具体的に何を指しているのか、分ける「～様のご意見」なるものが具体的に何を指しているのか、分ける文書一式(文書の場合、具体的に「～様のご意見」なる部分が具体的に分かるよう文章・文言をマーカ一等で印し特定すること)	写しの交付	一部公開	総務課	個人情報(第7条第2号)	お名前、ご住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03385	R3.10.12	R3.10.12	令和3年9月24日付「区民の声」に対する回答(2021文企広第996号)において、都市計画部都市計画課、総務部総務課、総務部職員課の3課が「～様のご意見として承りました」と書き送ってきたところの、それぞれのかかる「～様のご意見」なるものが具体的に何を指しているのか、分ける文書一式(文書の場合、具体的に「～様のご意見」なる部分が具体的に分かるよう文章・文言をマーカ一等で印し特定すること)	写しの交付	一部公開	職員課	個人情報(第7条第2号)	お名前、ご住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03385	R3.10.12	R3.10.12	令和3年9月24日付「区民の声」に対する回答(2021文企広第996号)において、都市計画部都市計画課、総務部総務課、総務部職員課の3課が「～様のご意見として承りました」と書き送ってきたところの、それぞれのかかる「～様のご意見」なるものが具体的に何を指しているのか、分ける文書一式(文書の場合、具体的に「～様のご意見」なる部分が具体的に分かるよう文章・文言をマーカ一等で印し特定すること)	写しの交付	一部公開	都市計画課	個人情報(第7条第2号)	お名前、ご住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03386	R3.10.12	R3.10.12	「区民の声」の「【ご意見・ご要望の件名】及び【ご意見・ご要望の内容】」に記載のあった全てについて、ご要望・ご意見その他の文章表現の如何を問わず、包括的に「ご意見として承っております」という総務部総務課の主張を裏付ける合理的根拠が記された条例・要綱・要領・基準等の法令的あるいは手続的根拠を示す文書一式(公開されている場合は正式名称と条項号の情報提供で構わない)	写しの交付	一部公開	総務課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03387	R3.10.12	R3.10.25	令和3年4月から令和3年9月末までに受け取った、文京区、文京区長、文京区教育長あての陳情等の要望書すべて、OD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	一部公開	広報課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①申出者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス②印影
03388	R3.10.12	R3.10.25	令和3年4月から令和3年9月末までに受け取った、文京区、文京区長、文京区教育長あての陳情等の要望書すべて、OD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	一部公開	教育総務課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①郵便番号、住所、氏名②印影
03389	R3.10.13	R3.10.27	元町公園整備(案)、旧元町小学校の整備と元町公園との一体的活用事業(案)について、文京区文化財保護審議委員に渡した内容と経過について	写しの交付	公開	みどり公園課		
03389	R3.10.13	R3.10.27	旧元町小学校の整備と元町公園との一体的活用事業(案)について、文京区文化財保護審議委員に渡した内容と経過について	写しの交付	公開	企画課		
03390	R3.10.13	R3.10.13	令和3年9月27日付「区民の声」に対する回答(2021文企広第1003号)において、総務部総務課、総務部職員課の2課が「～様のご意見として承りました」と書き送ってきたところの、両課における「～様のご意見」なるものが具体的に何を指しているのか、分ける文書一式(文書の場合、具体的に「～様のご意見」なる部分が具体的に分かるよう文章・文言をマーカ一等で印し特定すること)	写しの交付	一部公開	総務課	個人情報(第7条第2号)	お名前、ご住所、電話番号、年齢、メールアドレス

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03390	R3.10.13	R3.10.13	令和3年9月27日付「区民の声」に対する回答(2021文企広第1003号)において、総務部総務課、総務部職員課の2課が「～様のご意見として承りました」と書き送ってきたところの、両課における「～様のご意見」なるものが具体的に何を指しているのか分かる文書一式(文書の場合、具体的に「～様のご意見」なる部分が具体的に分かるよう文章・文書をマーカー等で印し特定すること)	写しの交付	一部公開	職員課	個人情報(第7条第2号)	お名前、ご住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03391	R3.10.13	R3.10.21	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	一部公開	総務課	個人情報(第7条第2号)	運転日誌中、運転手(委託業者)、氏名、印影
03391	R3.10.13	R3.10.18	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	公開	危機管理課		
03391	R3.10.13	R3.10.19	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	公開	防災課		
03391	R3.10.13	R3.10.20	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	公開	区民課		
03391	R3.10.13	R3.10.25	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	公開	生活衛生課		
03391	R3.10.13	R3.10.21	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	一部公開	予防対策課	個人情報(第7条第2号)	運転手氏名、運転経路内の住所
03391	R3.10.13	R3.10.18	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	一部公開	管理課	個人情報(第7条第2号)	運転者氏名及び印影
03391	R3.10.13	R3.10.27	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	公開	道路課		
03391	R3.10.13	R3.10.26	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	公開	みどり公園課		
03391	R3.10.13	R3.10.21	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	公開	文京清掃事務所		
03392	R3.10.13	R3.10.27	令和2年度に文京区が所有、リース、借受等、管理していた全車両の台数と、車両運行記録。CD-Rで受け取りを希望します。	写しの交付	一部公開	教育総務課	個人情報(第7条第2号)	運転者名、印影
03393	R3.10.14	R3.10.14	令和元年度及び2年度に支出された五大大まつり助成金に対する、各まつり実行委員会から提出された収支報告書	写しの交付	公開	アカデミー推進課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03394	R3.10.14	R3.10.26	行政情報件名(内容) ・肥後細川庭園と目白台運動公園の平成30年度・令和元年度の各年度の未払金額と内訳、各年度前年の未払金清算の月・日と金額 ・肥後細川庭園の平成30年度収支状況、未払金額と内訳、総勘定元帳、未払金清算月・日と金額 ・目白台運動公園の平成30年度収支状況、専用口座残高、未払金と内訳、総勘定元帳、未払金清算月・日と金額 ・目白台運動公園 区職員の指導記録(令和2、3年)	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第3号)②不存(第12条第2項)	①個人の氏名 ②・2018年度未払金・内訳書_目白台運動公園・2018年度前年分未払金清算資料(総勘定元帳)_目白台運動公園・2019年度前年分未払金清算資料(総勘定元帳)_目白台運動公園・2018年度専用口座残高_目白台運動公園
03395	R3.10.15	R3.10.15	来年度の保険契約に関する入札に参加希望の為、区で契約している最新の自動車保険証券の写しを請求いたします。	写しの交付	一部公開	総務課	①個人情報(第7条第3号)②行政運営情報(第7条第6号)	①法人の印影②証券番号
03396	R3.10.16	R3.10.18	令和2年度発注工事施工体系図交付 文京区立指ヶ谷小学校プール塗装その他改修工事	写しの交付	一部公開	学務課	個人情報(第7条第2号)	担当技術者の個人名
03397	R3.10.18	R3.10.28	1.「肥後細川庭園」指定管理者が第三者委託に於いて大洋造園土木(株)との複数年契約について、所管課への協議申入書等一式 2. 1の第三者委託について、事業計画書の提出、確認を行わず複数年契約を認めた際の所管課と契約管財課の打合せ記録 (令和2年度から5年度迄の複数年契約) ※第三者委託については、指定管理者制度に於いて複数年契約は行えない。	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第3号)②不存(第12条第2項)	①法人の印影②第三者委託について、複数年契約を認めた際の所管課と契約管財課の打合せ記録
03398	R3.10.18	R3.11.1	1.「肥後細川庭園」指定管理者が第三者委託に於いて大洋造園土木(株)との維持管理契約(複数年契約)の見積書、業務範囲、内容の分かる文書等一式 2. 1の契約の履行状況、支出状況の分かる文書等一式 ※令和2年度から3年度分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第3号)	法人の印影
03399	R3.10.18	R3.10.18	私道下水施設工事 文京区千駄木五丁目31番先の図面 取下げ	写しの交付	一部公開	道路課	個人情報(第7条第2号)	申請者氏名、住所、電話番号、個人名
03400								
03401	R3.10.20	R3.11.1	1.「目白台運動公園」指定管理者が維持管理費(管理諸費)として支出したガソリン代 総勘定元帳の下記の領収書等一式※令和2年度分 61-1、68-1、81-1、141-1、157-1、184-1、209-1、240-1、321-1、359-1、393-1、442-1 600-1 2. ガソリン携行缶等の支出明細	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の印影、個人の氏名②法人の印影、法人の口座番号

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03402	R3.10.20	R3.11.1	1.「目白台運動公園」指定管理者の下記の日の作業安全指示書、日報 令和3年7月13日、8月11日 令和2年4月28日、8月27日、9月17日、9月24日、10月27日、12月 24日	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条 第2号)	個人の印影、氏名
03403	R3.10.21	R3.10.21	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における学校連携観戦プ ログラムへの参加取り止めに関する起案文書が複数の者による審査・審 議などを経て決定されたことがわかる資料	写しの交付	公開	教育指導課		
03404	R3.10.21	R3.10.21	文京区就学援助費補助要綱に規定されている援助対象者にかかる平成 20年、平成24年、平成26年の文書	写しの交付	公開	学務課		
03405	R3.10.22	R3.10.22	文京区大塚3-44-5筑波製本所に係る工場廃止届	写しの交付	一部公開	環境政策課	個人情報(第7条 第2号)	住所、携帯電話番号、印 影
03406	R3.10.22	R3.11.5	1.「肥後細川庭園」指定管理者の人的費、事業管理費の請求書、請求明 細等一式 総勘定元帳(人件費)147-1,355-1,570-1,733-1(事業管理費)146-1,354- 1,600-1,741-1	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条 第3号)	請求書のうち、法人の印 影及び法人の口座番号
03407	R3.10.22	R3.11.5	1.「肥後細川庭園」指定管理者の維持管理費(植物管理費)の請求書、請 求明細等一式 総勘定元帳(植物管理費)68-1~3,109-1~3,182-1~3,254-1~3,309-1 ~3,381~3,459-1~3,528-1~3,598-1~3,675-1~3,715-1~3,816-1~4	写しの交付	一部公開	みどり公園課	法人情報(第7条 第3号)	請求書のうち、法人の印 影及び法人の口座番号
03408	R3.10.22	R3.11.5	1.「肥後細川庭園」指定管理者の維持管理費(植物管理費)の請求書、請 求明細等一式 総勘定元帳(植物管理費)301~1,359-1,396-1,461-1,740-1~2,817- 1(大洋造園土木(株)支払い分) 2. 672-1樹木調査・東邦レオ支出分、調査報告書	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7 条第2号)②法人 情報(第7条第3 号)	①個人の氏名、個人の 生年月日、樹木医登録 番号、個人の顔写真② 法人の印影、法人の口 座番号
03409	R3.10.22	R3.10.26	(1)現在、文京区道207号線(通称「堀坂」、両端の文京区道205号線、818 号線の部分を含む)で実施されている道路工事施行承認の期間、承認に 係る道路の範囲、管理体制が分かる文書一式。決裁文書等を含む。 (2)現在、文京区小石川2-8-13付近の富士ハイツで行われている補修工 事が文京区道にはみでて工事されていることについて文京区に申請され ている内容、文京区が指導している内容が分かる文書一式。決裁文書等 を含む。 GD-Rへの写しを希望します。	写しの交付	一部公開	管理課	①個人情報(第7 条第2号)②法人 情報(第7条第3 号)	①対応担当者氏名、印、 メールアドレス、携帯電 話番号、保有資格、問い 合わせメールの問い合わせ 番号、住所、電話 番号、メールアドレス② 法人印
03410	R3.10.25	R3.11.4	2016年4月1日~2021年10月25日までに廃止届のあった診療所の施設 名、所在地、開設者名、廃止届出日、発生日の一覧(企業内診療所、特 別養護老人ホーム内診療所、コロナのための職域接種診療所を除く)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03411	R3.10.26	R3.11.8	1.「肥後細川庭園」指定管理者代表企業の業務委託の際、見積り依頼者 に対して熟読を求めている「見積心得」等一式	写しの交付	公開	みどり公園課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03412	R3.10.26	R3.11.8	1.「目白台運動公園」指定管理者、代表企業に対して構成企業・日本体育施設(株)から請求のあった人件費、芝生管理費等の請求書、明細等一式 2. 人件費、芝生管理費の総勘定元帳の該当部分 令和3年度分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の氏名、人件費のうち、職員給与の金額、月合計、累計、翌月繰越額、個人の印影②法人の印影、口座番号
03413	R3.10.26	R3.10.26	文京区情報公開条例において、都市計画課庶務担当の〇〇を名乗る職員が区民に送り付けたメール(2021年10月25日14時49分)に書いてあるように、公開文書とは別の付箋メモの情報提供による文章・文言の特定が「行政情報への加筆」に当たり「いたしかね」とする法令的あるいは内部手続き的根拠を記載した文書一式(公開されている文書の場合は正式名称と条項号等の情報提供で構わない)	写しの交付	非公開	総務課	不存在(第12条第2項)	
03414	R3.10.26	R3.11.9	都市計画課庶務担当の〇〇氏なる職員の都市計画課への配置が文京区における「人事管理」が「公正かつ科学的」に行われ、「適材適所」であったことを裏付ける合理的根拠を示す文書一式	写しの交付	公開	職員課		
03415	R3.10.26	R3.10.26	都市計画課庶務担当の〇〇氏なる職員による区民宛メール(2021年10月25日14時49分)において「行政情報への加筆はいたしかねます」と通告したところの、この区民が「行政情報への加筆」を要求したことが事実であることを裏付ける直前のメール文書	写しの交付	一部公開	都市計画課	個人情報(第7条第2号)	
03416	R3.10.26	R3.10.27	本郷小学校 施設図 平成28年一令和2年	写しの交付	公開	学務課		
03417	R3.10.26	R3.11.1	令和3年10月26日時点で文京区の飲食業許可を取得し営業している業者の郵便番号、住所、事業者名、電話番号、事業者が法人の場合は、法人の住所、代表者名、代表者電話番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03418	R3.10.28	R3.10.28	都市計画課庶務担当の〇〇氏からの2021年10月27日17:09の区民に宛てたメール(件名:RE: 文京区 行政情報公開請求に伴う情報提供について)において、「お送りします内容につきましては、都市計画課としてのご連絡です」と書いてあるところの、同氏からの同伴名における2021年10月25日14:49のメール、10月22日17:14のメール、10月15日17:24のメールについて、「都市計画課としてのご連絡」という組織としての連絡であることを裏付ける合理的根拠やその手続き的経緯などを示す文書一式	写しの交付	一部公開	都市計画課	個人情報(第7条第2号)	お名前
03419	R3.10.28	R3.10.28	文京区が道路管理者である区道や区道の工事車両等の通行を巡り、2020年1月1日～12月31日に国土交通省関東地方整備局の「道の相談室」、国土交通省の「ホットライン」に入ってきた苦情・要望等について、同省及び同局からのどのような連絡を受け、どのように対応・対処・解決したかが分かる文書一式	写しの交付	一部公開	道路課	①個人情報(第7条第2号)②不存在(第12条第2項)	①相談者氏名、年齢、性別、住所、電話番号、メールアドレス②2020年1月1日～12月31日に国土交通省の「ホットライン」に入ってきた文京区道に関する苦情・要望等について、文京区が国土交通省から連絡を受けた内容が分かる文書・区が国土交通省及び国土交通省関東地方整備局から連絡を受け、どのように対応・対処・解決したかが分かる文書

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03419	R3.10.28	R3.11.1	文京区が道路管理者である区道や区道の工事車両等の通行を巡り、2020年1月1日～12月31日に国土交通省関東地方整備局の「道の相談室」、国土交通省の「ホットラインステーション」に入ってきた苦情・要望等について、同省及び同局からどのような連絡を受け、どのように対応・対処・解決したかなどが分かる文書一式	写しの交付	一部公開	管理課	①個人情報(第7条第2号)②行政運営情報(第7条第5号)③不存在(第12条第2項)	①相談者の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、メールアドレス②国職員個人のメールアドレス③文京区が国土交通省及び国土交通省関東地方整備局から連絡を受け、どのように対応・対処・解決したかなどが分かる文書
03420	R3.11.1	R3.11.4	業種 飲食業の新規開業店 期間 令和3年9月1日から令和3年9月30日 開示希望項目 店舗名 店舗電話番号 店舗住所 法人運営の場合は法人社名とその代表者名 希望形態:エクセルファイルをCDRIに焼いたものを郵送での受取希望です。	写しの交付	公開	生活衛生課		
03421	R3.11.1	R3.11.4	食品営業許可台帳の令和3年10月1日～10月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く)項目:屋号、営業所住所、営業電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03422	R3.11.1	R3.11.10	臨時災害FM放送に関して 1 潜在電界調査結果(防災計画本編2項) 2 臨時災害FM放送整備機器購入契約書 3 同上取扱マニュアル及び職員訓練結果 4 令和3年訓練委託契約書及び成果物 5 上記に関する総務省への申請書及び許可書一式	写しの交付	一部公開	防災課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③犯罪予防(第7条第4号)	①総務省関東総合通信局への申請書等中、避難所運営協議会役員の氏名、所属団体会名②総務省関東総合通信局への申請書等中、当該組織の写し証明印の印影③総務省関東総合通信局への申請書等中、臨時災害FM放送用空中線の設置位置詳細
03423	R3.11.1	R3.11.1	土地借用賃借契約書	写しの交付	公開	みどり公園課		
03424	R3.11.2	R3.11.10	2021年10月1日から10月31日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規取得した施設及び許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可を更新した施設の一覧 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03425	R3.11.4	R3.11.10	①旅館業の許可施設:令和3年9月1日～令和3年10月31日に、旅館業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先、保健所の確認年月日(許可年月日)、確認番号(許可番号)) ②食品衛生関係の許可施設:令和3年9月1日～令和3年10月31日に、食品衛生業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄内全域の、固定店舗のみの、(自動販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・初回の許可年月日・最新の許可年月日、新規か更新か・確認番号(許可番号)以上)のうち開示可能な情報の提供	写しの交付	公開	生活衛生課		
03426	R3.11.4	R3.11.4	文京区の生活保護受給者及び生活保護申請者に対して文京区福祉事務所職員及び民生委員が行っている生活保護制度の説明の内容が分かる文書(窓口における説明のためのマニュアル、職員への教育資料を含み、これに限らない)。ただし、「生活保護のしおり」についてはすでに請求人において入手済みのため、公開請求対象から除外する。	写しの交付	公開	生活福祉課		
03427	R3.11.4	R3.11.4	2021年10月29日付、大型建築物等に関するこの区からの事業主に対する「要望書」一式。事業主は、宝生ハイツ管理組合	写しの交付	公開	都市計画課		
03428	R3.11.5	R3.11.8	勤労福祉会館の指定管理者の評価結果に係る資料、会議録	写しの交付	一部公開	経済課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①本事業に係る業務体制及び個人情報に該当する情報②事業者の印影に係る情報
03429	R3.11.5	R3.11.11	森鷗外記念館の指定管理者の選定経過と結果に関する資料、会議録	写しの交付	一部公開	アカデミー推進課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①業務を担当する職員の氏名、事業参加者等の画像②事業者のノウハウに関わる情報、内部管理情報、収支計画書の支出における人件費の内訳
03430	R3.11.5	R3.11.9	豊岡岡墓地遺跡に関わる文書 届出と立会報告	写しの交付	一部公開	教育総務課	法人情報(第7条第3号)	遺跡発見通知提出者印影
03431	R3.11.5	R3.11.11	1 令和3年10月1日～令和3年10月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧 2 令和3年10月1日～令和3年10月30日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03432	R3.11.5	R3.11.10	令和3年10月末時点で許可を受けた施設一覧(食品営業許可施設)既に廃業、失効した施設を除く。食品に関しては、自動車、自動販売機、露店形態、臨時的な営業、季節的な営業を除く。(1)施設電話番号、(2)施設住所、(3)開設者氏名(法人の場合は商号及び代表者氏名)(4)施設名称、(5)許可年月日、(6)業種業態	写しの交付	公開	生活衛生課		
03433	R3.11.5	R3.11.17	文京区営住宅等指定管理者申請書類 (・団体概要・区営住宅等の管理運営事業計画書・収支決算書・労働条件・セルフレジエント・法人等経営実績等説明書) ・専門部会の会議録及び選定結果 ・R2年度の評価におけるモニタリング結果、利用者アンケートに関する資料	写しの交付	一部公開	福祉政策課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①団体概要の担当者名及び電話番号、FAX番号、メールアドレス②1.事業報告書・事業報告付属明細書、計算書類・計算書類付属明細書の代理表取役印2.事業報告3.キャッシュフロー計算書4.株主資本等変動計算書、個別注記表の損益計算書5.納税証明書の納付すべき額、納付済額、QRコード
03434	R3.11.8	R3.11.8	(1)本年10月から文京区小石川2-6-19付近で行われている木造建築物解体工事(以下、「本件解体工事」といいます。))について建築指導課、環境政策課が受けた文書一式。決裁文書等を含む。 (2)本件解体工事に使用する大型建設重機の搬入・搬出に係る文京区道818号線の車両通行について、事業者ないし富坂警察署とやりとりした内容がわかる文書一式。決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	建築指導課	個人情報(第7条第2号)	公開文書中個人の印影、発注者の氏名・住所・電話番号、代理者の携帯番号
03434	R3.11.8	R3.11.8	(1)本年10月から文京区小石川2-6-19付近で行われている木造建築物解体工事(以下、「本件解体工事」といいます。))について建築指導課、環境政策課が受けた文書一式。決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	環境政策課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①氏名、住所、携帯電話番号②印影
03434	R3.11.8	R3.11.9	(2)本件解体工事に使用する大型建設重機の搬入・搬出に係る文京区道818号線の車両通行について、事業者ないし富坂警察署とやりとりした内容がわかる文書一式。決裁文書等を含む。	写しの交付	公開	管理課		
03435	R3.11.8	R3.11.18	区立小中学校のICT教育において、児童生徒が使用しているタブレット端末について。 ・利用ログを取っている業者と交わした仕様書・契約書等一式(特に、取得内容、個人情報管理について) ・利用ログをどのように、何を取得し、どう活用していくか、教育委員会の検討経過がわかる資料。	写しの交付	公開	学務課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03436	R3.11.8	R3.11.10	令和3年9月1日から令和3年10月31日までの(固定店舗を移さない移動、臨時、自動販売機は除く) 新規食品衛生関係営業施設一覧 ・屋号・店舗所在地・店舗電話番号・申請者氏名(法人の場合は法人名及び代表者氏名)・業種・許可年月日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03437	R3.11.9	R3.11.10	情報公開請求(受付番号02-175)で一部公開決定(2020文土道第569号)した文書一式	写しの交付	一部公開	道路課	個人情報(第7条第2号)	相談者氏名、年齢、性別、住所、電話番号、メールアドレス
03438	R3.11.9	R3.11.11	森鷗外記念館の指定管理者選定に関する資料一式	写しの交付	一部公開	アカデミー推進課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①業務を担当する職員氏名、事業参加者等の画像②指定管理者の代表者印、事業者のノウハウに関する情報、内部管理情報、収支計画書の支出における人件費の内訳
03439	R3.11.9	R3.11.10	小石川こわ保育園の許可申請書	写しの交付	一部公開	幼児保育課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の氏名、連絡先が特定出来る情報②法人等の印影、当該法人の資金計画、財務諸表
03440	R3.11.9	R3.11.9	・文京区で保存されている委員会会議録及び本会議会議録のワーディング タ (委員会記録は10年分、本会議記録は平成19年以降のもの)	写しの交付	公開	区議会議務局		
03441	R3.11.9	R3.11.11	森鷗外記念館指定管理者選定資料一式	写しの交付	一部公開	アカデミー推進課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①業務を担当する職員氏名②指定管理者の代表者印、事業者のノウハウに関する情報、内部管理情報、収支計画書の支出における人件費の内訳
03442	R3.11.10	R3.11.10	1.「目白台運動公園」指定管理者の偽装請負について、所管課が土木部長・吉田雄大に対して報告した日時、決裁過程が分かる文書等一式 2. 指定管理者に対しての偽装請負の改善命令、指示が何処で決裁が止まっているのか 行われていないのか、明らかになる文書等一式 令和3年度分	写しの交付	公開	みどり公園課		
03443	R3.11.10	R3.11.24	1.「目白台運動公園」駐車場のアマノマネジメント発行の普通車、減免車。定期車のジャーナル。令和3年3月、4月分	写しの交付	公開	みどり公園課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03444	R3.11.10	R3.11.10	行政情報件名(内容) ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体の指定管理者の管理運営に対する評価報告書の仕様書との関係について、詳しい内容について(特に人件費に対する所)に5年くらいの図書館流通センターとヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体の職員の退職状況について	写しの交付	一部公開	真砂中央図書館	法人情報(第7条第3号)	ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体の令和2年度年次報告書のうち人件費の地区館別内訳
03445	R3.11.11	R3.11.25	1.「目白台運動公園」の産廃廃棄物委託契約書 2. 1の施設の産廃廃棄物の排出記録、請求書等一式(令和元年～現在の分)	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人のメールアドレス、携帯番号、印影②法人の印影、口座番号
03446	R3.11.11	R3.11.25	1.「目白台運動公園」のU字溝、側溝、排水樹、清掃、高圧洗浄の業務委託契約書 2. 1の工事写真(令和元年～現在迄の分) 3. 各年度の履行の確認の出来る検収書等一式 4. 請求書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①個人の印影②法人の印影、法人の口座番号 ③各年度の履行を確認できる検収書等一式
03447	R3.11.12	R3.11.18	1.少年自然の家ハケ岳高原学園の指定管理者の評価結果について 2.少年自然の家ハケ岳高原学園の市営管理者候補者の選定結果について	閲覧	一部公開	学務課	法人情報(第7条第3号)	事業者名、代表者氏名、役員名、他施設の管理実績の名称、印影
03448	R3.11.12	R3.11.15	区立児童館指定管理者の評価結果についての一式(根津児童館及び目白第二児童館)	閲覧	一部公開	児童青少年課	個人情報(第7条第2号)	個人氏名、住所、生年月日、顔写真等
03449	R3.11.12	R3.11.25	豊島岡墓地遺跡(93-2)に関わる文書届出と立合報告	写しの交付	公開	教育総務課	①個人情報(第7条第2号)②行政運営情報(第7条第6号)③不存在(第12条第2項)	①個人の氏名、印影②個人のメールアドレス③目白台運動公園指定管理者が東京都の廃掃法違反(産業廃棄物)の不法投棄について所管課に対して提出した文書、メール等一式
03450	R3.11.13	R3.11.17	1.「目白台運動公園」指定管理者が東京都の廃掃法違反(産業廃棄物)の不法投棄について所管課に対して提出した文書、メール等一式 2. 上記の文書等について、区長、吉田雄大土木部長、吉本眞二みどり公園課長に対して状況報告を行った事を確認出来る文書、メール等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	①個人の氏名、印影 ②提出した文書、メール等一式
03451	R3.11.15	R3.11.29	1.「肥後細川庭園」指定管理者が複数年契約を行った第三者委託(高木植栽管理)の施工体制台帳、年間管理計画書等一式 2. 植栽管理の作業内容の疎明資料一式。 日報、請求明細(詳細な作業内容が記載された文書)、作業検収書等一式 ※令和2年度、3年度分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名、印影
03452	R3.11.15	R3.11.29	1.「肥後細川庭園」月次報告書 ※平成31年4月～令和3年11月分 2.「目白台運動公園」月次報告書 ※令和3年6月～11月分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②不存在(第12条第2項)	①個人の氏名、顔写真、障害者情報②令和3年11月分の肥後細川庭園及び目白台運動公園月次報告

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03453	R3.11.15	R3.11.16	臨外記念館の指定管理者選定に関する資料全て但し、丹青社提出資料を除く	写しの交付	一部公開	アカデミー推進課	個人情報(第7条第2号)	委員名
03454	R3.11.15	R3.11.15	2021年7月1日から2021年9月30日までに付定のあった新築届及び住居表示台帳(個人情報除く)	写しの交付	一部公開	区民課	個人情報(第7条第2号)	所有者・管理者・占有者氏名、住所 申請者氏名、住所、電話番号
03455	R3.11.16	R3.11.17	森鷗外記念館指定管理者の選定に関し1375点の内容がわかる審査項目と配点、各項目で取得した点数がわかる資料一式	写しの交付	公開	アカデミー推進課		
03456	R3.11.16	R3.11.29	1.「目白台運動公園」構成企業・日本体育施設(株)パークマネジメント事業部長〇〇〇〇〇の「目白台運動公園」での芝生作業に従事した記録、作業日報等一式。 ※所管課〇〇〇〇係長、申請者が作業の従事を確認済 2. 品川区の公園に維持管理スタッフとして従事する日本体育施設(株)の〇〇〇〇なる者について (1)「目白台運動公園」勤務の辞令等一式 (2)「目白台運動公園」での作業従事記録、日報 ※全て令和3年度分	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03457	R3.11.16	R3.11.18	2021年10月末日現在の食品関係営業許可施設一覧(新規・更新施設)。露店、自動車販売、自販機を除く固定店舗 事項:屋号、営業所所在地、営業者氏名(営業者が法人の場合は、法人名及び代表者名)営業所電話番号、初回許可日、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03458	R3.11.17	R3.11.17	文京区道第818号線(通称「六角坂」)の通行に係る道路法第47条の認定に関する文書一式。令和3年度のもの。決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	管理課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①担当者氏名、連絡先、印影②車体番号
03459	R3.11.17	R3.11.17	令和3年度勤労福祉会館の指定管理者の評価資料一式	写しの交付	一部公開	経済課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①本事業に係る業務体制及び個人情報に該当する情報②事業者の印影に係る情報③事業者の印影に係る情報
03460	R3.11.17	R3.11.17	「区民の声」に対する回答(2021文総第1106号)において、久保孝之総務課長が「ご意見として承りました」と回答したところの、区が区民からの「意見」として具体的に何を「承」ったのかが分かる文書一式(なお、文書内に「意見」以外のものが含まれている場合、「意見」なるものを特定して情報提供すること)	写しの交付	一部公開	総務課	個人情報(第7条第2号)	お名前、ご住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03461	R3.11.17	R3.11.17	令和3年4月13日付「区民の声」に対する回答(2021文総第125号)において、多田栄一郎職員課長が「今回いただきましたその他の内容につきまして、〇〇〇様のご意見として承りました。今後は区民サービス向上に向け、職員育成に努めてまいります」と回答したところの、その後、6カ月余りの間に、どのような「区民サービス向上」に向け、職員育成に努めてきたかが具体的に分かる文書一式	写しの交付	公開	職員課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03462	R3.11.17	R3.11.22	行政情報件名(内容) (1)区立図書館の指定管理者の評価資料のうち、令和2年度利用者アンケート集計結果、実施結果、意見要望等に関するもの (2)令和2年度から現在までの小中学校図書館支援員担当者連絡会の要 点記録	写しの交付	一部公開	真砂中央図書館	①個人情報(第7条第2号)②行政運営情報(第7条第6号)	①学校図書館支援員連絡会要点記録の学校図書館支援員氏名②学校支援員連絡会要点記録(令和3年3月22日開催)のうちBグループ業務責任者の発言①氏名、電話番号②法人の印影
03463	R3.11.18	R3.11.19	文京福祉センターの指定管理者の評価の対象とした資料及び会議録(業務要求水準書、広報物、備品台帳、個人情報保護規定、環境対策への取組を除く)	写しの交付	一部公開	高齢福祉課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①氏名、電話番号②法人の印影
03464	R3.11.18	R3.11.18	1.「目白台運動公園」指定管理者に対して発出した。改善指示書、改善命令書等一式 令和3年10月～現在迄の分	写しの交付	公開	みどり公園課		
03465	R3.11.18	R3.11.19	文京区永住宅指定管理者選定に関する資料一式	写しの交付	公開	福祉政策課		
03466	R3.11.18	R3.11.18	文京福祉センターの指定管理者に対する評価について資料一式(①利用者アンケート②会議録)	写しの交付	公開	高齢福祉課		
03467	R3.11.18	R3.11.29	【平成29年に実施された勤労福祉会館 指定管理者公募時の下記資料】 ・募集要項を含む公募資料(仕様書/付属資料/説明会配布資料/質問回答等) ・選定事業者の事業計画書(収支計画書を含む) ・選定委員会時の議事録 【勤労福祉会館における下記資料】 【平成30年度～令和2年度】事業計画書/収支決算書類 【令和3年度】事業計画書/収支予算書	写しの交付	一部公開	経済課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①本事業に係る業務体制、情報セキュリティ対策等の内部管理に関する情報②選定されなかった団体名、提案のあった経費の内訳、事業者の提案書における事業者独自のアイデアや創意工夫に該当する情報 事業者名、代表者名、役職の名、他施設の管理実績の個人氏名、住所、生年月日、顔写真等 令和2年度事業計画書等の事項、金額及び説明
03468	R3.11.19	R3.11.22	八ヶ岳高原学園指定管理者選定に関する資料一式 文京区HPで公開していないもの	写しの交付	一部公開	学務課	法人情報(第7条第3号)	事業者名、代表者名、役職の名、他施設の管理実績の個人氏名、住所、生年月日、顔写真等
03469	R3.11.19	R3.11.19	根津児童館、目白台第二児童館指定管理者評価に関する資料一式	写しの交付	一部公開	児童青少年課	個人情報(第7条第2号)	個人氏名、住所、生年月日、顔写真等
03470	R3.11.19	R3.11.22	文京区区立図書館の指定管理者評価検討会資料一式	写しの交付	一部公開	真砂中央図書館	法人情報(第7条第3号)	令和2年度事業計画書等の事項、金額及び説明
03471	R3.11.19	R3.11.19	指定障害児相談支援事業所 業務委託 事業者選定に関する資料一式	写しの交付	一部公開	障害福祉課	法人情報(第7条第3号)	選定されなかった事業者名
03472	R3.11.19	R3.11.29	食品営業許可台帳一覧 2021年1月1日～2021年10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店(自動車・テント・自動販売機・既に閉店した店舗・更新を除く。) 事項:施設名称、施設所在地、営業者氏名、営業者住所、営業の種類、施設電話番号、許可年月日、許可満了日、許可番号、営業電話番号、代表者氏名	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03473	R3.11.19	R3.11.26	公園遊具の安全点検結果(大塚公園)今年度から5年分 ・工事設計図面のうち、滑り台に関する図面一式	写しの交付	公開	みどり公園課		
03474	R3.11.21	R3.12.6	平成30年度の国の子ども・子育て支援交付金及び東京都の子ども・子育て支援交付金について東京都に令和元年5月10日までに送付した実績報告書の文書一式(令和元年5月10日より後に差し替える前のもの)。決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	子育て支援課	個人情報(第7条第2号)	委託事業者職員の氏名
03475	R3.11.22	R3.11.22	鵬外記念館の指定管理者と区の定期連絡会の記録 2019年度・2020年度分の全て2021年度分の4~10月分	写しの交付	公開	アカデミー推進課		
03476	R3.11.22	R3.11.22	令和4年度重点施策の企画書	写しの交付	一部公開	企画課	審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	事業経費積算内訳
03477	R3.11.22	R3.12.6	2019年4月21日執行の文京区長選挙にかかる選挙運動費用収支報告書の写し(本体のみ。立候補者全員のもの) 取下げ	写しの交付	公開	選挙管理委員会事務局		
03478								
03479	R3.11.24	R3.11.24	2021-00682 後楽公園少年野球場グラウンド整備工事 金額入り内訳設計書一式	写しの交付	公開	道路課		
03479	R3.11.24	R3.11.24	目白台運動公園ダッグアウト等維持修繕工事の金額入り内訳設計書一式(予定価格を算出するのに必要な処理全て)	写しの交付	公開	みどり公園課		
03480	R3.11.25	R3.11.25	1.「目白台運動公園」前指定管理、現指定管理者が側溝内の堆積物を下記の場所に積み置き埋め立てについて区に許可申請、協議を求めた文書等一式 ※積み置き・西側テニスコート田中邸境界付近埋め立て・西側テニスコート横の樹林帯入口から崖下部分	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03481	R3.11.29	R3.12.6	行政情報件名(内容) ライフコンシエンジェル株式会社(法人番号:4010401114162)(本店:東京都文京区本郷2丁目39番6号大同ビル8階)に関する消費生活相談その他の相談に関する一切の文書	写しの交付	一部公開	経済課	個人情報(第7条第2号)	(1)消費生活相談情報①受付番号②受付年月日③相談者属性:個人氏名・住所・連絡先・年齢・性別等④契約者属性:住所・年齢・性別・所属等⑤相談概要:会社員者・日付・金額⑥契約年月日・販売購入形態・販売購入金額・既支払額⑦受付完了日・完了年月日・結果完了日(2)ライフコンシエンジェル株式会社ご契約の内容①ご契約年月日・会員番号・ご契約者氏名・ご登録口数
03482	R3.11.29	R3.12.6	食品営業施設一覧の営業許可及び廃業情報 必要事項:「営業施設名称、屋号又は商号」「営業施設所在地住所」「営業施設電話番号」「業種」「法人名」「法人住所」「法人電話番号」「初回許可年月日」「許可開始日」「許可満了日」「廃業年月日」「申請区分必要データの期間:全期間、最過去から最新までも含む。(システム上で保管されているものに限る。)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03483	R3.11.30	R3.12.6	文京区の旅館営業施設一覧(以下が記載されたもの) 1.営業施設の名称2.営業施設の所在地3.営業許可主体の名称(会社名) 4.営業許可主体の代表者名5.営業許可主体の住所(会社住所)※個人経営の場合、個人情報保護に該当し開示できない場合は不要)6.営業許可の日付7.客室数8.ホテル・旅館・簡易宿所・下宿の区別	写しの交付	公開	生活衛生課		
03484	R3.11.30	R3.12.3	1.「目白台運動公園」指定管理者・構成企業の日本体育施設(株)の緑化園に対する偽装請負の件について、所管課・係長〇〇〇〇が作成した報告書。勤告書の起案の際に別添等を行った文書も含む。 2. 区長、副区長、土木部長、みどり公園課長の報告書を確認した事実、日付が明らかになる文書。供覧書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②不存(第12条第2項)	①個人の氏名②区長、副区長の報告書を確認した事実、日付が明らかになる文書。供覧書等一式
03485	R3.11.30	R3.11.30	2018年5月1日(火)開札区内備蓄倉庫棚卸及び非常食再整備業務委託に関わる契約書	写しの交付	一部公開	防災課	法人情報(第7条第3号)	契約事業者の社判
03486	R3.12.1	R3.12.6	食品営業許可台帳の令和3年11月1日～11月末までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く)項目:屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03487	R3.12.1	R3.12.6	行政情報件名(内容) 業種 飲食業の新規開業店 期間 令和3年10月1日から令和3年11月30日 開示希望項目 店舗名 店舗電話番号 店舗住所 法人運営の場合は 法人社名とその代表者名 ※法人運営の場合、法人の代表者名の記載がない場合は、法人社名の み可。	写しの交付	公開	生活衛生課		
03488	R3.12.1	R3.12.10	2018年5月1日(火)開札「区内備蓄倉庫棚卸し及び非常食再整備業務委 託に関わる成果物一式	写しの交付	公開	防災課		
03489	R3.12.1	R3.12.6	2021年11月1日から11月30日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新 規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業 者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満 了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03490	R3.12.1	R3.12.6	①旅館業の許可施設:令和3年10月1日～令和3年11月30日に、旅館業 の届出がされている(許可と廃止と変更を含む)全施設の保健所管轄 内全域の、店舗名(屋号)、施設の住所(所在地)、施設の電話番号、開 設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人 名と連絡先、保健所の確認年月日(許可年月日)、確認番号(許可番号) ②食品衛生業の届出がされている(許可と廃止と変更を含む)全施設の 食品衛生業の届出がされている(許可と廃止と変更を含む)全施設の 保健所管轄内全域の、固定店舗のみの、(自動販売機、催事、イベント、 露店、自動車、列車、船舶を除く)、店舗名(屋号)、施設の住所(所在 地)、施設の電話番号、業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類 販売、魚介類販売など、開設者情報(個人店であればオーナーの名前と 連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・初回の許可年月日・最新の許 可年月日、新規か更新か・確認番号(許可番号)以上のうち開示可能な 情報の提供	写しの交付	公開	生活衛生課		
03491	R3.12.2	R3.12.16	1.「目白台運動公園」指定管理者・構成企業の日本体育施設(株)の緑化 園に対する 発注書、契約書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7 条第2号)②法人 情報(第7条第3 号)	①注文書のうち、個人の 氏名②注文書・注文請 書のうち、法人の印影
03492	R3.12.2	R3.12.16	1.「目白台運動公園」指定管理者・構成企業の日本体育施設(株)が大嘉 産業(株)に発注した 遊具廻り人工芝工事の発注書、請求書、契約書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7 条第2号)②法人 情報(第7条第3 号)	①注文者及び請求書の うち、個人の印影②注文 書及び請求書のうち、法 人の印影、法人の口座 番号

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03493	R3.12.3	R3.12.16	1. 会派・文京永久の会の政務活動費・領収書等の申請文書等一式 ※令和1年度分から現在迄の間 2. 〇〇〇・〇〇〇〇の公用車利用履歴、タクシーチケット利用履歴 ※令和3年度分	写しの交付	一部公開	区議会事務局	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①氏名、住所、クレジットカード番号、口座番号、従業員氏名、政務活動費に充当した経費以外及び個人に係る記載部分 ②カードに係る記載部分 ③法人印影④〇〇・〇〇の公用車利用履歴、タクシーチケット利用履歴※令和3年4月から11月分
03494	R3.12.3	R3.12.3	公文書管理条例の検討状況がわかる文書 決裁文書等を含む。	写しの交付	非公開	総務課	不存在(第12条第2項)	
03494	R3.12.3	R3.12.3	「文の京」パブリックコメント手続要綱の改訂の検討状況がわかる文書 決裁文書等を含む。	写しの交付	非公開	広報課	不存在(第12条第3項)	
03495	R3.12.6	R3.12.6	大塚六丁目10番エスケレントシティ文京大塚敷地と区道に関する文書一式	写しの交付	一部公開	道路課	法人情報(第7条第3号)	依頼書中、印影
03496	R3.12.8	R3.12.13	1 令和3年11月1日～令和3年11月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む可能な情報すべて)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧 2 令和3年11月1日～令和3年11月30日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業するものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03497			取下げ					
03498	R3.12.8	R3.12.8	(1) 文京区小石川2-3-16先の道路陥没への対応が分かる文書一式。 (2) 平成27年8月7日付「受付番号27-道51」で申請を受付した道路工事施工承認に関連して本年6月3日以降に申請者と連絡した内容がわかる文書一式。 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	管理課	法人情報(第7条第3号)	申請業者の印影
03499	R3.12.8	R3.12.8	(仮称)小石川二丁目マンション(地番:文京区小石川2-3-1)について、都市計画課が令和3年度に作成し、または取得した文書一式。決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	都市計画課	法人情報(第7条第3号)	届出書中、届出者の印影
03500	R3.12.8	R3.12.8	「ル・サンク小石川後楽園」に関連し、神鋼不動産、NIPPOから区への情報・資料提供や連絡等(両社関係者と区とのメールのやり取りの電磁記録含む)及び区から両社への問い合わせ・照会等に関する文書一式(令和3年1月1日以降、本件請求到達日まで)	写しの交付	一部公開	都市計画課	法人情報(第7条第3号)	届出書中、届出者の印影

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03500	R3.12.8	R3.12.10	行政情報件名(内容) 「ル・サンク小石川後楽園」に関連し、神鋼不動産、NIPPOから区への情報・資料提供や連絡等(両社関係者と区とのメールのやり取りの電磁記録含む)及び区から両社への問い合わせ・照会等に関する文書一式(令和3年1月1日以降、本件請求到達日まで)	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	印影(個人)メールアドレス
03500	R3.12.8	R3.12.10	「ル・サンク小石川後楽園」に関連し、神鋼不動産、NIPPOから区への情報・資料提供や連絡等(両社関係者と区とのメールのやり取りの電磁記録含む)及び区から両社への問い合わせ・照会等に関する文書一式(令和3年1月1日以降、本件請求到達日まで)	写しの交付	一部公開	管理課	法人情報(第7条第3号)	申請業者の印影
03501	R3.12.10	R3.12.10	文京区大塚0-0-0,0000方解体工事に伴い、文京区に提出された文書的一切	写しの交付	一部公開	環境政策課	個人情報(第7条第2号)	申請書中の電話番号、個人氏名
03502	R3.12.10	R3.12.10	弥生児童遊園の図面(平面図)	写しの交付	公開	みどり公園課		
03503	R3.12.15	R3.12.21	最新年度版の「コインオペレーション・ジョーキングの統計」と「公衆浴場の統計」をお願いします。	写しの交付	公開	生活衛生課		
			頂きたい項目は、「文京区全域のコインランドリー-の名称・住所・営業者名・開設日(もしくは申請届出日、認可日でも可)」と「文京区全域の公衆浴場の名称・住所・営業者名・営業種別(銭湯やスポーツ施設など)」です。					
03504	R3.12.16	R3.12.17	一部の統計は区役所で公開していることを承知していますが、1つにまとまったデータが欲しいので申請をお願いいたします。 平成25年11月12日付25教地管理第2205号東京都教育委員会からの文書他	写しの交付	一部公開	教育総務課	法人情報(第7条第3号)	通知者印影
03505	R3.12.17	R3.12.21	(仮称)中央大学茗荷谷キャンパスにおける私立認可保育所の整備運営事業の選定に係る契約交渉順位第一位事業者の事業計画書など、提案内容が記載された書類の開示を希望いたします。	写しの交付	一部公開	幼児保育課	個人情報(第7条第2号)	園児の写真
03506	R3.12.20	R3.12.22	処分庁の弁明書(2)(2021文都住第523号)の第3の2で「要望であると主張する内容も含めて意見として判断した」と主張するところの、区民が「区民の声」で要望したことを区において「要望」として判断せず、「意見として判断」できるとする内部手続き等の判断根拠を記した文書や発言録・議事録等の文書一式(職員間における電磁的やり取り記録を含む)	写しの交付	一部公開	住環境課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢
03507	R3.12.20	R3.12.20	春日自転車駐車場の完成図 (1)位置図(2)全体平面図(3)縦断面図(4)構造一般図(5)本体構造図(6)出入口構造図	写しの交付	公開	管理課		
03508	R3.12.21	R3.12.23	①令和2年度施工の道路改修工事(区道第904号外) ②令和3年度施工の道路改修工事(区道第213号)の施工図面、工事設計書、施工計画書内の主要機械一覧	写しの交付	公開	道路課		
03509	R3.12.24	R3.12.24	令和4年度重点施策「小学校の教室増設対策」の概算要求の内訳、根拠等がわかるすべて	写しの交付	一部公開	企画課	行政運営情報(第7条第6号)	事業経費積算内訳
03510	R3.12.27	R3.12.27	文京区長が被告となっている東京地裁での令和3年(〇〇)〇〇〇〇住民訴訟請求事件において被告側が令和3年12月21日の期日に向けて提出した準備書面などの書面や書証など文書一式	写しの交付	一部公開	総務課	個人情報(第7条第2号)	対象行政情報(1)及び(2)のうち、原告氏名及び事件番号

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03511	R3.12.27	R3.12.27	(仮称)小石川二丁目マンション(地番:文京区小石川2-3-1)について、本年12月6日以降に、都市計画課ないし住環境課が、作成しまたは取得した文書一式。決裁文書等を含む。CD-Rへの写しを希望します。	写しの交付	一部公開	住環境課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人印影②法人印影
03511	R3.12.27	R4.1.7	(仮称)小石川二丁目マンション(地番:文京区小石川2-3-1)について、本年12月6日以降に、都市計画課ないし住環境課が、作成しまたは取得した文書一式。決裁文書等を含む。CD-Rへの写しを希望します。	写しの交付	一部公開	都市計画課	法人情報(第7条第3号)	・申請書中、申請者の印影・確認書中、被承継者及び承継者の印影・納税(課税)証明書中、本税以外の区分、納税すべき税額、納付済額、未納額、法廷納期限等及びQRコード
03512	R3.12.28	R4.1.11	処分庁の弁明書(2021文総総第1216号)で、審査請求人において「本件処分の取消しにより回復される法的利益がない」請求の利益を欠く」と、処分庁が断定した(あるいは断定できる)健全で妥当かつ合理的裏付け根拠等が記された文書一式	写しの交付	非公開	総務課	不存在(第12条第2項)	
03513	R3.12.28	R4.1.11	処分庁の弁明書(2021文総総第1216号)9頁3～4行目において「処分庁は、対象行政情報を包括的に一つの意見であると解釈している」と主張するところの、処分庁においてそのような「解釈」を合法的・適法的・合理的かつ手続的に正当で妥当であることを裏付ける根拠を記した文書一式	写しの交付	一部公開	総務課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス
03514	R4.1.4	R4.1.18	1.「目白台運動公園」指定管理者が所管課へ提出をした「目白台運動公園」芝生広場水飲み場の止水栓漏水の修繕工事の協議申入書、報告書、工事見積書等一式 2. 東京都産業廃棄物対策課へ提出した顛末書、報告書。指定管理者が所管課へ提出した文書(東京都へ提出した文書も含む。)。東京都へ所管課が提出した文書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の氏名、メールアドレス、印影 ②法人印影
03515			取下げ					
03516	R4.1.4	R4.1.18	1.「目白台運動公園」指定管理者が藤田観光公営(株)に発注した高木植栽管理関連の見積書、請求書等一式 ※令和3年度分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の印影 ②法人印影、口座番号
03517	R4.1.4	R4.1.6	1.「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」指定管理者のモニタリング結果報告書、改善報告書等一式 ※令和3年度分	写しの交付	公開	みどり公園課		
03518	R4.1.4	R4.1.18	1.「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」指定管理者の指定管理期間の植栽管理計画(芝生維持管理も含む) 2. 樹林帯の長期維持管理計画 3.「肥後細川庭園」の高木植栽管理の複数年契約を所管課へ協議、説明を行った際の承諾者の氏名が明らかになる確認記録等一式 ※令和3年度分	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03519	R4.1.4	R4.1.18	行政情報件名(内容) 1. 「目白台運動公園」遊具下廻り人工芝工事、日本体育施設(株)作成A案と表紙 2. 大嘉産業(株)作成の見積書 3. 日本対区施設(株)、大嘉産業(株)の現地調査の明らかになる文書等一式 ※日付の確認出来るモノ	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名
03520	R4.1.4	R4.3.2	区議会、区議会議員に関わる外部委託業務で令和元・2年度を含む仕様書、プロポーザル資料、契約書、請求書等の全ての文書 ・令和元・2年度の政務活動費の領収書、請求書、添付文書等関連文書全て	写しの交付	一部公開	区議事事務局	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人情報(住所、電話番号(公開していないもの)、金融機関名・口座番号・クレジットカード番号・カード情報、車種・車両番号、政務活動費に充当した経費以外の情報) ②法人情報(印影、振込先金融機関名、口座番号、担当者氏名)
03521	R4.1.4	R4.3.31	教育委員会の令和2年度の1件当たり50万円以上の支出に関わる仕様書、プロポーザル資料、契約書、請求書等の全ての文書 ・各図書館の建設、改修に関する仕様書、契約書、起案文書	写しの交付	一部公開	教育総務課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③行政運営情報(第7条第6号)	①保護者名、法人担当者名②法人印影、口座情報、プロポーザル非選定事業者名③図書館システムの機能及びセキュリティに係るもの、学校施設の機械警備センターの位置に関する情報
03522	R4.1.4	R4.2.21	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	情報政策課	①法人情報(第7条第3号)②法人情報(第7条第3号)③犯罪予防(第7条第4号)	①法人担当者氏名、印影②法人印影、口座情報(銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義)③リモート監視対象機器一覧(装置呼称、ホスト名、機種モデル、インスタントOS、死活監視の対象IPアドレス、機器管理番号(システムコード)、監視項目)、データセンター所在地)
03522	R4.1.4	R4.2.7	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	公開	総務課		
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	契約管財課	法人情報(第7条第3号)	事業者の印影

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03522	R4.1.4	R4.2.18	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	経済課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①事業者の担当者氏名 ②法人印影
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	戸籍住民課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①法人従業員氏名②法人印影、法人及び事業を営む個人の技術等の情報 法人印影
03522	R4.1.4	R4.2.3	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	アカデミ―推進課	法人情報(第7条第3号)	法人印影
03522	R4.1.4	R4.2.24	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	スポーツ振興課	法人情報(第7条第3号)	法人印影
03522	R4.1.4	R4.2.22	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	高齢福祉課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①区からの申し入れ通知及び指定管理者からの回答中の氏名②協定書及び請求書中の法人の印影
03522	R4.1.4	R4.2.22	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	障害福祉課	①個人情報(第7条第3号)②犯罪予防(第7条第4号)	①法人印影②施設内見取り図及び鍵の種別
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	幼児保育課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の氏名、住所、生年月日、連絡先が特定出来る情報②法人等の印影、見積積算内訳書、取引先情報、口座情報、補助金に関わらない私契約の内容
03522	R4.1.4	R4.2.22	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	公開	健康推進課		
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	予防対策課	法人情報(第7条第3号)	請求内容に該当する法人の印影
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	道路課	①個人情報(第7条第3号)②行政運営情報(第7条第6号)	①契約書、請求書、完了届、保証書中の印影、預託金融機関②単価契約工事に関する工事設計書、工種別単価内訳書、工種別内訳書中の単価、条件値、単価明細表、代価明細表中の、数量、諸経費、金額、条件値

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①法人情報(第7条第3号)②行政運営情報(第7条第6号)	①(公園再整備工事)・契約書・請求書、保証書、工事完了届中印影(公園樹木等維持管理委託)・契約書・請求書、委託完了届中印影②(公園再整備工事)・起工書・変更起工書中、見積価格の取扱いに関する箇所(公園樹木等維持管理委託)・起工書中、見積価格の取扱いに関する箇所
03522	R4.1.4	R4.2.15	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	公開	リサイクル清掃課		
03522	R4.1.4	R4.2.9	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	文京清掃事務所	法人情報(第7条第3号)	契約書及び請求書のうち、法人印影
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	施設管理課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①担当者名、印影、携帯電話番号②代表者印影、法人印影、振込口座情報
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	保全技術課	個人情報(第7条第2号)	設計者印影
03522	R4.1.4	R4.2.28	令和2年度の1件1億円超の支出に関する(区政全体)仕様書、プロポーザル資料、契約書、請求書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	整備技術課	個人情報(第7条第2号)	設計者印影
03523	R4.1.4	R4.3.1	文京区選管に保管されている区長選、区議選の取支報告書、関連文書 ・直近、区長選、区議選の実施に関わる委託業務の仕様書、プロポーザル資料、契約書等の全ての文書	写しの交付	一部公開	選挙管理委員会事務局	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①立候補届出書類、戸籍謄本、本籍地、住所、生年月日、職業、印影②委託業務契約書、仕様書、法人印影③プロポーザル資料
03524	R4.1.4	R4.1.18	コミュニティバスの検討段階を含めた全ての文書	写しの交付	一部公開	区民課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①法人の担当者氏名 ②法人印影
03524	R4.1.4	R4.1.18	児童相談所設置に向けての(検討も含めた)全ての文書	写しの交付	一部公開	子ども家庭支援センター	①法人情報(第7条第3号)②行政運営情報(第7条第6号)	①平成31年度第1回委員資料6の一部 ②平成28年度第1回委員資料2 外21か所
03524	R4.1.4	R4.1.18	キッズゾーンに関連する(検討等も)全ての文書	写しの交付	公開	幼児保育課		
03525	R4.1.4	R4.1.17	「崖等整備資金助成事業」における以下事例「崖等整備工事助成」の「崖等の安全性が向上するものとして区長が認める工事」の対象となった件における住所、工事金額、工事事業者(令和2年度以降分)	写しの交付	一部公開	地域整備課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①氏名、住所、担当者氏名 ②法人印影

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考	
03526	R4.1.5	R4.1.13	食品営業許可台帳の令和3年12月1日～12月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目: 屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課			
03527	R4.1.6	R4.1.13	業種 飲食業の新規開業店 期間 令和3年12月1日から令和3年12月31日 開示希望項目 店舗名 店舗電話番号 店舗住所 法人運営の場合は法人社名とその代表者名 ※法人運営の場合、法人の代表者名の記載がない場合は、法人社名のみ可。	写しの交付	公開	生活衛生課			
03528			取上げ						
03529	R4.1.6	R4.1.18	1.「目白台運動公園」供用備品台帳 ※修正日付の確認出来るモノ	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)		
03530	R4.1.7	R4.1.13	2021年12月1日から12月31日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課			
03531	R4.1.7	R4.1.17	①旅館業の許可施設: 令和3年11月1日～令和3年12月31日に、旅館業の届出が出された(許可と廃止と変更を含む)管轄内全施設の以下の項目 店舗名(屋号)・施設所在地・施設電話番号・開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・保健所の確認年月日(許可年月日)・確認番号(許可番号) ②食品衛生関係の許可施設: 令和3年11月1日～令和3年12月31日に、食品衛生業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)固定店舗のみ(自動販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)の、店舗名(屋号)・施設の住所(所在地)・施設の電話番号・業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など)・開設者情報(個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・初回の許可年月日・最新の許可年月日・新規か更新か・確認番号(許可番号)	写しの交付	公開	生活衛生課			
03532	R4.1.7	R4.1.17	1 令和3年12月1日～令和3年12月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧 2 令和3年12月1日～令和3年12月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業してものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課			
03533	R4.1.11	R4.1.11	文京区都市マスタープランの見直しに関する事業者への委託に際しての仕様書に関する文書一式	写しの交付	公開	都市計画課			

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03534	R4.1.11	R4.1.11	令和3年9月24日の建設委員会において下笠都市計画課長が「区民の方からの御意見を募集することにつきましては、例えばICTを活用してか いことでも電子申請でできますので、その辺広く御意見は承っていき い」と答弁したところの答弁内容の進捗状況に係る文書一式	写しの交付	非公開	都市計画課	不存在(第12条 第2項)	
03535	R4.1.11	R4.1.11	令和3年9月24日の建設委員会において有坂住環境課長が「条例等に都 市マスを踏まえることと書くことと紛争が起こること」「直接的な関係はない と考えておいて」と答弁したところの「直接的な関係はない」とする合理的 的裏付け根拠に関する文書一式	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条 第2項)	
03536	R4.1.11	R4.1.11	令和3年9月24日の建設委員会において有坂住環境課長が「書いていな いにかかわらず紛争というものは起こり起こらなかつたりということ 状況が変わるといふことで、直接的な関係はない」と答弁したところの「直 接的な関係はない」とする合理的裏付け根拠に関する文書一式	写しの交付	非公開	住環境課	不存在(第12条 第2項)	
03537	R4.1.11	R4.1.11	令和3年9月24日の建設委員会において橋本道路課長が「区道の工事に おいて白線を設置する場合には、道路管理者として、まず内部 で検討した後に、交通管理者である地元の警察署とともに協議をして決 定しているというようなプロセスでございます」と答弁したところの「プロセ ス」の適正手続き等を定めた文書一式	写しの交付	非公開	道路課	不存在(第12条 第2項)	
03538	R4.1.11	R4.1.12	令和3年9月24日の建設委員会において橋本道路課長が「結局はそれが 法令にのっとった区画線であるのか、はたまたそうではないのかというの は、法令の下、解釈すれば分かる話」と答弁したところのどの法令をどの ように解釈すれば「分かる話」であるかに関する裏付け根拠を示す文書一 式(公表されている法令等や要領・逐次解説等の場合は正式名称と該当 する条項号等の情報提供で構わない)	写しの交付	公開	道路課		
03539	R4.1.11	R4.1.13	大塚公園遊具(滑り台)について検討資料一式	写しの交付	公開	みどり公園課		
03540	R4.1.12	R4.1.12	1.「目白台運動公園」「肥後細川庭園」評価検討会議事録 ・平成31年度 令和2年度分・令和3年度分 試掘報告書 平成23年9月12・15・16日 大塚5-41-10	写しの交付	公開	みどり公園課		
03541	R4.1.12	R4.1.12	飲食店営業台帳 【照会項目】屋号、営業所所在地、申請者氏名、申請者住所、申請者電 話番号、営業の種類、初回許可日、許可年月日、営業所電話番号 【対象期間】令和3年12月1日現在許可のある施設	写しの交付	一部公開	教育総務課	個人情報(第7条 第2号)	土地所有者氏名
03542	R4.1.13	R4.1.18	取上げ	写しの交付	公開	生活衛生課		
03543	R4.1.13	R4.1.13	理蔵文化財試掘調査報告書	写しの交付	公開	教育総務課		
03544	R4.1.13	R4.1.14	1.「目白台運動公園」の廃掃法に基づく立入検査票	写しの交付	公開	リサイクル清掃課		
03545	R4.1.14	R4.1.14	リサイクル清掃課が実施 ※交付令和4年1月	写しの交付	公開	リサイクル清掃課		
03546	R4.1.14	R4.1.14	(仮称)小石川二丁目マンション(地番:文京区小石川2-3-1)について (1)昨年12月28日以降に、住環境課が作成または取得した文書一式 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	公開	住環境課		
03546	R4.1.14	R4.1.14	(仮称)小石川二丁目マンション(地番:文京区小石川2-3-1)について (2)昨年12月9日以降に、管理課が作成または取得した文書一式 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	公開	管理課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03546	R4.1.14	R4.1.14	(仮称)小石川二丁目マンション(地番:文京区小石川2-3-1)について (3)今年度に、地域整備課が作成または取得した文書一式 それぞれ決裁文書等を含む。	写しの交付	非公開	地域整備課	不存在(第12条第2項)	
03547	R4.1.14	R4.1.20	文京区全域のクリーニング所廃止済施設一覧(過去3年間) (項目)施設名称、施設所在地、Tel、営業者、許可(確認)番号、許可年月日、廃止年月日、営業形態(一般、取次)	写しの交付	一部公開	生活衛生課	不存在(第12条第2項)	施設電話番号の一部
03548	R4.1.17	R4.1.17	1.「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」月次報告書 ※令和3年11月、12月分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名、顔写真
03549	R4.1.18	R4.1.26	令和2年11月の山崎医師の出勤状況	写しの交付	公開	生活福祉課		
03550	R4.1.18	R4.1.18	街路灯及び保安灯改修工事(令和3年度) 上記の施行体系図、下請負者一覧表について ただし、下請負者の代表者名、現場責任者等の氏名などの個人情報及び印影は、本件請求の対象外とする。	閲覧	公開	道路課		
03550	R4.1.18	R4.1.18	公園灯等改修工事(その2)(令和3年度)の施行体系図、下請負者一覧表について	閲覧	公開	みどり公園課		
03551	R4.1.19	R4.1.31	1.「目白台運動公園」多目的広場・側溝清掃・工事写真帳等一式 2.側溝内堆積物の「産業廃棄物」として処分した事を明らかに出来る 疎明資料等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の氏名、印影 ②法人印影
03552	R4.1.19	R4.1.19	平成30年度会計処理が遅れることについて会計管理室が各部署から受けた遅延報告書および遅延理由書一式	写しの交付	非公開	会計管理室	不存在(第12条第2項)	
03553	R4.1.21	R4.1.25	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業の業者指定依頼書	写しの交付	公開	経済課		
03554	R4.1.24	R4.2.3	1.「目白台運動公園」指定管理者若しくは代表企業・公園財団が構成企業・日本体育施設(株)に支出した人件費、芝生管理費(令和3年10月以降分) 飲食関連の新規開業施設の情報開示請求 内容・施設名・電話番号・住所・代表者 2021以降から現在の日付までの情報	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	
03555	R4.1.24	R4.1.27	2021年10月1日から2021年12月31日までに付定のあった新築届及び住居表示台帳(個人情報を除く) また、同期間に住居表示を実施した区域がある場合は、当該区域の住居表示台帳・住居表示案内図・住居新旧対照表	写しの交付	公開	生活衛生課		
03556	R4.1.25	R4.1.27	2021年10月1日から2021年12月31日までに付定のあった新築届及び住居表示台帳(個人情報を除く) また、同期間に住居表示を実施した区域がある場合は、当該区域の住居表示台帳・住居表示案内図・住居新旧対照表	写しの交付	一部公開	区民課	個人情報(第7条第2号)	所有者・管理者・占有者氏名、住所、申請番号、住所、電話番号、住所、申請者氏名、住所、電話番号
03557	R4.1.25	R4.2.7	1.「目白台運動公園」指定管理者が汚泥の収集運搬、処分を委託した小川商会、太陽油化の請求書等一式 2. マニフエスト等一式 管理運営開始から此れ迄の分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	「目白台運動公園」指定管理者が汚泥の収集運搬、処分を委託した小川商会、太陽油化の請求書等一式
03558	R4.1.26	R4.1.26	昨日(2022年1月25日)文京区小石川2丁目9番12号先で起きた交通事故について文京区が保有する文書一式。決裁文書等を含む。周辺住民から寄せられた要望の内容も含む。	写しの交付	一部公開	管理課	①個人情報(第7条第2号)②犯罪予防(第7条第4号)	①事故当時者氏名、住所、電話番号 ②警察官の氏名
03558	R4.1.26	R4.1.26	昨日(2022年1月25日)文京区小石川2丁目9番12号先で起きた交通事故について文京区が保有する文書一式。決裁文書等を含む。周辺住民から寄せられた要望の内容も含む。	写しの交付	公開	道路課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03559	R4.1.27	R4.2.9	行政情報件名(内容) ・31文文生医第400号の東京衛生検査所(運営会社 株式会社Human Investor)の衛生検査所登録申請書及び登録申請書添付書類(検査案内書、標準作業書)の書類全て ・31文文生医第400号の東京衛生検査所(運営会社 株式会社Human Investor)の監視指導履歴の書類全て	写しの交付	一部公開	生活衛生課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①衛生検査所登録申請書中、衛生検査所の管理者(氏名・資格)、検査業務を指導監督する医師の氏名と医師番号と登録年月日、精度管理責任者(氏名・資格)、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者(氏名・資格)。検査案内書中、個人の印影および担当者氏名。衛生検査所立入検査結果表中、管理者氏名 ②衛生検査所登録申請書中、法人印影。衛生検査所立入検査結果表中、判定測定値、内容
03560	R4.1.27	R4.1.27	西方公園の平面図	写しの交付	公開	みどり公園課		
03561	R4.1.27	R4.1.31	文京区発注工事について、予定価格の内訳が分かる資料が知りたいです。電子入札サイトより、案件番号は、以下3つになります。2021-00353、2021-00354、2021-00420	写しの交付	一部公開	整備技術課	行政運営情報(第7条第6号)	契約案件番号2021-00353文京区立駒込保育園ブロック塀改修工事の内訳書における単価及び金額
03562	R4.1.28	R4.2.2	食品衛生営業許可施設一覧(全業種) 1月26日現在届出が出ているもの全件 施設名(屋号)、所在地、申請者が判るもの(法人・個人電話番号なし)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03563	R4.1.28	R4.2.7	①平成〇〇年〇月〇日〇〇荘(〇〇区〇〇〇-〇-〇)の〇〇さん宅に家庭訪問に来た職員名の記録 ②令和〇年〇月〇日〇〇荘の〇〇さん宅に家庭訪問に来た職員名の記録	写しの交付	非公開	生活福祉課	不存在(第12条第2項)	
03564	R4.1.31	R4.1.31	林町小、指ヶ谷小、本郷小、湯島小 今後の児童数の推計が分かるもの R4年度区立小中学校の入学児童生徒数の推計が分かるもの	写しの交付	公開	学務課		
03565	R4.1.31	R4.2.9	1.「日白台運動公園」指定管理者が東京都から受領した産業廃棄物の立入検査通知 2. 東京都から建設廃棄物は法令違反に該当しない、との見解を受けた事を証明出来る陳明資料・文書等一式	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03566	R4.2.1	R4.2.2	行政情報件名(内容) 1.「目白台運動公園」指定管理者が自己点検(内部監査)での指摘事項の改善報告書。指定管理開始時～その改善報告書。 2.「肥後細川庭園」指定管理者が自己点検(内部監査)での指摘事項の改善報告書。指定管理開始時～その改善報告書。 3. 内部監査(自己点検委員会)の議事録。指定管理開始時～	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存在(第12条第3項)	
03567	R4.2.1	R4.2.7	食品営業許可台帳の令和4年1月1日～1月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目: 屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		
03568	R4.2.1		2022年1月1日から1月31日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業代表者名、営業者住所、営業所電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03569	R4.2.3	R4.2.3	令和3年6月28日第1回第2検討部会A(人事関係) 7月16日第1回第1検討部会A(運営全般) 8月3日第1回児童相談所移管検討委員会 8月25日第1回連絡会(児童相談所設置市事務) 10月15日第2回第1検討部会A(運営全般) 10月25日第2回児童相談所移管関係委員会 11月19日第2回第2検討部会A(人事関係) 12月13日第2回連絡会(児童相談所設置市事務) 12月14日第3回第1検討部会A(運営全般) 12月21日第3回第2検討部会A(人事関係) 令和4年1月14日第3回児童相談所移管検討委員会 上記の検討部会等にかかるとの文書すべて	写しの交付	一部公開	子ども家庭支援センター	①個人情報(第7条第2号)②行政運営情報(第7条第6号)	①他自治体の職員に関する情報②他の自治体の公表していない情報・連絡会(児童相談所設置市事務)の資料
03570	R4.2.3	R4.2.10	業種 飲食業の新規開業店 期間 令和3年12月1日から令和3年12月31日 開示希望項目 店舗名 店舗電話番号 店舗住所 法人運営の場合は法人社名とその代表者名 ※法人運営の場合、法人の代表者名の記載がない場合は、法人社名のみ。	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考	
03571	R4.2.3	R4.2.15	行政情報件名(内容) 1.「目白台運動公園」側溝清掃、雨水枙、U字溝清掃の見積書、請求書等一式 ※令和3年12月29、30日実施分 2.「目白台運動公園」警備システムのセキュリティ開始、解除時間の疎明資料 ※令和3年12月分 3.「目白台運動公園」令和3年12月勤務表	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③犯罪予防(第7条第4号)④不存在(第12条第2項)	①個人の印影、氏名②法人の印影、口座番号③「目白台運動公園」警備システムのセキュリティ開始、解除時間の疎明資料※令和3年12月分④「目白台運動公園」側溝清掃、雨水枙、U字溝清掃の見積書	
03572	R4.2.3	R4.2.10	1 令和4年1月1日～令和4年1月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべての屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧) 2 令和4年1月1日～令和4年1月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業してものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所(法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番号	写しの交付	公開	生活衛生課			
03573	R4.2.9	R4.2.9	令和3年度文京区学校給食調理業務委託の選定について、二次審査に進んだ業者の提案書(弊社の提案書を除く)	写しの交付	一部公開	学務課	法人情報(第7条第3号)	事業者名	
03574	R4.2.4	R4.2.10	①旅館業の許可施設:令和3年12月1日～令和4年1月31日に、旅館業の届出が出された(許可と廃止と変更を含む)管轄内全施設の以下の項目 店舗名(屋号)・施設所在地・施設電話番号・開設者情報(個人店であればオナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・保健所の確認年月日(許可年月日)・確認番号(許可番号) ②食品衛生関係の許可施設:令和3年12月1日～令和4年1月31日に、食品衛生業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)固定店舗のみ(自動車販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)の、店舗名(屋号)・施設の住所(所在地)・施設の電話番号・業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など)・開設者情報(個人店であればオナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・初回の許可年月日・最新の許可年月日・新規か更新か・確認番号(許可番号)	写しの交付	公開	生活衛生課			
03575	R4.2.4	R4.2.4	後楽園二丁目北・北西地区しゃれ街等検討 第1、第2回検討会資料	写しの交付	公開	地域整備課			
03576	R4.2.9	R4.2.18	・2021年1月25日実施 小石川1丁目4・8街区の街区区域変更 ・2020年6月23日実施 本郷2丁目36・37街区の街区区域変更 についての変更内容の分かる資料図面(告示資料)と ・小石川1丁目4・5・8街区 ・本郷2丁目36・37街区の住居表示台帳	写しの交付	一部公開	区民課	個人情報(第7条第2号)	所有者・管理者・占有者 氏名・建物名称	

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03577	R4.2.9	R4.2.17	2021-00357 文京区立本郷小学校普通教室及び音楽室整備その他工事 2021-00341 文京区立第三中学校内外装改修工事 上記2工事の予定金額算出に関する数量書(共通仮設費積上部分含む)、 経費計算書、特記仕様書、図面	写しの交付	一部公開	整備技術課	個人情報(第7条第2号)	設計者印影
03578	R4.2.9	R4.2.15	2020-00017 文京区立各小中学校プール内床組取り外し取付けその他 工事 上記1工事の予定金額算出に関する数量書(共通仮設費積上部分含む)、 経費計算書、特記仕様書、図面	写しの交付	公開	学務課		
03579	R4.2.10	R4.2.17	本郷小学校、普通教室の創出にあたり要した費用、約6億円の内訳	写しの交付	公開	学務課		
03580	R4.2.10	R4.2.24	1.「目白台運動公園」植栽管理費として支出した費用の全ての請求書、領 収書等一式 平成31年度、令和2年度、令和3年度 2.「目白台運動公園」芝生管理費として支出をしている。 日本体育施設(株)と有会社フラットターフの契約書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存在(第12条第2項)	①請求書・領収書のうち、個人の名義、メールアドレス、住所、電話番号、口座番号、印影、口 ②請求書・領収書のうち法人の印影、口座番号
03581	R4.2.10	R4.3.7	1.「目白台運動公園」の「芝生広場」、「多目的広場」の補植作業の物件 費、資材購入費の請求書、領収書等一式 2.「目白台運動公園」の「多目的広場」のエアレーション作業の契約書、 請求書等一式 ※令和3年4月～6月に実施・所管係長と現地に於いて日本体育施設 (株)以外の作業者を確認している。	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の印影、メールアドレス、携帯電話番号②法人の印影、口座番号③目白台運動公園芝生替え工事・芝生維持管理請求書R3.5.31の基となる契約書
03582	R4.2.14	R4.2.14	2.「目白台運動公園」の指定管理者がリサイクル清掃課に提出をした改 善報告書	写しの交付	一部公開	リサイクル清掃課	法人情報(第7条第3号)	印影
03582	R4.2.14	R4.2.15	1.「目白台運動公園」令和4年1月分月次報告書	写しの交付	公開	みどり公園課		
03583	R4.2.14	R4.2.16	・食品営業許可台帳 項目:営業所の屋号・所在地・電話番号・申請者名(法人の場合は代表者 の氏名・会社の所在地・会社の電話番号)・業種・業態・許可年月日・許可 満了日 (自動販売機、移動販売など特殊な業種も含めた全データ) 期間:R3年4月1日～R4年1月31日新規分	写しの交付	公開	生活衛生課		
03584	R4.2.15	R4.2.28	1.「目白台運動公園」令和3年度・修理、修繕の見積書、請求書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の氏名、印影②法人の印影、口座番号
03585	R4.2.15	R4.2.15	総務部契約管理課が所有している、昭和50年6月9日に作られた干石図 書館敷地の測量図面	写しの交付	一部公開	契約管理課	法人情報(第7条第3号)	測量事業者法人印影
03586	R4.2.15	R4.2.15	防災アプリの仕様書	写しの交付	公開	防災課		
03587	R4.2.16	R4.2.16	区立公園の指定管理者への勧告文書、7件分	写しの交付	公開	みどり公園課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03588	R4.2.16	R4.2.16	行政情報件名(内容) 文京区立住宅あり方検討会の資料、議事録一式 以下の事業所が届け出ている 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の「第116条のただし書き」の届出の全て 事業所名: 鈴木医療器(株) 所在: 文京区白山2丁目38番4	写しの交付	公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	
03589	R4.2.16	R4.2.16		写しの交付	非公開	環境政策課		
03590	R4.2.17	R4.2.17	2017年度以降、市が生活保護業務に関連して民間に委託している業務で、労働者派遣法または職業安定法に基づき、労働局からは正指導、勤告、その他是正措置を講じるよう助言されたことがわかるすべての記録、文書	写しの交付	非公開	生活福祉課	不存在(第12条第2項)	
03591	R4.2.17	R4.2.28	1.「目白台運動公園」指定管理者が再作成をした事業継続計画(BCP)素案 所管課へ提出した最新のもの	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②犯罪予防(第7条第4号)	①個人の氏名②鍵の保管場所
03592	R4.2.17	R4.2.24	保健衛生部予防対策課あてに、区民の声で寄せられた意見・要望2021年度分(2月まで)	写しの交付	一部公開	広報課	個人情報(第7条第2号)	氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス、その他個人を特定しうる情報
03593	R4.2.18	R4.2.18	総務部契約管財課が管理する土地目白台一丁目276-37(目白台保育園)土地276-29土地との境界について、昭和50年に取交した土地境界確認書に添付されている測量図面	写しの交付	一部公開	契約管財課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①境界協議相手方印影 ②測量事業者印影
03594	R4.2.22	R4.2.22	文京区立住宅あり方検討会 すべて 食品営業の許可施設の一覧をexcel形式でいただきたいです 神明公園の平面図 貴教育委員会が設置する学校運営協議会が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第6項に基づき、2015年4月1日から2021年3月31日までの期間に貴教育委員会に対して述べた学校運営等に関する意見について保有している文書全てと、それら意見に関する対応が分かる文書全て	写しの交付	公開	住環境課	不存在(第12条第2項)	文京区教育委員会が設置する学校運営協議会が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第6項に基づき、2015年4月1日から2021年3月31日までの期間に、文京区教育委員会に対して述べた学校運営等に関する意見に関する対応が分かる文書
03595	R4.2.24	R4.2.28		写しの交付	公開	生活衛生課		
03596	R4.2.28	R4.2.28		写しの交付	公開	みどり公園課		
03597	R4.2.28	R4.3.3		写しの交付	一部公開	教育指導課		
03598	R4.3.1	R4.3.1	私道下水施設工事図面(千駄木3-37~38)	写しの交付	一部公開	道路課	個人情報(第7条第2号)	申請者氏名、住所、電話番号、個人名
03599	R4.3.1	R4.3.3	食品営業許可台帳の令和4年2月1日~2月末日までの新規許可分(飲食店営業施設のうち、自動販売機、臨時、移動を除く) 項目: 屋号、営業所住所、営業所電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03600	R4.3.1	R4.3.3	2022年2月1日から2月28日の間に食品衛生法に基づき営業許可を新規で取得した施設および許可を更新した施設の一覧 新規許可取得/許可更新した全業種 営業所名称(屋号)、営業所電話番号、営業所氏名、営業 者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満 了日、許可番号	写しの交付	公開	生活衛生課		
03601	R4.3.1	R4.3.16	「令和3年度(仮称)根津第二・第三育成空運営業務委託」のプロポーザ ルについて、各事業者から提出された以下の資料 企画提案書(別記様式第5号) 人員配置計画書(別記様式第6号) 勤務予定表(別記様式第7号) 見積書(別記様式第9号)	写しの交付	一部公開	児童青少年課	法人情報(第7条 第3号)	印影
03602	R4.3.3	R4.3.9	1 令和4年2月1日～令和4年2月28日の間で飲食店営業の新規許可を受 けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべての) 屋号、営業所所在地、営業所氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年 月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在 地、申請者電話番号、代表者氏名についての一覧 2 令和4年2月1日～令和4年2月28日の間に理容・美容業の新規許可を 受けた全施設(廃業してものを除く)の①施設名称、②施設所在地、③ 施設電話番号、④開設者名、⑤代表者氏名(法人のみ)、⑥開設者住所 (法人のみ)、⑦開設者電話番号(法人のみ)、⑧確認年月日、⑨確認番 号	写しの交付	公開	生活衛生部		
03603	R4.3.4	R4.3.8	業種:飲食業の新規開業店 期間:令和4年2月1日から令和4年2月末日 開示希望項目:店舗名、店舗電話番号、店舗住所、業種、代表者(法人 運営の場合は法人社名とその代表者名) 希望形態:ExcelファイルとCD-Rに焼いたものを郵送での受取希望。	写しの交付	公開	生活衛生課		
03604	R4.3.3	R4.3.9	①旅館業の許可施設:令和4年1月1日～令和4年2月28日に、旅館業の 届出が出された(許可と廃止と変更を含む)管轄内全施設の以下の項 目 店舗名(屋号)・施設所在地・施設電話番号・開設者情報(個人店であれ ばオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)・保健所の 確認年月日(許可年月日)・確認番号(許可番号) ②食品衛生関係の許可施設:令和4年1月1日～令和4年2月28日に、食 品衛生業の届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)固定店舗の み(自動販売機、催事、イベント、露店、自動車、列車、船舶を除く)の、店 舗名(屋号)・施設の住所(所在地)・施設の電話番号・業種(飲食店営 業、喫茶店営業、乳類販売、肉類販売、魚介類販売など)・開設者情報 (個人店であればオーナーの名前と連絡先、法人であれば法人名と連絡 先)・初回の許可年月日・最新の許可年月日・新規か更新か・確認番号 (許可番号)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03605	R4.3.4	R4.3.4	随意契約ガイドライン	写しの交付	公開	契約管財課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03605	R4.3.4	R4.3.7	行政情報件名(内容) -3月補正予算感染症対策追加(感染予防・医療対策費及び感染症発生疫学調査)の契約書類及び仕様書一式 -3月補正予算予防接種追加の契約書類及び仕様書一式	写しの交付	一部公開	予防対策課	法人情報(第7条第3号)	契約関係書類の法人の 印影
03606	R4.3.4	R4.3.9	旧元町小学校保全施設について企画政策部・施設管理部・清水建設との設計事務所との打ち合わせ記録すべて	写しの交付	一部公開	整備技術課	個人情報(第7条第2号)	個人の氏名
03607	R4.3.7	R4.3.8	東京都環境確保条例に基づく別紙に記載の5事業所について、工場(あるいは指定作業場)の台帳、廃止届出書、土壌汚染状況調査報告書、汚染拡散防止計画書、汚染拡散防止借置完了届出書	写しの交付	一部公開	環境政策課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①氏名②印影
03608	R4.3.8	R4.3.8	区議会委員のタブレットPCについての契約書一式	写しの交付	一部公開	区議事事務局	法人情報(第7条第3号)	印影、担当者氏名
03609	R4.3.8	R4.3.8	区議会委員のタブレットPC用契約書類一式	写しの交付	一部公開	区議事事務局	法人情報(第7条第3号)	印影
03610	R4.3.14	R4.3.14	1.「目白台運動公園」指定管理者が産業廃棄物(汚泥)撤去の為に新たに依頼をした業者との契約書、区への承諾書等一式 2. 前指定管理者西部造園(株)と所管課係長の面談記録、報告書等一式、産業廃棄物関連の事情聞き取り記録	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の氏名②法人の 印影
03611	R4.3.14	R4.3.14	「文京区のみどり第8次文京区緑地実態調査報告書JP.7の7-3、樹林・公園緑地調査の結果のGISデータ(P.77)「樹林分布図」のGISデータ」 ・「文京区のみどり第8次文京区緑地実態調査報告書JP.9の7-4、緑被調査の結果のGISデータ(文京区のみどり第8次文京区緑地実態調査報告書概要版の「緑被等分布図」のGISデータ)」	写しの交付	公開	みどり公園課		
03612	R4.3.15	R4.3.24	下記2件の金入りの工事内訳参考資料等 ・案件番号:2021-00459 開札日2021/6/77公共下水道枝線整備工事(文京区弥生二丁目付近再構築その3工事) ・案件番号:2021-00557 開札日2021/7/20下水道施設整備工事(文京区西片二丁目付近管渠整備工事)	写しの交付	公開	道路課		
03613	R4.3.15	R4.3.24	下記3件の金入りの工事内訳参考資料等 ・案件番号:2021-00014 開札日2021/03/11 ・案件番号:2021-00013 開札日2021/03/11 ・案件番号:2021-00624 開札日2021/09/27	写しの交付	公開	道路課		
03614	R4.3.16	R4.3.16	西片公園の写真	写しの交付	公開	みどり公園課		
03615	R4.3.16	R4.3.16	大塚公園平面図	写しの交付	公開	みどり公園課		
03616	R4.3.17	R4.3.29	1.「目白台運動公園」指定管理者が産業廃棄物(汚泥)撤去工事の為に隣住民に説明、告知文書 2.「目白台運動公園」指定管理者が産業廃棄物(汚泥)不法投棄の謝罪文書 近隣住民配布分、区民、利用者周知分	写しの交付	公開	みどり公園課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03617	R4.3.22	R4.4.5	行政情報件名(内容) 1. 新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等 2. 新型コロナウイルスワクチンが新型コロナウイルス感染症予防に効果があるという科学的根拠、論文等 3. マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等 4. PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるといふ科学的根拠、論文等	写しの交付	非公開	予防対策課	不存在(第12条第2項)	
03618	R4.3.23	R4.3.23	「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」指定管理者が所管課に提出をした 1. 令和4年度事業計画書 2. 第三者委託申請書	写しの交付	一部公開	みどり公園課	不存在(第12条第2項)	第三者委託業務計画申請
03619	R4.3.23	R4.3.29	「目白台運動公園」樹木管理番号192番キササガについて 1. 「伐採」に関する緊急工事申請書、工事報告書、工事明細等一式 2. 所管課から指示をされ指定管理者が行った樹木診断の報告書等一式 ※受領年月日等の陳明資料も含む。 「目白台運動公園」芝生管理費・令和1年度分～現在迄 1. 芝生管理費・構成企業・日本体育施設(株)に支出分について。全額の支出の陳明資料等一式。 ※協力企業支出分は見積もり、請求書、振込明細等の陳明資料、重機等の購入、レンタル費用についても請求書、振込明細等の陳明資料。 2. 協力企業の作業内容、作業日時等の陳明資料等一式 ※日報、作業報告書等一式 ※受領年月日等の陳明資料も含む	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①個人の印影、氏名、樹木登録番号②法人の印影
03620	R4.3.23			写しの交付		みどり公園課		
03621	R4.4.23	R4.4.6	「目白台運動公園」産業廃棄物(汚泥)不法投棄分除去工事立会について 1. 前指定管理者・西武造園(株)、側溝清掃委託先・藤建ビルテクノス立会い要請通知、メール等一式 2. 藤建ビルテクノスの電話録取調書、報告書等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②不存在(第12条第2項)	①聞き取り調査報告書のうち、個人の氏名②前指定管理者・西武造園(株)、側溝清掃委託先・藤建ビルテクノス立会い要請通知、メール等一式
03622	R4.3.24	R4.3.24	(2021-00456)(仮称)文京区児童相談所建設予定地ひろは解体工事(地名地番:東京都文京区文京区小石川三丁目88番2号) 上記工事における、積算資料一式	写しの交付	公開	整備技術課		
03623	R4.3.24	R4.4.5	・新型コロナウイルスが存在することを証明した化学論文又はそれに準ずるもの ・製作者が「ウイルス検査に使用出来ない」と断言したPCR装置を新型コロナウイルス検査で使用した科学論文又はそれに準ずるもの ・PCR検査で新型コロナウイルス陽性者がインフルエンザ患者ではないと判断する根拠を示した科学論文、又はそれに準ずるもの(他29件)	写しの交付	一部公開	予防対策課	不存在(第12条第2項)	公開情報以外は行政情報として不存在
03624	R4.3.28	R4.3.29	東京都文京区湯島3丁目37-11TTSツインビルの営業許可を出した営業中の施設一覧と廃業している施設一覧	写しの交付	公開	生活衛生課		

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03625	R4.3.24	R4.4.11	2022年3月24日現在、文京区内における食品衛生関係、環境衛生関係及び医療・薬事衛生に関する全営業種別の営業許可又は届出に係る、下記の項目が分かる一覧表(営業卵種別に別紙に詳細を記載)①営業者名(法人の場合は法人名と代表者名)②営業者住所(法人の場合は法人所在地)③営業所名称④営業所在地⑤営業種別⑥許可又は届出番号⑦許可又は届出年月日⑧許可又は届出の別	写しの交付	一部公開	生活衛生課	①犯罪予防(第7条第4号)②不存(第12条第2項)	①麻薬小売業に関する情報②住宅宿泊施設に関する情報・墓地、火葬場、納骨堂の廃止に関する情報・貯水槽水道施設(貯水槽10トン以下)に関する情報
03626	R4.3.29	R4.3.30	「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」施設管理者変更(令和4年度)所長、副所長、主任分	写しの交付	一部公開	みどり公園課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)③不存(第12条第2項)	①個人の氏名②法人印影③肥後細川庭園における令和4年度の施設長変更協議書
03627	R4.3.30	R4.4.5	2020年3月31日現在「食品営業許可施設・全施設」※臨時的な営業、自動販売、露店は除く ①施設住所②施設電話番号③屋号④許可日⑤営業日(法人の場合は商号、代表者を含む)	写しの交付	公開	生活衛生課		
03628	R4.3.31	R4.3.31	「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」総動定元帳、専用口座写し等一式(令和4年度)	写しの交付	非公開	みどり公園課	不存(第12条第2項)	
03629	R4.3.31	R4.4.14	1.「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」年度協定書(令和4年度) 2.「目白台運動公園」、「肥後細川庭園」第三者委託申請書 3.1の指定管理者提出日、区の許可決定迄の決裁過程(日付等)の疎明資料等一式	写しの交付	一部公開	みどり公園課	法人情報(第7条第3号)	法人印影
03630	R4.3.31	R4.4.14	令和元年度、令和2年度、令和3年度の会計処理が遅れることに係る遅延報告書および遅延理由書一式。決裁文書等を含む。	写しの交付	一部公開	会計管理室	①個人情報(第7条第2号)②不存(第12条第2項)	①個人の氏名、金額②平成31年4月から令和2年3月までに提出があった「調定額通知書及び支出命令書遅延報告書」・遅延理由書・決裁文書 当該法人の印影、振込口座の口座情報
03631	R4.3.31	R4.4.14	日本保育サービスの指定管理料について「平成30年7月に平成30年度第1四半期の指定管理料を支払おうとしたところ、同社の代表者が平成30年10月に変わっているにもかかわらず、同社が必要な手続きをしていないことが判明したため、同手続きを督促したという経緯があり、実際に代表者変更手続きがなされたのは、同年9月であった」とことがわかるもの。電磁的記録を含む。	写しの交付	一部公開	児童青少年課	法人情報(第7条第3号)	
03632	R4.3.31	R4.4.14	2019年3月5日(火)に児童青少年課が日本保育サービスに宛てた「キャリアアップに係る請求書について」のメールと、それに対する日本保育サービスからの返信のメール	写しの交付	一部公開	児童青少年課	①個人情報(第7条第2号)②行政運営情報(第7条第6号)	①個人名、個人メールアドレス②職員個人メールアドレス

番号	請求日	公開日	行政情報件名(内容)	公開方法	決定	主管課	非公開理由等	備考
03633	R4.3.31	R4.4.14	平成30年度の日本保育サービスの5育成室委託料の支払いに関する各月の事業実績報告書と請求書	写しの交付	一部公開	児童青少年課	①個人情報(第7条第2号)②法人情報(第7条第3号)	①実績報告書における「⑨事故発生(月日・負傷者・負傷の程度等)・全欠事由等」の負傷者名②請求書における当該法人の印影
03634	R4.3.31	R4.4.6	1.「目白台運動公園」指定管理者が園内に産業廃棄物(汚泥)を不法投棄して東京都から除去する様に指導をされた事について、町内会役員に配布をした説明書等一式	写しの交付	公開	みどり公園課		

開示請求

実施機関	件数	令和3年										令和4年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
区長	請求	9	12	9	5	13	11	6	6	6	8	6	11	102	
	全部開示	5	3	2	3	4	4	2	1		2	5	4	35	
	一部開示	4	4	6	2	6	6	3	2	5	3	1	5	47	
	非開示		5	1		3	1	1	3	1	3		2	20	
	未決定														
教育委員会	請求			1	1	1						3		6	
	全部開示				1	1						2		4	
	一部開示			1								1		2	
	非開示														
	未決定														
監査委員	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
選挙管理委員会	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
議会	請求	1												1	
	全部開示														
	一部開示	1												1	
	非開示														
	未決定														
合計	請求	10	12	10	6	14	11	6	6	6	8	9	11	109	
	全部開示	5	3	2	4	5	4	2	1		2	7	4	39	
	一部開示	5	4	7	2	6	6	3	2	5	3	2	5	50	
	非開示		5	1		3	1	1	3	1	3		2	20	
	未決定														

訂正・削除・利用中止請求

実施機関	件数	令和3年										令和4年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
合計 (全実施機関)	訂正請求														
	削除請求														
	利用中止請求														
	承諾														
	一部承諾														
	不承諾														
	未決定														

※ 請求件数等は主管課別に捉えていますので、実際の請求書の枚数と一致しないこともあります。

資料第1-4号

自己情報開示等請求内容

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03001	R3.4.1	R3.4.7	1.平成〇年〇月〇日に文京区役所高齢者福祉課に相談した内容について 2.平成〇年〇月〇日に短期入所生活介護施設「あけぼし」に〇〇〇〇〇〇が一時避難した経緯	開示	写しの交付	高齢福祉課	開示	
03002	R3.4.5	R3.4.6	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る印鑑登録証明書の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03003	R3.4.7	R3.4.7	文京区国民健康保険医療費の令和〇年〇月と〇月分の内訳	開示	写しの交付	国保年金課	開示	
03004	R3.4.9	R3.4.21	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	開示	
03005	R3.4.12	R3.4.12	平成〇年〇月〇日 生活福祉課婦人相談面接記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	
03006	R3.4.14	R3.4.21	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍の請求及び交付の有無、請求理由についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。また、法人及び事業を営む個人の印影については、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、当該部分を非開示とする。
03007	R3.4.15	R3.4.21	令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日の自己が文京区に提出した戸籍証明等請求書全て	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。

番号	請求日	開示日	個人情報要件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03008	R3.4.19	R3.4.20	(1)令和〇年〇月〇日および〇日の予算審査特別委員会の態度表明における〇〇委員の発言の記録(録音データ含む)(2)(1)から〇〇委員の発言の一部の削除を求められたことが分かるもの(録音データを含む)	開示	写しの交付	区議会事務局	一部開示	(2)については不存在
03009	R3.4.26	R3.5.6	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求および交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	開示	
03010	R3.4.27	R3.4.28	現在の印鑑証明書の登録年月日が分かる書類	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	文京区印鑑条例第21条において「区長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない」と規定されていることから、印鑑登録原票の印影は、法令の規定によって本人に開示しないこととされているものに該当するため、文京区個人情報保護の保護に関する条例第16条第3項第1号の規定により、開示しない。
03011	R3.5.6	R3.5.17	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票及び戸籍謄本の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03012	R3.5.6	R3.5.19	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの子ども家庭支援センターに本人が相談した記録 〇〇区子ども家庭支援センターから引き継がれた内容	開示	写しの交付	子ども家庭支援センター	一部開示	職員の所見及び他区から引き継がれた内容については、個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないことと認められるものに該当するたため(条例第16条第3項第2号)
03013	R3.5.7	R3.5.11	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る印鑑登録証明書の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していないため存在しません。
03014	R3.5.10	R3.5.19	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る印鑑登録証明書の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していないため存在しません。
03015	R3.5.24	R3.5.24	特別児童扶養手当の有期更新の書類(診断書)	開示	写しの交付	子育て支援課	開示	
03016	R3.5.24	R3.5.28	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	開示	
03017	R3.5.24	R3.5.24	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る税証明書(課税証明書・納税証明書)発行の有無について	開示	写しの交付	税務課	非開示	当該請求者の税証明書(課税証明書・納税証明書)発行の申請及び交付がなかったため

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03018	R3.5.24	R3.5.24	〇〇〇〇年から〇〇〇〇年までの施設利用の申請書の申請書の写しについて 文京区地域生活支援事業給付費支給(変更)申請書兼利用者負担額減額・免除等(変更)申請書	開示	写しの交付	予防対策課	一部開示	2012年から2014年までの施設利用の申請書については、保存期間を経過した文書等の廃棄処分をしたため
03019	R3.5.24	R3.5.28	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍謄本の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していません。
03020	R3.5.24	R3.5.24	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る税証明書(課税証明書・納税証明書)発行の有無について	開示	写しの交付	税務課	非開示	当該請求者の税証明書(課税証明書・納税証明書)発行の申請及び交付がなかったため
03021	R3.5.25	R3.5.27	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの生活福祉課 婦人相談の面接記録	開示	写しの交付	生活福祉課	一部開示	相談記録の内容において、本人に開示することが妥当でないと思われるものは開示することにより本人の利益を害すると認められるものについては、文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第2号の規定に基づき、該当部分を非開示としています。
03022	R3.5.28	R3.6.3	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	開示	
03023	R3.6.3	R3.6.7	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書。ただし、自分で取得したものを除く。	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していません。
03024	R3.6.7	R3.6.11	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び有無についての文書。ただし、現住所への転居後のものに限る。	開示	写しの交付	戸籍住民課	開示	
03025	R3.6.16	R3.6.22	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍謄本の請求及び交付の有無についての文書。	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03026	R3.6.16	R3.6.23	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までの〇〇スクールカウンセラーへの自己に係る相談内容についての記録文書	開示	写しの交付	教育指導課	一部開示	本請求に係る自己情報に請求者以外の者の保有個人情報等が含まれており、これを開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるため。(条例第16条第3項第4号)

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03027	R3.6.18	R3.6.24	生活福祉課での平成〇年の相談記録について。	開示	写しの交付	生活福祉課	一部開示	相談記録の内容において、本人に開示することが妥当でないとして認められるもの又は開示することにより本人の利益を害すると認められるものについては、文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第2号の規定に基づき、該当部分を非開示としています。
03028	R3.6.18	R3.7.1	〇〇〇〇年〇月～〇〇〇〇年〇月子ども家庭支援センターに本人が相談した記録	開示	写しの交付	子ども家庭支援センター	一部開示	職員の所見、相談方針及び対応方針については、個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないとして認められるものに該当するため(条例第16条第3項第2号)
03029	R3.6.18	R3.6.25	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る印鑑登録証明書の請求及び交付の有無についての文書。	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03030	R3.6.23	R3.7.2	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	開示	
03031	R3.6.28	R3.7.9	印鑑登録の日のわかるもの	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	文京区印鑑条例第21条において「区長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない」と規定されていることから、印鑑登録原票の印影は、法令の規定によって本人に開示しないこととされているものに該当するため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第1号の規定により、開示しない。
03032	R3.6.30	R3.7.1	H〇年度 陳情受付台帳 No.〇自己の情報に関する開示	開示	写しの交付	建築指導課	一部開示	請求者以外の個人情報について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。

番号	請求日	開示日	個人情報事件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03033	R3.7.8	R3.7.21	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍謄本及び附票の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	請求書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。また、法人及び事業を営む個人の印影については、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、該当部分を非開示とする。
03034	R3.7.9	R3.7.21	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍の附票の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	請求書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。また、法人及び事業を営む個人の印影については、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、該当部分を非開示とする。
03035	R3.7.9	R3.7.21	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍の附票の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	開示	
03036	R3.7.16	R3.7.16	令和〇年〇月〇日付の保護変更決定通知書(住宅費(家賃)の変更)申請書類のコピー	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	
03037	R3.7.19	R3.7.29	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	開示	
03038	R3.7.21	R3.7.29	〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日までの中学校における指導要録を含む全ての情報 令和〇年度の〇学期分及び令和〇年度分の〇学期の評定の基準と根拠	開示	写しの交付	教育指導課	開示	
03039	R3.8.4	R3.8.5	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍謄本(現在のものに限る)の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していないため、存在しません。

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03040	R3.8.5	R3.8.18	〇〇〇〇(〇〇〇〇年〇月〇日)、〇〇〇〇(〇〇〇〇年〇月〇日)の〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日までの間の住民票の異動届出書の写しの請求(異動先住所情報は不要で、誰が、いつ、何の理由で届出をいたしたかを求めます。)	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	・住民異動届出書に記載されている情報は、開示することにより本人の利益を害すると認められるものに該当するため、文京区個人情報保護の保護に関する条例第16条第3項第2号の規定に基づき、非開示とする。 ・住民異動届出書に記載されている情報は、請求者以外の者の情報が含まれており、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあるため、文京区個人情報保護の保護に関する条例第16条第3項第4号の規定に基づき、非開示とします。
03041	R3.8.10	R3.8.10	平成〇〇年度給与支払報告書	開示	写しの交付	税務課	開示	・戸籍証明書等請求書及び住民票の写し等請求書について、申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)については、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあるため、文京区個人情報保護の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、非開示とします。
03042	R3.8.10	R3.8.23	平成〇〇年〇月〇日(住民票、印鑑登録証明書については平成〇〇年〇月〇日)から令和〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍謄本、戸籍の附票、住民票の写し及び印鑑登録証明書の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	・戸籍謄本等職務上請求書について、申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)については、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあるため、文京区個人情報保護の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、当該部分を非開示とします。また、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、当該部分を非開示とします。
03043	R3.8.10	R3.8.10	令和〇年度・令和〇年度給与支払報告書	開示	写しの交付	税務課	開示	

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03044	R3.8.12	R3.8.18	平成〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書。	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03045	R3.8.12	R3.8.25	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日の後楽園駅前診療所の診療報酬明細書の写し	開示	写しの交付	国保年金課	開示	
03046	R3.8.16	R3.8.30	〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日までの子ども家庭支援センターへの相談内容	開示	写しの交付	子ども家庭支援センター	一部開示	職員の所見、相談方針及び対応方針については、個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないとして認められるものに該当するため(条例第16条第3項第2号)
03047	R3.8.16	R3.8.23	令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までに自己に係る住民票の写し及び印鑑登録証明書の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03048	R3.8.19	R3.9.1	令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03049	R3.8.20	R3.8.20	〇〇が〇〇〇〇年〇月頃に〇〇小学校に転校をした。その際に〇〇小学校に在学証明を請求しているはずだが、その①在学証明書様式②在学証明書を開示していただきたい。	開示	写しの交付	学務課	開示	
03050	R3.8.23	R3.8.23	新型コロナウイルス感染症 発生届	開示	写しの交付	予防対策課	開示	自己情報に請求者以外の者の保有個人情報等が含まれる場合であって、開示することにより当該個人の権利または正当な利益を害するおそれがあると認められるため(文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第4号)
03051	R3.8.23	R3.8.25	私道下水助成図面(文京区〇〇〇)	開示	写しの交付	道路課	一部開示	

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03052	R3.8.30	R3.9.1	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していないため存在しません。
03053	R3.9.1	R3.9.13	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍の附票の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	請求書の法人及び事業を営む個人の印影については、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、該当部分を非開示とする。
03054	R3.9.2	R3.9.13	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍の附票の請求及び交付の有無についての文書ただし、住民票の写しについては、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間とする。	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。また、請求書の法人及び事業を営む個人の印影についても、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、該当部分を非開示とする。
03055	R3.9.2	R3.9.13	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。また、請求書の法人及び事業を営む個人の印影についても、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、該当部分を非開示とする。
03056	R3.9.9	R3.10.4	令和〇年〇月分〇〇〇〇クリニク、令和〇年〇月〇分〇〇〇〇クリニク診療報酬明細書の写し	開示	写しの交付	国保年金課	開示	
03057	R3.9.9	R3.9.17	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書。	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。

番号	請求日	開示日	個人情報事件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03058	R3.9.13	R3.9.21	〇〇〇〇保育園に在園する〇〇〇〇〇(平成〇年〇月〇日生)の入園から現在にいたるまでの連絡帳の写し	開示	写しの交付	幼児保育課	開示	
03059	R3.9.16	R3.9.16	令和〇年分所得内訳書	開示	写しの交付	税務課	開示	
03060	R3.9.17	R3.9.17	令和〇年分確定申告書	開示	写しの交付	税務課	開示	
03061	R3.9.21	R3.9.21	故〇〇〇〇氏にかかると、〇〇〇〇年から〇〇〇〇年までの期間における、介護保険認定調査書(写)及び、主治医意見書(写)の交付	開示	写しの交付	介護保険課	一部開示	〇〇〇〇年から複数回の認定手続きがありました。最終認定時以外は、申請書類等に請求者のお名前が確認できず、自己情報の要件を満たさないため、一部開示とします。
03062	R3.9.22	R3.9.28	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求および交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03063	R3.9.27	R3.10.4	平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍の附票及び平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書。ただし弁護士からの職務上請求によるものに限る。	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していないため存在しません。
03064	R3.10.5	R3.10.11	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していないため存在しません。
03065	R3.10.18	R3.10.18	平成〇〇年度～令和〇年度住民税課税資料	開示	写しの交付	税務課	開示	
03066	R3.10.21	R3.10.22	〇〇〇〇の移動支援事業における実績記録票、〇〇〇〇年〇月以降のもので、〇月〇日現在文京区が保有するもの	開示	写しの交付	障害福祉課	開示	
03067	R3.10.26	R3.11.8	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍謄本及び附票の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03068	R3.10.26	R3.11.8	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る戸籍謄本及び附票の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る個人情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03069	R3.10.27	R3.11.4	印鑑登録原票(副本)	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	文京区印鑑条例第21条において「区長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない」と規定されていることから、印鑑登録原票の印影は、法令の規定によって本人に開示しないこととされているものに該当するため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第1号の規定により、開示しない。
03070	R3.11.5	R3.11.16	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る印鑑登録証明書の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る個人情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03071	R3.11.18	R3.11.18	出来るだけ過去に法律相談に乗っていたいた時の記録を開示していただきたい。	開示	写しの交付	広報課	非開示	当該請求に係る文書は1年保存であり、令和2年4月1日以降には情報が存在しないため。
03072	R3.11.18	R3.11.25	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る個人情報を除く)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03073	R3.11.18	R3.11.19	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係るの納税証明書及び納税課証明書の請求及び交付の有無について	開示	写しの交付	税務課	非開示	当該請求者の税証明書(課税証明書・納税証明書)発行の申請及び交付がなかったため
03074	R3.11.18	R3.11.18	生活福祉課での婦人相談記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	
03075	R3.11.24	R3.11.26	印鑑登録証明書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	当該文書の保存年限は3年であり、平成27年5月に廃棄のため

番号	請求日	開示日	個人情報事件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03076	R3.12.8	R3.12.22	〇〇〇〇(〇〇〇〇年〇月〇日生)における 〇〇〇〇年〇月〇日～現在までの教育セン ターでの個別相談およびグループ活動、そ の他面談等についてすべての情報※telで の相談も記録が残っていれば開示してほし い	開示	写しの交付	教育センター	一部開示	本請求に係る自己情報に、個人の指導、判 定、評価、医療記録等に関する情報で、本人 に開示することが妥当でないとして認められ るものがあるため(条例第16条第3項第2号)
03077	R3.12.8	R3.12.20	保健センターにおける 1) 母子健康管理票内1歳6か月児健康診査 に関する情報 2) 1歳6か月児健康診査受診票 3) 心理相談表	開示	写しの交付	保健センター	一部開示	心理相談における相談結果、児の課題、教 育者の課題(一部)、詳細については、個人 の指導、判定、評価、医療記録等に関する情 報で、本人に開示することが妥当でないとし て認められるものに該当するため(文京区個人情 報の保護に関する条例第16条第3項第2号)
03078	R3.12.10	R3.12.17	平成〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日 までの自己に係る住民票の写し、戸籍謄 本の請求及び交付の有無についての文書。 (住民票の写しについては平成〇〇年〇月 〇日からとする)	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人 情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報 を除く)について開示することにより当該個人 の権利又は正当な利益を害するおそれがあ ると認められるものであるため、文京区個人 情報の保護に関する条例第16条第3項第4号 に基づき、該当部分を非開示とする。
03079	R3.12.10	R3.12.21	令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日 までの自己に係る印鑑登録証明書の請求 及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人 情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報 を除く)について開示することにより当該個人 の権利又は正当な利益を害するおそれがあ ると認められるものであるため、文京区個人 情報の保護に関する条例第16条第3項第4号 に基づき、該当部分を非開示とする。
03080	R3.12.15	R3.12.15	令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日 までの自己に係る非課税証明書の請求及び 交付の有無について	開示	写しの交付	税務課	非開示	当該請求者の税証明書(課税証明書、納税 証明書)発行の請求及び交付がなかったた め
03081	R3.12.20	R3.12.27	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日ま での自己に係る住民票の写しの請求及び交 付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人 情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報 を除く)について開示することにより当該個人 の権利又は正当な利益を害するおそれがあ ると認められるものであるため、文京区個人 情報の保護に関する条例第16条第3項第4号 に基づき、該当部分を非開示とする。 また、請求書の法人及び事業を営む個人の 印影については、偽造等により不利益を与え るおそれがあるため、同条例第16条第3項第 5号に基づき、該当部分を非開示とする。

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03082	R4.1.13	R4.1.17	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本及び戸籍抄本の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していません。
03083	R4.1.13	R4.1.28	〇〇〇〇の文京区教育センターにおける発達相談及びインターネット記録一式(心理記録含む。)ひまわりGの活動記録(全日程分)	開示	閲覧	教育センター	一部開示	本請求に係る自己情報に、個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないとして認められるものがあるため(条例第16条第3項第2号)及び請求者以外の者の保有個人情報等が含まれる場合で、開示することにより当該個人の権利または正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあるため(条例第16条第3項第4号)
03084	R4.1.18	R4.1.26	ケース記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る個人情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあること認められるものであるため、文京区個人情報保護の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。
03085	R4.1.24	R4.1.28	平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍の附票の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	また、請求書については、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、該当部分を非開示とする。
03086	R4.1.25	R4.2.1	ケース記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	
03087	R4.1.31	R4.1.31	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の課税証明書及び軽自動車税(種別割)納税証明書の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課(税務課)	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していません。
03088	R4.1.31	R4.1.31	令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日の自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していません。

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03089	R4.1.31	R4.1.31	令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日の自己に係る住民票の写しの請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあること認められるものであるため、文京区個人情報保護の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。 また、請求書の法人及び事業を営む個人の印影については、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、該当部分を非開示とする。
03090	R4.2.4	R4.2.8	令和〇年度会計年度任用職員人事評価シート	開示	写しの交付	教育総務	開示	
03091	R4.2.8	R4.2.9	令和〇年度賦課決定日(令和〇年〇月〇日)から本日(令和〇年〇月〇日)までの自己に係る課税証明書及び納税証明書の交付の有無について	開示	写しの交付	税務課	開示	
03092	R4.2.9	R4.2.22	文京区教育センターの資料メモの開示 〇〇〇〇に関わるすべての期間 ・相談票および生育歴 ・実施した発達検査の報告書 ・児童デイサービスの個別支援計画または児童発達支援計画	開示	写しの交付	教育センター	一部開示	本請求に係る自己情報に、個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないと認められるものがあるため(条例第16条第3項第2号)及び請求者以外の者の保有個人情報等が含まれる場合で、開示することにより当該個人の権利または正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあるため(条例第16条第3項第4号)
03093	R4.2.14	R4.2.21	①平成〇年〇月〇日(〇)に自宅に家庭訪問に来た職員名の記録 ②平成〇年〇月分・〇月分のケース記録 ③令和〇年〇月〇日と〇日のケース記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	
03094	R4.2.17	R4.2.21	令和〇年〇月〇日、同〇月〇日、同〇月〇日のケース記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03095	R4.2.18	R4.3.2	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び印鑑証明書等の請求及び交付の有無についての文書	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び説明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く)について、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあることを認められるものであるため、文京区個人情報保護の保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。 また、請求書の法人及び事業を営む個人の印影については、偽造等により不利益を与えるおそれがあるため、同条例第16条第3項第5号に基づき、該当部分を非開示とする。
03096	R4.2.21	R4.2.22	国民健康保険証(個人の証明書類)の平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで の自己に係る事(数十年前悪用(不正利用)されている事、確認のため)	開示	写しの交付	国保年金課	開示	
03097	R4.2.21	R4.2.24	令和〇年度、令和〇年度の会計年度任用職員人事評価シート	開示	写しの交付	教育総務	開示	
03098	R4.2.28	R4.3.7	令和〇年〇月〇日からのケース記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	
03099	R4.3.2	R4.3.2	令和〇年〇月〇日からの医療費の明細 確定申告用	開示	写しの交付	国保年金課	開示	
03100	R4.3.8	R4.3.15	平成〇〇年〇月〇日のケース記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	
03101	R4.3.8	R4.3.22	子ども家庭支援センターでの〇〇〇〇 全ての相談記録〇〇〇〇年〇月〇月～	開示	写しの交付	子ども家庭支援センター	一部開示	対応方針については、個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないこと認められるものに該当するため(条例第16条第3項第2号)
03102	R4.3.8	R4.3.17	男女平等センターでの〇〇〇〇 全ての相談記録 〇〇〇〇.〇月～	開示	写しの交付	総務課	一部開示	文京区男女平等センター相談状況報告のうち、請求者以外の相談に日時及び相談内容等自己情報に含まれるので、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第16条第3項第4号)
03103	R4.3.10	R4.3.23	〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日までの、特に〇〇〇〇年〇月〇日の訪問記録は重要なものです(訪問の記録。損害賠償請求事件)	開示	写しの交付	高齢福祉課	一部開示	請求者以外の者の個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため(第三者情報)、本人に開示することが妥当でないものに該当するため(個人の判定・評価)、本人の利益を害すると認められるものに該当するため(個人の財産)
03104	R4.3.14	R4.3.23	平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日のケース記録	開示	写しの交付	生活福祉課	開示	

番号	請求日	開示日	個人情報件名(内容)	請求区分	開示区分	主管課	決定区分	備考
03105	R4.3.14	R4.3.22	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの、自己に係る戸籍の附票の請求及び交付の有無についての文章	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していません。
03106	R4.3.17	R4.3.24	3歳児健康診査の受診結果	開示	写しの交付	保健サービスセンター	一部開示	実施日、主訴、問診、指導、心理相談については、自己情報の請求者以外の者の保有個人情報が含まれる場合であって、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるため(文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第4号)
03107	R4.3.22	R4.3.31	平成〇年〇月分～令和〇年〇月〇日まで自己にかかる医療費の内訳(受診日及び受診科・医療機関名を含む)一覧 旧住所:文京区小石川〇-〇-〇	開示	写しの交付	国保年金課	開示	
03108	R4.3.28	R4.3.29	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る印鑑登録証明書の請求及び交付の有無についての文章	開示	写しの交付	戸籍住民課	非開示	請求内容に相当する情報が記録された行政情報は、作成していません。
03109	R4.3.31	R4.4.11	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍謄本の請求及び交付の有無についての文章	開示	写しの交付	戸籍住民課	一部開示	申請書及び疎明資料の請求者以外の個人情報(地方公務員の職務の遂行に係る情報を除く。)について開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため、文京区個人情報保護に関する条例第16条第3項第4号に基づき、該当部分を非開示とする。

1 情報公開条例第22条の規定による情報公表

	資料名	主管課	発行年
1	令和3年度 庁議(記録・資料)	企画課	R3
2	令和3年度 文京区基本構想推進区民協議会	企画課	R3
3	第25回 文京区政に関する世論調査	企画課	R3
4	文京区各会計予算・事項別明細書 令和4年度	財政課	R4
5	文京区各会計歳入歳出決算書 令和2年度	財政課	R3
6	予算案の概要 令和4年度	財政課	R3
7	文京区例規集 令和3年度版	総務課	R3
8	令和3年公布条例集	総務課	R3
9	令和3年公布規則集	総務課	R3
10	区長施政方針	総務課	R4
11	令和3年度 地域保健推進協議会	生活衛生課	R3
12	後楽二丁目地区まちづくり整備指針	地域整備課	R3
13	文京区リサイクル清掃審議会(第8期)	リサイクル清掃課	R3
14	令和3年版 教育概要	文京区教育委員会	R3
15	教育委員会 資料・会議録	教育総務課	R3
16	主要施策の成果 令和2年度	会計管理室	R3
17	文京区議会議案	区議会事務局	R3
18	文京区議会会議録	区議会事務局	R3
19	各委員会記録	区議会事務局	R3

2 情報公開条例第23条の規定による情報提供

	資料名	主管課	発行年
1	文京区男女平等参画推進計画(素案)について【意見募集・結果公表】	総務課	R4
2	令和3年度文京区職員白書	職員課	R3
3	等級及び職制上の段階ごとの職員数	職員課	R3
4	文京区の給与・定員管理等について	職員課	R3
5	税務概要(令和3年度版)	税務課	R3
6	「個人住民税の賦課・徴収に関する事務」に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価)について【意見募集・結果公表】	税務課	R3
7	文京区国土強靱化地域計画(素案)について【意見募集・結果公表】	防災課	R4
8	文京区防災地図	防災課	R3
9	文京区水害ハザードマップ(令和3年9月版)	防災課	R3
10	文京区洪水ハザードマップ・高潮ハザードマップ(令和3年9月版)	防災課	R3
11	文京区土砂災害ハザードマップ(令和3年9月版)	防災課	R3
12	文京区防災ガイド(令和3年9月版)	防災課	R3
13	防犯対策を推進する地区(大塚仲町町会地区)の指定について【意見募集・結果公表】	危機管理課	R4
14	防犯対策を推進する地区(小日向台町町会地区)の指定について【意見募集・結果公表】	危機管理課	R4
15	第54回文京の統計(令和3年)	区民課	R4
16	文京区アカデミー推進計画(素案)について【意見募集・結果公表】	アカデミー推進課	R4
17	令和3年版ぶんきょう(文の京)社会福祉	福祉政策課	R3
18	文京かかりつけマップ	高齢福祉課	R4
19	令和3年度 いきいきシニアの元気力マップ	高齢福祉課	R3
20	セカンドステージ・サポート・ナビ	高齢福祉課	R4
21	令和3年 文の京障害者福祉のてびき	障害福祉課	R3
22	わたしたちの介護保険	介護保険課	R4
23	文京の介護保険(令和3年版)	介護保険課	R3
24	ぶんきょうの国保(令和3年版)	国保年金課	R3
25	子育てガイド2021	子育て支援課	R3
26	令和4年度文京区食品衛生監視指導計画	生活衛生課	R3

27	ぶんきょうの保健衛生(令和3年版)	生活衛生課	R3
28	文京区公衆浴場施行条例等及び文京区旅館業法施行条例等の改正(素案)について【意見募集・結果公表】	生活衛生課	R3
29	都市計画部概況(令和3年度版)	都市計画課	R3
30	第11次文京区交通安全計画(素案)について【意見募集・結果公表】	管理課	R4
31	文京区公園再整備基本計画(素案)について【意見募集・結果公表】	みどり公園課	R4
32	令和3年度ぶんきょうの環境	環境政策課	R3
33	文京区環境報告書(令和3年度版)	環境政策課	R4
34	文京区のリサイクルと清掃事業2021(令和2年度事業実績)	リサイクル清掃課 文京清掃事務所	R3
35	文京区災害廃棄物処理計画(素案)について【意見募集・結果公表】	リサイクル清掃課	R4
36	小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会	学務課	R3
37	千駄木小学校等改築基本構想検討委員会	学務課	R3
38	文京区子ども読書活動推進計画 令和3年度～令和7年度	真砂中央図書館	R3
39	文京区子ども読書活動推進計画(素案)について【意見募集・結果公表】	真砂中央図書館	R3
40	文京区議会概要(令和2年版)	区議会事務局	R3

業務の登録及び登録の抹消について

資料第1-6号

1 登録(業務の開始)

No.	業務名	主管課	登録年月日
1	イノベーション創出支援補助	経済課	R3.4.1
2	在宅要介護者緊急一時入所事業	高齢福祉課	R3.4.1
3	自転車活用推進計画等策定業務	管理課	R3.4.1
4	学校運營業務	教育総務課	R3.4.1
5	文京区立小学校通学路に設置した防犯カメラによる録画	教育総務課	R3.4.1
6	教職員勤怠管理業務	教育指導課	R3.4.1
7	養育環境確保支援業務	子ども家庭支援センター	R3.6.1
8	文京区公衆浴場法施行条例等及び文京区旅館業法施行条例等の改正に関する業務(パブリックコメント)	生活衛生課	R3.6.17
9	新型コロナウイルスワクチン接種に伴う区内店舗支援事業	経済課	R3.6.18
10	聖火リレーミニセレブレーション観覧募集	スポーツ振興課	R3.6.21
11	高齢者等見守りあんしん電話	高齢福祉課	R3.7.1
12	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	生活福祉課	R3.7.1
13	児童生徒に対するモバイルWi-Fiの貸与	学務課	R3.7.15
14	新型コロナウイルスワクチン接種支援	高齢福祉課	R3.9.6
15	新型コロナウイルス感染拡大防止対策実施店舗応援事業	経済課	R3.11.1
16	文京区災害廃棄物処理計画(素案)パブリックコメント実施	リサイクル清掃課	R3.11.25
17	第11次文京区交通安全計画(素案)への意見募集	管理課	R3.12.6
18	文京区公園再整備基本計画(素案)パブリックコメント実施	みどり公園課	R3.12.6
19	都市マスタープランの見直し	都市計画課	R3.12.8
20	臨時特別給付金事業	経済課	R4.1.4
21	新型コロナウイルス感染症対策事業	危機管理課	R4.3.31

2 登録の抹消(業務の廃止)

No.	業務名	主管課	抹消年月日
1	聖火リレーミニセレブレーション観覧募集	スポーツ振興課	R3.7.6
2	文京区公衆浴場法施行条例等及び文京区旅館業法施行条例等の改正に関する業務(パブリックコメント)	生活衛生課	R3.7.17
3	文の京2020ボランティア募集・運営	スポーツ振興課	R3.8.20
4	第11次文京区交通安全計画(素案)への意見募集	管理課	R4.1.5
5	文京区公園再整備基本計画(素案)パブリックコメント実施	みどり公園課	R4.1.5
6	文京区災害廃棄物処理計画(素案)パブリックコメント実施	リサイクル清掃課	R4.2.7
7	オリンピック・パラリンピックこども新聞	スポーツ振興課	R4.3.31
8	文の京再発見 with 国際交流員	スポーツ振興課	R4.3.31
9	まちづくり事業の建替助成業務	地域整備課	R4.3.31
10	文京区アカデミー推進計画に関する実態調査	アカデミー推進課	R4.3.31
11	文京区アカデミー推進計画(素案)についての意見募集の実施	アカデミー推進課	R4.3.31

個人情報ファイル等の登録及び登録の抹消について

資料第1-7号

1 登録(個人情報ファイル等の保有)

No.	個人情報ファイル等の名称	主管課	登録年月日
1	避難行動要支援者の実態把握及び広報業務	高齢福祉課	R3.4.1
2	短期集中予防サービス参加勧奨業務	高齢福祉課	R3.4.1
3	医療的ケア児支援連絡会委員ファイル	障害福祉課	R3.4.1
4	モバイルWi-Fiの貸与申請者管理簿	学務課	R3.7.15

2 登録の抹消(個人情報ファイル等の消去)

No.	個人情報ファイル等の名称	主管課	抹消年月日
1	健康相談票	保健サービスセンター	R3.4.1
2	親子環境教室申請者	環境政策課	R3.4.1

外部委託について

資料第1-8号

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
1	広報課	区報ぶんきょう及び区議会だよりの印刷(複合契約)	氏名、住所等	区報ぶんきょう等作成・配付業務を行うため	(株)勝美印刷
2	広報課	文の京手帳の印刷	氏名、住所等	区政関係資料及び議員名簿等を掲載した手帳を作成し、区関係者に配付するため	(株)勝美印刷
3	広報課	文の京手帳職員名簿改訂版の印刷	氏名、住所等	区政関係資料及び議員名簿等を掲載した手帳を作成し、区関係者に配付するため	(株)勝美印刷
4	広報課	テレビ通訳サービス業務委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢等	区民相談において、対応言語が14ヶ国語となり、サービスアップを図るため	(株)スマートボックス
5	広報課	世論調査の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢等	区政に関する区民の意識や意向、意見や要望などを統計的手法での確に把握し、区政運営に資するため(3年に1度実施)	(株)エスピー研
6	情報政策課	電子計算処理業務のデータエントリー委託	宛番号、氏名、生年月日等	各種データの入力作業を行うに当たり、バッチ処理の日程に応じた迅速な対応、データ量に応じた人員の確保、データ作成における精度の高さが求められるため	(株)データサービス
7	情報政策課	インターネット施設予約システム保守委託	利用者名、生年月日、住所等	開発から運用まで一貫して責任ある体制で行うことが求められ、本システムの開発・各改修を実施している本システムの受託業者でなければ遂行不可能であるため	(株)NTTデータ・アイ (令和3年4月1日から令和4年1月31日まで) (株)オーイーシー 東 京 本 社 (令和3年10月1日から令和4年3月31日まで)

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
8	情報政策課	住民情報システムの保守委託	宛名番号、個人番号、世帯番号、住所、氏名、生年月日等	住民情報システムの保守を行うに当たり、事業者は住民情報システムの構築業者でプログラム構成や仕様について理解しており、また、住民情報システムのデータベースに関する著作権を有しているため サーバの運用管理を行うに当たっては、最新のセキュリティ情報に加え、対象となるサーバのOS、アプリケーション、業務内容及びネットワーク等に熟知していなければならぬため	日本電気株式会社
9	総務課	表彰状の部分筆耕委託(1回目～6回目)	受章者氏名	表彰にふさわしい格式及び品質を保持した表彰状を効率的に作成するため	(有)山崎印房
10	総務課	感謝状の全部筆耕委託(トヨタ自動車東京地区幹人会)	氏名	謝意を表するにふさわしい格式及び品質を保持した感謝状を効率的に作成するため	(有)山崎印房
11	総務課	感謝状の全部筆耕委託(法律相談員)	氏名	謝意を表するにふさわしい格式及び品質を保持した感謝状を効率的に作成するため	(有)山崎印房
12	総務課	感謝状の全部筆耕委託(エーザイ株式会社)	氏名	謝意を表するにふさわしい格式及び品質を保持した感謝状を効率的に作成するため	(有)山崎印房
13	総務課	感謝状の全部筆耕委託(小日向台町会)	氏名	謝意を表するにふさわしい格式及び品質を保持した感謝状を効率的に作成するため	(有)山崎印房
14	総務課	感謝状の全部筆耕委託(法律相談員(2回目))	氏名	謝意を表するにふさわしい格式及び品質を保持した感謝状を効率的に作成するため	(有)山崎印房
15	総務課	年賀会案内状の印刷	招待者氏名、住所、会社名、役職名	年賀会招待者約3,000人分の案内状を高品質及び効率的に印刷するため	(株)一心社
16	総務課	区政功労表彰受章者名簿の印刷	受章者氏名、役職名	受章者及び関係機関に配付する受章者名簿を高品質及び効率的に印刷するため	(株)一心社

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
17	総務課	区政功労表彰表彰状の筆耕委託	受章者氏名	表彰にふさわしい格式及び品質を保持した表彰状を効率的に作成するため	(有)山崎印房
18	総務課	令和3年度第1回～第7回文京区情報公開及び個人情報保護審査会録音データの文字化委託	氏名	会議録作成のため	神戸綜合速記(株) 東京支店
19	総務課	令和3年度第1回・第2回文京区情報公開及び個人情報保護審査会録音データの文字化委託	氏名	会議録作成のため	神戸綜合速記(株) 東京支店
20	職員課	証明書発行業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、職業・職歴	福利健康業務委託との窓口の一元化を図り、発行作業の効率化及び超過勤務削減のため	(株)パンナ
21	職員課	福利健康業務委託	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、年齢、続柄、親族関係、健康状態、収入、資産、税額、住居の状況、公的扶助、電話番号、病名、病歴、障害の有無・程度、診断結果、採寸、職業、職歴、服薬歴	組織運営の効率化とサービス提供の向上を図るため	(株)パンナ
22	職員課	被曝放射線測定検査の委託	氏名、生年月日、性別	専門的技術と知識を要するため	(株)千代田テクノル
23	職員課	職員定期健康診断等の委託	氏名、生年月日、性別、年齢、健康状態、病名、病歴	専門的技術と知識を要するため	(医)同友会
24	職員課	清掃作業従事職員の健康診断委託 会計年度任用職員の結核検診(循環器系・呼吸器系)委託 会計年度任用職員の雇入時健康診断委託	氏名、生年月日、性別、年齢、健康状態、病名、病歴	専門的技術と知識を要するため	(一財)近藤記念医学財団
25	職員課	ストレスチェックの委託	氏名、生年月日、性別	専門的技術と知識を要するため	(株)カイテック
26	職員課	職員研修等業務委託	氏名、所属、職層、研修受講履歴	民間感覚を取り入れた専門的で質の高い研修を実施するため、職員研修等業務を委託する。	(株)行政マネジメント研究所
27	税務課	令和3年度普通徴収納税通知書及び納付書カッティング、ブックキング及び封入委託	氏名・住所・所得状況・税額・扶養状況・金融機関コード・口座番号	納税通知書・納付書のカッティング、ブックキング及び封入を外部委託することにより、課税事務の効率化・経費の削減を図るため	東栄情報サービス(株)

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
28	税務課	特別徴収税額決定通知書等の印刷、タータ印字及び封入封緘発送の委託	氏名・住所・所得状況・所属会社・税額・扶養状況	税額通知書・納入書の発送事務を外部委託することにより、課税事務の効率化・経費の節減を図るため	光ビジネスフォーム(株)日本橋営業部
29	税務課	eLTAX審査システムに関する業務委託	理由の①②③共通 氏名・生年月日・住所 ①②共通 支払額・扶養控除・社会保険料控除・住民税月割額等 ③収入額・所得額・扶養控除・社会保険料控除・生命保険料控除等	eLTAX(地方税ポータルシステム)による①年金特別徴収事務②電子申告事務③国税連携事務を実施するため	日本電気(株)公共社会システム営業本部
30	税務課	証明書等自動交付サービス契約約款(市区町村契約編)(約款)	住所、氏名、収入、税額、納付額、未納額、社会保険料等	区民の利便性の向上、窓口業務の負担軽減	地方公共団体情報システム機構
31	税務課	軽自動車税(種別割)納税通知書発送事務委託	納税者氏名、住所、年税額等	軽自動車税の納税通知書の発送事務を短期間の作業で行うため	富士ビジネス・サービス(株)
32	税務課	住民税磁気テープ作成事務委託	住所、氏名、税額、契約金融機関名、口座番号	特別区民税・都民税の収納について、区別編集と日計処理等のため	株式会社 みずほ銀行公務事務部
33	税務課	マルチペイメントネットワーク収納機関共同利用センター業務委託	氏名(漢字とフリガナ)、金額、税目、賦課年度、期別、確認番号、納付番号、納付区分	住民税・軽自動車税(種別割)の収納について、納税者の納税手続きの利便性の向上と収納事務の合理化を図るためマルチペイメントネットワーク収納を導入	株式会社 NTTデータ(会計管理室にて契約)
34	税務課	コンビニエンスストア収納、LINE Pay収納及びモバイルレジ収納業務委託	住所、氏名、税額	住民税・軽自動車税(種別割)の納付について、コンビニエンスストア及びLINE Payで支払えるようにすることで利便性を図るため	(株)NTTデータ、しんきん情報サービス、コンビニエンスストア会社※契約先は(株)NTTデータ 会計管理室が契約を行っている
35	危機管理課	文京区客引き行為等防止指導員業務委託	氏名、住所及び生年月日・年齢	客引き行為等防止特定地区において、勤務時間外を含む1日当たり7時間(週2日)の指導業務を継続的に実施する必要があるため	シンテイ警備株式会社
36	防災課	感震ブレーカーの購入	登録者氏名、住所、電話番号	避難行動要支援者の支援として、登録者に対し感震ブレーカーを配付するため	(社福)東京コロニー

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
防災課 37	家具転倒防止器具設置助成事業(助成事業のため未登記した事業者として登録した事業所により実施)	申請者氏名、住所 対象者氏名、住所、電話番号	利用者の便を図るため家具の転倒・移動防止器具を設置するに当たり、転倒防止器具設置に特化した技術・ノウハウを必要としたため	(株)シイナ防災 テントセント(株) 船山(株)東京本店 公益社団法人 文京区シルバー人材センター
防災課 38	避難行動要支援者名簿に係る個別計画作成業務等委託	(1) 避難行動要支援者の基礎情報(氏名・住所・血液型・生年月日・性別・連絡先・要介護度・障害等級・難病医療情報) (2) 家族・緊急連絡先の情報等 (3) 自宅の状態 (4) 各種福祉サービスの利用状態 (5) 具体的な心身の状況 (6) 医療にかかっている情報 (7) 避難生活にかかっている支援 (8) 安否確認者の連絡先	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の11第1項及び文京区避難行動要支援者情報の地域提供に関する要綱(27文総防第997号)に基づき、外部提供に同意した要支援者の個別計画の作成及び管理等を行うが、対象人数が膨大なため委託を行う。	MHCTリアルウイン (株)
防災課 39	文京区避難行動要支援者名簿の更新業務委託	(1) 避難行動要支援者の基礎情報(氏名・住所・血液型・生年月日・性別・連絡先・要介護度・障害等級・難病医療情報) (2) 家族・緊急連絡先の情報等 (3) 自宅の状態 (4) 各種福祉サービスの利用状態 (5) 具体的な心身の状況 (6) 医療にかかっている情報 (7) 避難生活にかかっている支援 (8) 安否確認者の連絡先	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の11第2項及び文京区避難行動要支援者情報の地域提供に関する要綱(27文総防第997号)に基づき、外部提供に同意した要支援者の名簿更新を行い、支援者へ配付するが、対象ごとに異なる名簿の作成業務量が膨大なため委託を行う。	トライ(株)
防災課 40	一斉情報伝達システム保守業務委託	氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号	システムの開発や貸与するスマートフォンへの設定等に特化した技術を必要としたため	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
41	防災課	災害情報システム再構築業務委託	(1) 避難行動要支援者の基礎情報(氏名・住所・血液型・生年月日・性別・連絡先・要介護度・障害等級・難病医療情報) (2) 家族・緊急連絡先の情報等 (3) 自宅の状態 (4) 各種福祉サービスの利用状態 (5) 具体的な心身の状況 (6) 医療にかかっている情報 (7) 避難生活にかかっている支援 (8) 安否確認者の連絡先 メールアドレス	災害に備え機能や操作性を確実に備えた信頼性の高いシステム構築する必要があるため	キヤノンITソリューションズ(株)
42	防災課	災害情報のメール配信委託		災害情報メールは、平常時・緊急時に防災情報を提供し、常にメールを送信できる状態にする必要があり、メールの配信等運用に特化した技術を要するため	(株)ウェザーニューズ
43	区民課	住居表示台帳修正業務及び集合住宅平面図作成業務委託	所有者名・所有者住所・建物等の住居表示・届出人氏名・届出人住所・届出人電話番号・共同住宅管理会社名・管理会社電話番号	新築届の内容を確認するために現地調査を依頼し、その結果に基づき住居表示台帳の修正をするために測量及び製図の技術が必要とするため	株式会社 丸菱行政地図
44	経済課	中小企業の企業力向上セミナーの実施委託	氏名・住所・電話番号	区内企業向けのテーマ設定や開催手前は熟知しており、また、区内企業へ幅広く開催周知を行うことができるため	東京商工会議所
45	経済課	経営相談業務・文京区制度融資あっせん業務の委託	氏名、住所、電話番号、生年月日・年齢、続柄、親族関係、資格、団体加入の有無、収入、資産、税額、負債の有無・程度、印影	区内中小企業の直面している諸問題に適切な指導及び助言を行い、中小企業の経営の安定向上を図るため	東京商工会議所文京支部
46	経済課	中小企業における多様な地域人材確保・活用支援事業委託	氏名、住所、電話番号、性別、年齢	就職応援セミナー、区内中小企業とのマッチング支援の申込受付、連絡、管理運営を円滑に行うため	パーソルテンプスタッフ株式会社 東日本OS事業本部
47	経済課	内職相談事業の委託	氏名、住所、電話番号	委託先事業者は会員資格が区内に所在する事業者であるので、事業所情報を把握しており、また、これまで内職業務を受託しており、その内容も十分精通しているため	(一社)文京区勤労者共済会
48	経済課	文京区総合就労支援事業委託	氏名、住所、電話番号、性別、年齢	各種イベントの申込受付、連絡、管理運営を円滑に行うため	株式会社学情 東京本社

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
49	経済課	創業支援事業業務委託	氏名、住所、電話番号、性別、年齢	セミナーの申込受付、連絡、管理運営を円滑に行うため	エキスパート・リンク株式会社
50	経済課	緊急就労支援事業委託	氏名、住所、電話番号、性別、年齢	本事業の参加申込受付、連絡、管理運営を円滑に行うため	株式会社 総合キャリアオプティン
51	経済課	飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業に係るコールセンター業務の委託	氏名、電話番号	事業の実施に当たり、申請者に対するきめ細かな対応と事務の効率化を図るため	(株)JTB
52	経済課	新型コロナウイルスワクチン接種に伴う区内店舗支援事業に係る業務委託	氏名、電話番号	事業の実施に当たり、申請者に対するきめ細かな対応と事務の効率化を図るため	文京区商店街連合会
53	経済課	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施店舗応援事業運営業務委託	氏名、電話番号	事業の実施に当たり、申請者に対するきめ細かな対応と事務の効率化を図るため	文京区商店街連合会
54	経済課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業システムの構築、保守及び事業運営委託	氏名、生年月日、住所、方書、電話番号	対象者への申請書送付や給付手続き等短時間に迅速かつ的確に行う必要があるため	(株)JTB
55	戸籍住民課	証明書等自動交付サービス契約款	個人番号、住所、方書、世帯主氏名、旧住所、転出先住所、筆頭者、氏名、生年月日、届出年月日、印鑑登録番号、登録年月日、廃止事由、登録受付コード、廃止年月日、廃止事由、印鑑登録暗証番号等	区民の利便性の向上、窓口業務の負担軽減及び内部管理コストの削減を図るため	地方公共団体情報システム機構
56	戸籍住民課	戸籍住民課証明発行業務委託	個人番号、住所、方書、世帯主氏名、旧住所、転出先住所、筆頭者、氏名、生年月日、届出年月日、印鑑登録番号、登録年月日、廃止事由、登録受付コード、廃止年月日、廃止事由、印鑑登録暗証番号等	行財政改革推進計画に基づき、民間活力を活用し、弾力的・効率的な窓口運営により区民サービスの向上を図るため、窓口業務及び郵送請求業務について委託する。	パーソルテンプレックス(株)
57	アカデミー推進課	文京区観光インフォメーションの運営委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、資格、電話番号	事業委託を行っている観光インフォメーション運営の一環として実施する事業であるとともに、本区の観光資源に関する十分な知識を有し、かつ、観光ガイド事業の運営にも精通した団体に事業を委託し、実施することが適当であるため	一般社団法人文京区観光協会

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
58	アカデミー推進課	施設使用料の口座振替処理に係る事務委託	住所、氏名、利用料金、金融機関名、口座番号	使用料の収納について、利用者による料金収納手続きの利便性の向上と収納事務の合理化を図るため	(株)みずほ銀行公務務部
59	アカデミー推進課	預金口座振替による代金回収事務委託	住所、氏名、利用料金、金融機関名、口座番号	使用料の収納について、利用者による料金収納手続きの利便性の向上と収納事務の合理化を図るため	(公財)文京アカデミー (再委託先:みずほファイター株式会社) (株)商華堂
60	アカデミー推進課	文京区秋の文化祭会場設営、美術作品の展示作業の委託	氏名、住所、電話番号、年齢	文化祭会場での受付手続について、作品取扱の技術が必要であることと利便性の向上のため、作品受付業務等を委託している。	文京区民謡協会 文京区謡曲連盟 文京区三曲連盟
61	アカデミー推進課	ふんきよう民謡大会事業運営委託 文京区謡曲大会事業運営委託 文京区三曲のつどい事業運営委託	氏名、住所、電話番号	本事業は、一層の区民参加型事業の実現のため、事業全般を主体的・自主的な区民の活動に委ねることとし、平成19年度から事業運営を委託してきた。また、本事業の実施に当たっては、高度な専門知識と実践経験を有し、区民のニーズに適切かつ迅速に対応するなど、区民の目線に立った安定的かつ円滑な事業運営が必須であるため委託している。	文京区民謡協会 文京区謡曲連盟 文京区三曲連盟
62	アカデミー推進課	能動画配信事業実施委託	氏名、住所、電話番号、職業、在学校名	委託先である(公社)宝生会は、ユネスコ無形文化遺産である能楽において、シテ方5大流派の一つである宝生流を取りまとめる唯一の団体であり、本事業の実施に当たっては、上記団体の有する動画コンテンツを利用する必要があるため委託している。	公益社団法人 宝生会
63	アカデミー推進課	ワークショップ「あなたの名前ものがたり@みんながしポーター」事業運営委託	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	文京の地域にある名所・旧跡を題材とするため地域に関する情報や知識を有することが不可欠である。当該事業を行うための専門の人材をそろえ、適切かつ精度の高い事業運営が可能であるため	(大)東京大学工学系・情報理工学系等事務部

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した項目 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
64	アカデミー推進課	朗読コンテスト事業運営委託	氏名、住所、生年月日、年齢	作品の朗読を全国から公募し、当該事業を行うための審査や人材をそろえる必要があるため、適切かつ迅速な対応や、円滑で精度の高い事業運営が可能な大学に委託する。	(学)跡見学園
65	アカデミー推進課	公益財団法人文京アカデミー施設等窓口受付業務	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、銀行口座、団体加入の有無、音楽・芸術関係の履歴	専門的な知識と接客技術を備えたスタッフによる、効率的な窓口運営を行うため	株式会社シグマコミュニケーションズ
66	アカデミー推進課	文京アカデミア講座企画運営業務委託	氏名	区民の生涯学習を支援するため、バラエティに富んだ講座を提供することを目的として、講座の企画・運営を専門業務とする民間教育事業者に文京アカデミア講座の一部を委託するほか、個別テーマ講座、講演会等の企画・運営を必要に応じて事業者・団体等に委託している。	①株式会社朝日カルチャーセンター ②株式会社読売日本テレビ文化センター ③日本中医食養学会 ④文京アカデミア生涯学習司の会 ⑤公益財団法人金沢文化振興財団 ⑥アンスティテュフランセ東京 ⑦株式会社ジャパンタイムズ ⑧株式会社CAP ⑨学校法人読売理工学院 読売理工医療福祉専門学校
67	アカデミー推進課	文京アカデミア講座企画運営業務委託	氏名	区民の生涯学習を支援するため、区内大学等との連携を強化し、バラエティに富んだ講座を提供することを目的として、文京アカデミア講座の一部を大学キャンパス講座と位置づけ、学長講演会等の特別公開講座と共に、区内大学等に講座の企画・運営業務を委託している。	区内大学(短大含む) 19校
68	アカデミー推進課	①文京アカデミアサポーター養成講座の実施委託 ②人材育成講座「文の京地域文化インテーターブリターター養成講座」企画運営業務委託	氏名、性別、年齢、メールアドレス	文京区の生涯学習推進を支援する地域の人材を育成する講座について、人材育成のノウハウに優れた大学や育成後の活動を担う団体に企画・運営を委託している。	①文京アカデミアサポーターの会 ②跡見学園女子大学

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
69	アカデミー推進課	資格取得キャリアアップ講座企画運営業務委託	氏名、住所、電話番号	区民の生涯学習を支援するため、区内大学等との連携を強化しバラエティに富んだ講座を提供することを目的として、資格取得キャリアアップ講座の企画・運営業務を委託している。	日本女子大学
70	アカデミー推進課	公益財団法人文京アカデミー施設等窓口受付業務及びシビックホールチケットセンター運営業務委託	氏名、住所、電話番号	登録業者は、シビックホールチケットセンターの管理運営業務と合わせ、公益財団法人文京アカデミー指定管理施設の窓口受付及び施設管理業務を行っており、これらの業務の一体的な運営を確実に行うノウハウや実績を持ち合わせているため	株式会社シグマコミュニケーションズ
71	アカデミー推進課	「シビックホールメンバーズWeb」におけるチケット販売業務及び会員管理業務委託	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、(任意)クレジットカード情報	委託先は、チケットの予約・販売を行うチケットインゲジシステムを扱う専門事業者であり、取扱公演数・チケット枚数ともに国内最大規模である。また、WEBの会員制度では下記委託先のシステムを利用しチケット販売をするため、下記委託先以外が会員管理を行うことは困難である。	ぴあ株式会社

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
スポーツ振興課	<p>小学生ボール投げ&走り方教室の運営委託 ウォーキング教室事業の運営委託 はじめての親子フットサル教室の運営委託 ジュニアサッカー教室の運営委託 初めてのバスケットボール教室の運営委託 ジュニアローラースポーツ教室の運営委託 アルバルク東京ホームゲーム観戦事業の募集及び参加申込受付等委託 親子ボウリング教室の運営委託 ニュースポーツ教室等事業委託 ぶんきょうウォーキングガイドブック&マップ改訂記念イベントの運営委託</p>	氏名、住所、年齢、性別、電話番号、健康状態	事業を効果的・効率的に運営するため、各関係スポーツ団体に事業運営全般を委託している。	(株)読売巨人軍、文京区スポーツ推進委員会、(一社)クラブエルビーアンドビーアールビー、文京区少年サッカー連盟、トヨタアルバルク東京株式会社、文京区ローラースポーツ連盟、文京区ボウリング連盟
スポーツ振興課	<p>スポン・レクひろばの運営委託 フラインドサッカー観戦及び体験事業委託 パラスポーツ体験教室の運営委託</p>	氏名、住所、年齢、性別、電話番号、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度	事業の円滑な運営と、講座受講者の個々のニーズや課題に即した事業実施を図るため、区内等の青少年育成事業及び社会福祉事業に携わり、さまざまなノウハウを蓄積している団体に事業を委託している。	特定非営利活動法人えこお 特定非営利活動法人日本フラインドサッカー協会 東京ヴェルディ株式会社
スポーツ振興課	<p>区民大会等事業の委託 文京区少年軟式野球大会事業委託 カイザーズラウテルン市長杯文京区少年サッカー大会運営委託 TOKYO UNITED CUP2021の運営委託</p>	氏名、住所、年齢、性別、電話番号、健康状態	事業を効果的・効率的に運営するため、区内各競技のスポーツ組織を統括する本区で唯一の団体に事業運営全般を委託している。	文京区体育協会、文京区少年軟式野球連盟、文京区少年サッカー連盟、(一社)クラブエルビーアンドビーアールビー

72

73

74

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目 氏名、住所、年齢、性別、電話番号、健康状態	委託契約した理由 事業の円滑な運営と、地域のニーズや課題に即した事業実施を図るため、各地域の住民によって構成された区民活動団体に事業を委託している。	委託先
スポーツ振興課	文京区立関口台町小学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立金富小学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立窪町小学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立湯島小学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立根津小学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立本郷小学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立第一中学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立本郷台中学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立汐見小学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託 文京区立第八中学校スポーツ交流ひろば事業の運営委託			本郷台中学校スポーツ交流ひろば運営委員会、第一中学校スポーツ交流委員会、文京区立本郷小学校スポーツ開放運営委員会、根津小学校スポーツ開放運営委員会、湯島小学校スポーツ交流ひろば運営委員会、窪町小学校スポーツ開放運営委員会、金富小学校スポーツ開放運営委員会、関口台町小学校スポーツ開放運営委員会、汐見小学校スポーツ開放運営委員会、第八中学校スポーツ開放運営委員会

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
スポーツ振興課	親子すくすく教室及び園児すくすくプログラム事業運営委託(第2期) 親子すくすく教室及び園児すくすくプログラム事業運営委託(第3期) 親子すくすく教室及び園児すくすくプログラム事業運営委託(第4期) 園児すくすくプログラム事業運営委託(六義公園運動場 第1回～第3回) 園児すくすくプログラム事業運営委託(六義公園運動場 第4回～第6回) 園児すくすくプログラム事業運営委託(六義公園運動場 第7回～第9回)	氏名、住所、年齢、性別、電話番号	事業を効果的・効率的に運営するため、専門的知識を有する業者に事業運営全般を委託している。	美津濃株式会社東京支店
スポーツ振興課	文京区総合体育館外6スポーツ施設の管理に関する令和3年度協定書	氏名、住所、利用料金、金融機関名、口座番号、健康状態	利用料金の収納について、利用者による料金収納手続の利便性の向上と収納事務の合理化を図るため	東京ドームグループ・ミズノ共同事業体(再委託先:みずほファイター株式会社) 株式会社東急コミュニケーション
福祉政策課	文京区高齢者等居住支援事業委託	家主及び利用者の住所、氏名、生年月日・年齢、続柄・親族関係、婚歴、障害の有無・程度、職業・職歴、収入、税額、住居の状況、公的扶助、電話番号	住宅確保配慮者への居住支援に係る窓口業務全般を区営住宅等指定管理者に委託することにより、区民サービスの上及び業務の効率化を図るため	株式会社東急コミュニケーション
福祉政策課	文京区借上げ高齢者アパートの維持管理委託	家主の住所、氏名、住居の状況、電話番号	高齢者アパートの管理業務を区営住宅等指定管理者に委託することにより、福祉政策課所管の住宅管理を一元化し、業務の効率化を図るため	株式会社東急コミュニケーション
高齢福祉課	長寿お祝い事業「喜寿祝品緑茶」の購入	住所・氏名	本事業は、直接対象者宅に配送するものであり、区内全域に加入店舗を有する組合に委託することで、多様な住居事情に対応して配達を完了することができるため	東京都茶協同組合 文京支部

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報の項目	委託契約した理由	委託先
81	高齢福祉課	日常生活支援用具受付事務委託	氏名・住所・性別・生年月日・年齢・続柄・親族関係・健康状態・病名・病歴・障害の有無・程度・介護保険の認定結果・収入・税額・住居の状況・公的扶助・電話番号	日常生活支援用具の給付受付業務を委託することにより、受付業務の効率化及び高齢者福祉の増進を図るため	社会福祉法人洛和福祉会、社会福祉法人福音会、社会福祉法人桜栄会、医療法人社団 龍岡会 東京消防庁
82	高齢福祉課	火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)自動通報等の承認に関する規程(平成29年9月東京消防庁告示第11号)	住所・方書・氏名	救急事態発生時に速やかに救急車を手配するため	東京消防庁
83	高齢福祉課	高齢者救急代理通報システムの業務委託	住所・方書・氏名・年齢	救急事態発生時に速やかに救急車を手配するため	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
84	高齢福祉課	救急直接通報システム機器保守点検等委託	住所・方書・氏名	救急通報システム機器点検のため	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
85	高齢福祉課	高齢者自立生活支援事業の委託	住所・氏名・電話番号・性別・年齢	ホームヘルパー養成研修修了者を派遣するため、多くの有資格者を有している事業所に委託することにより、事業を円滑に実施するため	一般社団法人 東京防災設備保守協会 株式会社 やさしい手
86	高齢福祉課	老人保護措置費	氏名・入所施設・入退所日・措置異動日	措置費の一括受領・支払を行うことで、施設及び実施機関の事務処理の負担を軽減するため	東京都国民健康保険団体連合会
87	高齢福祉課	高齢者緊急一時保護事業の委託	氏名・住所・電話番号・性別・年齢・健康状態・病名・病歴	虐待を受けている若しくは、そのおそれがある高齢者又は、緊急に保護する必要がある高齢者を、施設に委託することにより事業を円滑に実施するため	高齢者施設
88	高齢福祉課	短期集中予防サービス対象者把握業務委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、健康状態、病名、病歴、障害の有無、程度、診断結果、電話番号	約13,000人に介護予防チェックリスト等を発送し、回収したデータを分析判定の上、回答者に結果票及び事業案内等を発送するため	アシスト(株)
89	高齢福祉課	高齢者見守り相談窓口事業委託(富坂地区) 高齢者見守り相談窓口事業委託(大塚地区) 高齢者見守り相談窓口事業委託(本富士地区) 高齢者見守り相談窓口事業委託(駒込地区)	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄・親族関係、婚姻、健康状態、病名・病歴、障害の有無、程度、診断結果、要支援・要介護度、職業・職歴、住居の状況、公的扶助、趣味・嗜好、電話番号、緊急連絡先、日常生活の状況	高齢者見守り相談窓口事業の業務内容は、地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の本来業務を強化したものであるため、当センターに窓口を設置して実施することが効果的かつ効率的であるため	社会福祉法人 福音会 社会福祉法人 洛和福祉会 医療法人社団 龍岡会 社会福祉法人 桜栄会

90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
高齡福祉課	高齡福祉課	高齡福祉課	高齡福祉課	高齡福祉課	高齡福祉課	高齡福祉課	高齡福祉課	高齡福祉課	高齡福祉課
外部委託した契約件名 高齡者見守り事業委託	外部委託した契約件名 ボランティア実践講座「セカンドステップ・サポートゼミ」企画運営委託	外部委託した契約件名 絵本の読み聞かせ講座運営委託	外部委託した契約件名 音楽ではつらつ脳トレ体操教室運営委託	外部委託した契約件名 高齡者施設ボランティア講座運営委託	外部委託した契約件名 シルバーセンター貸出業務委託	外部委託した契約件名 利用料金の預金口座振替による代金回収事務委託	外部委託した契約件名 令和3年度セカンドステップ・サポート・ナビ等の封入等作業委託	外部委託した契約件名 紙おむつ支給等業務委託	外部委託した契約件名 紙おむつ支給申請受付事務委託
委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、婚姻、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、要支援・要介護度、職業・職歴、住居の状況、公的扶助、趣味・嗜好、電話番号、緊急連絡先、日常生活の状況	委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、年齢、電話番号	委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、年齢、電話番号	委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、年齢、電話番号	委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、年齢、電話番号	委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、年齢、在学・在勤、勤務先(学校)名称、勤務先(学校)所在地、銀行口座、電話番号、メールアドレス	委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、利用料金、金融機関名、口座番号	委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、年齢	委託契約した項目 個人情報 氏名、郵便番号、住所、方書、電話番号	委託契約した項目 個人情報 氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、続柄、親族関係、健康状態、病名、病歴、障害の有無・程度、介護保険の認定結果、住居の状況
委託契約した理由 すでに独自に地域での見守り事業を展開し、地域に根ざした見守りネットワークの構築支援に取り組んでいる事業者と連携して事業に取り組むことで本事業を効果的かつ効率的に推進することができるため	委託契約した理由 各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	委託契約した理由 各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	委託契約した理由 各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	委託契約した理由 各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	委託契約した理由 シルバーセンターの貸出手続を行うに当たり、利用者の利便性の向上を図るため	委託契約した理由 施設利用料の収納について、利用者による料金収納手続の利便性の向上と収納事務の合理化を図るため	委託契約した理由 「セカンドステップ・サポート・ナビ」を対象者(当年度に60歳・65歳・70歳を迎える方)に送付するための封入・封かん作業を委託することにより、発送業務の効率化を図るとともに、当該法人に委託することで障害者福祉及び障害者の自立の促進に寄与するため	委託契約した理由 支給要件に該当する高齡者宅等へ、規定された期間内で紙おむつの現物配送を行うため	委託契約した理由 高齡者に対して実施する紙おむつ支給業務の受付業務を委託することにより、受付業務の効率化及び高齡者福祉の増進を図るため
委託先 社会福祉法人 文京区社会福祉協議会	委託先 (社福)武蔵野会	委託先 (地独)東京都健康長寿医療センター(株)台東第一興商	委託先 (社福)武蔵野会	委託先 (公社)文京区シルバー人材センター	委託先 (福)武蔵野会(再委託先:みずほフアクトー(株))	委託先 (社福)佑啓会 大塚福祉作業所	委託先 株式会社成玉舎	委託先 社会福祉法人洛和福祉会、社会福祉法人福音会、社会福祉法人桜栄会、医療法人社団 龍岡会	

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
100	高齡福祉課	富坂地域包括支援センター及びび分室業務委託 大塚地域包括支援センター及びび分室業務委託 本富士地域包括支援センター及びび分室業務委託 駒込地域包括支援センター及びび分室業務委託	戸籍・住民記録、心身、経済、生活、経歴・技術に関する情報	地域包括支援センターが行う高齢者や家族に対する総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメントについて、民間事業者の効率性、専門性を必要とするため	(福)福音会、(福)洛和福祉会、(福)桜栄会、(医)龍岡会
101	高齡福祉課	「認知症とも」にパートナー事業」訪問看護ステーション事務局事務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無程度、診断結果、受診医療機関、服薬の有無・種類	認知症の診断を受けた本人やその家族への支援を行う「認知症とも」にパートナー事業」を区内の協力訪問看護ステーションに依頼・調整等を行うものであり、当該事業者は、区内訪問看護ステーションが多数加入する唯一の団体であり、本業務を遂行できるのは、当該事業者に限られるため	一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会

102	<p>保管課 高齢福祉課</p>	<p>外部委託した契約件名 「文京区認知症ともにもパートナー事業」実施委託</p>	<p>委託契約した個人情報項目 氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、受診医療機関、服薬の有無・種類</p>	<p>委託契約した理由 認知症の本人又はその家族への伴走型支援を行うに当たり、認知症に対する医療的な知識や専門的な対応を必要とするため</p>	<p>委託先 小石川医師会訪問看護ステーション、ケアーズ訪問看護リハビリステーション文京後楽、千駄木訪問看護ステーション、在宅看護ステーション本郷、セコムとしま訪問看護ステーションサテライト春日、龍岡訪問看護ステーション、東京保健生活協同組合ひかわした訪問看護ステーション、ナーステーション東京支店、西片あさひ訪問看護ステーション、訪問看護ステーションきょうわ、訪問看護ステーションけせら、訪問看護ステーションホームケア文京、星医療酸器訪問看護リハビリステーション巢鴨、ゆい訪問看護ステーション、リーベ訪問看護リハビリステーション、CoCo訪問看護リハビリステーション</p>
103	<p>高齢福祉課</p>	<p>文京区高齢者等GPS探索サービス事業実施要綱に基づき、事業の実施に関し文京区とセコム株式会社との協定</p>	<p>氏名、郵便番号、住所、方書、性別、年齢</p>	<p>認知症高齢者が行方不明になった場合に、GPS(人工衛星)による位置測定システム)を利用した24時間対応の位置情報探索及び家族等に連絡する通知業務を一体的に行う必要があるため</p>	<p>セコム株式会社</p>

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
104	高齢福祉課	文京区高齢者等GPS探索サービス事業実施要綱に基づき、事業の実施に関し文京区とホームネット株式会社との協定	氏名、郵便番号、住所、方書、性別、年齢	認知症高齢者が行方不明になった場合に、GPS(人工衛星)による位置測定システム)を利用した25時間対応の位置情報探索及び家族等に連絡する通知業務を一体的に行う必要があるため	ホームネット株式会社
105	高齢福祉課	認知症とともにフォロワーアツププログラム等実施委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、職業・職歴、学歴、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、受診医療機関、服薬の有無・種類、体力測定結果、身体測定結果、住居の状況、公的扶助、趣味・嗜好、電話番号、家族の状況	本プログラムの実施に当たり、認知機能測定デジタルツールや測定データの解析等の専門的な知識や技術が必要とするため	イーザイ株式会社
106	高齢福祉課	高齢者訪問介護サービス 高齢者訪問美容サービス 業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、介護保険の認定結果、住居の状況、電話番号	座位を保てない状態及び重度の認知症で外出することが困難な65歳以上高齢者宅へ理美容師を派遣し、対象者の保清及び在宅生活を支援するため、区内の理美容店で構成されている理美容組合へ事業を委託し、効率的な事業展開を可能とする。	東京都理容生活衛生同業組合文京支部小石川地区 東京都理容生活衛生同業組合文京支部本郷地区 東京都美容生活衛生同業組合小石川支部 東京都美容生活衛生同業組合本郷支部 富士ビジネス・サービス(株)
107	高齢福祉課	「高齢者のための福祉と保健のしおり」送付に係る封筒作成、封入封緘及び発送業務委託	氏名、住所、生年月日・年齢	しおりの配付を行うに当たり、配付作業の効率化・合理化を図るため	富士ビジネス・サービス(株)
108	高齢福祉課	認知症検診における認知機能測定及び結果データ分析等の実施委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄、親族関係、健康状態、病名、病歴、障害の有無・程度、診断結果、受診医療機関、服薬の有無・種類、身体測定結果、家族の状況、日常生活の状況	認知症検診事業を実施するに当たり、脳の健康度測定やデータ解析の専門的な知識や技術が必要とするため	イーザイ株式会社
109	高齢福祉課	認知症検診における医師派遣の日程調整事務及び検査業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄、親族関係、健康状態、病名、病歴、障害の有無・程度、診断結果、受診医療機関、服薬の有無・種類の状況、日常生活の状況	認知症検診検査業務委託及び医師派遣の日程調整事務については医師会の対応を必要とするため	(社)小石川医師会 (社)文京区医師会

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
110	高齢福祉課	認知症検診のお知らせ等の作成、封入封かん及び発送並びにコールセンターの設置・運営委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、電話番号	認知症検診のお知らせ等の作成、封入封かん及び発送並びにコールセンターの設置・運営委託	アシスト(株)
111	高齢福祉課	一定の高齢者に対する新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査委託	氏名・氏名ふりがな・生年月日・年齢・性別・続柄・住所・電話番号	介護老人福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、行政検査及び介護老人福祉施設等が自主的に行うPCR検査(社会的検査)を実施するが、その対象にならない一定の高齢者を対象としてPCR検査を実施する。	(株)LSIメディアエンス
112	高齢福祉課	高齢者等見守りあんしん電話	氏名・氏名ふりがな・生年月日・年齢・住所・電話番号・血液型・疾患、医療機関名・健康状態・指定連絡先の氏名、住所、電話番号、続柄	新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響で、心や体の不安をもつ高齢者等の方へ、電話による見守り、24時間体制の電話相談窓口を設置し、その解消に取り組みため	ホームネット(株)

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
高齢福祉課	<p>介護予防拠点いきいき薬 川会場「まるごと元気」筋 力アップ体操教室」実施委 託</p> <p>シルバーピアおおつか会 場「まるごと元気」筋力 アップ体操教室」実施委託 文京大塚高齢者在宅サー ビスセンター会場「まるごと 元気」筋力アップ体操教 室」実施委託</p> <p>東京都柔道整復師会会館 会場「まるごと元気」筋力 アップ体操教室」実施委託</p> <p>介護予防拠点いきいき森 川会場「まるごと元気」筋 力アップ体操教室」実施委 託</p> <p>文京湯島高齢者在宅サー ビスセンター会場「まるごと 元気」筋力アップ体操教 室」実施委託</p> <p>文京千駄木高齢者在宅 サービスセンター会場「ま るごと元気」筋力アップ体 操教室」実施委託</p> <p>文京昭和高齢者在宅サー ビスセンター会場「まるごと 元気」筋力アップ体操教 室」実施委託</p> <p>SOMPOケアいきいき小</p>	<p>氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状 態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番 号、緊急時連絡先</p>	<p>各種教室・事業の申込受付、連 絡、運営等を円滑に行うため</p>	<p>(企)労協センター事 業団 (福)フロンティア 社会福祉法人 洛和 福祉会 (公社)東京都柔道 整復師会 文京支部 (福)芙蓉会 (福)桜栄会 SOMPOケア(株) (福)福音会 (株)東急スポーツオ アシス</p>

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した項目 個人情報	委託契約した理由	委託先
114	高齡福祉課	シルバーピアおおつか会場健康脳トレ教室実施委託 東京湯島高齡者在宅サービスセンター会場健康脳トレ教室実施委託 東京昭和の高齡者在宅サービスセンター会場健康脳トレ教室実施委託 健康音楽教室実施委託 脳活エクスササイズ教室実施委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号、緊急時連絡先	各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	(福)フロンティア (福)芙蓉会 (財)東京ミュージックボランティア協会 東京体育機器(株)
115	高齡福祉課	東急スポーツオアシス本駒込店会場一般介護予防事業実施委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号、緊急時連絡先	各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	(株)東急スポーツオアシス
116	高齡福祉課	東京都柔道整復師会会館会場一般介護予防事業実施委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号、緊急時連絡先	各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	(公社)東京都柔道整復師会 文京支部
117	高齡福祉課	パワーアップマシン教室実施委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号、緊急時連絡先	各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	東京体育機器(株)
118	高齡福祉課	高齡者あんしん相談センター富坂短期集中予防サービス参加勸業務委託 高齡者あんしん相談センター大塚短期集中予防サービス参加勸業務委託 高齡者あんしん相談センター本富士短期集中予防サービス参加勸業務委託 高齡者あんしん相談センター駒込短期集中予防サービス参加勸業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号、緊急時連絡先	短期集中予防サービス対象者把握業務委託において、短期集中予防サービス対象者を判定された区民に対し、短期集中予防サービスへの参加勸業を円滑に行うため	(福)福音会 社会福祉法人 洛和 福祉会 医療法人社団 龍岡 会 (福)桜栄会

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
119	「文の京介護予防体操推進リーダー養成講習」実施委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号、緊急時連絡先	各種教室・事業の申込受付、連絡、運営等を円滑に行うため	(福)福音会
120	避難行動要支援者の実態把握及び広報業務委託(富坂地区) 避難行動要支援者の実態把握及び広報業務委託(大塚地区) 避難行動要支援者の実態把握及び広報業務委託(本富士地区) 避難行動要支援者の実態把握及び広報業務委託(駒込地区)	氏名、住所、性別、生年月日、宛名番号、障害の有無・程度、要介護度、避難行動要支援者名簿掲載の同意の有無	高齢者の実態把握業務は、地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の本来業務であるため、日常の業務に合わせ実施することが効果的かつ効率的であることから、センターを運営する法人に委託するものである。	社会福祉法人 福音会 社会福祉法人 洛和福社会 医療法人社団 龍岡会 社会福祉法人 桜栄会
121	在宅要介護者緊急一時入所事業	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号	新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者となった介護者から介護を受けられなくなった要介護者の緊急一時的な受入れを行うため	社会福祉法人 洛和福社会
122	認知症検診における医師派遣の日程調整事務及び検査業務委託(文京区医師会)	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、職業・職歴、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、受診医療機関、服薬の有無・種類、身体測定結果、住居の状況、公的扶助、電話番号、家族の状況、日常生活の状況	認知症検診検査業務委託及び医師派遣の日程調整事務については、医師会の対応を必要とするため	一般社団法人 文京区医師会
123	認知症検診における認知機能測定及び結果データ分析等の実施委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、受診医療機関、服薬の有無・種類、身体測定結果、電話番号、家族の状況、日常生活の状況	認知症検診事業を実施するに当たり、脳の健康度測定やデータ解析の専門的な知識や技術を必要とするため	エーザイ株式会社
124	認知症検診における医師派遣の日程調整事務及び検査業務委託(小石川医師会)	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、職業・職歴、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、受診医療機関、服薬の有無・種類、身体測定結果、住居の状況、公的扶助、電話番号、家族の状況、日常生活の状況	認知症検診検査業務委託及び医師派遣の日程調整事務については、医師会の対応を必要とするため	一般社団法人 小石川医師会

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した項目 個人情報	委託契約した理由	委託先
125	高齢福祉課	認知症検診のお知らせ等の作成、封かん及びセンターの設置・運営委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢・電話番号	認知症検診事業を実施するに当たり、認知症検診のお知らせ等の作成、封かん及び発送並びにコールセンターの設置・運営委託を必要とするため	アシスト株式会社
126	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター運営委託	氏名、住所、性別、続柄・親族関係、婚歴、宗教、主義・主張、支持政党、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、職業・職歴、学歴、資格、成績、賞罰、団体の加入の有無、収入、資産、税額、負債の有無・程度、経済状況、住居の状況、公的扶助、趣味・嗜好、電話番号、就業状況、生活状況	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第2項の規定による。	復生あせび会・文京槐の会共同事業体
127	障害福祉課	文京区障害者就労支援センター及び障害者施設ネットワーク運営業務委託	氏名、住所、生年月日・年齢、国籍、続柄・親族関係、婚歴、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、判定結果、障害者手帳情報、職業・職歴、学歴、資格、成績、賞罰、団体の加入の有無、離職理由、紹介経路、収入、住居の状況、公的扶助、趣味・嗜好、電話番号、緊急連絡先	対象者の増加及び障害の複雑化が進んでいるため、障害者就労支援の専門性を高め、安定した支援を行っていただくため	(特非)日本就労支援センター
128	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター運営委託	住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、FAX番号、メールアドレス、代理申請者名、利用している福祉サービス事業者名、安否確認者の連絡先	文京区避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の規定による。	復生あせび会・文京槐の会共同事業体
129	障害福祉課	障害者・高齢者の預託品受付管理及び外部出店販売委託(文京シビックセンター) 障害者・高齢者の預託品受付管理及び販売委託(文京総合福祉センター)	氏名、住所、電話番号	本業務は、バリアフリー施設において障害特性を理解した対応が求められ、障害者会館や文京総合福祉センターの運営業務を行う窓口での受付が適しているため	(福)武蔵野会

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
障害福祉課	障害者会館受付業務委託	氏名、住所、在勤・在学、勤務先(学校)名称、勤務先(学校)所在地、銀行口座、電話番号、メールアドレス	文京総合福祉センターにおいて、事業運営を実施している法人であり、多様な障害福祉サービスを提供する文京総合福祉センター(江戸川橋・湯島(老人福祉センター)の指定管理業務)を行っており、総合福祉センターと一体的に管理運営を行うこと、障害者のみならず区の地域福祉全体の向上に大きく寄与できるため	(福)武蔵野会
130				
障害福祉課	文京区心身障害者福祉作業所運営委託	氏名、住所、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、ケース記録、健康日誌、受給者番号、職業・職歴、学校名、住居の状況、趣味・嗜好、電話番号、口座番号	文京区立大塚福祉作業所及び文京区立小石川福祉作業所の運営を行うため	(福)佑啓会
131				
障害福祉課	文京区立本郷福祉センター運営委託	氏名、住所、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、ケース記録、健康日誌、受給者番号、職業・職歴、学校名、住居の状況、趣味・嗜好、電話番号、口座番号	文京区立本郷福祉センターの運営を行うため	(福)太陽福祉協会
132				
障害福祉課	文京区放課後等デイサービスJOY運営委託	氏名、住所、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、ケース記録、健康日誌、受給者番号、職業・職歴、学校名、住居の状況、趣味・嗜好、電話番号、口座番号	学校に就学する障害児を対象に、放課後や学校休業日において、創作活動や余暇活動など様々なプログラムを通じて、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を行うため、本郷福祉センターにおいて実施する生活介護事業との多機能型事業所として、東京都の指定を受け実施するものであるため	(福)太陽福祉協会
133				
障害福祉課	心身障害者(児)短期保護事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、ケース記録、趣味・嗜好、電話番号	身体障害者(児)及び知的障害者(児)に関わる事業を運営して、障害者への理解が深く、福祉事業に実績がある社会福祉法人が、法人の所属する施設内で実施することが条件となっており、右記事業者は区内で実施が可能で唯一の事業者であるため	(福)文京槐の会
134				

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した項目 個人情報	委託契約した理由	委託先
135	障害福祉課	本富土地区地域生活支援 拠点運営業務委託 富坂地区地域生活支援拠 点運営業務委託 駒込地区地域生活支援拠 点運営業務委託	氏名、住所、性別、続柄・親族関係、婚姻、宗 教、主義・主張、支持政党、健康状態、病名・職 業・職歴、障害の有無・程度、診断結果、職業・職 歴、学歴、資格、成績、賞罰、団体加入の有 無、収入、資産、税額、負債の有無・程度、経 済状況、住居の状況、公的扶助、趣味・嗜好、 電話番号、就業状況、生活状況	厚生労働省告示第395号(平成1 8年6月26日)障害福祉サービ ス及び相談支援並びに市町村及び 都道府県の地域生活支援拠点事 業の提供体制の整備並びに自立 支援給付及び地域生活支援事業 の円滑な実施を確保するための基 本的な指針に基づき実施する。 就労意欲や就労能力・生活能力が 低い等の就労に向けた課題を多く 抱える生活保護受給者に対して、 就労意欲の喚起を図るための支援 を行う。また、稼働能力を有する生 活保護受給者に対して就労支援を 行い、経済的、社会的な自立を図 るため	(社)本郷の森 (社)復生あせび 会 (特非)エナジー本舗
136	生活福祉課	生活保護受給者就労支援 事業委託	住所、氏名、性別、生年月日・年齢、健康状 態、病名・病歴、生涯の有無・程度、診断結 果、職業・職歴、収入、住居の状況、公的扶 助、電話番号	文京区において、経済的な事情 (ひとり親家庭・生活保護世帯、生 活困窮世帯等)により、意欲があり ながら学習塾に通えない児童、生 徒に対し、ポランテアで学習支援 を行っている。この活動を通じ基礎 的、基本的な学力の定着のある児 童、生徒に対する学習支援に関し 豊富な経験と実績を有している。さ らに、学習環境を整えるために、民 生委員、児童委員、こども家庭支 援センター、文京区社会福祉協議 会等の関係機関と連携・協力し、 文京区内で唯一安定な活動を維 持している団体であるため	中高年事業団やま て 企業組合 (社)「てらまち」
137	生活福祉課	文京区学習支援事業委託	住所、氏名、性別、生年月日・年齢、健康状 態、、成績、収入、住居の状況、電話番号	上記事業者は、プロポーザル方式 に基づき、「文京区高校生世代等 学習支援事業委託事業者選 定委員会」により選定され、平成31 年3月20日に開催された契約委員 会において承認を得た事業者であ るため	(株)トライグループ 東京支店
138	生活福祉課	文京区高校生世代等学習 支援事業業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親 族関係、健康状態、障害の有無・程度、出席 日数、欠席理由、生育歴、職業・職歴、学歴、進 路・進学先、就職先、収入、公的扶助、電話 番号、メールアドレス、家庭・家族状況、学校 名・学年	上記事業者は、プロポーザル方式 に基づき、「文京区高校生世代等 学習支援事業委託事業者選 定委員会」により選定され、平成31 年3月20日に開催された契約委員 会において承認を得た事業者であ るため	(株)トライグループ 東京支店

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
139	生活福祉課	受験生チャレンジ支援貸付 事業受付業務委託	住所、氏名、性別、生年月日・年齢、健康状 態、学歴、収入、資産、税額住居の状況、電 話番号	当該事業は、東京都社会福祉協 議会(以下「東社協」という。)が実 施する事業の受付業務を行うもの であり、利用者を東社協に円滑に 引き継ぎ、利用者の利便を図ると ともに、業務の確実な実施を行うた め、従来から東社協と連携を図っ ている文京区社会福祉協議会に 委託することにより的確な事業実 施ができる。	文京区社会福祉協 議会
140	生活福祉課	生活困窮者自立支援総合 相談事業委託	住所、氏名、性別、生年月日・年齢、健康状 態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結 果、職業・職歴、収入、資産、住居の状況、公 的扶助、電話番号	生活困窮者の自立促進を図るため には、対象者に対し総合的なアセ スメントを行い、個々の生活困窮者 の課題に対し適切なアプローチ及 び的確な関係機関への連携等を 要することから支援員は幅広い専 門的な知識が求められている。	中高年事業団やまて 企業組合
141	生活福祉課	ひきこもり等自立支援事業 業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、国籍、続 柄・親族関係、婚歴、健康状態、病名・病歴、 障害の有無・程度、診断結果、出席日数、欠 席理由、生育歴、職業・職歴、学歴、資格、成 績、賞罰、学習状況、特技・特性、進路・進学 先、就職先、収入、負債の有無・程度、住居 の状況、公的扶助、趣味・嗜好、電話番号、 メールアドレス、家庭・家族状況、友人関係、 学校名・学年	ひきこもり状態にある者及びその 家族について、相談から就労に至 るまでの切れ目ない段階的な支援 を行うことから、ひきこもりに対する 高度な知識と経験を有するもので なくてはならないため	公益社団法人青少 年健康センター茗荷 谷クラブ

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
生活福祉課	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務等関連業務委託	氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、世帯状況、収入、資産、銀行等の口座情報、社会福祉協議会が行う貸付に関する情報、新型コロナウイルス感染症に関する給付金等の状況、公共職業安定所の登録番号、求職活動等に係る状況、住居確保給付金の受給に関する情報	当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により職歴又は減収などの収入状況となった生活困窮者に対し、迅速に給付金の支給を行う事業である。 業務内容としては電話及び窓口による相談対応、書類の受付、審査、データの入力、通知の作成、発送業務等多岐にわたるため、これら事務に精通する職員を雇用する必要がある。 右記事業者は、昨年度他課でも同様の業務実績があり、今回依頼する業務内容と類似しており、的確な業務遂行が実施できるため	キャリアリンク株式会社
介護保険課	介護保険料収納管理事務に係る事務委託	氏名、住所、被保険者番号、介護保険料額、金融機関名、口座番号	介護保険料の収納状況を被保険者ごとにシステム処理するため	(株)みずほ銀行公務務事務センター
介護保険課	介護保険料納入通知書等の印字及び封入封かん作業委託	氏名、住所、被保険者番号、介護保険料額、所得区分、送付先住所、送付先氏名	介護保険料納入通知書の送付を迅速かつ効率的に行うため	カワセコンピュータプライ(株)東京
介護保険課	介護保険高額介護サービス費支給決定通知書の封入封かん委託	氏名、被保険者番号等	「高額介護サービス費決定通知」の発送事務を効率的に行うため	富士ビジネス・サービス(株)
介護保険課	介護保険負担割合証の印字及び封入封かん作業委託	氏名、住所、被保険者番号、生年月日、性別、負担割合、送付先住所、送付先氏名	介護保険負担割合証の作成を効率的に行うため	(株)デーエムエス
介護保険課	給付費通知の封入封緘委託	被保険者氏名、被保険者住所、被保険者番号、給付状況等	「介護サービス利用状況のお知らせ」(給付費通知)の発送事務を効率的に行うため	(株)カネシヨ印刷
介護保険課	住宅改造内容検討書作成委託	氏名・住所・性別・生年月日・年齢・続柄・親族関係・健康状態・病名・病歴・障害の有無・程度・介護保険の認定結果・住居の状況	要介護・要支援介護認定を受けている高齢者等に対して実施する住宅設備等改造成業の受付業務を委託することにより、受付業務の効率化及び高齢者福祉の増進を図るため	(福)洛和福祉会、(福)福音会、(福)桜栄会、(医)龍岡会

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
149 介護保険課	新任介護職員人材育成プログラム研修委託	氏名、住所、職業・職歴、勤務先、電話番号、メールアドレス、学校名	令和3年度新任介護人材育成プログラム研修について、介護人材確保・定着の一環である職員の離職防止及び区内介護事業者同士のネットワークづくりを目的とした研修の開催を委託するため	(株)Blanket
150 介護保険課	介護人材確保・定着に係る介護に関する入門的研修事業実施委託	氏名、生年月日	研修の実施に当たり、修了に必要な講義内容を網羅したテキストの作成及び講師選定から、就労のための介護施設・事業所とのマッチング支援までを一貫して行うノウハウを必要とするため	(株)シグマスタッフ
151 介護保険課	要介護認定申請受付事務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、通称名、健康状態、病名、障害の有無・程度、電話番号	要介護認定申請の受付事務を、介護・福祉基盤の整備単位である日常生活圏域の高齢者あんしん相談センター・分室で実施するため	(福)洛和福祉会、 (福)福音会、(福)桜栄会、(医)龍岡会
152 介護保険課	要介護認定調査委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、通称名、健康状態、病名、障害の有無・程度、職業、資格、住居の状況、公的扶助、電話番号、福祉サービスの受給状況	要介護認定を受けようとする被保険者よりなされた申請に基づき、申請者の所在地において認定調査を実施するため	居宅介護支援事業者、 介護保険施設、 東京都介護支援専門員研究協議会・ (特非)ケアマネーション・ メントサポートセンター・ (公)かながわ福祉サービス振興会・ (一)茨城県福祉サービス振興会他 事務受託法人
153 国保年金課	国民健康保険当初お知らせ及び被保険者証並びに封入物の作成・封入・発送業務委託	国保記号番号、被保険者氏名、世帯主氏名、住所、生年月日、性別、被保険者証交付年月日、被保険者有効期限	国民健康保険の当初お知らせ等及び定期更新の被保険者の封入封かん作業を委託することにより、作業が効率的になり、速やかに郵送することができるため	(株)ディーエムエス
154 国保年金課	国民健康保険料決定通知書及び国民健康保険高年齢受給者証の定期更新に係る送付物の作成・封入・封かん委託	国保記号番号、被保険者氏名、世帯主氏名、生年月日、性別、保険料額、算定基礎額、国保加入月、高年齢受給者証交付年月日、高年齢受給者証発行期日、一部負担金の割合、高年齢受給者証有効期限	国民健康保険料通知書等の大量の封入封かん作業を効率的に行うことができるため	富士ビジネス・サービス(株)

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
155	国保年金課	国保加入外国人の税申告 勸奨通知の封入・封かん 委託	被保険者氏名、住所	対象者に対して2月～3月の住民 税申告時期に合わせ、申告勸奨通 知及び税務課の申告書等を発送 するに当たり、送付物の封入・封か ん作業を効率的に行えるため	富士ビジネス・サー ビス(株)
156	国保年金課	コロナ減免申請書等の作 成・封入・発送業務委託	国保記号番号、世帯主氏名、住所	新型コロナウイルス感染症による 国民健康保険料の減免申請書を 対象となる可能性のある区民へ周 知及び申請勸奨のため郵送するに 当たり、申請書等の封入・封かん 作業を委託することで作業が効率 的になり、速やかに郵送することが できるため	(株)ディーエムエス
157	国保年金課	オンライン資格確認等シス テム及び医療保険者等向 け中間サーバー等における 電子資格確認等事務に 関する委託契約書	被保険者証記号番号、被保険者氏名、住所、 性別、生年月日、資格得喪年月日等	国民健康保険法(昭和33年法律第 192号)第36条第3項に基づき実施 する電子資格確認等の事務につ いて、医療保険分野における効率 化を図る観点から、社会保険診 療報酬支払基金及び国民健康保 険団体から委託を受けた公益社団 体法人国民健康保険中央会が共同 して設置し、運営するオンライン資 格確認等システム及び医療保険者 等向け中間サーバーを利用して行 うこととされている。	社会保険診療報酬 支払基金、東京都国 民健康保険団体連 合会(再委託者:公 益社団法人国民健 康保険中央会)
158	国保年金課	令和3年度国保被保険者 資格情報及び給付情報の 管理業務の実施に係る委 託契約書	被保険者証記号番号、氏名、住所、性別、生 年月日、資格得喪年月日等	国民健康保険診療報酬の審査及 び支払業務等は、東京都国民健康 保険団体連合会において共同処 理するため	東京都国民健康保 険団体連合会
159	国保年金課	診療報酬等の審査支払事 務に関する委託	氏名、性別、生年月日・年齢、記号番号、病 名・病歴、診断結果	国民健康保険診療報酬の審査及 び支払業務等は、東京都国民健康 保険団体連合会において共同処 理するため	東京都国民健康保 険団体連合会
160	国保年金課	国民健康保険診療報酬明 細書(レセプト)内容点検事 務委託	氏名、性別、生年月日・年齢、記号番号、病 名・病歴、診断結果	診療報酬明細書の内容点検は、 専門性を要する業務であるため、	ガリバーインターナ ショナル(株)東京本 部
161	国保年金課	医療費通知書のカットイン グ・折りたたみ・封入・封か ん委託	氏名、住所、記号番号、医療費、医療機関名	国民健康保険被保険者に送付す る医療費通知の封入及び封かん 業務を効率的に行うため	水三島紙工(株)東 京支店

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
162	国保年金課	柔道整復施設療養費支給申請書点検業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、診断結果、記号番号	点検対象件数が16,800件と大規模であり、一連の業務(申請書の内容点検、施術内容照会文書等の送付・回収・問合せ対応、申請書・回答書のデータ化、点検効果等分析・報告)について、技術力・専門性のある事業者へ委託することが適当であるため	株式会社 大正オード デイト
163	国保年金課	現状分析に基づくジェネリック医薬品差額通知作成等業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、記号番号、病名・病歴、診断結果	被保険者の自己負担額を軽減し、医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品差額通知を送付するに当たり、一連の業務(現状分析に基づく対象者抽出、差額通知送付・問合せ対応等)について、専門性のある事業者へ委託することが適当であるため	(株)データホライズン
164	国保年金課	国民健康保険料定期納付書の発送業務作業委託	住所、氏名、被保険者記号番号、保険料賦課額	国民健康保険料定期納付書の発送業務の効率化及び経費削減	富士ビジネス・サービス株式会社
165	国保年金課	国民健康保険料督促状の封入・封かん委託	住所、氏名、被保険者記号番号、督促額	国民健康保険料督促状の発送業務の効率化及び経費削減	光ビジネスフォーム株式会社
166	国保年金課	国民健康保険料の収納データ作成業務、納入済通知書イメージ作成業務及び口座振替処理に係る事務委託	国保記号番号、世帯主氏名、住所	国民健康保険料の納付機会拡大のため、コンビニエンスストアでの支払を可能とする	株式会社 NTTデータ
167	国保年金課	滞納整理業務委託	被保険者情報、税情報、電話番号等	国民健康保険料の未納対策を効果的に行うため	公益財団法人 東京税務協会
168	国保年金課	国民健康保険料催告書等の封入封かん委託	住所、氏名、被保険者記号番号、催告額	国民健康保険料催告書の発送業務を効率的に行うため	株式会社 イムラ封筒
169	国保年金課	令和3年度特定健康診査等の費用決裁及び共同処理に関する事務の委託契約書	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、記号番号、資格の有無、資格得喪年月日、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果	国民健康保険法第83条の規定により都内保険者で設立された国民健康保険団体連合会で開発している、特定健診等データ管理システムを利用するため	東京都国民健康保険団体連合会
170	国保年金課	特定健康診査等委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、記号番号、資格の有無、資格得喪年月日、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、電話番号、趣味・嗜好	特定保健診査について、高齢者の医療の確保に関する法律第28条の規定により委託する。	一般社団法人小石川医師会 一般社団法人文京区医師会

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
171	国保年金課	特定保健指導等業務委託 (令和2年度受診者継続支 援分)	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、記号番 号、資格の有無、資格得喪年月日、健康状 態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果 電話番号、趣味・嗜好	特定保健指導について、高齢者の 医療の確保に関する法律第28条 の規定により委託する。	ALSOKあんしんケア サポート株式会社
172	国保年金課	特定保健指導等業務委託 (令和3年度受診者支援 分)	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、記号番 号、資格の有無、資格得喪年月日、健康状 態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果 電話番号、趣味・嗜好	特定保健指導について、高齢者の 医療の確保に関する法律第28条 の規定により委託する。	ALSOKあんしんケア サポート株式会社
173	国保年金課	健康診査受診券等封入委 託(特定健診)	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状 態、病名・病歴、診断結果	国保年金課では、毎年、高齢者の 医療の確保に関する法律第20条 の規定により特定健康診査を実施 している。 対象者は約3万人おり、限られた期 間内に折り込み・封入することが困 難なため委託契約を行う。	社会福祉法人 本郷 の森 銀杏企画
174	国保年金課	特定健康診査未受診者受 診勧奨用はがき作成業務 委託	氏名、住所	特定健康診査の周知及び勧奨を 行い、受診率の向上を図るため	水三島紙工(株) 東 京支店
175	国保年金課	国民健康保険医療費分析 に関する業務	氏名、住所、性別、生年月日、健診結果、レセ プトデータ等	「第1期データヘルス計画及び第3 期特定健康診査等実施計画(平成 30年度～35年度)」に基づき、被保 険者の健康の保持増進及び医療 適正化に向け、医療費の分析を行 うため	株式会社データホラ イゾン
176	国保年金課	後期高齢者医療被保険者 証等の引抜および搬入等 業務委託	氏名、住所、性別、生年月日	広域連合から受領した被保険者 証・認定証を、送付までの期間中、 適切に管理し、保管中の引抜作業 及び郵便局集荷窓口への搬入作 業を効率的に行うため	東栄情報サービ ス(株)
177	国保年金課	後期高齢者医療保険料 徴収額のお知らせの封入 封緘委託	氏名、住所、被保険者番号、仮徴収保険料 額、特別徴収対象年金、特別徴収義務者	大量の封入封緘作業を職員が行う よりも効率的であるため	富士ビジネス・サ ビス(株)
178	国保年金課	後期高齢者医療保険料額 決定通知書兼納入通知書 等の封入封緘委託	氏名、住所、被保険者番号、決定・通知理 由、賦課のもととなる所得金額、保険料額、保 険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収 対象年金、金融機関名、口座名義人	大量の封入封緘作業を職員が行う よりも効率的であるため	東栄情報サービ ス(株)
179	国保年金課	後期高齢者医療保険料口 座振替済額のお知らせの 封入封緘委託	氏名、住所、被保険者番号、保険料口座振替 済額、金融機関名、本・支店名	大量の封入封緘作業を職員が行う よりも効率的であるため	富士ビジネス・サ ビス(株)

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
180	国保年金課	後期高齢者医療健康診査業務	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無、診断結果、趣味・嗜好	専門的技術と知識を要するため	一般社団法人小石川医師会 一般社団法人文京区医師会 社会福祉法人 本郷の森 銀杏企画
181	国保年金課	後期高齢者医療健康診査業務	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無、診断結果、電話番号、趣味・嗜好	後期高齢者医療健康診査受診券の発送は、約2万通処理しなければならず、限られた期間内に折り込み・封入することは困難であるため	富士ビジネス・サービス 株式会社
182	国保年金課	国民健康保険料納付済額通知書	宛名番号、世帯主名、住所、国民健康保険料納付額	国民健康保険料納付済額通知書圧着はがきの大量郵送作業を委託することにより、作業が効率的になり、速やかに郵送することができるため	株式会社メディアヴァ
183	国保年金課	文京区国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、記号番号、資格の有無、資格得喪年月日、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、電話番号、趣味・嗜好、生活状況(受診状況・食事・運動等)	糖尿病性腎症重症化予防事業について、専門知識を有する専門職が在籍する事業者へ委託する。	日本電気株式会社
184	国保年金課	特定健康診査受診勧奨奨励個別アドバイスシート作成業務委託	氏名、住所、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、趣味・嗜好	一定の健康リスクがあり、保健指導の対象となっていない者に対し、自身の健康リスクを意識させ、生活習慣の改善を図るとともに特定健康診査の継続受診勧奨を行うために、アドバイスシートの作成の委託を行う。	水三島紙工(株) 東京支店
185	国保年金課	アドバイスシート外2点の印刷及び発送事務作業委託	氏名、住所、生年月日・年齢、健康状態、診断結果、趣味・嗜好	一定の健康リスクがあり、保健指導の対象となっていない者に対し、自身の健康リスクを意識させ、生活習慣の改善を図るとともに、特定健康診査の継続受診勧奨を行うため、アドバイスシートの印刷、封入封緘及び発送を委託する。	光ビジネスフォーム(株) 営業本部
186	子育て支援課	児童手当制度改正案内文等の印刷及び封入封かん等作業委託	氏名、住所、児童手当認定番号	児童手当制度改正案内の送付を迅速かつ効率的に行うため	(株)武蔵野会、(株)あしたばマインド
187	子育て支援課	子育てひろば江戸川橋運営業務委託、子育てひろば西片運営業務委託	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日・年齢	専門的知識と技術を必要とするため	

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した項目 個人情報	委託契約した理由	委託先
188	子育て支援課	ベビーシッター等の派遣による子育て支援事業	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、職業・職歴、収入、公的扶助、電話番号	専門的知識と技術を必要とするため	(株)パソナフオスター、(株)ポピンズ、(株)明日香、(株)ミラクス
189	子育て支援課	一時保育事業(キッズルーム)	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、趣味・嗜好、電話番号	専門的知識と技術を必要とするため	(株)テンダーラビン、グケアサービス、ピジョンハーツ(株)、(株)日本保育サービス
190	子育て支援課	病児・病後児保育事業	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、税額、電話番号、勤務先	専門的知識と技術を必要とするため	(医)泰篤会保坂こどもクリニック、(学)順天堂、東京都立駒込病院、一般社団法人ゆうひが丘
191	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号、勤務先	専門的知識と技術を必要とするため	(社)文京区社会福祉協議会
192	子育て支援課	子育て短期支援事業	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、保険証種別・番号、検査結果、税額、公的扶助、電話番号、勤務先	専門的知識と技術を必要とするため	(社)二葉保育園二葉乳児院、(社)武蔵野会
193	子育て支援課	緊急ショートステイ事業	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、保険証種別・番号、検査結果、税額、公的扶助、電話番号、勤務先	専門的知識と技術を必要とするため	(社)武蔵野会
194	子育て支援課	子育て応援メールマガジン配信事業	生年月日・年齢、メールアドレス、出産予定日	専門的知識と技術を必要とするため	(特)非きずなメールプロジェクト
195	子育て支援課	子育て支援員研修	氏名、生年月日、住所、就業先(該当者のみ)	事務の効率化を図るため	株式会社東京リールマインド
196	幼児保育課	文京区保育園保育料等の口座振替処理に係る事務委託	氏名、住所、保育料、金融機関名、口座番号	保育の実施業務のうち保育料の収納について、保護者による保育料収納手続の利便性の向上と収納事務の安定・合理化を図るため	(株)みずほ銀行 公務事務局
197	幼児保育課	緊急情報の一斉連絡配信委託	氏名、学年、メールアドレス、電話番号、FAX番号	高セキュリティのデータセンター内で管理されているサーバー内で効率的な処理ができるため	(株)NTTデータ・アイ
198	子ども家庭支援センター	育児支援ヘルパー事業の業務委託	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、続柄、親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、住居の状況	業務の効率化、民間の専門知識の活用のため	特定非営利活動法人パティチーム、(株)ケアワーク弥生

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
199	生活衛生課	高齢者いきいき入浴事業委託	氏名、性別、電話番号	シニア入浴カードを申請する区民に対し、浴場で交付するため	東京都公衆浴場業(生協)文京支部
200	生活衛生課	書虫駆除等業務委託	氏名、住所、電話番号	専門的知識と技術を必要とするため	株式会社ミヤコ消毒
201	健康推進課	胃がん検診委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、診断結果	専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師会、(一社)文京区医師会
202	健康推進課	大腸がん検診委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、診断結果	専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師会、(一社)文京区医師会
203	健康推進課	肺がん検診委託 読影業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、診断結果	専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師会、(一社)文京区医師会、(公財)結核予防会総合健診推進センター
204	健康推進課	大腸がんおよび肺がん検診点検作業委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、診断結果	大腸がん検診、肺がん検診の受診結果資料の点検作業実施に当たって、限られた期間内の作業が困難であるため	社会福祉法人 本郷の森 銀杏企画
205	健康推進課	胃がん検診点検作業委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、診断結果	胃がん検診の受診結果資料の点検作業実施に当たって、限られた期間内の作業が困難であるため	地域活動支援センター エナジーハウス
206	健康推進課	がん検診受診勧奨に係る受診票、無料受診券等の作成・封入・封かん及び発送委託	氏名、宛名番号、住所、性別、年齢、生年月日	対象年齢の区民に対して、胃がん検診受診票、乳がん検診受診票、子宮がん検診受診票、女性特有のがん検診に基づく無料クーポン券及びがん検診勧奨はがき等を送付するため	(株)ディーエムエス
207	健康推進課	がん検診受診票等入力業務に係る作業員の派遣	氏名、住所、性別、生年月日、検診結果	検診の精度管理のため、受診結果をシステムに登録する必要があるが、件数が多く、短期間で職員が処理するのは難しいため	キャリアリンク株式会社
208	健康推進課	がん検診システム機器借上げ及び保守委託	氏名、住所、性別、生年月日、検診結果、世帯主名、続柄、宛名番号、国保・後期高齢資格、発行制限、電話番号	健康増進法第19条の2の規定に基づきがん検診、肝炎ウイルス検診及び歯周疾患検診事業について、当該事業における受診対象者、結果把握、追跡調査などの一連の情報を電子化し、精度管理を行うため	(株)両備システムズ

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した項目 個人情報	委託契約した理由	委託先
健康推進課	がん検診精密検査結果報告委託 乳がん検診委託 無料クーポン事業に基づく乳がん検診委託 東母方式子宮がん検診に伴う細胞診検査委託 無料クーポン事業に基づく子宮がん検診に伴う細胞診検査委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、精密検査結果	専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師会、(一社)文京区医師会、(医)同友会、(一財)近藤記念医学財団、(一財)慈愛会、(医)大坪会東京都文京病院、(医)静晴会山田胃腸科外科医院、(医)こころとからの元氣プラザ、いながき乳腺クリニック、(公財)東京都予防医学協会
健康推進課	健康増進法による健康診査等委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、健康状態、病名、病歴、診断結果	健康増進法に基づく健康診査の実施に当たり、専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師会、(一社)文京区医師会
健康推進課	健康増進法による肝炎ウイルス検査等委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、健康状態、病名、病歴、診断結果	肝炎ウイルス検査の実施に当たり、専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師会、(一社)文京区医師会
健康推進課	健康診査受診券等封入委託(健康増進健診)	氏名、住所、性別、生年月日、年齢	健康診査受診券の発送は、約2千通処理しなければならず、限られた期間内に折り込み・封入することは困難であるため	(株)本郷の森銀杏企画
健康推進課	若年層向け受診勧奨はがきの作成及び発送委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢	次年度40歳を迎える区民(約4,000通)に対する受診勧奨はがきを限られた期間内に発送することは困難であるため	カワセコンピュータ(株)

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
214	健康推進課	乳がん検診委託 無料クーポン券事業に基 づく乳がん検診委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状 態、病名・病歴、診断結果	専門的技術と知識を要するため	(医)同友会、(一財) 近藤記念医学財団、 (一財)慈愛会、(医) 大坪会東都文京病 院、(医)静晴会山田 胃腸科外科医院、 (医)こことからだの 元氣プラザ、(公財) 東京都予防医学協 会、いながき乳腺ク リニック、(医)厚博 会若荷谷乳腺クリ ニック
215	健康推進課	東母方式子宮がん検診委 託 東母方式子宮がん検診に 伴う細胞診検査委託 無料クーポン券事業に基 づく子宮がん検診委託 無料クーポン券事業に基 づく子宮がん検診に伴う細 胞診検査委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状 態、病名・病歴、診断結果	専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師 会、(一社)文京区医 師会、(公財)東京都 予防医学協会
216	健康推進課	障害者歯科治療事業委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状 態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結 果、電話番号	専門的技術と知識を要するため	(一社)東京都文京区 小石川歯科医師会
217	健康推進課	歯周疾患検診事業委託	住所、氏名、性別、生年月日・年齢、続柄・親 族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・ 程度、診断結果、電話番号	専門的技術と知識を要するため	(一社)東京都文京区 小石川歯科医師会、 (一社)東京都文京区 歯科医師会
218	健康推進課	妊婦歯周疾患検診事業委 託	住所、氏名、性別、生年月日・年齢、健康状 態、診断結果、電話番号	専門的技術と知識を要するため	(一社)東京都文京区 小石川歯科医師会、 (一社)東京都文京区 歯科医師会
219	健康推進課	歯周疾患検診受診票の データ入力委託	性別、生年月日・年齢、健診結果、口腔内状 況	受診結果全項目をデータ管理する 必要があり、3,000件と件数が多い ため	(株)データサービス
220	健康推進課	歯周疾患検診受診票等作 成、宛名印字、封入、封か ん及び発送委託	住所、氏名、生年月日・年齢	短期間のうちに約万千通の受診券 や通知文を印刷・折り込み・封入処 理しなければならぬため	カワセコンピュータサ プライ(株)

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
221	健康推進課	1歳6か月児健康診査の委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、職業、健康状態、病名・病歴、診断結果	専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師会、(一社)文京区医師会
222	健康推進課	出産前及び出産後小児保健指導事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、指導内容	専門的技術と知識を要するため	(一社)小石川医師会、(一社)文京区医師会
223	健康推進課	令和4年度データ標準レイアウト改版に伴うがん検診システム改修委託	氏名、住所、性別、生年月日、検診結果、世帯主名、続柄、宛名番号、国保・後期高齢資格、発行制限、電話番号、個人番号	健康増進法第19条の2の規定に基づきがん検診、肝炎ウイルス検査及び歯周疾患検診事業がマイナワンバー情報連携対象事務となり、新たに特定個人情報情報の取扱いが生じたことにより、システム改修が必要なため	(株)両備システムズ
224	健康推進課	がん検診受診票等入力業務に係る作業員の派遣(10月開始分)	氏名、住所、性別、生年月日、検診結果	検診の精度管理のため、受診結果をシステムに登録する必要があるが、件数が多く、短時間で職員が処理するのは難しいため	富士ソフトサービス株式会社
225	健康推進課	東京都出産応援事業ギフトカード発送業務委託	氏名、住所、生年月日	毎月対象者に通知を簡易書留で大量に発送する必要があるため、作業を円滑に行うため委託契約を締結した。	株式会社ディーエムエス
226	健康推進課	子育て世帯応援事業実施委託	氏名、住所、生年月日	専門的技術と知識を要するため	リンベル株式会社
227	健康推進課	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	住所、氏名、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無程度、診断結果、電話番号	専門的技術と知識を要するため	(一社)東京都文京区小石川歯科医師会、(一社)東京都文京区歯科医師会
228	予防対策課	障害者総合支援システム用機器等の貸借及び保守委託	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、医療機関等、医療保険、病名、障害等級、手帳番号、受給者証番号、同一世帯員、市民税賦課情報、障害サービス受給状況等	精神保健福祉対策のため対象者の住所氏名等の情報システムの管理について、事業者にて保守等を依頼する。	(株)日立キヤピタル

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
229	予防対策課	新型コロナウイルス感染症に係る行政検査委託	氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、検査結果	新型コロナウイルス感染症の疫学調査に伴い、行政検体の検査を委託するため	本郷ファミリークリニック、寺田医院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、あおぞら診療所、田、八千代診療所、東京都文京病院、東京大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、似鳥クリニック、加藤内科胃腸科クリニック、やよい在宅クリニック、吉村小児科、茗荷谷いきッズクリニック、千晶こどもクリニック、西伝通院クリニック、西岡クリニック、コーラルクリニック、保坂こどもクリニック、すずき医院、小石川ホームクリニック、小林クリニック
230	予防対策課	文京区新型コロナウイルスPCR検査センター検査業務委託	氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、検査結果	新型コロナウイルス感染症の疫学調査に伴い、行政検体の検査を委託するため	順天堂大学医学部附属順天堂医院
231	予防対策課	文京区地域外来・検査センター検査業務委託	氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、検査結果	新型コロナウイルス感染症の疫学調査に伴い、行政検体の検査を委託するため	東京医科歯科大学医学部附属病院
232	予防対策課	文京区第二PCR検査センター業務委託	氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、検査結果	新型コロナウイルス感染症の疫学調査に伴い、行政検体の検査を委託するため	日本医科大学付属病院
233	予防対策課	新型コロナウイルス感染症遺伝子検査業務委託	氏名、年齢、性別、検査結果	新型コロナウイルス感染症の疫学調査に伴い、行政検体の検査を委託するため	(株)昭和美テイカルサイエンス、(株)LSIメデイエンス
234	予防対策課	文京区新型コロナウイルスPCR検査センター等検査受付業務委託	氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、検査結果	新型コロナウイルス感染症のPCRセンターにおける検査受付業務を委託するため	一般社団法人 小石川医師会

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
235	予防対策課	結核患者及び患者家族等の健康診断の委託	氏名、性別、生年月日、病名・病歴、診断結果	感染症患者家族及び患者と接触した者を対象に健康診断を実施し、患者の早期発見を図るため、また、結核のまん延防止のために、治療終了後2年間、患者の健康管理検査を委託するため	東京都文京病院 総合健診推進センター
236	予防対策課	新型コロナウイルス感染症関連業務従事者(保健師等)派遣	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、健康状態、病名・病歴、主治医、職業・職歴、住居の状況、家族の連絡先、感染症前後の行動歴、接触者	人材派遣会社に職員の派遣を依頼し、増加する感染症関係業務に対応するため	株式会社メディカル コンシェルジュ
237	予防対策課	予防接種管理システム運用及び保守委託	個人番号、宛名番号、世帯番号、氏名(通称を含む)、住所、性別、生年月日、続柄・親族関係、世帯主、接種記録、障害の有無、電話番号、異動情報、発行制限、在留資格、中学校・小学校指定コード	予防接種法に基づく定期予防接種及び文京区独自に費用助成を行っている任意予防接種について、システムで接種記録を管理する。また、定期予防接種については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、他自治体と接種記録の情報連携を行うため、システム業者に保守等を依頼する。	株式会社両備システムズ
238	予防対策課	予防接種予診票綴り等の作成及び封入封緘等業務委託	住所、氏名、生年月日、年齢、性別、住民番号	生後1か月半頃の対象者に、予診票つづり、パンフレット等を一括して個別に郵送するため	株式会社カネヨシ印刷
239	予防対策課	風しんの追加的対策に係る勸奨はがきの作成及び宛名印字等発送業務委託	住所、氏名、性別、住民番号	風しんの追加的対策に係る抗体検査や予防接種の未受検者、未接種者に対して勸奨はがきを送付するため	富士ビジネス・サービス株式会社
240	予防対策課	日本脳炎2期及びびDT2期予防接種予診票等の作成及び封入封緘等業務委託	住所、氏名、生年月日、年齢、性別、住民番号	日本脳炎第2期及びびDT第2期の対象者に、予診票、パンフレット等を一括して個別に郵送するため	富士ビジネス・サービス株式会社
241	予防対策課	定期高齢者用肺炎球菌及びMR2等の作成及び封入封緘等の業務委託	住所、氏名、生年月日、年齢、性別、住民番号	定期高齢者用肺炎球菌及びMR2期の対象者に、予診票、パンフレット等を一括して個別に郵送するため	富士ビジネス・サービス株式会社
242	予防対策課	高齢者インフルエンザ予診票等の作成及び封入封緘等業務委託	住所、氏名、生年月日、年齢、性別、住民番号	高齢者インフルエンザの対象者に、予診票、パンフレット等を一括して個別に郵送するため	光ビジネスフォーム株式会社

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
243	予防対策課	定期予防接種事業の委託、定期高齢者用肺炎球菌予防接種事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	予防接種法に基づき個別接種を行うに当たり、医師会、都立病院及び大学病院と委託契約をする。	小石川医師会、文京区医師会、東京都立駒込病院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院
244	予防対策課	定期高齢者用肺炎球菌予防接種事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	予防接種法に基づき個別接種を行うに当たり、在宅支援診療所のある医療機関と委託契約をする。	小石川ホームクリニック、文京根津クリニック、東京在宅ケアクリニック、向井内科クリニック、えみくクリニック東大前、アゴラ内科クリニック
245	予防対策課	定期高齢者用肺炎球菌予防接種事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	予防接種法に基づき個別接種を行うに当たり、在宅支援診療所のある医療機関と委託契約をする。	小石川医師会、文京区医師会、東京都立駒込病院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院、小石川ホームクリニック、文京根津クリニック、東京在宅ケアクリニック、向井内科クリニック、えみくクリニック東大前、アゴラ内科クリニック
246	予防対策課	高齢者インフルエンザ予防接種事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	予防接種法に基づき個別接種を行うに当たり、在宅支援診療所のある医療機関と委託契約をする。	小石川医師会、文京区医師会、東京都立駒込病院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院、小石川ホームクリニック、文京根津クリニック、東京在宅ケアクリニック、向井内科クリニック、えみくクリニック東大前、アゴラ内科クリニック
247	予防対策課	高齢者インフルエンザ予防接種事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	予防接種法に基づき個別接種を行うに当たり、在宅支援診療所のある医療機関と委託契約をする。	小石川医師会、文京区医師会、東京都立駒込病院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院、小石川ホームクリニック、文京根津クリニック、東京在宅ケアクリニック、向井内科クリニック、えみくクリニック東大前、アゴラ内科クリニック

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
248	予防対策課	任意予防接種(子どもインフルエンザ)事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	文京区全域で個別接種を行うに当たり、医師会、都立病院及び大学病院と委託契約をする。	小石川医師会、文京区医師会、東京都立駒込病院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院
249	予防対策課	任意予防接種(高齢者用肺炎球菌・带状疱疹)事業の委託、任意予防接種(流行性耳下腺炎・MR)接種もれ)事業の委託、風しん抗体検査及びワクチン接種業務の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	文京区全域で個別接種を行うに当たり、医師会、都立病院及び大学病院と委託契約をする。	小石川医師会、文京区医師会、東京都立駒込病院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院
250	予防対策課	任意予防接種(高齢者用肺炎球菌・带状疱疹)事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	個別接種を行うに当たり、在宅支援診療所のある医療機関と委託契約をする。	小石川ホームクリニック、文京根津クリニック、東京在宅ケアクリニック、向井内科クリニック、えみくりクリニック、東大前、アゴラ内科クリニック
251	予防対策課	任意予防接種(高齢者用肺炎球菌・带状疱疹)事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	文京区全域で個別接種を行うに当たり、在宅支援診療所のある医療機関と委託契約をする。	小日向診療所
252	予防対策課	公害健康被害補償業務システムの保守委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、健康状態、病名・病歴、診断結果、治療内容、入院医療機関、通院医療機関、職業・職歴、住居の状況、電話番号、家族の連絡先、保険情報、口座情報等	公害健康被害認定者及びび大気汚染障害被害認定者の住所氏名等の情報をシステムで管理するため、システム事業者にて保守等を依頼する。	株式会社アクト

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
予防対策課	公害健康被害の補償等に関する法律に係る医学的検査の業務委託	氏名、性別、生年月日、公害医療手帳記号番号、疾病名、住所、電話番号、年齢、医学的検査結果	(1) 公害健康被害の補償等に関する法律に係る更新認定及び障害等級見直しの審査に必要な医学的検査は、特殊な検査を伴うため、特定医療機関しか行うことができない。 (2) 文京区に隣接しており、交通機関の便も良いため、受診者の利便性が図られる。 (3) 検査受入体制についても、月曜日から金曜日まで、午前、午後(原則)可能であり、受診者の選択肢が多く、検査を受けやすい。 (4) 本事業の業務を長年にわたって委託しており、業務内容についても極めて良好である。	公益財団法人結核予防会 総合健康推進センター
予防対策課	診療報酬明細書等点検業務及び電算入力事務の委託	氏名、性別、生年月日、公害医療手帳記号番号、疾病名、公害診療報酬記録、公害調剤報酬記録等	診療報酬明細書の内容点検は、専門性を要する業務であり、点検事務及び電算入力作業を効率的に行うため	株式会社エムアイ
予防対策課	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、健康状態、病名・病歴、診断結果、治療内容等	要医療支援者の災害時個別支援計画策定は、計画策定対象者の病状、医療処置の状況等を十分把握している訪問看護ステーションの職員でないと対象者の計画を策定することが難しいため	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)けせら ・(一社)小石川医師会訪問看護ステーション ・訪問看護ステーション ぞら ・千駄木訪問看護ステーション ・ナーズステーション 東京 文京支店
予防対策課	新型コロナウイルスワクチン個別接種事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	予防接種法に基づき新型コロナウイルスワクチン個別接種を行うに当たり、医師会と委託契約をする。	小石川医師会、文京区医師会
予防対策課	新型コロナウイルスワクチン集団接種事業の委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄、健康状態、病名・病歴、診断結果、接種歴、電話番号、住民番号	予防接種法に基づき新型コロナウイルスワクチン集団接種を行うに当たり、医師会と委託契約をする。	小石川医師会、文京区医師会

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
258	予防対策課	新型コロナウイルスワクチン接種等予診票データ入力業務委託	住所、氏名、生年月日、年齢、性別、住民番号	予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種、定期予防接種、文京区が独自に費用助成を実施している任意予防接種及び風しん第5期に係る抗体検査について、接種及び接種記録を電子化し、接種勧奨や接種及び検査記録の管理を円滑に行うため	株式会社ブログレス
259	予防対策課	新型コロナウイルス感染症関連業務従事者(事務)の派遣委託	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、病歴、主治医、職業・職歴、医療給付関係情報(レセプト)	人材派遣会社に職員の派遣を依頼し、増加する感染症関係業務に対応するため	パーソナルテンプスタッフ株式会社
260	保健サービスセンター	乳児家庭全戸訪問委託	氏名、住所、性別、電話番号、生年月日、健康状態、出産場所、続柄・親族関係、病名・病歴	専門的知識と技術が必要とするため	契約助産師
261	保健サービスセンター	文京区両親学級事業実施委託	氏名、住所、性別、電話番号、生年月日、年齢、出産予定日	両親学級の申込受付、連絡、運営を円滑に行うため	(株)ポピンズプロフェッショナル
262	保健サービスセンター	沐浴指導・相談事業及び母乳相談事業(訪問型)委託	氏名、住所、性別、電話番号、生年月日、健康状態	専門的知識と技術が必要とするため	契約助産師(公財)東京都助産師会館
263	保健サービスセンター	訪問型産後ケア相談事業業務委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄・親族関係、電話番号、世帯構成、出産予定、出産日、退院予定日、出産医療機関、出生体重、健康状態、病名・病歴	専門的知識と技術が必要とするため	(公財)東京都助産師会
264	保健サービスセンター	デイサービス型サロン事業業務委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄・親族関係、電話番号、世帯構成、出産予定、出産日、退院予定日、出産医療機関、出生体重、健康状態、病名・病歴	専門的知識と技術が必要とするため	(公財)東京都助産師会
265	保健サービスセンター	宿泊型ショートステイ事業業務委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄・親族関係、電話番号、世帯構成、出産予定、出産日、退院予定日、出産医療機関、出生体重、健康状態、病名・病歴	専門的設備、知識及び技術が必要であるとともに、円滑な事業実施に必要なため	(公財)東京都助産師会館、(医)大坪会東都文京病院
266	保健サービスセンター	母乳相談事業(外来型)業務委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、続柄・親族関係、電話番号、世帯構成、出産予定、出産日、退院予定日、出産医療機関、出生体重、健康状態、病名・病歴	専門的設備、知識及び技術が必要であるとともに、円滑な事業実施に必要なため	(公財)東京都助産師会館、(医)大坪会東都文京病院
267	保健サービスセンター	保健サービスセンター・健康センター管理業務及び健康づくり事業業務委託	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、健康状態、病名・病歴、診断結果、職業・病歴、趣味・嗜好	健康センター(トレーニング室)利用者の施設利用に当たっての適切な運動指導と安全確保及び施設の円滑な運営のため	(株)東京ドームスポーツ

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
268	保健サービスセンター	母子保健帳票入力業務に係る作業員の派遣	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、職業、続柄・親族関係、電話番号、世帯構成、出産予定日、出産日、退院予定日、出産医療機関、出生体重、健康状態、病名・病歴、検査結果	正確・迅速な入力技術が必要であるとともに、円滑な事業実施に必要なため	(株)ケー・デー・シー
269	保健サービスセンター	ファーストバースデーサポート事業商品券等封入封緘委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢	多くの対象者へ育児パッケージを迅速に送付し、事業を円滑に行うため	(株)ディー・エム・エス
270	保健サービスセンター	母子保健システム機器・ソフトウエアの借上げ及び保守委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、職業、続柄・親族関係、電話番号、世帯構成、出産予定日、出産日、退院予定日、出産医療機関、出生体重、健康状態、病名・病歴、検査結果、個人番号	専門的設備、知識及び技術が必要であるとともに、円滑な事業実施に必要なため	(株)両備システムズ
271	保健サービスセンター	サタデーババママタイム事業(オンライン形式)の実施委託	氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号	専門的設備、知識及び技術が必要であるとともに、円滑な事業実施に必要なため	ベビカム株式会社
272	都市計画課	文京区都市マスタープラン見直しに関する調査支援業務委託	氏名、住所、性別及び生年月日・年齢	文京区都市マスタープランの見直しに当たり、基礎データの収集・分析、上位・関連計画等の整理、課題の整理、区民等への意向調査、検討のための資料作成等の合理化を図るため	株式会社 首都圏総合計画研究所
273	都市計画課	文京区バリアフリー基本構想中間評価支援業務委託	氏名	バリアフリー基本構想の中間評価等の実施に当たり、特定事業の進捗照会及び回答整理作業を効率的に行い、協議会等資料作成作業の合理化を図るため	八千代エンジニアリング(株) 事業統括本部
274	都市計画課	文京区都市計画等見直し業務委託	氏名、住所、住居の状況	用途地域等の変更の原案作成に当たり、都市計画や図面作成に関する技術・ノウハウを必要とするため	第一航業株式会社
275	都市計画課	既存不適格建築物等調査及び関係協議支援業務委託	氏名、住所、住居の状況	都市計画の変更に伴い既存不適格となる建築物の調査に関する技術・ノウハウを必要とするため	株式会社双葉
276	地域整備課	後楽二丁目地区まちづくり推進業務委託	地区内の土地・建築物等の権利者の住所及び氏名	専門的技術と知識を要するため	(株)日建設計
277	地域整備課	弥生二丁目地区まちづくり推進業務委託	地区内の土地・建築物等の権利者の住所及び氏名	専門的技術と知識を要するため	(株)都市環境研究所
278	地域整備課	細街路拡幅整備測量委託	氏名、住所、道路部分の現況図	専門的技術と知識を要するため	(株)一條測量設計

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
279	地域整備課	細街路拡幅整備協議資料等の入力委託	氏名、住所、電話番号、印影	資料をデジタルデータ化して運用稼働中の細街路管理台帳システムをリンクさせる過程で、プログラムファイルの一部を操作する必要があるため	(株)ヤチホ
280	地域整備課	不燃化推進特定整備事業における専門家相談に関する業務委託	相談者の氏名、住所及び電話番号	専門的技術と知識を要するため	(財)東京都防災・建築まちづくりセンター
281	地域整備課	文京区建築物耐震化アドバイザー一派遺業務委託	相談者の住所、氏名及び電話番号	専門的技術と知識を要するため	特定非営利活動法人 建築技術支援協会
282	地域整備課	文京区耐震セミナー及び個別相談会支援業務委託	相談者の住所、氏名及び電話番号	専門的技術と知識を要するため	昭和株式会社 東京支社
283	地域整備課	文京区耐震化促進事業に関する戸別訪問業務(フォローアップ)委託	相談者の住所、氏名及び電話番号	専門的技術と知識を要するため	昭和株式会社 東京支社
284	地域整備課	令和3年度大塚五・六丁目地区の不燃化の推進に関する業務協力に係る協定	地区内の土地・建物権利者等の氏名、住所、電話番号及び住居の状況	専門的技術と知識を要するため	公益財団法人東京都市づくり公社
285	地域整備課	社会資本整備総合交付金に係る擁壁調査業務委託	申請者の住所、氏名及び電話番号	専門的技術と知識を要するため	特定非営利活動法人 建築技術支援協会
286	住環境課	管理不全の兆候があるマンション及び未届マンションへの調査業務委託	氏名、住所、住居の状況、電話番号、メールアドレス	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第17条に規定する調査業務を、専門的見地から実施するため	一般社団法人東京都市マンション管理士会
287	住環境課	住宅使用料等の債権回収及び明渡し請求業務の委任	氏名、住所、生年月日・年齢、続柄・親族関係、職業・職歴、収入、資産、電話番号	文京区債権管理条例及び文京区民住宅等使用料等滞納整理業務処理要領に基づき、住宅使用料等を一定期間以上滞納し、催告に応じない悪質な滞納者に対して、債権回収及び明渡し請求を行うに当たり、法律の専門知識や債権回収のノウハウを必要とするため	弁護士法人マイス タット法律事務所
288	住環境課	区民・区立住宅使用料の口座振替処理に係る事務委託	氏名、住所、使用料、金融機関名、口座番号	区民・区立住宅使用料の収納について、入居者による使用料収納手続の利便性の向上と収納事務の安定・合理化を図るため	株式会社 みずほ銀行 公務事務部

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
289	管理課	一時利用制自転車駐車場及び自転車保管所等の管理運営業務委託	申請者氏名、返還申請者氏名、住所、電話番号	効率的運営を図るため	(株)ティービーケイ文京支店
290	みどり公園課	大塚公園集会所使用申請書受付業務委託	氏名、住所、団体加入の有無、電話番号、使用目的、メールアドレス、振込金融機関名、口座番号	大塚公園みどりの図書室の指定管理者に、大塚公園集会所使用申請受付業務を委託することにより、大塚公園集会所利用者の利便性を図るため	(株)図書館流通センター
291	みどり公園課	目白台運動公園指定管理業務委託	住所、氏名、利用料金、金融機関名、口座番号	施設利用料の収納について、利用者による料金収納手続きの利便性の向上と収納事務の合理化を図るため	みずほフアクター(株)
292	みどり公園課	肥後細川庭園指定管理業務委託	住所、氏名、利用料金、金融機関名、口座番号	施設利用料の収納について、利用者による料金収納手続きの利便性の向上と収納事務の合理化を図るため	みずほフアクター(株)
293	環境政策課	地球温暖化対策に関する普及啓発及び意識調査実施・分析等業務委託	氏名、郵便番号、住所、方書	手続きの合理化を図るため	(株)建設技術研究所 東京本社
294	環境政策課	環境保全ポスター図案コンクール入選者賞状の筆耕委託	氏名、学校名	表彰にふさわしい格式及び品質を保持した表彰状を効率的に作成するため	(公社)文京区シルバースタイルセンター
295	環境政策課	文京ecoカレッジ「環境ライフ講座」企画・運営業務委託	氏名、郵便番号、住所、方書、生年月日、電話番号、FAX、メールアドレス、勤務先・学校名(在勤・在学者の場合)	手続きの合理化を図るため	(一社)環境教育振興協会
296	環境政策課	親子生きもの調査「冬の野鳥しらべ」実施委託	メールアドレス・児童の学年	手続きの合理化を図るため	(特非)環境ネットワーク・文京
297	環境政策課	建築物のアスベスト調査分析委託	氏名、住所、電話番号、印影、住居の状況	専門的技術と知識を要するため	中外テクノス株式会社
298	環境政策課	カラスの巣等撤去委託(民有地)	氏名、住所、電話番号	専門的技術と知識を要するため	イカリ消毒株式会社
299	環境政策課	アライグマ・ハクビシンの捕獲及び処分の委託	氏名、住所、電話番号	専門的技術と知識を要するため	西武消毒株式会社
300	清掃事務所	粗大ごみ収集・運搬等業務委託	粗大ごみ処理を希望する者の氏名、住所、電話番号、公的扶助	粗大ごみ収集の効率化・円滑化を図るため	東京都環境衛生事業協同組合文京区支部

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
301	整備技術課	文京区立明化小学校等改築工事	氏名、住所、電話番号、住居の状況	文京区標準契約約款(工事請負)第28条「第三者に及ぼした損害」の規定により、区が発注する工事の施工による近隣家屋への損害について、工事受注者に調査させることが合理的なため	飛島・小野組・伊藤工業建設共同企業体
302	整備技術課	(仮称)文京区児童相談所建設予定地ひろば解体工事	氏名、住所、電話番号、住居の状況	文京区標準契約約款(工事請負)第28条「第三者に及ぼした損害」の規定により、区が発注する工事の施工による近隣家屋への損害について、工事受注者に調査させることが合理的なため	有限会社スクラム
303	整備技術課	旧元町小学校解体工事	氏名、住所、電話番号、住居の状況	文京区標準契約約款(工事請負)第28条「第三者に及ぼした損害」の規定により、区が発注する工事の施工による近隣家屋への損害について、工事受注者に調査させることが合理的なため	清水建設株式会社
304	会計管理室	公金の収納及び支払事務に伴う支出命令書の仕分け等の業務処理に係る覚書	氏名、住所、電話番号、銀行名、口座番号	公金の収納及び支払に関する出納事務のより効率的かつ迅速な実施を目的とし、業務の一部を指定金融機関に委託するため	(株)みずほ銀行
305	選挙管理委員会事務局	東京都議会議員選挙における投票所入場整理券等の作成及び封入封緘委託	氏名、住所、性別、宛名番号、簿冊番号	令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙において、選挙人名簿に登録された区民に対し、入場整理券の封入封緘及び発送を迅速かつ効率的に行うため	カワセコンピュータプライ(株)東京本社
306	選挙管理委員会事務局	衆議院議員選挙における投票所入場整理券等の作成及び封入封緘委託	氏名、住所、性別、宛名番号、簿冊番号	令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙において、選挙人名簿に登録された区民に対し、入場整理券の封入封緘及び発送を迅速かつ効率的に行うため	カワセコンピュータプライ(株)東京本社

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
教育総務課	文京区奨学資金貸付金及び 文京区入学金支度資金貸 付金の債権整理及び回収 業務の委任	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、本籍、国籍、続柄・親族関係、婚姻、改姓、死亡届、印鑑証明書、在籍校、卒業校、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、診断結果、職業・職歴、資格、成績、賞罰、人物評価、休学、原級留置、連帯保証人、収入、税額、負債の有無・程度、貸付総額、償還方法、住居の状況、公的扶助、電話番号、家庭の状況、口座	貸付金に係る債権の整理回収について、豊富な経験と実績を有する者に委任することで、債権回収額の向上が図られるとともに、職員へのノウハウの向上に資するため	弁護士 中村英示
教育総務課	文京区立小・中学校及び 幼稚園の教職員定期健康 診断等の委託	教職員等の氏名、性別、生年月日・年齢、健康状態、病名・病歴、健康診断結果	教職員等の疾病の早期発見と健康管理のため	医療法人社団 ここ らとからだの元氣ブ ラザ 会
教育総務課	文京区立小・中学校の教 職員ストレスチェックの委 託	氏名、生年月日、性別	ストレスチェックの結果及び集団分析について、専門の医療機関に判定してもらうため	医療法人社団 同友 会
教育総務課	文京区立小・中学校の教 職員に対する医師の面接 指導の委託	氏名、生年月日、性別、健康状態、病名・病歴、診断結果、職業・職歴、住居の状況、趣味・嗜好	長時間労働者に対して医師の面接指導を行う。	医療法人社団 同友 会
教育総務課	文京区立幼稚園修了証書 の印刷 文京区立小学校卒業証書 の印刷 文京区立中学校卒業証書 の印刷 文京区立明化幼稚園外7 園の修了証書筆耕委託 学校・幼稚園情報配信シ ステム	氏名、生年月日	区立学校・幼稚園の卒業(修了)証書について、筆耕業務の合理化を図るため	山崎印房、シルバー 人材センター、その 他
教育総務課		幼児・児童・生徒の氏名、学年(クラス)、保護者のメールアドレス、LINEのアカウント情報、電話番号またはFAX番号	高セキュリティのデータセンター内で管理されているサーバーに大量の個人情報をストックできることから、サーバー等専用機器の借上げ及び区役所内での管理が必要となるため	(株)NTTデータ
教育総務課	講座・講習会参加者向け 保育委託業務	保育希望者(保護者)の氏名、被保育者(幼児)の氏名・年齢・性別・病歴(アレルギーの有無)・健康状態	同伴する幼児について、専門知識を有する者に保育委託することで、保護者と離れた間の幼児の安全を確保するとともに、講座の円滑な実施につなげるため	(株)パソナフオス ター

314	保管課 教育総務課	外部委託した契約件名 学校地域活動参画促進事業	委託契約した 個人情報項目 文京区学校地域活動参画促進事業における、学校関係者合同研修会の参加者氏名、単位PTAでの役員、中学校サミット連絡会の参加者氏名、文の京クリーニングの参加者・保護者氏名、電話番号及びメールアドレス、小学生向け事業の参加者・保護者氏名、電話番号及びメールアドレス、文の恩返し参加者氏名及び電話番号	委託契約した理由 事業実施団体が直接参加希望者の情報を収集・管理することで、迅速かつ正確に業務が行え、事務の軽減も図られるため	委託先 文京区青少年委員会
315	教育総務課	学校支援地域本部事業	各学校支援地域本部において、地域コーディネーターに選任された方の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、銀行口座番号、保険加入の有無、及び学校支援ボランティアとして登録される方の氏名、住所、職業・職歴、資格、電話番号、メールアドレス、保険加入の有無	学校運営の一部を地域住民で組織された団体(学校支援地域本部)に委託することで、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進するため また、受託団体から学校を支援するボランティアに直接業務を依頼することで、迅速かつ正確に業務が行え、事務の軽減も図られるため	林町小学校学校支援地域本部、青柳小学校学校支援地域本部、窪町小学校学校支援地域本部、大塚小学校学校支援地域本部、誠之小学校学校支援地域本部、第八中学校学校支援地域本部、茗台中学校学校支援地域本部、柳町小学校学校支援地域本部、根津小学校学校支援地域本部
316	教育総務課	文林中学校放課後等英会話講座業務委託	講座参加者の氏名、性別、年齢(学年)、英会話のレベル	英会話スクールとしてのカリキュラムやノウハウを持った事業者、質の高い講師を継続的に提供してもらうため	ベルリッツ・ジャパン(株)
317	学務課	文京区立小・中学校教務用ソフトウエア等の借上げ及び保守委託	氏名、性別、生年月日、保護者氏名、住所	新入学時における校務支援システムの見直しを行うため	NECキャピタルリユース(株)
318	学務課	学校間ネットワーク機器の借上げ及び保守委託	氏名、教職員番号、役職名、所属校(園)	年度当初の異動教職員について、教務用コンピュータのユーザアカウント更新を行うため	三菱HCキャピタル(株)
319	学務課	文京区立小・中学校教務用ソフトウエア等の借上げ及び保守委託	氏名、性別、教職員番号、役職名、所属校(園)	年度当初の異動教職員について、校務支援システムのユーザアカウント更新を行うため	NECキャピタルリユース(株)
320	学務課	学校間ネットワーク機器の借上げ及び保守委託	氏名、所属校	新入学時等における児童生徒使用タブラレット端末への児童生徒情報登録を行うため	三菱HCキャピタル(株)

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報項目	委託契約した理由	委託先
321	学務課	GIGASクール構想におけるタブレット端末等の借上げ及び保守委託	氏名、所属校	新入学時等における児童生徒用タブレット端末への児童生徒情報登録を円滑に行うため	日通リース&ファイナンス(株)
322	学務課	学校間ネットワーク機器の借上げ及び保守委託	氏名、教職員番号、役職名、所属校(園)	年度当初等の異動教職員について、教員用タブレット端末のユーザアカウント更新を円滑に行うため	三菱HCキャピタル(株)
323	学務課	GIGASクール構想におけるタブレット端末等の借上げ及び保守委託	氏名、教職員番号、役職名、所属校(園)	年度当初等の異動教職員について、教員用タブレット端末のユーザアカウント更新を円滑に行うため	日通リース&ファイナンス(株)
324	学務課	就学事務システムの保守委託	氏名、性別、生年月日、保護者氏名、住所、所属校	学齢簿の作成や就学に関する情報をシステムにより管理することで、就学事務を円滑に行うため	株式会社アクト
325	学務課	令和3年度結核精密検査委託	氏名、学校名、学年、健康状態、診断結果、病名・病歴の有無	結核検診において、専門的技術と知識を要するため	(公財)結核予防会
326	学務課	文京区立小・中学校及び幼稚園の定期健康診断(心臓・腎臓・脊柱側弯症)検診委託	氏名、学校名、学年、性別、生年月日、健康状態、診断結果、病名・病歴の有無	検診(心臓・腎臓・脊柱側弯)において、専門的技術と知識を要するため	(公財)東京都予防医学協会
327	学務課	「よい歯の表彰」筆耕委託	氏名、学校名、学年	よい歯の個人表彰において、筆耕業務の合理化を図るため	(有)山崎印房
328	学務課	各種表彰の賞状筆耕委託	氏名、学校名、学年、生年月日	学校保健・給食大会において、筆耕業務の合理化を図るため	(有)山崎印房
329	学務課	小・中学校・幼稚園に対する新型コロナウイルス遺伝子検査業務委託	氏名、学校名、生年月日	PCR検査において、専門的技術と知識を要するため	(株)LSIメディアエンス
330	学務課	文京区立小中学校及び幼稚園防犯カメラ映像データ取出し業務委託	肖像	学校等における防犯カメラデータ取出しに係る事務の負担を軽減するため	志幸技研工業(株)
331	教育指導課	学習内容定着状況調査の委託	児童・生徒氏名、学力内容定着状況調査における児童・生徒の成績、生活行動・学習活動調査における児童・生徒の回答	中学校1年生の国語・数学・社会・理科について調査を実施するが、受託事業者は、長年の実績があり、学力が調査結果に反映しやすい問題の作成ができる。また、全国学力調査の結果分析についても、長期間にわたる調査結果の蓄積があり、分析についてのノウハウもあるため	東京書籍(株)

保管課	外部委託した契約件名	委託契約した項目 個人情報	委託契約した理由	委託先
332 教育指導課	教職員向け勤怠管理システムサポート委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、診断結果、教職員番号、役職名、所属校(園)、休暇申請に伴う確認書類	教職員向け勤怠管理システムは、令和2年度プロポーザル方式により選定した富士通株式会社製であることから、システムのサポートに関し、当該システムを開発した事業者以外の者に履行させた場合、その目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないとき、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じるおそれがあるため	富士通Japan(株)東京エリア本部
333 教育指導課	教職員向け勤怠管理システムヘルプデスク及び操作研修業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、診断結果、教職員番号、役職名、所属校(園)、休暇申請に伴う確認書類	教職員向け勤怠管理システムは、令和2年度プロポーザル方式により選定した富士通株式会社製であることから、ヘルプデスク及び操作研修の業務については、当該システムを構築した上記事業者以外の者による履行は困難であるため	富士通Japan(株)東京エリア本部
334 児童青少年課	文京区青少年プラザ運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、電話番号、メールアドレス、学年、緊急連絡先、保護者氏名、保護者メールアドレス	事業者が持っている斬新で優れた運営方法を採用することで効果的な事業運営を行うため	認定特定非営利活動法人カクタリバ
335 児童青少年課	誠之育成室及び汐見第二育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)セリオ
336 児童青少年課	柳町第三育成室及び賀籠町小学校育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)日本保育サービス
337 児童青少年課	音羽育成室業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)テンダーラビン グケアサービス
338 児童青少年課	本郷第三育成室及び文林中学校育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)ベネッセスタイル ルケア
339 児童青少年課	湯島小学校育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)ベネッセスタイル ルケア

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した個人情報の項目	委託契約した理由	委託先
340	児童青少年課	根津臨時時育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)ベネッセスタイルケア
341	児童青少年課	文林中学校第二育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)ベネッセスタイルケア
342	児童青少年課	誠之第二育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)セリオ
343	児童青少年課	児童の保護者に対する緊急情報の一斉連絡配信委託	氏名、学年、電話番号、メールアドレス、FAX番号	育成室へ通室している児童の保護者に対し、災害・悪天候時における緊急情報を育成室から配信するため	(株)NTTデータ
344	児童青少年課	千石第一育成室及び千石第二育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)日本保育サービス
345	児童青少年課	茗台育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)日本保育サービス
346	児童青少年課	根津育成室及び目白台第二育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(特非)フーコーズ
347	児童青少年課	根津第二育成室運営業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	増加する育成室需要、新たな保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した育成室運営を行うため	(株)ベネッセスタイルケア
348	児童青少年課	根津第三育成室開室準備業務委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、電話番号	令和4年4月に開室する根津第三育成室を運営する事業者の引継ぎを含めた開室準備を行うため	(株)ベネッセスタイルケア
349	児童青少年課	文京区放課後全児童向け事業の運営委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、健康状態、親族関係、健康状態、障害の有無・程度、電話番号	放課後全児童向け事業の運営に当たり、各校(汐見小学校以外の19校)の運営委員会にて選定された事業者であるため	(株)明日葉、(株)ベネッセスタイルケア、(株)日本保育サービス、NPO法人ワークーズコープ、NPO法人「えこお」

	保管課	外部委託した契約件名	委託契約した 個人情報項目	委託契約した理由	委託先
350	児童青少年課	児童小学校放課後事業運営委託	氏名、住所、性別、生年月日・年齢、続柄・親族関係、健康状態、病名・病歴、障害の有無・程度、電話番号、振込金融機関名、口座番号	児童小学校のPTA関係者、青少年委員、町会などの地域住民により組織された区民活動団体であり、地域特色を十分に踏まえ、児童小学校に最も適した事業運営をすることができるとしているため事業の円滑な運営と、地域のニーズや課題に即した事業実施を図るため、各地域の住民によって構成された区民活動団体に事業を委託する。	汐見アフタースクール運営委員会
351	児童青少年課	文京区立小学校こどもひろば事業の運営委託(林町、明化、指ヶ谷、誠之、本郷)	氏名、住所、年齢、性別、電話番号	平成20年度から口座引落システムをみずほ銀行と開発した。みずほ銀行は、文京区の公金取扱指定金融機関であり、公務事務センターでは、みずほ銀行で取り扱う口座振替事務処理等について、他金融機関と調整を行っているため	たいさん木の広場、明化こどもひろば、指ヶ谷校庭開放けやきの会、誠之小学校校庭開放委員会、本郷小学校わんぱく冒険ひろば (株)みずほ銀行公務事務センター
352	教育センター	児童発達支援事業利用料(教育センター)の口座振替処理に係る事務委託	本人(又は親権者)氏名、登録銀行、支店、預金種別、口座番号、利用した事業、月々の利用料(本人負担金)	高セキュリティのデータセンター内で管理されているサーバーに大量の個人情報をストックできることから、サーバー等専用機器の借上げ及び区役所内での管理が必要となるため	株式会社NTTデータ・アイ
353	教育センター	教育支援センターにおける児童・生徒の保護者に対する緊急情報の一斉配信委託	ふれあい教室に通う児童・生徒及び職員の名、グループ、保護者のメールアドレス、LINEのアカウント情報、電話番号又はFAX番号	高セキュリティのデータセンター内で管理されているサーバーに大量の個人情報をストックできることから、サーバー等専用機器の借上げ及び区役所内での管理が必要となるため	株式会社NTTデータ・アイ
354	教育センター	児童発達支援事業における利用児の保護者に対する緊急情報の一斉配信委託	児童発達支援及び放課後等デイサービスに通う園児・児童の及び職員の名、グループ、保護者のメールアドレス、LINEのアカウント情報、電話番号又はFAX番号	高セキュリティのデータセンター内で管理されているサーバーに大量の個人情報をストックできることから、サーバー等専用機器の借上げ及び区役所内での管理が必要となるため	株式会社NTTデータ・アイ
355	教育センター	総合相談室事業における利用児の保護者に対する緊急情報の一斉配信委託	総合相談室事業のうち、親子グループ及びSSTグループを利用する保護者及び職員の名、グループ、保護者のメールアドレス、LINEのアカウント情報、電話番号又はFAX番号	高セキュリティのデータセンター内で管理されているサーバーに大量の個人情報をストックできることから、サーバー等専用機器の借上げ及び区役所内での管理が必要となるため	株式会社NTTデータ・アイ

目的外利用について

資料第1-9号

保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
1 防災課	避難行動要支援者 名簿管理業務	氏名、住所	防災課	感震ブレーカー配 付業務	大規模地震発生時の通電火 災を防ぎ、避難行動要支援者 の避難を支援することを目的 とし、避難行動要支援者名簿 登録者のうち一定の地域に居 住する方を対象に、感震ブ レーカーを配付するため	本人同意 法令	災害対策基本 法第四十九条 の十一
2 防災課	避難行動要支援者 名簿管理業務	氏名、生年月日、性別、 住所又は居所、避難支 援等を必要とする理由、 利用している福祉サービ ス事業者、安否確認者 の連絡先	防災課	個別避難計画管 理業務	災害発生時において、要支援 者の安否確認及び避難誘導 等の避難支援を的確に行うた めに、避難支援に必要な情報 を記載した個別避難計画を作 成するため	本人同意 法令	災害対策基本 法第四十九条 の十一
3 防災課	介護保険業務、身 体障害者手帳交付 業務、愛の手帳交 付業務、愛の難病医療 費助成事務	氏名、生年月日、住所、 要介護度、障害等級、難 病医療情報	防災課	避難行動要支援 者名簿管理業務	避難行動要支援者名簿作成 に伴い、区が指定する要支援 者の情報について事前に提 供を受ける必要があるため	法令	災害対策基本 法第四十九条 の十
4 防災課	避難行動要支援者 名簿管理業務	氏名、生年月日、住所、 電話番号	防災課	一斉情報伝達シ ステムに係るス マートフォンの貸 与	避難行動要支援の支援の一 環として、避難行動要支援者 名簿登録者のうち、本人が希 望し条件に該当する方を対象 に、スマートフォンを貸与す るため	本人同意 法令	災害対策基本 法第四十九条 の十一
5 都市計画部建 築指導課	建築確認業務	氏名、住所、住居の状況	区民課	住居表示事務	住居表示事務に伴う、住居表 示を必要とする建物その他工 作物の新築又は新設に関わ る情報入手するため	審議会	
6 福祉政策課	後見人等文書送付 先登録	氏名、生年月日、住所、 方書	経済課	臨時特別給付金 事業	成年後見人へ臨時特別給付 金支給要件確認書を送付す るため	福祉向上	

保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
高齢福祉課	緊急一時保護	氏名、生年月日、住所、 方書	経済課	臨時特別給付金 事業	措置入所等高齢者へ臨時特 別給付金支給要件確認書を 送付するため	福祉向上	
予防対策課	障害福祉サービス	氏名、生年月日、住所、 方書	経済課	臨時特別給付金 事業	措置入所等障害者へ臨時特 別給付金支給要件確認書を 送付するため	福祉向上	
生活福祉課	母子生活支援施設 保護実施業務	氏名、生年月日、住所、 方書	経済課	臨時特別給付金 事業	婦人保護施設又は母子生活 支援施設入所等児童へ臨時 特別給付金支給要件確認書 を送付するため	福祉向上	
税務課	税賦課・徴収業務	氏名、生年月日、住所、 方書、税額、課税年度	経済課	臨時特別給付金 事業	臨時特別給付金の対象要件 と合致するか確認するため	法令	
経済課	特別定額給付金給 付事業	氏名、生年月日、住所、 方書	経済課	臨時特別給付金 事業	対象者への申請書送付や給 付手続等短時間に迅速かつ 的確に行うため	法令	
生活福祉課	生活保護受給者就 労支援事業	氏名、生年月日、住所、 方書	経済課	臨時特別給付金 事業	対象者への申請書送付や給 付手続等短時間に迅速かつ 的確に行うため	法令	
高齢福祉課	敬老業務、緊急連 絡カードの設置業 務	氏名、住所、性別、生年 月日、年齢、電話番号	福祉政策課	民生委員・児童委 員協議会活動業 務	コロナ禍における民生委員に よる高齢者訪問機会の創出、 また、地区担当民生委員の周 知を目的に、周知用マグネッ ト及び担当民生委員紹介チラ シを配布するため	福祉向上	
税務課	税賦課・徴収業務	収入、税額	福祉政策課	区営住宅管理運 営業務	区営住宅の管理に伴う滞納 整理に必要なため	福祉向上	
介護保険課	介護保険業務	介護認定の有無、事業 対象者	高齢福祉課	短期集中予防 サービス対象者 把握事業	短期集中予防サービス対象 者把握事業の実施に当たり、 事業対象除外となる介護認定 者及び事業対象者を抽出し、 短期集中予防サービス対象 者から除外するため	福祉向上	
税務課	税賦課・徴収業務	収入、税額	障害福祉課	障害者扶養年金 清算業務	障害者扶養年金提供のため	本人同意 福祉向上	
税務課	税賦課・徴収業務	収入、税額	障害福祉課	障害者医療費助 成業務	障害者医療費を助成するた め	本人同意 福祉向上	

番号	保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
24	税務課	税賦課・徴収業務	収入、税額	障害福祉課	補装具等	補装具等給付のため	本人同意 法令	障害者総合支 援法第12条
25	税務課	税賦課・徴収業務	収入、税額	障害福祉課	自立支援医療	自立支援医療の給付のため	本人同意 法令	障害者総合支 援法第12条
26	高齢福祉課	特別養護老人ホーム 入所申込名簿管 理業務	氏名、生年月日、住所、 入所施設名、処理日	障害福祉課	障害福祉手当支 給業務	心身障害者等福祉手当支給 のため	本人同意 福祉向上	
27	高齢福祉課	高齢者紙おむつ支 給業務	受給者氏名、生年月日、 住所、給付状況	障害福祉課	心身障害者(児) 紙おむつ支給事 業	紙おむつ支給状況を確認す るため	福祉向上	
28	生活福祉課	生活保護業務	氏名、生年月日、住所、 入所施設名、処理日	障害福祉課	障害福祉手当支 給業務	心身障害者等福祉手当支給 のため	本人同意 福祉向上	
29	生活福祉課	生活保護業務	保護受給者氏名、住所、 生年月日、サービス利用 月、サービス種別名、介 護扶助費、利用者負担 額	障害福祉課	高額障害福祉 サービス等給付 費の支給	高額障害福祉サービス等給 付費の支給の勧奨のため	福祉向上	
30	介護保険課	介護保険業務	被保険者氏名、住所、生 年月日、サービス利用 月、利用者負担額	障害福祉課	高額障害福祉 サービス等給付 費の支給	高額障害福祉サービス等給 付費の支給の勧奨のため	法令	障害者総合支 援法施行規則 第65条の9の2 第1項及び第3 項
31	介護保険課	介護保険業務	受給者氏名、生年月日、 住所、認定内容、認定日	障害福祉課	重度脳性まひ者 等介護人派遣業 務	介護給付サービス受給状況 を確認するため	福祉向上	
32	介護保険課	介護保険業務	被保険者氏名、生年月 日、入所施設名、サービ ス利用月	障害福祉課	障害福祉手当支 給業務	心身障害者等福祉手当支給 のため	本人同意 福祉向上	
33	介護保険課	介護保険業務	受給者氏名、生年月日、 住所、給付状況、サービ ス種別	障害福祉課	在宅心身障害者 (児)緊急一時介 護委託費助成事 業	介護給付サービス受給状況 を確認するため	福祉向上	
34	介護保険課	介護保険業務	介護保険認定情報	障害福祉課	障害福祉サービ ス	障害福祉サービスの支給決 定における介護保険認定状 況の把握のため	福祉向上	

	保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
35	介護保険課	介護保険業務	受給者氏名、生年月日、住所、給付状況、サービス種別	障害福祉課	心身障害者(児)紙おむつ支給事業	介護給付サービス受給状況を確認するため	福祉向上	
36	子育て支援課	児童育成手当支給業務	受給者氏名、子の名、住所、認定日	障害福祉課	障害福祉手当支給業務	心身障害者等福祉手当支給のため	本人同意福祉向上	
38	予防対策課	難病医療費助成事務	病名、申請受理年月日、氏名、性別、生年月日、認定・非認定、負担者番号・受給者番号、有効期限、所得階層、生計区分、世帯順位、限度額、認定条件及び非認定理由・申請区分	障害福祉課	障害福祉手当支給業務	心身障害者等福祉手当支給対象者を把握するため	本人同意福祉向上	
40	健康推進課	健康診査業務	健康増進法に基づく健康診査の結果	生活福祉課	被保護者健康管理支援事業	被保護者の健康状態の把握、健康に関する意識啓発及び受診勧奨等を行い、保護の適正な実施及び医療扶助の適正化を図るため	法令	生活保護法第29条
41	税務課	税賦課・徴収業務	収入金額、所得金額、住民税額、課税標準額	介護保険課	保険料徴収関係業務	介護保険料の賦課するため	法令	介護保険法第203条
42	生活福祉課	生活保護業務	生活保護の有無、生活保護開始・終了年月日	介護保険課	保険料徴収関係業務	介護保険料の所得段階や高額介護サービス費等の上限額を決定するため	法令	介護保険法第203条
43	国保年金課	福祉年金業務	老齢福祉年金受給の有無、老齢福祉年金受給開始・終了年月日、支給区分	介護保険課	介護保険業務	介護保険料の所得段階や高額介護サービス費等の上限額を決定するため	法令	介護保険法第203条
44	国民年金課	国民健康保険給付業務	国民健康保険被保険者情報(氏名、所得区分等)	介護保険課	保険給付関係業務	高額医療合算介護サービス費の円滑な動員及び支給決定を行うため	審議会	H21.11.27答申
45	国民年金課(東京都後期高齢者医療広域連合)	後期高齢者医療給付業務	後期高齢者医療制度被保険者情報(氏名、所得区分等)	介護保険課	保険給付関係業務	高額医療合算介護サービス費の円滑な動員及び支給決定を行うため	審議会	H21.11.27答申

	保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報の項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
46	税務課	税賦課・徴収業務	収入金額、所得金額、 住民税額、課税標準額	国保年金課	国民健康保険資格課業務 国民健康保険給付業務	国民健康保険料を賦課するため。また、給付一部負担金を免除するため	法令	国民健康保険法第113条の2
47	生活福祉課	生活保護の認定・自立助長・適正実施業務	氏名、住所、生年月日、 生活保護受給開始年月日	国保年金課	国民健康保険資格課業務	国民健康保険資格の喪失処理を行うため	福祉向上	国民健康保険法第113条の2
48	税務課	税賦課・徴収業務	収入金額、所得金額、 住民税額	国保年金課	後期高齢者医療の資格管理業務	後期高齢者医療制度に加入する被保険者の負担区分判定を行うため	法令	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第138条第1項
49	介護保険課	保険給付関係業務	介護保険被保険者情報 (氏名、生年月日、性別、 給付状況)	国保年金課	後期高齢者医療の給付業務	後期高齢者医療制度に加入する被保険者の高額介護合算療養費の円滑な給付決定を行うため	審議会	
50	国保年金課	国民健康保険給付業務	国民健康保険被保険者 情報(氏名、所得区分 等)	国保年金課	後期高齢者医療の給付業務	国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した被保険者の、高額介護合算療養費の円滑な給付決定を行うため	審議会	
51	生活福祉課	生活保護業務	氏名、生年月日、性別、 宛名番号、住所	国保年金課	後期高齢者医療の資格管理業務	後期高齢者医療制度に加入する被保険者のうち、生活保護受給者を資格除外するため	法令	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第138条第1項
52	国保年金課	福祉年金業務	老齢福祉年金受給者の 氏名、住所、生年月日	国保年金課	後期高齢者医療の資格管理業務	後期高齢者医療制度に加入する被保険者の負担区分判定のため	法令	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第138条第1項

	保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報の項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
53	国保年金課	国民健康保険資格 賦課業務	氏名、生年月日、性別、 宛名番号、世帯番号、世 帯主との続柄、住所、異 動年月日	国保年金課	後期高齢者医療 の資格管理業務	後期高齢者医療制度に加入 する国民健康保険の住所地 特例者に資格取得させるため	法令	高齢者の医療 の確保に関す る法律(昭和57 年法律第80号) 第138条第2項
54	介護保険課	保険給付関係業務	介護保険被保険者情報 (氏名、生年月日、性別、 給付状況)	国保年金課	国民健康保険給 付業務	高額介護合算療養費の円滑 な勧奨及び支給決定を行うた め	審議会	
55	国保年金課	後期高齢者医療の 給付業務	後期高齢者医療被保険 者情報(氏名、所得区分 等)	国保年金課	国民健康保険給 付業務	高額介護合算療養費の円滑 な勧奨及び支給決定を行うた め	審議会	
59	国保年金課	特定健康診査・特 定保健指導業務 国民健康保険給付 業務	戸籍・住民記録に関する情報 情報、心身に関する情報	国保年金課	国民健康保険医 療費分析業務	国民健康保険医療費分析を 実施するため	法令	国民健康保険 法第82条第2項
60	介護保険課	保険給付関係業務 被保険者資格関係 業務	介護保険被保険者情報 (氏名、住所、性別、生年 月日、被保険者番号、資 格の有無、資格得喪年 月日、受給情報、介護保 険給付状況、介護サービ ス種別、介護給付費)	国保年金課	高齢者の保健事 業と介護予防の 一体的実施に関 する基本的な方 針	東京都後期高齢者医療広域 連合と高齢者の保健事業と介 護予防の一体的実施業務の 委託契約締結に必要な基本 的な方針を作成するため	法令	高齢者の医療 の確保に関す る法律(昭和57 年法律第80号) 第125条の3第5 項
61	国保年金課	国民健康保険資格 賦課業務 国民健康保険給付 業務 特定健康診査・特 定保健指導業務	国民健康保険被保険者 情報(氏名、住所、性別、 生年月日、年齢、記号番 号、資格の有無、資格得 喪年月日、健康状態、病 名、病歴、障害の有無、 診断結果)	国保年金課	高齢者の保健事 業と介護予防の 一体的実施に関 する基本的な方 針	東京都後期高齢者医療広域 連合と高齢者の保健事業と介 護予防の一体的実施業務の 委託契約締結に必要な基本 的な方針を作成するため	法令	高齢者の医療 の確保に関す る法律(昭和57 年法律第80号) 第125条の3第5 項
63	生活福祉課	生活保護業務	氏名、生年月日、性別、 国籍、住所、保護開始年 月日、保護廃止年月日、 扶助の種類	国保年金課	拠出年金事務	生活保護法に基づき生活扶助受 給者は、国民年金保険料の納付 義務が免除されるため、生活福 祉課で収集した受給者情報が必 要なため	法令	

	保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
64	税務課	税賦課・徴収業務	宛名番号、年度、所得額、扶養数、特定扶養数、年少扶養数、老人扶養数、控除対象配偶者等の有無、寡婦(夫)等該当の有無、扶養障害者数等、配特控除額、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等控除額、その他の控除額、山林所得の有無・額、申告区分、処理年月日	子育て支援課	児童手当支給業務	児童手当支給業務において所得判定を正確かつ迅速に行うため	本人同意 法令	児童手当法
65	税務課	税賦課・徴収業務	宛名番号、年度、所得額、扶養数、特定扶養数、年少扶養数、老人扶養数、控除対象配偶者等の有無、寡婦(夫)等該当の有無、扶養障害者数等、配特控除額、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等控除額、その他の控除額、山林所得の有無・額、申告区分、処理年月日	子育て支援課	児童扶養手当支給業務	児童扶養手当支給業務において所得判定を正確かつ迅速に行うため	本人同意 法令	児童扶養手当法
66	税務課	税賦課・徴収業務	宛名番号、年度、所得額、扶養数、特定扶養数、年少扶養数、老人扶養数、控除対象配偶者等の有無、寡婦(夫)等該当の有無、扶養障害者数等、配特控除額、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等控除額、その他の控除額、山林所得の有無・額、申告区分、処理年月日	子育て支援課	児童育成手当支給業務	児童育成手当支給業務において所得判定を正確かつ迅速に行うため	本人同意 法令	文京区児童育成手当条例

保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
税務課	税賦課・徴収業務	宛番号、年度、所得額、 扶養数、特定扶養数、年少 扶養数、老人扶養数、控除 対象配偶者等の有無、寡婦 (夫)等該当の有無、扶養障 害者数等、配特控除額、雑 損控除額、医療費控除額、 小規模企業共済等控除額、 その他の控除額、山林所得 の有無・額、申告区分、処 理年月日	子育て支援課	ひとり親家庭等医 療費助成業務	ひとり親家庭等医療費助成業 務において所得判定を正確 かつ迅速に行うため	本人同意 法令	文京区ひとり親 家庭等の医療 費の助成に関 する条例
生活福祉課	被保護者健康管理 支援事業	住所、氏名、生年月日、 性別	健康推進課	健康診査業務	健康増進法に基づく健康診査 を実施するに当たり、生活保 護受給者のリストが必要なた め	審議会	
税務課	税賦課・徴収業務	同一世帯員・市民税賦課 情報	予防対策課	精神保健福祉対 策	自立支援医療費(精神通院) 制度、障害福祉サービス、障 害児通所サービス、地域生活 支援事業の利用者負担上限 額決定のため 精神障害者保健福祉手帳所 持者のNHK放送受信料免除 申請要件の確認のため	本人同意 法令	障害者総合支 援法第20条(障 害サービス)第 53条(自立支援 医療)・児童福 祉法第21条(障 害児サービス) ・精神保健 福祉法第45条
生活福祉課	生活保護業務	令和4年度中に65歳、70 歳、75歳、80歳、85歳、 90歳、95歳、100歳となる 生活保護世帯者の氏 名、宛番号、生年月 日、住所	予防対策課	定期予防接種	定期高齢者用肺炎球菌予防 接種において、65歳以上の生 活保護世帯者は、自己負担 額が無料となるため、対象者 を確認し、予防票を個別送付 するため	福祉向上	

	保管課	本来の業務 (目的外利用を させた業務)	個人情報項目	利用課	目的外利用を する業務	目的外利用をした理由	根拠	備考
73	予防対策課	定期予防接種	接種歴	保健サービ センター	母子保健業務	母子保健業務において、児童虐待の発生予防・早期発見のため、予防接種を受けていない家庭に対する受診勧奨を行い、子どもや家庭の状況の把握に努めている。予防接種の受診状況は、原則として、乳幼児健診時等に母子手帳の提示をもって確認を行うが、健診拒否等により受診状況が確認できない場合、予防接種管理システムの情報を活用する必要があるため	審議会	
75	選挙管理委員 会事務局	選挙人名簿調製業 務	氏名、住所、生年月日、 本籍	選挙管理委員 会事務局	検察審査員選 定業務	検察審査会における検察審査員を選挙人名簿に登録されている者の中から抽選し、検察審査員候補者予定者名簿調製して検察審査会事務局に提出するため	法令	検察審査会法 第10条、11条
76	選挙管理委員 会事務局	選挙人名簿調製業 務	氏名、住所、生年月日、 本籍	選挙管理委員 会事務局	裁判員候補者予 定者名簿調製業 務	裁判員制度における裁判員を選挙人名簿に登録されている者の中から抽選し、裁判員候補者予定者名簿調製して裁判所に提出するため	法令	裁判員の参加 する刑事裁判 に関する法律 第21条、22条

5

外部提供について

	保管課	本来の業務 (外部提供を させた業務)	個人情報項目	提供先	外部提供をした理由	根拠	備考 (件数)
1	税務課	税賦課・徴収業務	軽自動車税登録原簿台帳、氏名、住所、電話番号等	警察署	放置に係る所有者を特定するため	審議会 (事前一括承認)	4
2	税務課	税賦課・徴収業務	給報、基本台帳、課税台帳、申告書記載事項	他市区町村、税務署、国税局	特別区民税・都民税等賦課業務のため (地方税法第20条の11等)	審議会 (事前一括承認)	8,438
3	税務課	税賦課・徴収業務	住所、所得、勤務先等	都道府県税事務所、税務署、市区町村等	滞納整理のため(地方税法第20条の11)	審議会 (事前一括承認)	2,772
4	税務課	税賦課・徴収業務	軽自動車税登録原簿台帳、氏名、住所、電話番号等	警察署	刑事訴訟法第197条第2項の規定による捜査関係事項照会があったため	審議会 (事前一括承認)	16
5	税務課	税賦課・徴収業務	軽自動車税登録原簿台帳等、氏名、住所、定置場、車台番号等	公安委員会	道路交通法第51条の5第2項の規定による照会に回答するため	審議会 (事前一括承認)	305
6	区民課	区民センターに設置した防犯カメラによる録画	心身に関する情報の肖像	本富士警察署 刑事組織犯罪対策課	刑事訴訟法第197条2項の規定による照会があったため	審議会 (事前一括承認)	1
7	戸籍住民課	戸籍業務、住民基本台帳業務	氏名、住所、性別、生年月日等	警察署、検察庁等	刑事訴訟法第197条第2項等による身上調査照会、捜査関係事項照会等のため	審議会 (事前一括承認)	5,169

	保管課	本来の業務 (外部提供を させた業務)	個人情報の項目	提供先	外部提供をした理由	根拠	備考 (件数)
8	戸籍住民課	住民基本台帳業務	氏名、生年月日、住所、性別	警察署、検察庁、法務省等	刑事訴訟法第197条第2項等による犯罪捜査のため	審議会 (事前一括承認)	361
9	高齢福祉課	百歳以上区長訪問	氏名・氏名ふりがな・性別・生年月日・年齢・住所・外国人の場合は在留資格	厚生労働省老健局高齢者支援課、東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課	令和3年度百歳以上高齢者調査に回答するため	審議会 (事前一括承認)	56
10	生活福祉課	生活保護業務	氏名、生年月日、住民登録地、住民登録異動日、生活保護開始日、生活保護廃止日	東京都後期高齢者医療広域連合	平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度の適用除外者(生活保護受給者等)のうち、生活保護実施自治体と住民記録地の自治体が異なる生活保護受給者を把握するため	審議会 (事前一括承認)	64
11	生活福祉課	生活保護業務	保護の有無、保護開始年月日、受給方法、受給金額等	警察署、検察庁等	刑事訴訟法第197条第2項及び同法第507条の規定による捜査関係事項照会があったため	審議会 (事前一括承認)	40
12	生活福祉課	生活保護業務	保護の有無、保護開始年月日、受給方法、受給金額等	都税事務所、税務署等	国税徴収法第141条、同法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定による照会があったため	審議会 (事前一括承認)	33
13	介護保険課	介護保険業務	要介護(要支援)認定機関、介護区分	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課	後期高齢者医療広域連合への会計検査院検査における、提供資料作成のための要介護認定情報を提供した。	法令(会計検査院法第26条)	1
14	介護保険課	介護保険業務	介護認定審査に関する資料	東京弁護士会 大阪弁護士会 神奈川県弁護士会	弁護士法第23条の規定による照会があったため	審議会 (事前一括承認)	8

	保管課	本来の業務 (外部提供を させた業務)	個人情報項目	提供先	外部提供をした理由	根拠	備考 (件数)
15	介護保険課	保険給付関連業務	介護保険被保険者情報 (氏名、介護サービス利用 実績等)	東京都後期高齢 者医療広域連合	後期高齢医療・介護保険両制度での 適正給付を行うため	審議会 (事前一 括承認)	毎月 約7,000件
16	国保年金課	国保料収納業務	国民健康保険料還付金	さいたま市西区	生活保護法第29条の規定による調 査のため	審議会 (事前一 括承認)	1
17	国保年金課	国保料収納業務	国民健康保険料納付額	本郷税務署	国税通則法第74条12の規定による 調査のため	審議会 (事前一 括承認)	1
18	国保年金課	国民健康保険業務	氏名、住所、生年月日、 国保加入・喪失届出年月 日、国保適用開始・終了 年月日、国保記号番号、 被保険者証発行履歴、収 納状況、給付状況	警察署	刑事訴訟法第197条第2項の規定に よる捜査関係事項照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	27
19	国保年金課	国民健康保険業務	氏名、住所、生年月日、 国保加入の有無、国保適 用開始年月日、世帯構成	他区市町村	生活保護法第29条及び国民健康保 険法第113条の2の規定による照会 があったため	審議会 (事前一 括承認)	80
20	国保年金課	国民健康保険業務	氏名、住所、生年月日、 国保加入の有無、賦課 額、納付額	東京国税局	国税通則法第131条第2項の規定に よる照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	1
21	国保年金課	拠出年金業務	氏名、生年月日	日本年金機構東 京広域事務セン ター	日本年金機構東京広域事務センタ ーより国民年金の免除申請等の審査 に係る所得情報提供依頼があったた め	審議会 (事前一 括承認)	39
22	国保年金課	拠出年金業務	氏名、生年月日、電話番 号、所得	日本年金機構文 京年金事務所	日本年金機構から、長期未納者で受 給資格期間が60月以上120月未満の 50歳代の者について所得状況確認 の協力依頼があったため	審議会 (事前一 括承認)	43

	保管課	本来の業務 (外部提供を させた業務)	個人情報の項目	提供先	外部提供をした理由	根拠	備考 (件数)
23	国保年金課	拠出年金業務	国籍	日本年金機構 文京年金事務所 国民年金課	日本年金機構文京年金事務所より 納付免除勸奨を行うため、外国籍の 第1号被保険者の国籍情報について 照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	292
24	国保年金課	拠出年金業務	氏名、生年月日、所得	日本年金機構 岡山広域事務セン ター	日本年金機構岡山広域事務センタ ーより国民年金の免除申請等の審査 に係る所得情報提供依頼があったた め	審議会 (事前一 括承認)	1
25	国保年金課	拠出年金業務	氏名、生年月日	日本年金機構 広島広域事務セン ター	日本年金機構広島広域事務センタ ーより国民年金の免除申請等の審査 に係る所得情報提供依頼があったた め	審議会 (事前一 括承認)	1
26	国保年金課	拠出年金業務	氏名、生年月日	日本年金機構 国民年金部	厚生労働省年金局から国民年金の 申請免除等における再審査に係る調 査協力依頼があったため	審議会 (事前一 括承認)	556
27	国保年金課	拠出年金業務	基礎年金番号、氏名、生 年月日、性別、国籍、住 所、保護開始年月日、保 護廃止年月日、扶助の種 別	日本年金機構 文京年金事務所	生活保護法に基づく生活扶助受給者 は、国民年金保険料の納付義務が 免除されるため、生活保護の開始・ 廃止者リストを提供した。	審議会 (事前一 括承認)	30
28	国保年金課	拠出年金業務	副本登録の遅延の対象 者該当	日本年金機構 東京広域事務セン ター一長	厚生労働省年金局から国民年金の 申請免除等における再審査に係る調 査協力依頼があったため	審議会 (事前一 括承認)	2
29	国保年金課	拠出年金業務	氏名、住所、性別、生年 月日、国籍	関東信越厚生局 年金調整課	関東信越厚生局からマイナンバー未 収録者にかかる調査協力依頼が あったため	審議会 (事前一 括承認)	6
30	子ども家庭支援 センター	総合相談事業	続柄・親族関係、健康状 態、住居の状況等	警視庁駒込警察 署	刑事訴訟法第197条2項の規定によ る照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	3

	保管課	本来の業務 (外部提供を させた業務)	個人情報項目	提供先	外部提供をした理由	根拠	備考 (件数)
31	生活衛生課	医療関係機関等受 付業務	開設者住所・電話番号・ 生年月日・資格者氏名・ 生年月日・資格登録番 号・資格登録年月日	小石川税務署	国税通則法第74条の12の規定によ る照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	1
32	生活衛生課	食品衛生監視指導 業務	申請者氏名、住所、電話 番号、生年月日、食品衛 生責任者氏名、資格、屋 号、営業所所在地、営業 所電話番号、廃業届出、 許可有効期間等	税務署、国税局、 都税事務所、警察 署、警視庁、他自 治体、第一東京弁 護士会、中央労働 基準監督署、東京 入国管理局	地方税法第20条の11、国税通則法 第74条の12及び第131条の2、関税 法第119条第2項、国税徴収法第146 条の2、刑事訴訟法第197条第2項、 消防法第35条の13、出入国管理及 び難民認定法第19条の37、弁護士 法第23条の2、賃金の支払の確保等 に関する法律第12条の2の規定によ る照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	66
33	生活衛生課	環境衛生監視業務	個人の氏名	(公財)東京都生 活衛生営業指導 センター	クリーニング業法第8条の2及び第8 条の3の規定による照会があったた め	審議会 (事前一 括承認)	1
34	生活衛生課	環境衛生監視業務	個人の生年月日等	東京都文京都税 事務長	地方税法第20条の11の規定による 照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	1
35	予防対策課	新型コロナウイルス ワクチン接種	住所、氏名、電話番号、 生年月日・年齢、性別、 健康状態及び接種歴	警視庁王子警察 署	刑事訴訟法第197条第2項の規定に よる照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	2
36	保健サービスマ ンター	生活習慣病予防業 務	報償費の支払い状況、住 所、電話番号、メールアドレス	中野区	地方税法第331条第6項及び国税徴 収法第141条の規定による給与等の 照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	1
37	建築指導課	長期優良住宅の認 定業務	申請者住所氏名、住宅の 位置(地名地番)	都税事務所	地方税法第20条の11の規定による 照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	83
38	施設管理課	庁舎管理事務	肖像	警視庁富坂警察 署 刑事組織犯罪 対策課	刑事訴訟法第197条第2項の規定に よる照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	1

	保管課	本来の業務 (外部提供を させた業務)	個人情報の項目	提供先	外部提供をした理由	根拠	備考 (件数)
39	教育総務課	文京区立小学校通 学路に設置した防犯 カメラによる録画	肖像	警察署	刑事訴訟法第197条第2項の規定に よる照会があったため	審査会 (事前一 括承認)	3
40	児童青少年課	児童館運営業務 学童クラブ運営業務	映像記録	警視庁牛込警察 署	刑事訴訟法第197条第2項の規定に よる照会があったため	審議会 (事前一 括承認)	1

保有特定個人情報情報の提供について

資料第1-11号

1	<p>保管課 予防対策課</p>	<p>業務の名称 新型コロナウイルス ワクチン接種</p>	<p>個人情報項目 個人番号、宛名番号、自治 体コード、接種券番号、属性 情報(氏名、生年月日、性 別)、接種状況(実施/未実 施)、接種回(1回目/2回 目)、接種日、ワクチンメー カー、ロット番号、ワクチン種 類(※)、製品名(※)、旅券 関係情報(旧姓・別姓・別 名、ローマ字氏名、国籍、旅 券番号)(※)、証明書ID (※)、証明書発行年月日 (※) ※ 新型コロナウイルス感染 症予防接種証明書の交付に 必要な場合のみ</p>	<p>提供先 他区市町村</p>	<p>提供をした理由 他自治体へ転出した者に係る新型コロナ ウイルスワクチンの接種履歴に ついて、転出先自治体において接種 券を発行するに当たり、前住所地(文 京区)での接種履歴を確認する必要 があることから、文京区での接種履 歴について照会があった場合は、ワ クチン接種記録システムを介して提 供している。</p>	<p>根拠 番号法第 19条第16 号</p>	<p>備考</p>
---	----------------------	---------------------------------------	--	----------------------	--	-------------------------------------	-----------

外部結合について（条例15条の4に係る報告）

番号	保管課	業務（外部結合により個人情報を提供した業務）	個人情報の項目	結合先
1	区民部 戸籍住民課	住民基本台帳業務 （住民基本台帳ネットワークに 関する事務処理）	氏名、性別、住所、生年月日、住民票 コード、個人番号、変更情報	東京都（都道府県ネットワーク）

外部結合をした理由	根拠	外部結合 開始年	件数	備考
住民基本台帳法第30条の6による都道府県知事への通知	審議会 （H14.1.10答申）	H14	下表参照	H27.10月から個人番号に係る項目を追加

住民基本台帳ネットワークによる提供件数

1. 変更データの提供（R3.4～R4.3）

月	転入	出生	職権記載 等	転出	死亡	職権削除 等	転居	職権修正 等	住民票コ ドの変更 請求	住民票コ ドの職権 記載等	個人番号 の変更請 求	個人番号 の職権修 正等	計
4月	2,385	155	22	2,484	130	36	852	204	0	4	0	0	6,272
5月	1,305	149	12	1,444	157	20	602	213	0	5	0	0	3,907
6月	1,591	156	10	1,474	127	41	722	249	0	4	0	0	4,374
7月	1,611	151	12	1,314	140	46	830	194	0	9	0	0	4,307
8月	1,583	187	13	1,390	135	35	815	223	0	6	2	0	4,389
9月	1,463	187	11	1,292	131	33	599	208	0	4	0	0	3,928
10月	1,334	168	13	1,304	146	29	544	176	0	1	2	0	3,717
11月	1,279	155	14	1,419	172	30	576	293	0	9	3	0	3,950
12月	1,378	166	7	1,386	110	35	589	353	0	7	1	0	4,032
1月	1,321	141	11	1,024	169	36	572	259	0	8	0	0	3,541
2月	1,360	137	7	1,231	125	21	533	233	0	8	0	0	3,655
3月	4,115	135	14	2,721	185	75	721	329	0	8	0	0	8,303
計	20,725	1,887	146	18,483	1,727	437	7,955	2,934	0	73	8	0	54,375

（単位：件）

2. 住民票の写しの広域交付・特例転出入処理件数 (R3. 4~R4. 3)

(単位: 件)

月	住民票の写しの 広域交付		特例転出入			
	依頼	依頼承認	特例転出		特例転入	
			件数	人数	件数	人数
4月	36	31	539	726	497	633
5月	10	9	320	418	273	356
6月	22	22	371	479	372	475
7月	16	15	361	518	341	476
8月	21	21	401	527	357	494
9月	11	11	352	464	347	447
10月	20	20	342	449	313	411
11月	13	13	414	588	340	447
12月	17	17	363	491	316	409
1月	32	32	296	399	384	477
2月	14	14	422	559	398	514
3月	0	0	0	0	0	0
計	212	205	4,181	5,618	3,938	5,139

- ※ 依頼……………文京区で他区市町村の住民票の写しを発行するために他区市町村にデータを請求する。
- ※ 依頼承認……………文京区の住民が他区市町村で住民票の写しを取るために他区市町村にデータを提供する。
- ※ 特例転出・転入…転出証明書を発行しないで、住基ネット上で転出・転入の処理をしたもの

(参考) 住民基本台帳ネットワーク苦情報告

(単位: 件)

	5月	6月	7月	8月	9月
4月	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

苦情内容なし

番号	保管課	業務 (外部結合により個人情報を提供した業務)	個人情報の項目	結合先
2	総務部 税務課	普通徴収業務、特別徴収業務、軽自動車税業務 (マルチペイメントネットワークを利用した事務処理)	氏名 (漢字とフリガナ)、金額、税目、賦課年度、期別、確認番号、納付番号、納付区分	マルチペイメントネットワーク

外部結合をした理由					備考
住民税、軽自動車税の収納について、納税者の納税手続の利便性の向上と収納事務の合理化を図るため、マルチペイメント収納を導入		根拠	外部結合開始年	件数	
		審議会 (H21.11.27答申)	H22	下表参照	

マルチペイメントネットワークによる提供件数

1. 納付書データの提供 (R3. 4~R4. 3)

月	住民税		軽自動車税	計
	普通徴収	特別徴収		
4月	378	173	17	568
5月	376	222	2,044	2,642
6月	20,192	270	1,099	21,561
7月	7,454	159	36	7,649
8月	5,531	176	5	5,712
9月	3,777	182	16	3,975
10月	2,966	184	28	3,178
11月	3,286	191	37	3,514
12月	1,476	267	25	1,768
1月	2,394	176	13	2,583
2月	2,038	152	26	2,216
3月	767	207	13	987
計	50,635	2,359	3,359	56,353

(参考) マルチペイメントネットワーク苦情報告

(単位: 件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
0	0	0	0	0	0
10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0
					合計
					0

苦情内容
なし

番号	保管課	業務 (外部結合により個人情報を提供した業務)	個人情報項目	結合先
3	区民部 戸籍住民課	戸籍業務 (戸籍一般業務)	本籍、筆頭者氏名、名前、生年月日、父母の氏名、続柄、出生事項、婚姻事項及び死亡事項等	法務省 (副本データ管理システム)

外部結合をした理由	根拠	外部結合開始年	件数	備考
戸籍法施行規則第75条による管轄法務局 (法務省戸籍副本センター) への送信	審議会 (H25.7.30答申)	H26	下表参照	

戸籍副本データ管理システムによる提供件数

1. 戸籍副本データ送信件数 (R3.4~R4.3)

戸籍関係届出 (受附帳) 件数	処理件数			新戸籍編製件数			全部除籍件数			戸籍の附票			再製			全件送信 (法改正対応)			計			
	4月	5月	6月	4月	5月	6月	4月	5月	6月	4月	5月	6月	4月	5月	6月	4月	5月	6月				
1,182	889	889	889	154	154	154	208	208	208	4月	4月	4月	3,517	3,517	3,517	4月	4月	4月	0	0	0	5,950
1,187	858	858	858	190	190	190	204	204	204	5月	5月	5月	2,276	2,276	2,276	5月	5月	5月	0	0	0	4,715
1,116	833	833	833	162	162	162	200	200	200	6月	6月	6月	2,432	2,432	2,432	6月	6月	6月	0	0	0	4,743
1,109	987	987	987	171	171	171	175	175	175	7月	7月	7月	2,316	2,316	2,316	7月	7月	7月	0	0	0	4,758
1,213	1,046	1,046	1,046	173	173	173	211	211	211	8月	8月	8月	2,612	2,612	2,612	8月	8月	8月	0	0	0	292,570
1,142	881	881	881	148	148	148	177	177	177	9月	9月	9月	2,289	2,289	2,289	9月	9月	9月	0	0	0	4,637
1,181	1,054	1,054	1,054	152	152	152	218	218	218	10月	10月	10月	2,663	2,663	2,663	10月	10月	10月	0	0	0	5,268
1,294	1,049	1,049	1,049	204	204	204	206	206	206	11月	11月	11月	2,436	2,436	2,436	11月	11月	11月	0	0	0	5,189
1,154	1,022	1,022	1,022	180	180	180	204	204	204	12月	12月	12月	2,379	2,379	2,379	12月	12月	12月	2	2	2	4,941
1,351	957	957	957	195	195	195	224	224	224	1月	1月	1月	2,185	2,185	2,185	1月	1月	1月	0	0	0	4,912
1,124	869	869	869	190	190	190	174	174	174	2月	2月	2月	3,711	3,711	3,711	2月	2月	2月	1	1	1	6,069
1,466	1,214	1,214	1,214	201	201	201	210	210	210	3月	3月	3月	3,969	3,969	3,969	3月	3月	3月	0	0	0	7,060
計	14,519	11,659	11,659	計	2,120	2,120	計	2,411	2,411	計	32,785	32,785	計	287,315	287,315	計	3	3	計	350,812		

(単位: 件)

(参考) 戸籍副本データ管理システム苦情報告

(単位: 件)			
4月	5月	6月	7月
0	0	0	0
10月	11月	12月	1月
0	0	0	0
計	計	計	計
0	0	0	0
合計	合計	合計	合計
0	0	0	0

苦情内容 なし

番号	保管課	業務 (外部結合により個人情報を提供した業務)	個人情報の項目	結合先
4	区民部 戸籍住民課	住民基本台帳業務及び印鑑登録証明業務 (住民票の写し及び印鑑登録証明書の証明発行業務)	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、変更情報、文京区に登録された印鑑の印影等	地方公共団体情報システム機構

外部結合をした理由				
住民票の写し、印鑑登録証明書について、区民の利便性の向上と証明事務の合理化を図るため、コンビニ交付サービスの導入	根拠	外部結合開始年	件数	備考
	審議会 (H28.5.25答申)	H28	下表参照	H28.10.3からサービスを開始

コンビニ交付サービスによる提供件数

証明書発行による提供 (R3.4~R4.3)

(単位：件)

月	住民票の写し	印鑑登録証明書	計
4月	2,220	947	3,167
5月	1,672	925	2,597
6月	2,359	1,233	3,592
7月	2,132	1,108	3,240
8月	2,102	1,214	3,316
9月	2,137	1,090	3,227
10月	2,172	1,067	3,239
11月	2,285	1,212	3,497
12月	2,133	1,131	3,264
1月	2,516	1,238	3,754
2月	2,663	1,396	4,059
3月	3,667	1,587	5,254
計	28,058	14,148	42,206

番号	保管課	業務 (外部結合により個人情報を提供した業務)	個人情報の項目	結合先
5	総務部 税務課	税証明書発行業務	賦課期日現在の住所、氏名、合計所得金額、総所得金額等、課税標準額、特別区民税・都民税課税額 (所得割・均等割・年税額) 等	地方公共団体システム機構

外部結合をした理由					備考
住民票の写し、印鑑登録証明書について、区民の利便性の向上と証明事務の合理化を図るため、コンビニ交付サービスを導入					H28.10.3からサービスを開始
			根拠	件数	
			審議会 (H28.5.25 答申)	下表参照	
			外部結合開始年		
			H28		

コンビニ交付サービスによる提供件数

証明書発行による提供 (R3.4~R4.3)

月	住民税		計
	課税証明書	納税証明書	
4月	236	74	310
5月	256	98	354
6月	872	126	998
7月	455	100	555
8月	381	76	457
9月	519	83	602
10月	358	104	462
11月	379	104	483
12月	258	78	336
1月	263	89	352
2月	324	102	426
3月	365	86	451
計	4,666	1,120	5,786

(参考) コンビニ交付サービス苦情報告

		(単位:件)					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
4月	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	0	0	0	0	0	0	0

苦情内容 なし

審議会・審査会開催状況

資料第1-13号

1 情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会開催状況

開催回(開催日)	審議案件
第1回(令和3年10月22日) オンライン開催	【諮問第1号】 健康増進法による健康増進事業に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について 【諮問第2号】 予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について
第2回(令和3年11月2日) オンライン開催	【諮問第3号】 個人住民税の賦課・徴収に関する事務における全項目評価書の第三者点検について 【報告】 個人情報保護制度の見直しについて
第3回(令和4年2月22日) 書面開催	【諮問第4号】 予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について

2 情報公開及び個人情報保護審査会開催状況

開催回(開催日)	審議案件
第1回(令和3年4月13日)	【令和2年度(情審)諮問第3号】 建物の構造計算に関する文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第4号)
第2回(令和3年5月12日)	【令和2年度(情審)諮問第4号】 白線に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第2号)
第3回(令和3年6月30日)	【令和2年度(情審)諮問第5号】 説明会の終了に関する文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第5号) 特定建築物の規模に関する文書等一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第10号) 説明会の終了について規定した文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第12号) 個別説明について規定した文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第13号) 個別説明等について規定した文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第14号) 説明事項の確認に関する文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第18号)
第4回(令和3年7月9日)	【令和2年度(情審)諮問第6号】 区民の声の回答内容に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第27号) 【令和3年度(情審)諮問第1号】 支援措置の実施に関する自己情報非開示決定処分取消請求事件(令和2年度第62号)
第5回(令和3年9月15日)	【令和2年度(情審)諮問第6号】 区民の声の回答内容に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第27号) 【令和3年度(情審)諮問第2号】 管理職の人事異動に関する文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第6号) 公正かつ科学的な人事管理に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第29号)
第6回(令和3年10月29日)	【令和3年度(情審)諮問第4号】 工事車両通行阻止に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第28号) 工事車両通行阻止に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第33号) 【令和3年度(情審)諮問第5号】 工事の着手に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第31号)
第7回(令和3年12月7日)	【令和3年度(情審)諮問第2号】 管理職の人事異動に関する文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第6号) 公正かつ科学的な人事管理に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第29号) 【令和3年度(情審)諮問第3号】 管理職の人事異動に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第7号) 管理職の人事異動に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第8号) 住環境課長の職務に関する文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第16号) 現住環境課長の起用に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第19号) 管理職の人事異動に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第22号) 管理職の人事異動に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第24号)
第8回(令和4年2月10日)	【令和3年度(情審)諮問第6号】 車両制限令違反に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第32号) 【令和3年度(情審)諮問第7号】 住環境課の指導に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第25号) 住環境課の指導に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第26号) 事業者の対応に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第30号) 事業者の対応に関する文書非公開決定処分取消請求事件(令和2年度第34号) 事業者の説明に関する文書一部公開決定処分取消請求事件(令和2年度第38号)

3 審査請求及び審理手続の経過

事件番号	審査請求日	事件名	諮問番号(諮問日)	答申内容(答申日)	裁決内容(裁決日)	備考
令和2年度第2号事件	令和2年6月16日	白線に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第4号(令和3年1月13日)	棄却(令和3年7月15日)	棄却(令和3年7月28日)	
令和2年度第4号事件	令和2年7月16日	建物の構造計算に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	令和2年度(情審)諮問第3号(令和2年11月9日)	一部認容(令和3年7月5日)	一部認容(令和3年7月13日)	
令和2年度第5号事件	令和2年7月22日	説明会の終了に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	令和2年度(情審)諮問第5号(令和3年1月16日)	一部認容(令和3年9月27日)	一部認容(令和3年10月6日)	
令和2年度第6号事件	令和2年8月17日	管理職の人事異動に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第2号(令和3年5月17日)	一部棄却・一部認容(令和4年3月24日)	一部棄却・一部認容(令和4年4月15日)	
令和2年度第7号事件	令和2年8月19日	管理職の人事異動に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第3号(令和3年5月24日)	一部棄却・一部認容(令和4年3月24日)	一部棄却・一部認容(令和4年4月15日)	
令和2年度第15号事件	令和2年9月7日	住民の要望に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和2年度第25号事件	令和2年11月2日	住環境課の指導に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和2年度(情審)諮問第7号(令和3年8月17日)			審理中
令和2年度第27号事件	令和2年11月2日	区民の声の回答内容に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和2年度(情審)諮問第6号(令和3年1月16日)	棄却(令和3年10月28日)	棄却(令和3年11月9日)	
令和2年度第28号事件	令和2年11月2日	工事車両通行阻止に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第4号(令和3年6月4日)	棄却(令和3年12月23日)	棄却(令和4年1月7日)	
令和2年度第31号事件	令和2年11月6日	工事の着手に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第5号(令和3年6月4日)	棄却(令和3年12月23日)	棄却(令和4年1月7日)	
令和2年度第32号事件	令和2年11月6日	車両制限令違反に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第6号(令和3年6月14日)			審理中
令和2年度第35号事件	令和2年11月17日	車両制限令の対象外であることを裏付ける文書公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第17号(令和4年2月28日)			審理中
令和2年度第39号事件	令和2年12月4日	取消決定に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第8号(令和3年9月28日)			審理中
令和2年度第40号事件	令和2年12月8日	工事車両の通行に関する文書公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第10号(令和3年11月8日)			審理中
令和2年度第41号事件	令和2年12月8日	白線に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第9号(令和3年10月4日)			審理中
令和2年度第43号事件	令和2年12月22日	管理課の指導に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第12号(令和4年1月7日)			審理中
令和2年度第46号事件	令和2年12月24日	区長の指示等に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第13号(令和4年2月17日)			審理中
令和2年度第47号事件	令和3年1月4日	事業者の説明に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中
令和2年度第51号事件	令和3年1月5日	住環境課の対応に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第14号(令和4年2月17日)			審理中
令和2年度第56号事件	令和3年1月7日	事業者の説明に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中
令和2年度第57号事件	令和3年2月4日	事業者に代わり文書を配布した経緯等の文書一部公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第15号(令和4年2月17日)			審理中
令和2年度第58号事件	令和3年2月12日	目的地に関する文書非公開決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第18号(令和4年3月1日)			審理中
令和2年度第62号事件	令和3年2月15日	支援措置の実施に関する自己情報非開示決定処分取消請求事件	令和3年度(情審)諮問第1号(令和3年4月30日)	棄却(令和3年9月27日)	棄却(令和3年10月6日)	審理中
令和2年度第64号事件	令和3年3月18日	説明会等に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中

令和2年度第65号事件	令和3年3月18日	区民の声に対する回答内容に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中
令和2年度第66号事件	令和3年3月25日	白線に関する文書公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第1号事件	令和3年5月20日	住環境課の指導に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和2年度第47号事件)
令和3年度第2号事件	令和3年5月20日	角地所有者とのやり取りに関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和2年度第47号事件)
令和3年度第3号事件	令和3年5月20日	区民の意見に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第4号事件	令和3年5月20日	管理課の確認内容に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和2年度第56号事件)
令和3年度第5号事件	令和3年5月20日	関東財務局打合せ記録等一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第6号事件	令和3年5月20日	事業者の提案に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和2年度第64号事件)
令和3年度第7号事件	令和3年5月31日	意見交換会の開催に関する文書公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第8号事件	令和3年6月15日	事業者の説明に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和2年度第47号事件)
令和3年度第9号事件	令和3年6月15日	建築相談員の発言内容が分かる文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第10号事件	令和3年6月15日	意見交換会の開催に関する文書公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第7号事件)
令和3年度第11号事件	令和3年6月15日	意見交換会の開催に関する文書公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第7号事件)
令和3年度第12号事件	令和3年6月15日	業種別ガイドライン非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第7号事件)
令和3年度第13号事件	令和3年7月1日	区民の声の回答者に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第14号事件	令和3年7月1日	区民の声の回答に関する文書公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第15号事件	令和3年7月1日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第16号事件	令和3年7月8日	国及び都の交付金に係る事業実績報告関係書類一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第17号事件	令和3年7月13日	意見交換会の延期に関する文書公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第7号事件)
令和3年度第18号事件	令和3年7月13日	区民の声の回答に関する文書非公開決定処分及び公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第19号事件	令和3年7月19日	事業者の提案に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和2年度第64号事件)
令和3年度第20号事件	令和3年7月19日	意見交換会の開催に関する文書公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第7号事件)
令和3年度第21号事件	令和3年7月19日	区民の意見に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第3号事件)
令和3年度第22号事件	令和3年7月20日	都市計画課長の答弁に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第14号事件)
令和3年度第23号事件	令和3年7月28日	区の指導に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中

令和3年度第24号事件	令和3年8月16日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第25号事件	令和3年8月16日	道路維持工事に係る文書一部公開決定処分取消請求事件				令和3年9月30日取下げ
令和3年度第26号事件	令和3年8月19日	意見交換会の開催に関する文書非公開決定処分及び公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第7号事件)
令和3年度第27号事件	令和3年9月30日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第28号事件	令和3年9月30日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第27号事件)
令和3年度第29号事件	令和3年9月30日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第15号事件)
令和3年度第30号事件	令和3年9月30日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第31号事件	令和3年10月1日	白線の設置に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第32号事件	令和3年10月1日	警察と協議する基準に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第33号事件	令和3年10月14日	被告準備書面の記載に関する文書公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第34号事件	令和3年10月14日	被告準備書面の記載に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第31号事件)
令和3年度第35号事件	令和3年10月14日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第35-2号事件	令和3年10月14日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第27号事件)
令和3年度第36号事件	令和3年10月14日	区民の声に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第37号事件	令和3年10月30日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第35号事件)
令和3年度第37-2号事件	令和3年10月30日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第27号事件)
令和3年度第38号事件	令和3年10月30日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第39号事件	令和3年10月30日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第40号事件	令和3年10月30日	メール文書一部公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第41号事件	令和4年1月6日	要望を意見と判断できる文書一部公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第15号事件)
令和3年度第42号事件	令和4年1月20日	弁明書の記載に関する文書非公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第35号事件)
令和3年度第43号事件	令和4年1月20日	弁明書の記載に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第35号事件)
令和3年度第44号事件	令和4年1月20日	住環境課長の答弁に関する文書非公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第45号事件	令和4年1月20日	道路課長の答弁に関する文書公開決定処分取消請求事件				審理中
令和3年度第46号事件	令和4年2月10日	区民の声の回答に関する文書一部公開決定処分取消請求事件	—	—	—	審理手続併合(令和3年度第35号事件)

個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号の適用業務について

平成 28 年 1 月 19 日審議会答申 (27 文情運第 5 号) に基づく報告

No.	業務の名称	業務の目的	所管課
1	認知症高齢者等徘徊対策事業	認知症高齢者等が徘徊等により行方不明となることを予防するとともに、行方不明となった場合に早期発見及び早期保護を図る。	福祉部 高齢福祉課
	個別事業名	個別事業概要	実績 (累計)
	ただいま! 支援登録	認知症による行方不明のおそれがある方の、緊急連絡先等についての情報をあらかじめ登録することにより、保護された場合の迅速な身元判明につなげ、本人と家族の安心を支援する。	申請者数 249 人 (うち、本人以外の家族等による申請 242 人)
区で保護した身元不明高齢者の情報提供	区で保護した身元不明高齢者について、収集した個人情報を警察署等に備え付ける身元不明迷い人台帳に掲載し、迅速な身元判明につなげ、本人と家族の安心を支援する。	実績なし	

実績：令和 4 年 3 月 31 日時点

行政情報公開請求に対する存否応答拒否事例の報告について

1 文京区情報公開条例第 11 条第 2 項の規定による報告

(1) 事例 1 (番号 : 03-221)

ア 決定日

令和 3 年 7 月 26 日

イ 所管

都市計画部建築指導課

ウ 概要

行政情報一部公開決定 (2021 文都建第 198 号) において開示された「平成 18 年度陳情受付台帳 No. 16」において、陳情側区民が区に対し、位置指定道路内に設置された「ブロック塀」について「措置命令」からさらに踏み込んで「除却命令」を出してほしい旨求めていることについて、区が「除却命令」を出さない (あるいは出せない) 理由と根拠に係る記録や発言録等の文書一式 (区職員同士あるいは区と外部とのメールのやり取り等電磁的記録含む。なお、公開されている法令等の場合は法令の正式名称と条項号の情報提供で構わない)

エ 非公開理由

本件請求内容は、陳情者が区に対し、位置指定道路内に設置されたブロック塀について措置命令からさらに踏み込んで除却命令を出してほしい旨求めていることが前提となっているが、当該情報は、特定の個人が所有する建築物に対する陳情の対応という区の指導に関する情報であり、条例第 7 条第 2 号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものであるところ、本件請求内容を踏まえれば、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する非公開情報を公開するのと同じ結果となるので、情報の存否を含め回答できない。

(2) 事例 2 (番号 : 03-231)

ア 決定日

令和 3 年 7 月 26 日

イ 所管

都市計画部建築指導課

ウ 概要

行政情報一部公開決定 (2021 文都建第 198 号) において開示された「平成 18 年度陳情受付台帳 No. 16」において、陳情側区民が位置指定道路内に設置された「ブロック塀」の除去等を求め、区が「措置命令」を出していることに対し、「ブロック塀」を設置した区民側がどのような反論、弁明、釈明等の主張をしているかが分かる記録や発言

録、意見書等の文書一式（区が区民から収受した文書含む。但し「平成18年度陳情受付台帳 No. 16」を除く）

エ 非公開理由

本件請求内容は、特定の個人が所有する建築物について、所有者がどのような主張をしているのかが分かる文書であるが、当該情報は、特定の個人が所有する建築物に対する区の指導に関する情報であり、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものであるところ、本件請求内容を踏まえれば、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開するのと同じ結果となるので、情報の存否を含め回答できない。

行政情報公開請求に対する公開決定等の期限の特例延長事例の報告について

1 文京区情報公開条例第 14 条第 2 項の規定による報告

(1) 事例 1 (番号 : 03-521)

ア 所管

教育推進部教育総務課

イ 概要

教育委員会の令和 2 年度の 1 件当たり 50 万円以上の支出に関わる文書、プロポーザル資料、契約書、起案文書、請求書等の全ての文書

各図書館の建設、改修に関する契約書、プロポーザル資料、契約書、起案文書

ウ 特例延長理由

公開請求に係る行政情報が著しく大量であり、通常の事務の遂行に著しい支障が生じるため

令和4年度(情運)報告第2号 添付資料一覧

資料番号	資料名	備考	頁
第2-1号	個人情報保護制度の見直しについて		1
第2-2号	個人情報保護法の成立及び改正に関する主な経緯	個人情報保護委員会HP掲載	5
第2-3号	個人情報保護制度見直しの全体像	個人情報保護委員会HP掲載	11
第2-4号	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 【第51条改正後】		15
第2-5号	個人情報保護法と区条例の規定の比較(条文比較)		97
第2-6号	個人情報保護法と区条例の規定の比較(内容比較)		117
第2-7号	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政 機関等編)	令和4年1月(令和4年4月一 部改正)個人情報保護委員 会	133

個人情報保護制度の見直しについて

本区における個人情報保護制度については、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月30日条例第6号。以下「現条例」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）の改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、個人情報保護委員会が一元的に当該法律を解釈運用することとなった。

地方公共団体におけるデジタル社会形成整備法第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）の施行に向けて、本区における個人情報保護制度の運用について、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴きながら検討を行い、現条例を廃止し、新条例を制定するとともに、関係例規の見直しを行う。

1 想定スケジュール

- ・ 令和4年4月 ガイドライン公表、論点整理
- ・ 令和4年春～夏 制度運用の検討、審議会への意見聴取・答申
- ・ 令和4年10月 条例（骨子案）作成
- ・ 令和4年11月 条例（骨子案）議会報告
- ・ 令和4年12月 パブリックコメント実施
- ・ 令和5年1月 条例（案）の作成
- ・ 令和5年2月 条例（案）議会提出
- ・ 令和5年3月 区民向け周知、庁内職員に対する研修の実施
- ・ 令和5年4月1日 改正法、条例等の施行

2 改正法への移行に当たっての基本事項

(1) 改正法の基本的な考え方

共通ルールよりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは必ずしも否定されるものではないが、個人情報保護法制が「個人情報の有用性配慮」することを求めるものであり、共通ルールを設ける趣旨が個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にあることを踏まえると、地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは、

特にそのような措置を講じる必要がある場合に限るものであるとされている。(最終報告資料から。)

具体的には、①条例で定めることが法律上必要な事項、②条例で定めることが法律上許容されている事項、③単なる内部の手續に関する規律に過ぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で定めることが許容される。一方で、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらないものについては、条例で定めることは許容されない。(令和3年12月国説明会資料から。)

<①条例で定めることが法律上必要な事項>

- ・ 本人開示等請求における手数料(改正法第89条第2項)
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料(改正法第119条第3項及び第4項)

<②条例で定めることが法律上許容されている事項の例>

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容(改正法第60条第5項)
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項(改正法第75条第5項)
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問(改正法第129条)
- ・ 本人開示等請求における不開示情報の範囲(改正法第78条第2項)
- ・ 本人開示請求等の手續(改正法第107条第2項、第108条)
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問(改正法第129条)

<③単なる内部の手續に関する規律に過ぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項の例>

- ・ 地方公共団体の内部管理に関わる規定
 - ・ 法の目的や規範に反さず、かつ、事業者や区民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定
- ※ 改正法の規律と重複するような規定を条例で設けること、改正法の規律や趣旨を超えて本区独自の規律を設けること、個人情報の取扱いについて類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めること等は、許容されない。

(2) 見直しにおける区の基本的な考え方

現条例の運用を継続することを基本的な考え方としつつ、改正法で新たに規定される事項や改正法と現条例で差異がある事項については、改正法にのっとった運用方法を検討する。

3 改正法と現条例について

(1) 地方公共団体に適用される改正法の条文について(関連条文を含む。) 全85条

ア 第1章(総則) 第1条から第3条まで

- イ 第2章（国及び地方公共団体の責務） 第5条
- ウ 第3章（個人情報の保護に関する施策等） 第12条から第15条まで
- エ 第5章（行政機関等の義務等） 第60条から第129条まで（第74条、第104条、第105条、第125条、第126条を除く。）
- オ 第6章（個人情報保護委員会） 第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第166条、第167条
- カ 第8章（罰則） 第176条、第180条、第181条、第183条、第185条

(2) 改正法と現条例の比較

	改正法のうち関連する85条文中	現条例全50条文中
1 改正法で新たに規定されるもの	39条文	—
2 改正法と現条例の規定に差異があるもの	23条文	15条文
3 改正法と現条例の規定が同趣旨のもの	23条文	18条文
4 現条例の規定が改正法にないもの	—	17条文

各条文の比較は、資料第2－5号「個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）」のとおり

(3) 改正法と現条例の差異及び区の考え方

資料第2－6号「個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）」のとおり

4 審議会への諮問について

主に以下の事項を条例で規定することが想定され、それらのうち、特に審議会の意見を聴く必要がある事項について、今後諮問することを予定している。また、死者の情報については、改正法における個人情報には含まれないため、その取扱いについても諮問することを予定している。諮問事項については、改めてお示しする。

<条例に規定する事項の例>

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（改正法第60条）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成（改正法第75条）
- ・ 開示請求時の開示請求書記載事項（改正法第77条、第108条）
- ・ 開示決定等の期限（改正法第83条、第94条、第102条、第108条）
- ・ 本人開示等請求における手数料及び写しの交付に係る費用の取扱い（改正法第89条）
- ・ 任意代理人による開示請求等における確認書の送付（改正法第76条、第90条、第98条、第108条）
- ・ 行政機関匿名加工情報の提供に関する提案募集制度の導入（改正法第109条、第111条）

5 改正法施行後の審議会の役割について

個人情報の取扱いについて典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは許容されないことから、改正法施行後の審議会の役割は、以下の5点になると考えられる。

- (1) 区長等が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるものとして審議会の意見を聴くこととした事例の審議
- (2) 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条各号に規定する情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関することについての審議
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する実施機関への建議
- (4) 特定個人情報保護評価の第三者点検
- (5) 文京区情報公開条例及び(仮称)個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により審議会へ報告が必要とされている事項の運用実績の確認

個人情報保護法の成立及び改正に関する主な経緯

<昭和55年>

- 9月 プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する
OECD理事会勧告

<昭和63年>

- 12月16日 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布

<平成11年>

- 6月4日 自自公三党合意
* 個人情報保護に関する法律について、法制化の検討に着手し、・・・3年以内に法制化を図る
- 6月28日 総理答弁（参議院本会議：住民基本台帳法一部改正法案質疑）
* 政府としては、個人情報保護のあり方について総合的に検討した上で、法整備を含めたシステムを速やかに整えていきたい
- 11月19日 個人情報保護検討部会「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」
- 12月3日 高度情報通信社会推進本部決定「我が国における個人情報保護システムの確立について」

<平成12年>

- 10月11日 個人情報保護法制化専門委員会「個人情報保護基本法制に関する大綱」
- 10月13日 情報通信技術（IT）戦略本部決定「個人情報保護に関する基本法制の整備について」

<平成13年>

- 3月27日 「個人情報の保護に関する法律案」提出（第151回国会）

<平成14年>

3月15日 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」等4法案提出（第154回国会）

12月13日 「個人情報の保護に関する法律案」等5法案審議未了廃案（第155回国会）

<平成15年>

3月7日 「個人情報の保護に関する法律案」等5法案国会提出（第156回国会）

5月23日 「個人情報の保護に関する法律案」等5法案成立

5月30日 「個人情報の保護に関する法律」等5法公布、「個人情報の保護に関する法律」一部施行

12月10日 「個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令」「個人情報の保護に関する法律施行令」制定

<平成16年>

4月2日 「個人情報の保護に関する基本方針」閣議決定

<平成17年>

4月1日 「個人情報の保護に関する法律」全面施行

<平成20年>

4月25日 「個人情報の保護に関する基本方針」一部変更
(過剰反応への配慮、プライバシーポリシー等の促進等)

<平成21年>

9月1日 「個人情報の保護に関する基本方針」一部変更
(個人情報の保護に関する法律の所管が内閣府から消費者庁に)

<平成25年>

- 6月14日 「パーソナルデータに関する検討会」設置（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）
- 12月20日 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

<平成26年>

- 6月24日 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

<平成27年>

- 3月10日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」国会提出（第189回国会）
- 9月3日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」成立
- 9月9日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」公布

<平成28年>

- 1月1日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行
（個人情報の保護に関する法律の所管が消費者庁から個人情報保護委員会に）

<平成29年>

- 5月30日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」全面施行
（個人情報取扱事業者の監督権限が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化）

<平成31年（令和元年）>

- 1月28日 「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」公表

4月25日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」公表

12月13日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」公表

(いわゆる令和2年改正法に係るもの。なお、個人情報保護制度の一元化(いわゆる令和3年改正法)に関しては、「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む」こととした。)

12月25日 「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース(第1回)」開催
(令和3年改正法関係)

<令和2年>

3月10日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」国会提出(第201回国会)

(令和2年改正法案)

6月5日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」成立

6月12日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」公布

8月28日 「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」公表

12月23日 「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」公表

<令和3年>

2月9日 個人情報保護制度の一元化等を内容とする個人情報保護法の一部改正を含む
「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」国会提出
(第204回国会)

(令和3年改正法案)

5月11日 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」成立

5月19日 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」公布

<令和4年>

4月1日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」施行

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」施行

(令和2年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行及び令和3年改正法による改正後の個人情報保護法(行政機関・独立行政法人等に係る部分)の施行)

<令和5年>

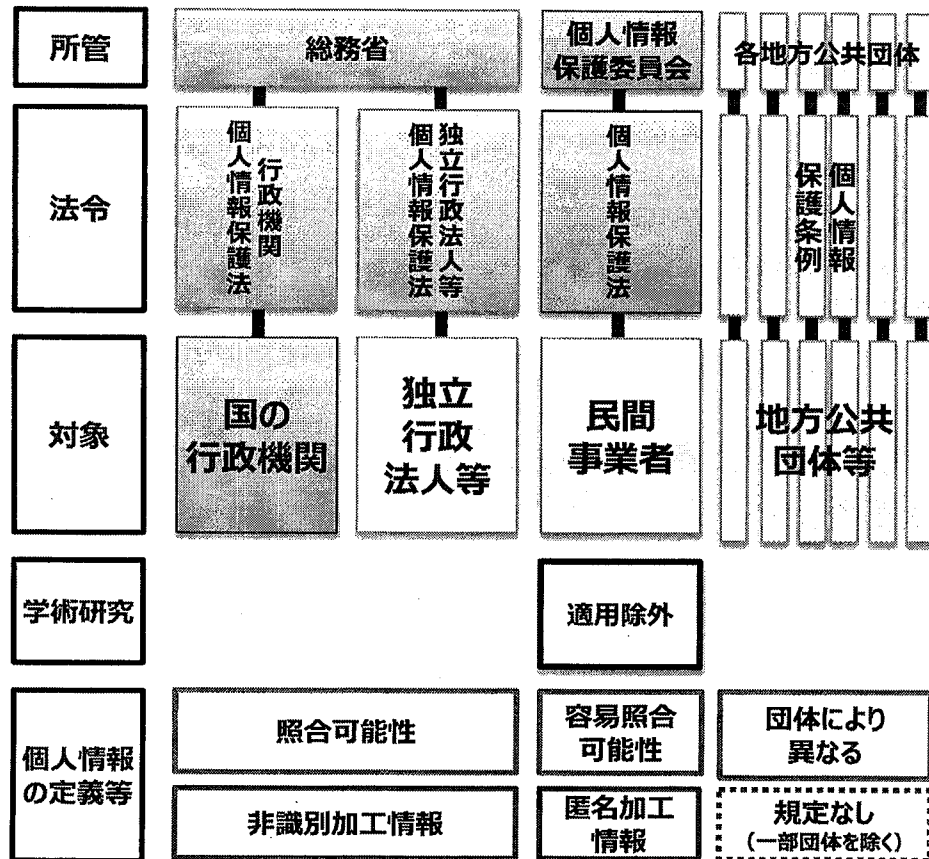
4月1日 (予定) 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」施行

(令和3年改正法による改正後の個人情報保護法(地方公共団体・地方独立行政法人に係る部分)の施行)

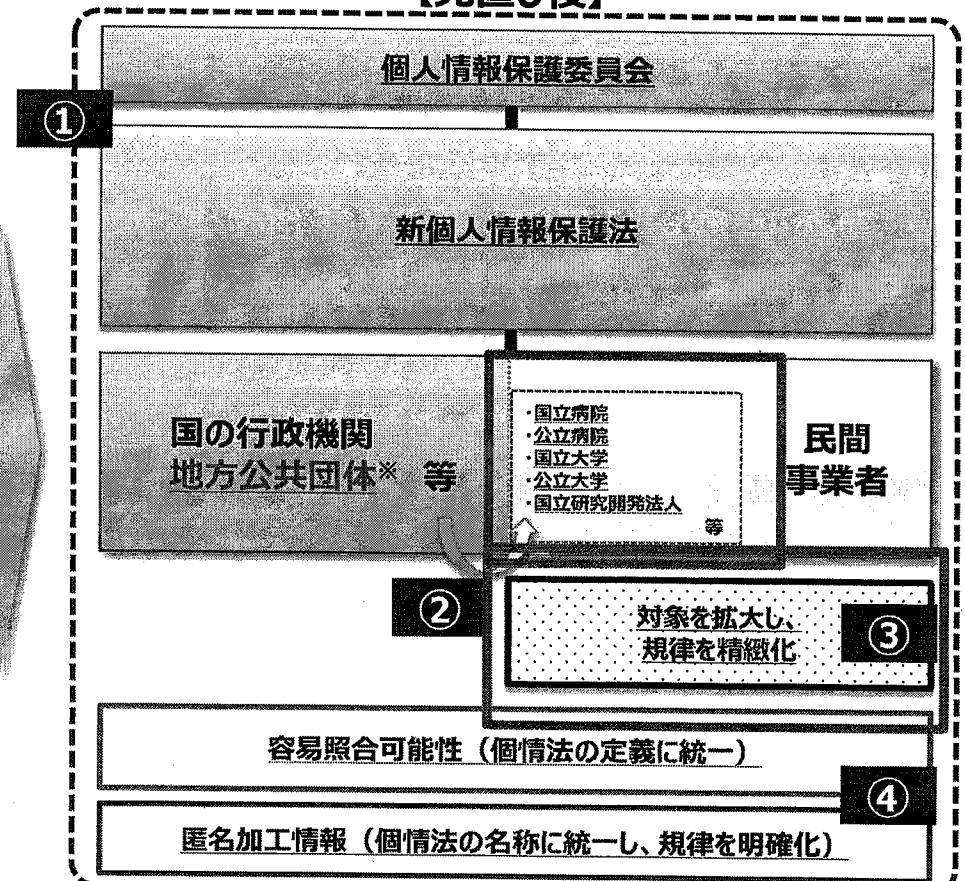
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

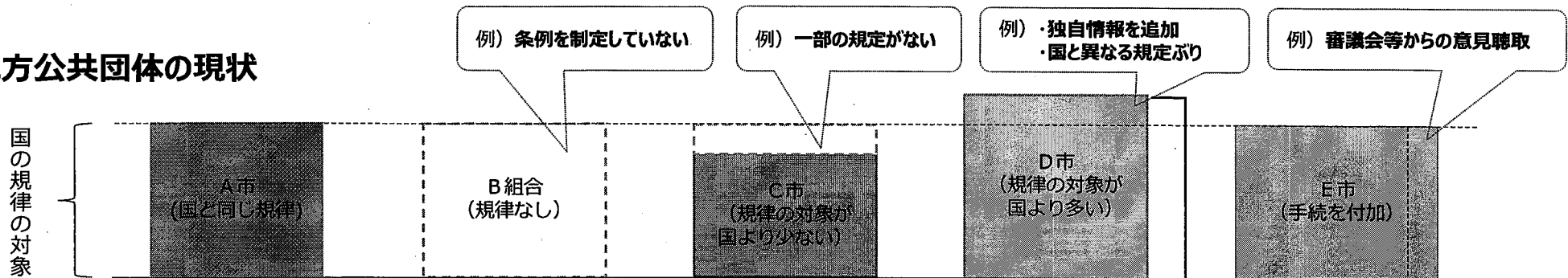
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

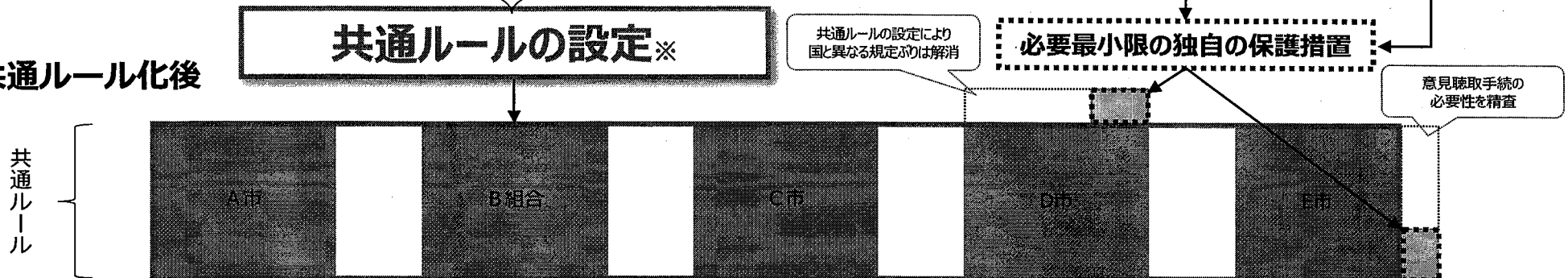
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【第五十一条改正後】

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）

第三章 個人情報保護に関する施策等

第一節 個人情報保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条—第十一条）

第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則（第十六条）

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）

第五節 民間団体による個人情報保護の推進（第四十七条—第五十六条）

第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則（第六十条）

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）

第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示（第七十六条—第八十九条）

第二款 訂正（第九十条—第九十七条）

第三款 利用停止（第九十八条—第一百零三条）

第四款 審査請求（第一百零四条—第一百零七条）

第五款 条例との関係（第一百零八条）

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百零九条—第一百二十三条）

第六節 雑則（第一百二十四条—第一百二十九条）

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等（第一百三十条—第一百四十五条）

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第一百四十六条—第一百五十二条）

第二款 認定個人情報保護団体の監督（第一百五十三条—第一百五十五条）

第三款 行政機関等の監視（第一百五十六条—第一百六十条）

第三節 送達（第百六十一条—第百六十四条）

第四節 雑則（第百六十五条—第百七十条）

第七章 雑則（第百七十一条—第百七十五条）

第八章 罰則（第百七十六条—第百八十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式によ

り記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれ

る機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者

及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等
 - 四 地方独立行政法人
- 3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

- 5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの其他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの其他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの其他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情

報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保等）

第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十三條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十四條 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十五條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第二十七條 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
 - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ず

べきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当

該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 全ての保有個人データの利用目的(第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

- 三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

- 第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利

利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人

データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照

合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二条の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しく

は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

（匿名加工情報の作成等）

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第一百六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理
 - 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあっては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

(欠格条項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第一百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第一百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消し

の日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこ

れに紛らわしい名称を用いてはならない。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - 四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

- 一 別表第二に掲げる法人
 - 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの
- 2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。
- 一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営
 - 二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書

に規定する情報を含む。以下この項において同じ。)、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。)又は地方公共団体の情報公開条例(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。)に規定する不開示情報(行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又

は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに

代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、

当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするとき

は、その旨

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
 - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求

に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営

む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

- へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この

限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみな

す。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第七十七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内になければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下こ

の項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思量するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあ

っては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第百二条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）
 - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第九条第四項</p>	<p>前項に規定する場合において、審査庁</p>	<p>第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）</p>
---------------	--------------------------	--

	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあつては

	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人)
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人)
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。)
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	<p> 終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする </p>	<p> 終結した旨を通知するものとする </p>
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関

	受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第七百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款 条例との関係

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
 - 一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）
 - 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

- 一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）

について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第一百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第一百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

- 五 第二百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 六 法人その他の団体であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - 三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。
 - 四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - 五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
 - 六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- 一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
 - 二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号か

ら第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。
- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。
- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

- 第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

- 第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保

護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節 雑則

（適用除外等）

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第二百五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第七十六条及び第八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。
- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九

条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

(権限又は事務の委任)

第二百二十六条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二節から前節まで(第七十四条及び第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第一百二十二条第一項若しくは第一百八条第一項の提案(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

(設置)

第三十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第百三十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

(所掌事務)

第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。
- 三 認定個人情報保護団体に関すること。
- 四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- 五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。
- 六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。
- 七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 八 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

- 2 委員のうち四人は、非常勤とする。
- 3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。
- 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- 5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第三百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第三百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第三百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第三百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第四百十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第四百十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第四百十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行

ってはならない。

(秘密保持義務)

第四百三十三條 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第四百四十四條 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第四百四十五條 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第四百四十六條 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第二百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第四百四十七條 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条

(第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条(第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八条、第二十九条(第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条(第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条(第一項(第五項において準用する場合を含む。))を除く。)、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条(第一項、第三項及び第五項を除く。)、第三十八条第二項、第四十一条(第四項及び第五項を除く。))若しくは第四十三条(第六項を除く。))の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取

扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七

項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。) についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

第百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(事業所管大臣)

第百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会(次号において「大臣等」という。)
- 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(報告の徴収)

第百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

- 第六十一条 第四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第五十三条の規定による報告の徴収、第五十四条の規定による命令又は第五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。
- 2 第四十八条第二項若しくは第三項若しくは第五十四条の規定による命令又は第五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

- 第六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三條、第五條、第六條、第八條及び第九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第八條中「裁判長」とあり、及び同法第九條中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

- 第六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八條の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八條の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

- 第六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第六十一条の

規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

（施行の状況の公表）

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

（国会に対する報告）

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（案内所の整備）

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

(適用範囲)

第七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

- 2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。
- 3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。
 - 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
 - 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
 - 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
- 4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(国際約束の誠実な履行等)

第七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(連絡及び協力)

第七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長（会計検査院長を除く。）は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑
 - 二 第百八十二条 同条の罰金刑
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附 則 抄

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

別表第一 (第二条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
株式会社日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二 (第二条、第五十八条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機 構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一 号）
独立行政法人地域医療機 能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七 十一号）
放送大学学園	放送大学学園法

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 （略）

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八～十 (略)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）
- 二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という。）第七条若しくは第四十四条の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）第八条若しくは第四十四条の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報（以下この条において「旧行政機関個人情報」という。）若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等（以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という。）又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報（以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という。）若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等（以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二条第一項に規定する行政機関（以下この条において「旧行政機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者
- 二 前条の規定の施行前において旧行政機関から旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 三 前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等（以下この条において「旧独立行政法人等」という。）の役員若しくは職員である者又は前条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

- 四 前条の規定の施行前において旧独立行政法人等から旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 前条の規定の施行の日（次項及び第七項において「附則第二条施行日」という。）前に旧行政機関個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項の提案がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。
- 4 第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条及び附則第七条において「第五十条改正後個人情報保護法」という。）第百十一条の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられた者は第五十条改正後個人情報保護法の規定により刑に処せられた者と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十四又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者は第五十条改正後個人情報保護法第百十八条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除された者と、それぞれみなす。
- 5 第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第一項の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十一（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十一（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報は第五十条改正後個人情報保護法第百十五条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の九（旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の九（旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十二

第二項において準用する場合を含む。) (第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者は第五十条改正後個人情報保護法第百十三条 (第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第二項において準用する場合を含む。) の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と、それぞれみなす。

- 6 第五十条改正後個人情報保護法第百十九条第二項 (同条第三項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十第一項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報は、第五十条改正後個人情報保護法第百十四条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報とみなす。
- 7 附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により個人情報保護委員会又は総務大臣がした又はすべき処分その他の行為は、附則第二条施行日以後は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした又はすべき処分その他の行為とみなす。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者
 - 二 第一項第二号に掲げる者
- 9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 一 前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等の役員若しくは職員である者又は同条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者
 - 二 第一項第四号に掲げる者
- 10 第八項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた旧行政機関個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 11 第九項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧

独立行政法人等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12 第八項から前項までの規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(第五十条の規定の施行に伴う経過措置)

第七条 第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）前に別表第二法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十

- 条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
 - 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
 - 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
 - 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
 - 11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
 - 12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
 - 13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
 - 14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」

とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第百六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

（第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十

一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

- 12 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 13 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
1	目的	<p>第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>第一条 この条例は、区民等に対して自己情報（自己に関する保有個人情報及び保有特定個人情報をいう。以下同じ。）の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の保護等に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p>
2	定義	<p>第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p> <p>3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>5 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</p> <p>一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</p> <p>一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、匿名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>8 項～10 項 略</p> <p>11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 行政機関</p> <p>二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九章第二項第三号を除き、以下同じ。）</p> <p>三 号及び四号 略</p>	<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>二 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>三 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項（番号法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>四 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「文書等」という。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している個人情報をいう。</p> <p>五 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している特定個人情報をいう。</p> <p>六 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索できるように体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>七 特定個人情報ファイル 番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>八 区民等 実施機関により個人情報等（個人情報及び特定個人情報をいう。以下同じ。）が保管されている区民又は区民以外の者をいう。</p> <p>九 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。</p>
3	基本理念	<p>第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。</p>	<p>規定なし</p>
5	地方公共団体の責務	<p>第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨のっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p>	<p>第三条 実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、区民の基本的人権を尊重するとともに、保有個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。</p>
12	地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護	<p>第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	
13	区域内の事業者等への支援	<p>第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>規定なし</p>
14	苦情の処理のあっせん等	<p>第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>規定なし</p>
15	国等への要請	<p>第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。</p>	<p>第三十二条 区長は、個人情報等の保護を図るため必要があると認めるときは、国その他の公共団体等に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。</p>

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条 項目	改正個人情報保護法	現行区条例
60 定義	<p>第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号。以下この章において「独立行政法人情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。</p> <p>二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。</p> <p>イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p> <p>三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第六十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。</p> <p>4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの</p> <p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>改正法第二条 参照</p>
61 個人情報の保有の制限等	<p>第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p>	<p>第六条 実施機関は、個人情報等を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>一 本人の同意があるとき。</p> <p>二 法令に定めがあるとき。</p> <p>三 出版、報道等によって公にされた個人情報を本人以外のものから収集するとき。</p> <p>四 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>五 心神喪失等の事由により、個人情報を本人から直接収集することができない場合で、本人の福祉の向上を目的とし、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が本人以外のものから収集することを特に必要であると認めたとき。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により個人情報を収集したときは、本人以外のものから収集した旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第一号、第二号若しくは第三号の規定により個人情報を収集したとき又は運営審議会の意見を聴いて実施機関が特に通知する必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>4 本人又はその代理人から法令等に基づく申請行為その他これに類する行為により個人情報が収集されたときは、第一項の規定による収集がなされたものとみなす。</p>
62 利用目的の明示	<p>第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一 一人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>	<p>第十条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>二 保有個人情報等の管理が必要でなくなったときは、遅滞なく廃棄し、又は消去すること。</p> <p>第十三条 実施機関は、収集した保有個人情報を業務の目的に即して、適正かつ合理的に利用しなければならない。</p>
63 不適正な利用の禁止	<p>第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>	<p>第十三条 実施機関は、収集した保有個人情報を業務の目的に即して、適正かつ合理的に利用しなければならない。</p>
64 適正な取得	<p>第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
65	正確性の確保	第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。	第十条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。 一 保有個人情報等を正確かつ最新なものとする事 二 保有個人情報等の管理が必要でなくなったときは、遅滞なく廃棄し、又は消去すること。 三 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
66	安全管理措置	第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務	第十二条 実施機関は、個人情報等を取り扱う業務を外部のものに委託しようとするときは、その委託契約において、個人情報等の保護について必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関は、前項の規定による委託をしたときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。 第十二条の二 実施機関から前条に規定する業務の委託を受けたもの、指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）、指定管理者から公の施設の管理に係る業務の委託を受けたもの及び実施機関又は指定管理者以外のものから更に委託を受けたもの（以下「受託者等」という。）は、当該受託者等が行う受託業務又は公の施設の管理に係る業務（以下「受託業務等」という。）において、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理について必要な措置を講じなければならない。
67	従事者の義務	第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	第三条 2 個人情報等を収集し、又は保有個人情報等（保有個人情報及び保有特定個人情報をいう。以下同じ。）を保管し、若しくは利用する実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。 第十二条の二 2 受託者等若しくは受託者等であったもの又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
68	漏えい等の報告等	第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。	規定なし

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
69	利用及び提供の制限	<p>第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</p>	<p>第十四条 実施機関は、第九条の規定により登録した保有個人情報（保有特定個人情報に該当するものを除く。以下この項及び第十五条第一項において同じ。）に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報の利用（区の機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。）をしようとするときは、本人の同意を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。</p> <p>一 法令に定めがあるとき。</p> <p>二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>三 区民の福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が目的外利用をすることを特に必要であると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第一号の規定により目的外利用をしたとき又は運営審議会の意見を聴いて実施機関が特に通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 実施機関は、第二項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、第二項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。</p>
70	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	<p>第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	<p>施行規則</p> <p>第八条 実施機関は、外部提供をするときは、必要に応じて、次に掲げる事項を条件として付さなければならない。</p> <p>一 秘密の保持に関すること。</p> <p>二 目的以外の使用の禁止に関すること。</p> <p>三 第三者への提供の禁止に関すること。</p> <p>四 複写及び複製の禁止に関すること。</p> <p>五 使用期間終了後の返還義務及び廃棄義務に関すること。</p> <p>六 事故発生時における報告義務に関すること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項</p> <p>2 外部提供を受けた者が前項に規定する条件に違反したときは、実施機関は、提供した個人情報の返還その他必要な措置を命じることができる。</p>

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
71	外国にある第三者への提供の制限	<p>第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</p>	規定なし
72	個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求	<p>第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	規定なし
73	仮名加工情報の取扱いに係る義務	<p>第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</p> <p>5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	規定なし

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
75	個人情報ファイル簿の作成及び公表	<p>第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル</p> <p>二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>	<p>第九条の二 実施機関は、個人情報ファイル等（個人情報ファイル及び特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を保有しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。</p> <p>一 個人情報ファイル等の名称</p> <p>二 個人情報ファイル等の利用目的</p> <p>三 個人情報ファイル等に記録される項目</p> <p>四 個人情報ファイル等に記録される個人の範囲</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイル（特定個人情報ファイルに該当するものを除く。）については、適用しない。</p> <p>一 記録される個人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>二 一年以内に消去することとなる個人情報ファイル</p> <p>三 前項の規定による登録に係る個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録される項目及び記録される個人の範囲が当該登録に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合において準用する。</p> <p>【規則】</p> <p>第四条の二 条例第九条の二第一項第五号に規定する規則で定める事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 登録日</p> <p>二 個人情報ファイル等の保管課名</p> <p>三 個人情報業務登録番号</p> <p>四 個人情報等に係る業務の処理方法の種別</p> <p>五 個人情報ファイル等に記録された個人情報等の経常的提供の有無及び提供先</p> <p>六 電子計算機の結合による個人情報等の提供の有無</p> <p>七 個人情報ファイル等の取扱いを伴う業務委託の有無</p> <p>八 前各号に定めるもののほか、区長が必要であると認めた事項</p> <p>2 条例第九条の二第二項第一号に規定する規則で定める数は、千人とする。</p> <p>3 保管課の課長は、個人情報ファイル等を新たに保有しようとするときは、個人情報ファイル簿（別記様式第三号の二）を作成し、総務課長に届け出るものとする。個人情報ファイル簿に登録した内容を変更し、又は削除するときも、同様とする。</p>
76	開示請求権	<p>第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>第十六条 区民等は、実施機関に対し、自己情報の開示の請求をすることができる。</p> <p>2 略（改正法78条へ）</p> <p>3 略（改正法78条へ）</p> <p>4 略（改正法79条へ）</p> <p>第二十条</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、代理権を有することを証する書類を添付した上で、本人に代わって第一項に規定する請求書の提出をすることができる。</p> <p>一 請求に係る自己情報が保有特定個人情報であるとき。</p> <p>二 請求に係る自己情報が保有個人情報である場合（前号に該当する場合を除く。）において、実施機関が特別の理由があると認めたとき。</p>

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
77	開示請求の手続	<p>第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>	<p>第二十条 第十六条第一項の規定による開示の請求、第十七条の規定による訂正の請求、第十八条第一項若しくは第二項の規定による削除の請求、前条第一項の規定による利用の中止の請求又は同条第二項若しくは第三項の規定による利用若しくは提供の中止（以下「提供等の中止」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名及び住所</p> <p>二 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項</p> <p>三 請求の内容及び理由</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の請求をしようとする者は、請求に当たり本人であることを明らかにしなければならない。</p> <p>【規則】 （開示等の請求）</p> <p>第十条 条例第二十条第一項に規定する請求書の提出は、自己情報（開示・訂正・削除・利用中止）請求書（別記様式第五号）により行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する請求書を提出しようとする者（以下「請求者」という。）は、官公署の発行した免許証、身分証明書等で、写真に浮き出しプレスによる証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものを提示しなければならない。ただし、実施機関が郵送その他適当と認められた方法により請求者に対し文書により照会し、その回答書を請求者が自ら持参したときは、この限りでない。</p> <p>3 条例第二十条第一項第四号に規定する規則で定める事項は、閲覧、視聴、写しの交付並びに訂正、削除及び利用中止（目的外利用の中止、外部提供の中止及び提供等の中止をいう。）の請求の区分とする。</p>
78	保有個人情報の開示義務	<p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるとき当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」とする。</p>	<p>第十六条 区民等は、実施機関に対し、自己情報の開示の請求をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、当該請求者に対し、当該請求に係る自己情報を開示しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第一項の請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。</p> <p>一 法令の規定によって本人に開示しないこととされているもの</p> <p>二 個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でない認められるもの又は開示することにより本人の利益を害すると認められるもの</p> <p>三 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するものであって、本人に開示することによって、実施機関の適正な事業執行に著しい支障をもたらすおそれのあるもの</p> <p>四 第一項の請求に係る自己情報に請求者以外の者の保有個人情報等が含まれる場合であって、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、当該保有個人情報等が法令の規定により又は慣行として開示することが予定されているもの、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示する必要があると認められるもの及び当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和三十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において当該公務員等の職務の遂行に係る情報である場合を除く。</p> <p>五 第一項の請求に係る自己情報に法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示する必要があると認められる情報を除く。</p> <p>六 運営審議会の意見を聴いて、実施機関が特に本人に開示しないことが適当であると認めたもの</p> <p>4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に、前項各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる自己情報とそれ以外の自己情報とが併せて記録されている場合において、開示しないことができる部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により開示の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる部分を除いて、当該自己情報を開示するものとする。</p>
79	部分開示	<p>第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
80	裁量的開示	第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。	規定なし
81	保有個人情報の存否に関する情報	第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	第二十一条の二 実施機関は、第十六条第一項の開示の請求に対し、当該請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、同条第三項の自己情報を開示することとなる場合に限り、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。 2 実施機関は、前項の規定により開示の請求を拒否した場合は、その旨を運営審議会に報告しなければならない。
82	開示請求に対する措置	第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	第二十一条 2 実施機関は、前項の可否の決定を行ったときは、開示の請求にあっては直ちに、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求にあっては速やかに、当該決定の内容を記載した書面により当該請求者に対し通知しなければならない。 3 前項の場合において、実施機関は、第一項の規定に基づき当該請求に応じないことと決定したとき（当該請求の一部について応じないことと決定したときを含む。）は、その理由を当該書面に記載しなければならない。 4 前項の場合において、実施機関は、自己情報を開示しないことの決定を行った当該自己情報に記録されている情報が、期間の経過により第十六条第三項各号に規定する開示しないことができる自己情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その該当しなくなる時期を当該書面に記載しなければならない。 第二十二条 実施機関は、第二十一条第一項の規定により開示の請求、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に応じることの決定を行ったときは、当該請求に応じなければならない。
83	開示決定等の期限	第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	第二十一条 実施機関は、前条第一項又は第三項に規定する請求書を受領したときは、開示の請求にあっては直ちに、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求にあっては請求書を受領した日の翌日から起算して二十日以内に、当該請求に応じるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）を行わなければならない。 2～4 略（改正法82条へ） 5 実施機関は、第一項の規定にかかわらず、開示の請求に係る自己情報の検索又は可否の決定に日時を要する場合は、請求書を受領した日の翌日から起算して十四日以内に可否の決定を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかにその旨を書面により当該請求者に通知しなければならない。 6 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項で定める訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求若しくは提供等の中止の請求に対する可否の決定に係る期間又は前項の期間内に可否の決定を行えないときは、請求書を受領した日の翌日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長する期間及び理由を記載した書面により当該請求者に通知しなければならない。
84	開示決定等の期限の特例	第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	規定なし
85	事実の移送	第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。	規定なし

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
86	第三者に対する意見書提出の機会	<p>第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第五十五条第二項第三号及び第七十七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第五十五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第二十一条の三 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（以下この条、第二十三条の三及び第二十三条の四において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、当該請求に係る自己情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が請求に係る自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。</p>
87	開示の実施	<p>第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供ししなければならない。</p> <p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>第二十二條</p> <p>2 自己情報の開示は、実施機関が、書面により指定する日時及び場所において、当該請求に係る自己情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は当該自己情報の写しを交付することによって行うものとする。この場合において、自己情報の記録媒体の種類、性質及び状態に応じた開示の方法は、規則で定める。</p> <p>3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該情報に代えて、その写しにより開示することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 実施機関は、情報提供等記録の訂正の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは同号に規定する情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは同号に規定する条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に、書面によりその旨を通知しなければならない。</p> <p>【規則】</p> <p>第十二条 条例第二十二條第二項の規定による自己情報（情報提供等記録を除く。）の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、職員立会いの下に行う。</p> <p>2 条例第二十二條第二項後段に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる自己情報が記録された媒体について当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 文書、図画、写真 閲覧又は写しの交付</p> <p>二 電磁的記録 通常の事務処理の方法で出力されたものの閲覧又は写しの交付。ただし、電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付</p> <p>三 マイクロフィルム 視聴又は印刷物として出力したものの交付</p> <p>3 実施機関は、自己情報の閲覧又は視聴（以下「閲覧等」という。）を受ける者が、当該閲覧等に係る自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあるときは、当該自己情報の閲覧等の中止を命ずることができる。</p> <p>4 条例第二十二條第二項に規定する自己情報（情報提供等記録に限る。）の開示は、区長が別に定める方法により行う。</p>
88	他の法令による開示の実施との調整	<p>第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>第三十条 他の法令の定める手続により、実施機関に対して自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供等の中止その他これらに類する請求（自己に関する保有特定個人情報の開示の請求を除く。）ができる場合には、それぞれの定めるところによる。</p> <p>2 この条例の規定は、実施機関が管理する施設等において区民の利用に供することを目的とする図書、資料、刊行物等については、適用しない。</p>
89	手数料	<p>第八十九条</p> <p>1 略（地方公共団体は適用外）</p> <p>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p> <p>4～9 略（地方公共団体は適用外）</p>	<p>第二十九条 この条例の規定による自己情報の閲覧及び視聴並びに訂正、削除、利用の中止及び提供等の中止に係る費用は、無料とする。</p> <p>2 この条例の規定による自己情報の写しの交付を受ける者は、当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。</p> <p>※ 写しの作成に要する費用については、告示で定めている。</p>

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
90	訂正請求権	<p>第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になしなければならない。</p>	<p>第十七条 区民等は、自己情報について、事実に関する部分に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求をすることができる。</p>
91	訂正請求の手續	<p>第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>第二十条 改正法76条、77条へ （区条例第16条、20条）</p>
92	保有個人情報の訂正義務	<p>第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>第二十二條 実施機関は、第二十一条第一項の規定により開示の請求、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に応じることの決定を行ったときは、当該請求に応じなければならない。</p>
93	訂正請求に対する措置	<p>第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第二十一条</p> <p>2 実施機関は、前項の可否の決定を行ったときは、開示の請求にあっては直ちに、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求にあっては速やかに、当該決定の内容を記載した書面により当該請求者に対し通知しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、実施機関は、第一項の規定に基づき当該請求に応じないことと決定したとき（当該請求の一部について応じないことと決定したときを含む。）は、その理由を当該書面に記載しなければならない。</p>
94	訂正決定等の期限	<p>第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第二十一条 実施機関は、前条第一項又は第三項に規定する請求書を受領したときは、開示の請求にあっては直ちに、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求にあっては請求書を受領した日の翌日から起算して二十日以内に、当該請求に応じるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）を行わなければならない。</p> <p>2～4 略（改正法82条へ）</p> <p>5 実施機関は、第一項の規定にかかわらず、開示の請求に係る自己情報の検索又は可否の決定に日時を要する場合は、請求書を受領した日の翌日から起算して十四日以内に可否の決定を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかにその旨を書面により当該請求者に通知しなければならない。</p> <p>6 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項で定める訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求若しくは提供等の中止の請求に対する可否の決定に係る期間又は前項の期間内に可否の決定を行えないときは、請求書を受領した日の翌日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長する期間及び理由を記載した書面により当該請求者に通知しなければならない。</p>
95	訂正決定等の期限の特例	<p>第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 訂正決定等をする期限</p>	<p>規定なし</p>
96	事案の移送	<p>第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。</p>	<p>規定なし</p>

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
97	保有個人情報の提供先への通知	第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	第二十二條 4 実施機関は、訂正の請求（情報提供等記録の訂正の請求を除く。）、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。 5 実施機関は、情報提供等記録の訂正の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは同号に規定する情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは同号に規定する条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に、書面によりその旨を通知しなければならない。
98	利用停止請求権	第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認るときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なければならない。	第十八條 区民等は、実施機関が第六条、第七条、第八条第一項及び第二項の規定に違反して自己情報（自己に関する保有特定個人情報を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求をすることができる。 2 区民等は、実施機関が保有する自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有特定個人情報の削除の請求をすることができる。 一 第六条の規定に違反して収集されたとき。 二 第十四条の第二項又は第二項の規定に違反して利用されているとき。 三 番号法第二十条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。 四 番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 3 区民等は、情報提供等記録について、削除の請求をすることができない。 第十九條 区民等は、実施機関が第十四条第一項若しくは第二項の規定に違反して自己情報の目的外利用をしていると認めるとき又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して自己情報の外部提供をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用の中止」という。）の請求をすることができる。 2 区民等は、実施機関が保有する自己に関する保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有特定個人情報の利用の中止の請求をすることができる。 一 第六条の規定に違反して収集されたとき。 二 第十四条の第二項又は第二項の規定に違反して利用されているとき。 三 番号法第二十条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。 四 番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 3 区民等は、実施機関が自己に関する保有特定個人情報を第十五条の二第一項の規定に違反して提供していると認めるときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止の請求をすることができる。 4 区民等は、情報提供等記録について、利用又は提供の中止の請求をすることができない。
99	利用停止請求の手続	第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 三 利用停止請求の趣旨及び理由 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	第二十條 改正法76条、77条へ （区条例第16条、20条）
100	保有個人情報の利用停止義務	第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。	第二十二條 実施機関は、第二十一条第一項の規定により開示の請求、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に応じることの決定を行ったときは、当該請求に応じなければならない。
101	利用停止請求に対する措置	第一百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	第二十一條 2 実施機関は、前項の可否の決定を行ったときは、開示の請求にあっては直ちに、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求にあっては速やかに、当該決定の内容を記載した書面により当該請求者に対し通知しなければならない。 3 前項の場合において、実施機関は、第一項の規定に基づき当該請求に応じないことと決定したときを決定したとき（当該請求の一部について応じないことと決定したときを含む。）は、その理由を当該書面に記載しなければならない。 4 前項の場合において、実施機関は、自己情報を開示しないこととの決定を行った当該自己情報に記録されている情報が、期間の経過により第十六条第三項各号に規定する開示しないことができる自己情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その該当しなくなる時期を当該書面に記載しなければならない。

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
102	利用停止決定等の期限	<p>第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない</p>	<p>第二十一条 実施機関は、前条第一項又は第三項に規定する請求書を受領したときは、開示の請求にあつては直ちに、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求にあつては請求書を受領した日の翌日から起算して二十日以内に、当該請求に応じるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）を行わなければならない。</p> <p>2～4 略（改正法82条へ）</p> <p>5 実施機関は、第一項の規定にかかわらず、開示の請求に係る自己情報の検索又は可否の決定に日時を要する場合は、請求書を受領した日の翌日から起算して十四日以内に可否の決定を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかにその旨を書面により当該請求者に通知しなければならない。</p> <p>6 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項で定める訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求若しくは提供等の中止の請求に対する可否の決定に係る期間又は前項の期間内に可否の決定を行えないときは、請求書を受領した日の翌日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長する期間及び理由を記載した書面により当該請求者に通知しなければならない。</p>
103	利用停止決定等の期限の特例	<p>第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 利用停止決定等をする期限</p>	規定なし
105	審査会への諮問	<p>第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <p>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p> <p>四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第七十条第一項第二号において同じ。）</p> <p>二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二十三条の二 前条第一項の規定に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成五年三月文京区条例第八号）に基づく文京区情報公開及び個人情報保護審査会に対し、諮問しなければならない。</p> <p>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>二 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（当該自己情報の開示について第二十一条の三第二項に規定する反対の意思を表示した意見書が提出されているときを除く。）</p> <p>三 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正、削除、利用の中止又は提供等の中止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しその他の規則に定める文書を添えてしなければならない。</p> <p>第二十三条の三 前条第一項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）</p> <p>二 開示等請求を行った者（開示等請求を行った者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>三 当該審査請求に係る自己情報の開示について第二十一条の三第二項に規定する反対の意思を表示した意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>
106	地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等	<p>第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>第二十三条 第二十条第一項の規定に基づく請求（以下「開示等請求」という。）に対する決定（以下「開示等決定」という。）又は開示等請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項本文の規定は、適用しない。</p>
107	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	<p>第七十条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。</p>	<p>第二十三条の四 第二十一条の三第二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>一 開示等決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>二 審査請求に係る開示等決定（審査請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る自己情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
108	条例との関係	<p>第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p>	規定なし

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
109	行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等	<p>第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。</p> <p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）</p> <p>二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。</p> <p>3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。</p>	規定なし
110	提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載	<p>第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。</p> <p>一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p> <p>二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	規定なし
111	提案の募集	<p>第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。</p>	規定なし
112	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案	<p>第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。</p> <p>2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 提案に係る個人情報ファイルの名称</p> <p>三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数</p> <p>四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項</p> <p>五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容</p> <p>六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間</p> <p>七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面</p>	規定なし
113	欠格事由	<p>第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>六 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>	規定なし

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
114	提案の審査等	<p>第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。</p> <p>三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。</p> <p>四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。</p> <p>五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。</p> <p>六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。</p>	規定なし
115	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結	<p>第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。</p>	規定なし
116	行政機関等匿名加工情報の作成等	<p>第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	規定なし
117	行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載	<p>第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。</p> <p>一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p> <p>三 次条第一項の提案をすることができる期間</p>	規定なし
118	作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等	<p>第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。</p>	規定なし

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
119	手数料	<p>第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。</p> <p>6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。</p> <p>7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。</p> <p>10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	規定なし
120	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除	<p>第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。</p> <p>一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。</p> <p>二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。</p>	規定なし
121	識別行為の禁止等	<p>第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	規定なし
122	従事者の義務	<p>第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	規定なし
123	匿名加工情報の取扱いに係る義務	<p>第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	規定なし

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
124	適用除外等	<p>第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。</p> <p>2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。</p>	規定なし
125	適用の特例	<p>第二百五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第七十六条及び第八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第八十一条の規定は、適用しない。</p> <p>2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。</p> <p>3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。</p>	規定なし
126	権限又は事務の委任	<p>第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。</p>	規定なし
127	開示請求等を行う者に対する情報の提供等	<p>第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第十二条第一項若しくは第十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	規定なし
128	行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理	<p>第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	第二十四条 実施機関は、この条例による実施機関の個人情報等の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。
129	地方公共団体に置く審議会等への諮問	<p>第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>	<p>7条2号（収集禁止事項）</p> <p>8条2項6号（収集の制限）、同条3項（本人宛通知の省略）</p> <p>9条4項（業務の登録・廃止）</p> <p>12条2項（委託したときの報告）</p> <p>14条2項4号（目的外利用）、同条3項（本人宛通知の省略）、同条5項（審議会への報告）</p> <p>14条の2第4項（特定個人情報を緊急時に利用した場合の審議会への報告）</p> <p>15条2項3号（外部提供）、同条15条3項を読み替えて準用する14条5項（審議会への報告）</p> <p>15条の2第3項（特定個人情報を緊急時に提供した場合の審議会への報告）</p> <p>15条の3第3号（収集禁止事項の電子計算組織への記録）</p> <p>15条の4第1項第3号（外部結合）、同条3項（審議会への報告）</p> <p>16条3項6号（自己情報開示請求において本人に開示しない場合）</p> <p>21条の2第2項（存否応答拒否した場合の審議会への報告）</p> <p>25条3項（事業者の人権侵害行為の公表）</p>

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
156	資料の提出の要求及び実地調査	第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。	
157	指導及び助言	第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。	
158	勧告	第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。	
159	勧告に基づいてとった措置についての報告の要求	第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。	
160	委員会の権限の行使の制限	第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。	
165	施行の状況の公表	第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 略	
166	地方公共団体による必要な情報の提供等の求め	第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。 2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。	
167	条例を定めたときの届出	第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。 2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。	
176	罰則	第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	第三十四条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十二条の二第一項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者（以下「職員等」という。）が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
180	罰則	第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第三十五条 職員等がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
181	罰則	第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第三十七条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
183	罰則	第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。	規定なし
185	罰則	第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者	第三十八条 偽りその他不正の手段により、第二十一条の規定による開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
	事業者の責務	規定なし	第四条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の基本的権利を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。
	区民の責務	規定なし	第五条 区民は、相互に基本的権利を尊重し、個人情報等の保護の重要性を認識するとともに、個人情報等の保護に関する区の施策に協力しなければならない。
	収集禁止事項	規定なし	第七条 実施機関は、思想、信条、宗教、人種、社会的差別の原因となる社会的身分及び犯罪に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 法令に定めがあるとき。 二 あらかじめ文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成五年三月文京区条例第七号）に基づく文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて、実施機関が収集することを特に必要であると認めたとき。
	業務の登録	規定なし （参考） 第七十五条	第九条 実施機関は、保有個人情報等に係る業務を新たに開始するときは、あらかじめ業務ごとに次に掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。 一 業務の名称 二 業務の目的 三 対象となる個人の範囲 四 個人情報等の項目 五 個人情報等の保護管理に係る責任者 六 前各号に掲げるもののほか、文京区規則（以下「規則」という。）で定める事項 2 実施機関は、業務を開始する前において、前項の規定により登録した業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。 3 前二項の規定にかかわらず、実施機関は、業務を開始した後において、緊急かつやむを得ないときは、第一項に規定する個人情報業務登録簿への登録又は登録の修正をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は登録の修正をしなければならない。 4 実施機関は、第一項若しくは前項の規定により登録をしたとき又は第二項の規定により登録を抹消したときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。 5 実施機関は、個人情報業務登録簿を閲覧に供しなければならない。
	責任者の設置	規定なし	第十一条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るため、規則で定めるところにより個人情報等の保護管理に係る責任者を置かなければならない。
	保有特定個人情報の利用の制限	規定なし	第十四条の二 実施機関は、番号法第九条に規定する利用範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、番号法第九条に規定する利用範囲を超えて保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。 3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。 4 実施機関は、第二項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。
	保有特定個人情報の提供の制限	規定なし	第十五条の二 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。 2 実施機関は、番号法第十九条第十四号の規定により保有特定個人情報を提供したときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。 3 実施機関は、番号法第十九条第十四号の規定により保有特定個人情報を提供したときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。
	電子計算組織への記録の禁止	規定なし	第十五条の三 実施機関は、第七条本文に規定する個人情報をその電子計算組織に記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 電子計算組織に記録することについて、法律又は条例に定めがあるとき。 二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が電子計算組織に記録することを特に必要であると認めたとき。

個人情報保護法と区条例の規定の比較（条文比較）

条	項目	改正個人情報保護法	現行区条例
	外部結合による個人情報の提供の禁止	規定なし	第十五条の四 実施機関は、その電子計算組織に体系的に構成され、記録された保有個人情報の集合体を区の機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線その他の方法によって結合すること（以下「外部結合」という。）により保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 外部結合により個人情報を提供することについて、法律又は条例に定めがあるとき。 二 前号に掲げるもののほか、区民福祉の向上に資し、かつ、個人情報の保護について適切な措置が講じられている場合において、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部結合により個人情報を提供することを特に必要であると認めたとき。 2 実施機関は、外部結合により保有個人情報を提供するに当たり必要があると認めるときは、その相手方に対して条件を付し、又は保有個人情報の保護について必要な措置等を行うよう求めるものとする。 3 実施機関は、第一項ただし書の規定により保有個人情報を提供したときは、その実施状況を運営審議会に報告しなければならない。
	区長の指導及び勧告等	規定なし	第二十五条 区長は、事業者が事業活動を行うに当たって、個人情報に係る区民の基本的権利を著しく侵害する行為をしていると認めるときは、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。 2 区長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。 3 区長は、事実を公表しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。
	事業者に対する個人情報の保護の意識啓発等	規定なし	第二十六条 区長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。
	出資法人の義務	規定なし	第二十七条 区が出資する法人で区長が指定するものが個人情報等を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、個人情報等の保護について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	指定管理者に対する特例	規定なし	第二十七条の二 第二章から第四章まで（第十条及び第十二条の二を除く。）の規定及び第二十四条の規定は、指定管理者が公の施設の管理の業務に関して個人情報等を取り扱う場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。 2 前項に規定する場合において、指定管理者が次に掲げる行為を行うときは、当該指定管理者に係る実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて行うものとする。 一 第七条第二号、第八条第二項第六号若しくは第三項、第十四条第二項第四号若しくは第三項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第三号、第十五条の三第二号又は第十五条の四第一項第二号の規定の準用により運営審議会の意見を聴くとき。 二 第九条第一項から第三項まで（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により、個人情報業務登録簿に業務を登録し、又は登録を抹消し、若しくは修正するとき。 三 第九条第四項（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十四条第五項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第四項、第十五条の二第三項又は第十五条の四第三項の規定の準用により運営審議会に報告するとき。 四 第九条第五項（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により個人情報業務登録簿を閲覧に供するとき。 五 第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第三項又は第十五条の二第二項の規定の準用により記録した事項を閲覧に供するとき。 3 前項第一号の場合において、既に指定実施機関が同号に掲げる規定により運営審議会の意見を聴いているときは、指定管理者が同項の規定により指定実施機関を通じて意見を聴いたものとみなす。 4 第五章の規定は、指定管理者保有個人情報等（公の施設の管理の業務に関して指定管理者が保有する個人情報等をいう。次項において同じ。）の開示、訂正等の手続について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。 5 前項の規定により準用する第十六条第一項、第十七条、第十八条第一項若しくは第二項又は第十九条第一項、第二項若しくは第三項の規定による請求があったときは、指定管理者は、請求に係る指定管理者保有個人情報等及び指定実施機関が必要と認めた資料を指定実施機関に提出しなければならない。 6 第四項の規定により準用する第二十二条第一項の規定により指定実施機関が請求に応じることの決定を行ったときは、指定管理者はこれに従わなければならない。 7 第九章の規定の適用に当たっては、公の施設の管理の業務に関して指定管理者が保有する個人情報は、指定実施機関の保有個人情報とみなす。
	制度運営への区民参加	規定なし	第二十八条 区長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関して区民の意見を反映させるよう、必要な措置を講ずることに努めるものとする。
	運用状況の公表	規定なし	第三十一条 区長は、毎年一回、各実施機関におけるこの条例の運用状況をとりまとめ、公表しなければならない。
	委任	規定なし	第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。
	罰則	規定なし	第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
1	3	目的	第一条	第一条	おおむね同様の規定	—	不要
2	2	定義	第二条	第二条	【法全体に係る定義】 1 個人情報の定義について、改正法は、容易照合性を要件としているが、区条例において当該要件はない。	1 照合可能性はあるが容易照合可能性のない情報は、匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律があることから、観念的には存在しても、具体的な事例は想定されない。	要検討
					2 死者に関する情報について、改正法では個人情報に含まれない。また、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、個人情報に含まれる。	2 死者に関する情報について、保護措置や遺族からの開示請求等に関する手続に関する規定を設けるか検討する。	
					3 個人関連情報について、改正法において新たに定義付けされる。（例：Cookie等の端末識別子を通じて収集されたある個人のウェブサイトの閲覧履歴、ある個人の位置情報等）	3 改正法の規定のとおり運用する。	
					4 実施機関について、改正法では議会が含まれない。	4 議会において自律的に対応する必要がある。	
					5 匿名加工情報について、改正法において新たに定義付けされる。	5 改正法の規定のとおり運用する。	
					【第五章（行政機関等の義務等）及び第八章（罰則）に係る定義】 6 区条例において収集禁止事項となっていた個人情報は、改正法では要配慮個人情報として取り扱う。	6 個人情報の保有は、法令の定める事務の遂行に必要な場合に利用目的の達成に必要な範囲内でのみ認められること、また、安全管理措置を適切に行うことで区条例と同水準の保護を図ることができる。	
					7 要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを条例要配慮個人情報として条例に規定することができる。	7 条例要配慮個人情報として規定すべきものがあるか整理中	
3	1	基本理念	第三条	規定なし	—	—	不要
5	3	地方公共団体の責務	第五条		おおむね同様の規定	—	不要
12	3	地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護	第十二条	第三条	おおむね同様の規定	—	不要
13	1	区域内の事業者等への支援	第十三条	規定なし	—	改正法の規定のとおり運用する。	不要
14	1	苦情の処理のあっせん等	第十四条	規定なし	—	改正法の規定のとおり運用する。	不要
15	3	国及び地方公共団体の協力	第十五条	第三十二条	改正法は要請できる旨の規定ではないが、相互に協力することを定めたものであり、おおむね同様の規定である。	改正法第15条に基づき要請できることから、法施行条例に同趣旨の規定を設ける必要はない。	不要
60	2	定義	第六十条	第二条	改正法第2条「区条例との差異（改正法・区条例の概要）」に記載のとおり	改正法第2条「区の考え方」に記載のとおり	—

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
61	2	個人情報の保有の制限等	第六十一条	第六条 第八条 第十条 第十三条	1 個人情報の収集について、改正法では本人直接収集の規定が存在しないところ、本人直接収集を原則とする規定を条例で設けることは、許容されない。	1 改正法は、本人の関与という点では、取得されていた情報について事後的に削除や利用停止を請求する仕組みがある。加えて、個人情報保有制限や不正取得・利用の禁止などの規律もあり、法律全体として、本人取得原則自体は採用していなくとも個人情報保護の水準は確保される。 また、個人情報の収集に当たり、改正法は、「個人情報を保有するに当たり、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」とされており、区条例第6条（適正な収集）と概ね同様の規定であることから、現行の事務に支障は生じない。	不要
					2 本人以外収集時の本人宛通知について、改正法には規定が存在しない。	2 改正法において本人直接収集の規定がないことから、本人以外収集時の本人宛通知は、今後必要ないものと考えられる。	
					3 個人情報の消去について、個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限ること（法第61条第1項）、また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法第61条第2項）ことから、不要な保有個人情報の消去に係る規定を条例で設けることは、法律の規律と実質的に同様の内容を規律することになるため、許容されない。	3 必要でなくなった時（＝保存年限経過後）に廃棄・消去する従来の運用と差異はないものと考えられる。	
					4 包括的な権能を定めているような規定（地方自治法2条2項（地域における事務を広く処理する））に基づき個人情報を保有することも許容される。	4 区条例6条の「業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内」と同様の趣旨と考えられる。	
62	3	利用目的の明示	第六十二条	おおむね同様の規定	—	不要	
63	3	不適正な利用の禁止	第六十三条	おおむね同様の規定	—	不要	
64	3	適正な取得	第六十四条	おおむね同様の規定	—	不要	
65	2	正確性の確保	第六十五条	第十条 第十二条 第十二条の二	改正法は努力規定、区条例は義務規定だが、内容は、おおむね同様である。	従来の運用のとおり	不要
66	3	安全管理措置	第六十六条	第十条 第十二条 第十二条の二	おおむね同様の規定	改正法と区条例の規定はおおむね同様であるが、区条例において外部委託に関する措置や再委託における措置を規定しているため、安全管理措置に関する指針を参考に、具体的な措置について、法施行条例等においてどのように規定するか検討する。	要検討

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
67	3	従事者の義務	第六十七条	第三条 第十二条の二	おおむね同様の規定	-	不要
68	1	漏えい等の報告等	第六十八条	規定なし	以下の事態が生じた場合は、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知しなければならない。 ① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態 ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態	保有個人情報漏えい等事案が発生した際の対応マニュアルを策定する方向で検討中	不要
69	2	利用及び提供の制限	第六十九条	第十四条 第十五条	1 外部結合について、改正法には規定が存在しない。 なお、外部結合を制限するような規定を法施行条例に規定することは、許容されない。 2 収集禁止事項の電子計算組織への記録の禁止について、改正法には規定が存在しない。 3 個人情報の目的外利用について、改正法と区条例の規定ぶりが異なる。 4 個人情報の外部提供について、改正法と区条例の規定ぶりが異なる。	1 改正法の安全管理措置(第66条)、提供制限(第69条)及び提供先への措置要求（第70条）の適切な運用により行政のデジタル化に対応した実効的な個人情報の保護を図る。 2 1と同様の整理 3、4 区条例において認められてきた個人情報の目的外利用や外部提供は、改正法の下でも認められ得るものと考えられることから、現行の事務に支障は生じない。 なお、目的外利用又は提供を行った際の本人宛通知については、改正法においては本人同意の原則がないこと、また、本人宛通知を義務付けることにより利用・提供の妨げとなることは法の趣旨に反することから、不要とする方向で検討中	不要
70	3	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	第七十条	施行規則 第八条	おおむね同様の規定	従来の運用のとおり（必要に応じて、保有個人情報の提供先に個人情報の保護措置を求める。）	不要
71	1	外国にある第三者への提供の制限	第七十一条	規定なし	利用目的以外の目的のために外国にある第三者に保有個人情報を提供する際は、法令に基づく場合及び改正法第69条第2項第4号に掲げる場合（統計の作成、学術目的、明らかに本人に利益になるとき、特別の理由があるとき）を除き、本人の同意を得る必要がある。	現状では具体的な事例は想定されないが、事例が発生した場合は、改正法の規定のとおり運用する。	不要

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
72	1	個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求	第七十二条	規定なし	個人関連情報を提供する際に、提供先において個人情報とひも付ける等の行為を行うことを想定している場合等は、提供先が個人情報として取得する場合に該当し、保有個人情報を外部提供する際に行う措置要求（改正法70条）と同様の制限を課す必要がある。	現状では具体的な事例は想定されないが、事例が発生した場合は、改正法の規定のとおり運用する。	不要
73	1	仮名加工情報の取扱いに係る義務	第七十三条	規定なし	仮名加工情報の取扱いについて ① 第三者への提供禁止（法令に基づく場合を除く。） ② 安全管理措置を行わなければならない ③ 他の情報との照合禁止（法令に基づく場合を除く。） ④ 連絡先の利用禁止（法令に基づく場合を除く。） ※ 委託先においても同様	仮名加工情報は、民間事業者が作成した仮名加工情報を法令等に基づき区が取得する場合に取り扱う事例が国においては想定されているが、現状では具体的な事例は想定されない。	不要
75	2	個人情報ファイル簿の作成及び公表	第七十五条	第九条の二 【規則】 第四条の二	1 個人情報ファイル簿は、①一般の閲覧すること②インターネットによる公表の2つの方法により公表する必要あり（令第20条第5項） 2 区条例では、全ての特定個人情報ファイルの個人情報ファイル簿への登録を義務付けていたが、改正法では、個人情報ファイルに特定個人情報ファイルも含まれるため、個人情報ファイルと同様の基準で特定個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿を作成することとなる。 3 改正法では、個人情報業務登録簿に関する規定はないが、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができる。 4 個人情報ファイル簿の作成要件に差異あり 5 個人情報ファイル簿に掲載する記載事項に差異あり	1 シビックセンター2階行政情報センターへの備え付け及び区HPでの公表を予定 2 個人情報業務登録簿において特定個人情報ファイルとして保有する旨を記載することで、区条例と同様の水準の運用を行うことができる。 3 改正法では、収集制限として「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」とされていることから、個人情報を取り扱う全ての業務の範囲を明確にし、その利用目的を明らかにすることを目的として、区条例で運用している個人情報業務登録簿（個人情報業務登録票及び個人情報業務登録個票）を改正法施行後も引き続き作成し、公表する方向で検討中 4 区条例の規定により作成していた個人情報ファイル簿のうち、改正法において個人情報ファイル簿として作成する必要がないものがあるが、個人情報業務登録簿において個人情報ファイルとして保有する旨を記載することで、区条例と同水準の運用を行うことができる。 5 改正法及び施行令に規定されている項目を記載事項として個人情報ファイル簿を整備する方向で検討中	要検討 （個人情報業務登録簿の作成・公表に係る規定）
76	3	開示請求権	第七十六条	第十六条 第二十条	おおむね同様の規定	—	不要

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
77	2	開示請求の手続	第七十七条	第二十条 【規則】 第十条	1 補正に関する規定について、区条例には定めがないが、改正法には規定あり。	1 運用上の差異はない。	要検討
					2 開示請求等の方法について、区条例では窓口受付のみとされていたが、改正法では郵送により開示請求等を行うことができることから、郵送による受付体制を整える必要がある。	2 改正法の規定のとおり運用する。	
					3 デジタル手続法第6条第1項の規定によりオンラインによる開示請求等を行うことができる。	3 <u>オンラインによる開示請求等の導入について検討中</u>	
					4 区条例では、開示請求書に開示請求の趣旨について記載する欄があるが、改正法には記載事項として規定されていない。	4 <u>記載事項について検討中（記載事項を追加する場合は、法施行条例に規定する必要あり。）</u>	
78	2	保有個人情報の開示義務	第七十八条	第十六条	1 不開示情報の範囲が異なる。	1、2 <u>内容を精査中</u>	要検討
					2 情報公開条例との整合性を図るために情報公開条例において不開示とされている情報を条例で不開示情報として規定することができる。		
					3 区条例では、不開示情報に該当する場合は、開示しないことが「できる」となっているため、保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量した結果開示することもあり得るが、改正法では、原則不開示となるものの、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとして行政的判断により開示する場合は、改正法第80条の裁量的開示に当たる。	3 改正法の規定のとおり運用する。	
79	3	部分開示	第七十九条	第十六条	おおむね同様の規定	—	不要
80	1	裁量的開示	第八十条	規定なし	改正法第78条「区条例との差異」に記載のとおり	改正法第78条「区の考え方」に記載のとおり	不要
81	3	保有個人情報の存否に関する情報	第八十一条	第二十一条の二	不開示情報として規定されている情報を開示することとなる場合は存否応答拒否できる点については、改正法と区条例に差異はない。 情報公開条例では、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が害されると認められた場合又は情報公開条例7条2号（個人情報）に規定する非公開情報を公開することとなる場合に限り、存否応答拒否をすることができる とされており 、存否応答拒否できる場合が改正法と異なる。	<u>影響について精査中</u>	要検討

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
82	2	開示請求に対する措置	第八十二条	第二十一条 第二十二条	1 改正法では、決定時に利用目的を通知する必要あり。	1 改正法の規定のとおり運用する。	要検討
					2 区条例第21条第4項において不開示情報が期間の経過により開示できる場合は、その旨を決定通知に記載しなければならない旨が規定されているが、改正法にはそのような規定はない。 なお、このような規定を法施行条例等に規定することは妨げられない。	2 現運用を継続するため、期間の経過により開示できる旨を決定通知に記載することについて、法施行条例等に規定する方向で検討中	
83	2	開示決定等の期限	第八十三条	第二十一条	1 決定期限について、期間の末日が祝日又は年末年始の場合、（地方自治法第4条の2、文京区の休日定める条例参照。）区条例では、直前の営業日が決定期限となるが、改正法では、翌営業日をもって期間が満了することとなる。（民法142条の規定による。）	1 改正法のとおり運用する。	要検討
					2 決定期限について差異あり。 ※ 決定期限を改正法より短縮する場合は、法施行条例に規定する必要あり。	2 開示決定等及び訂正決定等の期限について、法の規定のとおり（決定期限30日、延長期限60日）とするか検討する。	
					3 補正に要した日数について、決定期限の期間に算入しない。	3 区条例に規定はないが、運用上は改正法と同様であり、影響はない。	
84	1	開示決定等の期限の特例	第八十四条	規定なし	保有個人情報著しく大量である場合における決定期限の特例延長について、新たに改正法に規定された。	改正法の規定のとおり運用する。	不要
85	1	事案の移送	第八十五条	規定なし	改正法において新たに事案の移送について規定された。 <事案を移送することとなる例> (1) 自機関以外の行政機関等から提供されたものについて開示請求を受けたとき (2) 改正法第78条第7号イ（国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ）やロ（犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ）が存する可能性がある個人情報の開示請求を受けたとき	改正法の規定のとおり運用する。	不要

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
86	2	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	第八十六条	第二十一条の三	<p>1 個人又は法人に関する不開示情報のうち、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示する場合又は裁量的開示をする場合は、意見聴取が必須となった。</p> <p>2 意見聴取における第三者について、区条例では実施機関と開示請求者以外であるが、改正法は、開示請求者以外の者（個人又は法人その他の団体）となっており、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人は含まれない。</p>	<p>1、2 改正法の規定のとおり運用する。 （開示・不開示の判断を行うに当たり、調査の一環として国等に対しても適宜意見の照会や事実関係の確認を行う運用が想定される。）</p>	不要
87	2	開示の実施	第八十七条	第二十二條【規則】第十二條	<p>開示の実施方法（閲覧、視聴、写しの交付）について、区条例施行規則では請求時に開示の実施方法（請求の区分）を記載した請求書を提出する旨を定めているが、改正法は、決定時に開示の実施方法を選択することとなっている。ただし、開示請求者は、任意的記載事項として、開示請求書に開示の実施方法について記載することができる。（令第22条）</p>	<p>現行の運用を継続するため、法施行条例等において開示の実施方法を開示請求時における任意の記載事項として規定する方向で検討中</p>	要検討
88	3	他の法令による開示の実施との調整	第八十八条	第三十条	おおむね同様の規定	—	不要
89	2	手数料	第八十九条	第二十九条 ※ 写しの作成に要する費用については、告示に定めあり	<p>手数料（開示請求、行政機関等匿名加工情報の提案募集）について法施行条例に規定する必要がある。（無料とする場合も同様）</p>	<p>開示請求に係る手数料について、区条例の運用を継続するため、手数料は無料とする方向で検討中。また、写しの交付に係る費用について、現行の運用と同様の費用を法施行条例等に規定する方向で検討中 行政機関等匿名加工情報に係る手数料については、改正法第111条「区の考え方」に記載のとおり（規定しない方向で検討中）</p>	必要 （手数料額）
90	2	訂正請求権	第九十条	第十七条	<p>改正法では、保有個人情報の開示を受けた上で訂正請求することとなる。また、訂正請求の期限について、区条例では開示請求前置ではないため期限がないが、改正法では、開示決定から90日以内となる。ただし、法施行条例で開示を受けていない保有個人情報の訂正請求も可とする規定を設けることは妨げられない。</p>	<p>改正法の規定のとおり運用する方向で検討中</p>	要検討

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
91	2	訂正請求の手続	第九十一条	第十六条、第二十条	1 補正に関する規定について、区条例には定めがないが、改正法には規定あり。	1 運用上の差異はない。	要検討
					2 開示請求等の方法について、区条例では窓口受け付けのみとしていたが、改正法では郵送により開示請求等を行うことができることから、郵送による受付体制を整える必要がある。	2 改正法の規定のとおり運用する。	
					3 デジタル手続法第6条第1項の規定によりオンラインによる開示請求等を行うことができる。	3 開示請求等の手続と同様に検討する。	
92	3	保有個人情報の訂正義務	第九十二条	第二十二條	おおむね同様の規定	—	不要
93	3	訂正請求に対する措置	第九十三条	第二十一条	おおむね同様の規定	—	不要
94	2	訂正決定等の期限	第九十四条	第二十一条	1 決定期限について、期間の末日が祝日又は年末年始の場合、（地方自治法第4条の2、文京区の休日を定める条例参照。）区条例では、直前の営業日が決定期限となるが、改正法では、翌営業日をもって期間が満了することとなる。（民法第142条の規定による。）	1、2 改正法第83条「区の考え方」参照	要検討（決定期限を短縮する場合）
					2 決定期限について差異あり。 ※ 決定期限を改正法より短縮する場合は、法施行条例に規定する必要あり。		
					3 補正に要した日数について、決定期限の期間に算入しない。		
95	1	訂正決定等の期限の特例	第九十五条	規定なし	特例延長について、新たに改正法に規定された。	改正法の規定のとおり運用する。	不要
96	1	事案の移送	第九十六条	規定なし	改正法第85条のとおり	改正法の規定のとおり運用する。	不要
97	3	保有個人情報の提供先への通知	第九十七条	第二十二條	おおむね同様の規定	—	不要
98	2	利用停止請求権	第九十八条	第十八条 第十九条	改正法では、保有個人情報の開示を受けた上で訂正請求することとなる。また、訂正請求の期限について、区条例では開示請求前置ではないため期限がないが、改正法では、開示決定から90日以内となる。ただし、法施行条例で開示を受けていない保有個人情報の利用停止請求を可とする規定を設けることは妨げられない。	改正法の規定のとおり運用する方向で検討中	要検討

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
99	2	利用停止請求の 手続	第九十九条	第十六条、第二十条	1 補正に関する規定について、区条例には定めがないが、改正法には規定あり。	1 運用上の差異はない。	要検討
					2 開示請求等の方法について、区条例では窓口受けのみとしていたが、改正法では郵送により開示請求等を行うことができることから、郵送による受付体制を整える必要がある。	2 改正法の規定のとおり運用する。	
					3 デジタル手続法第6条第1項の規定によりオンラインによる開示請求等を行うことができる。	3 <u>開示請求等の手続と同様に検討する。</u>	
100	2	保有個人情報の利用停止義務	第百条	第二十二條	改正法では、「保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止請求に理由があっても利用停止を行わないこととなる。区条例では、「応じることの決定を行ったときは、当該請求に応じなければならない」と規定しており、規定ぶりに差異がある。	現行の運用においても、改正法に明文化された例に該当する事例は、利用停止に応じない決定をすることとなるため、運用上の差異はない。	不要
101	3	利用停止請求に対する措置	第百一条	第二十一條	おおむね同様の規定	—	不要
102	2	利用停止決定等の 期限	第百二條	第二十一條	1 決定期限について、期間の末日が祝日又は年末年始の場合（地方自治法第4条の2、文京区の休日を定める条例参照）、区条例では、直前の営業日が決定期限となるが、改正法では、翌営業日をもって期間が満了することとなる。（民法第142条の規定による。）	1、2 <u>改正法第83条「区の考え方」参照</u>	要検討（決定期限を短縮する場合）
					2 決定期限について差異あり。 ※ 決定期限を改正法より短縮する場合は、法施行条例に規定する必要あり。		
					3 補正に要した日数について、決定期限の期間に算入しない。		
103	1	利用停止決定等の 期限の特例	第百三條	規定なし	特例延長について、新たに改正法に規定された。	改正法の規定のとおり運用する。	不要

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
106	3	地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等	第百六条	第二十三条	おおむね同様の規定 なお、文京区情報公開及び個人情報保護審査会は、行政不服審査法第81条第1項に基づく審査会として位置付ける必要がある。	改正法の規定のとおり運用する。 （文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定整備を行う。）	必要（文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例）
107	3	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	第百七条	第二十三条の四			
108	1	条例との関係	第百八条	規定なし	改正法で規定されていない手続等について、法施行条例で必要な規定を定めることができる。 （例：任意代理人による本人開示請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続を設ける場合）	法施行条例に規定する必要がある手続等について精査中	-
109	1	行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等	第百九条	規定なし	行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者からの提案を受けて個人の権利利益の保護に支障を生ずるおそれがない範囲で行政機関等匿名加工情報を作成することができる。	改正法第111条の規定による提案募集を行わない場合、行政機関等匿名加工情報の作成は行わない。	不要
110	1	提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載	第百十条	規定なし	改正法第111条の規定による行政機関等匿名加工情報の提案募集を行う場合は、個人情報ファイル簿に提案の募集をする個人情報ファイルである旨及び提案を受ける組織の名称並びに所在地を記載する必要がある。	改正法111条の規定による提案募集を行わない場合、個人情報ファイル簿への必要事項の記載は不要	不要
111	1	提案の募集	第百十一条	規定なし	改正後の附則第7条の規定により、当面の間は都道府県及び指定都市のみ義務となり、地方公共団体は、任意となっている。	国において行政機関非識別加工情報の提供事例がほとんどないこと、また、地方公共団体等に対して民間事業者が非識別加工情報に関するニーズや相談を行った事例も極めて少数であることから、当面の間、提案募集は行わない方向で検討中	要検討
112	1	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案	第百十二条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
113	1	欠格事由	第百十三条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
114	1	提案の審査等	第百十四条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
115	1	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結	第百十五条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
116	1	行政機関等匿名加工情報の作成等	第百十六条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
117	1	行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載	第百十七条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
118	1	作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等	第百十八条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
119	1	手数料	第百十九条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
120	1	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除	第百二十条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
121	1	識別行為の禁止等	第百二十一条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
122	1	従事者の義務	第百二十二条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
123	1	匿名加工情報の取扱いに係る義務	第百二十三条	規定なし	-	改正法第111条「区の考え方」のとおり	-
124	1	適用除外等	第百二十四条	規定なし	1 刑の執行等に係る保有個人情報、開示、訂正及び利用停止請求並びに審査請求手続の対象外となる。 2 分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報は、開示、訂正及び利用停止請求手続の対象外となる。	1 改正法の規定のとおり運用する。 2 大量の個人情報を保有していることは想定されるが、分類・整理が未了である個人情報を大量に保有していることは想定されないことから、影響はない。	不要
127	1	開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等	第百二十七条	規定なし	個人情報保護制度の仕組み、保有個人情報の内容、開示請求・訂正請求・利用停止請求に関する具体的な手続等について相談、案内、受付等を行う個人情報保護窓口設置の必要性や、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等ができるよう適宜情報提供する必要があることを規定したものの。	現行の運用体制を継続する。 (開示請求等の窓口を2階の行政情報センターとし、開示請求等についての相談、案内、受付等を行っており、担当課立会いの下必要な情報の提供を行っている。)	不要

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
128	2	行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理	第二百二十八条	第二十四条	区条例は義務であるが、改正法は努力義務となっている。	現行の運用体制を継続する。 (個人情報の取扱いに関する苦情の窓口は、原則として、行政情報センターを通じて総務部総務課が受け付けている。)	不要
129	2	地方公共団体に置く審議会等への諮問	第二百二十九条	審議会の意見を聴くこととされているもの全て	区条例は、審議会の意見を聴く必要がある場合を各条文で規定しているが、改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに限り審議会へ諮問することができることとされており、個人情報の取得、利用、提供、外部結合等について類型的に審議会への諮問を要件とする規定を法施行条例に設けることは、許容されない。 <審議会の意見を聴くこととされているもの> 第7条第2号（収集禁止事項）、第8条第2項第6号（収集の制限）、同条第3項（本人宛通知の省略）、第9条第4項（業務の登録・廃止）、第12条第2項（委託案件の報告）、第14条第2項第4号（目的外利用）、同条第3項（本人宛通知の省略）、同条第5項（目的外利用事例の報告）、第14条の2第4項（特定個人情報を緊急時に利用した場合の審議会への報告）、第15条第2項第3号（外部提供）、同条第15条第3項を読み替えて準用する第14条第5項（外部提供事例の報告）、第15条の2第3項（特定個人情報を緊急時に提供した事例の報告）、第15条の3第3号（収集禁止事項の電子計算組織への記録）、第15条の4第1項第3号（外部結合）、同条第3項（外部結合事例の報告）、第16条第3項第6号（自己情報開示請求において本人に開示しない場合）、第21条の2第2項（存否応答拒否事例の報告）、第25条第3項（事業者の人権侵害行為の公表）	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会へ諮問できる旨を法施行条例に規定する。 また、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の規定整備を行う。	必要（文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例）
156	1	資料の提出の要求及び実地調査	第二百五十六条		委員会は、第5章（行政機関等の義務等）の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、資料の提出を求めること、説明を求めること、実地調査を行うことができる。	改正法の規定のとおり運用する。	不要
157	1	指導及び助言	第二百五十七条		委員会は、区に対して必要な指導や助言ができる。	改正法の規定のとおり運用する。	不要
158	1	勧告	第二百五十八条		委員会は、区に対して勧告ができる。 例：保有個人情報の開示決定に対する審査請求における審査会の答申について、委員会は監視権限を行使できる。	改正法の規定のとおり運用する。	不要
159	1	勧告に基づいてとった措置についての報告の要求	第二百五十九条		委員会は、勧告に基づいて区が採った措置について報告を求めることができる。	改正法の規定のとおり運用する。	不要

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
160	1	委員会の権限の行使の制限	第六十条		区が特定の者に特定の目的で個人情報等を提供する場合において、委員会は、その権限を行使しない。 ※ 特定の者：報道機関、著述業、宗教団体、政治団体 特定の目的：報道目的、著述目的、宗教活動、政治活動	改正法の規定のとおり運用する。	不要
166	1	地方公共団体による必要な情報の提供等の求め	第六十六条		区は、法及びガイドライン等の適正な運用を行うに当たり疑義が生じた場合は、委員会に助言を求めることができる。	改正法の規定のとおり運用する。	不要
167	1	条例を定めたときの届出	第六十七条		個人情報の保護に関する条例を制定し、又は改廃したときは、その旨及びその内容について委員会へ届出が必要	改正法の規定のとおり運用する。	不要
176	3	罰則	第七十六条	第三十四条	同規定 (特定個人情報を法令に違反して取り扱った場合は、番号法における罰則が適用される。)	—	不要
180	3		第八十条	第三十五条	同規定	—	不要
181	3		第八十一条	第三十七条	同規定	—	不要
183	1		第八十三条	規定なし	第176条、第177条、第179条、第180条、第181条の規定は、国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される。	改正法の規定のとおり運用する。	不要
185	2		第八十五条	第三十八条	不正な手段による自己情報開示請求を行った場合における過料の額について、区条例では5万円以下だが、改正法では10万円以下	改正法の規定のとおり運用する。	不要
	4	事業者の責務	規定なし	第四条	事業者が区（地方公共団体）の施策に協力しなければならないことを規定したもの。改正法には対応する条文は存在しない。	<u>法施行条例等に規定するか検討する。</u>	要検討
	4	区民の責務	規定なし	第五条	区民が区（地方公共団体）の施策に協力しなければならないことを規定したもの。改正法には対応する条文は存在しない。	<u>法施行条例等に規定するか検討する。</u>	要検討
	4	収集禁止事項	規定なし	第七条	思想、信条、宗教、人種、社会的差別の原因となる社会的身分及び犯罪に関する個人情報を収集してはならないことを規定したもの。（改正法では、業務遂行の範囲に限り個人情報を保有することができる。） 改正法には対応する条文は存在しない。	収集禁止事項に関する規定を法施行条例に置くことは、許容されない。審議会の承認により収集していた情報については、業務の遂行の範囲で保有することとなるため、収集することができる。	不要

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
	4	業務の登録	規定なし (参考) 第七十五条	第九条	個人情報業務登録簿（登録票及び個票）の作成及び公表に関する規定 個人情報業務登録簿の作成及び公表に関して規定した条文は、改正法には存在しない。	改正法第75条「区の考え方」のとおり	要検討
	4	責任者の設置	規定なし	第十一条	個人情報の保護管理に係る責任者を置かなければならないことを規定した条文は、改正法には存在しない。	同趣旨の規定を法施行条例等に設ける方向で検討中	要検討
	4	保有特定個人情報の利用の制限	規定なし	第十四条の二	保有特定個人情報について、改正法が直接適用されることから、番号法第30条及び第31条の読替規定が地方公共団体にも適用される。 これにより、番号法第30条の読替規定により「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」は利用目的以外の目的で利用することができ、また、情報提供記録について、番号法第31条の読替規定により利用目的以外で利用できないこととなるため、条例第14条の2第2項と同一趣旨となる。	改めて条例に規定する必要はない。	不要
	4	保有特定個人情報の提供の制限	規定なし	第十五条の二	生命財産保護のため保有特定個人情報を提供したときは、その旨を区民への閲覧に供し、審議会への報告を義務付けた規定	同趣旨の規定を法施行条例等に設ける方向で検討中	要検討
	4	電子計算組織への記録の禁止	規定なし	第十五条の三	収集禁止事項を例外的に収集した場合について、当該事項を電子計算組織に記録することを禁止する規定	改正法には収集禁止事項に関する規定はなく、改正法第63条（不適正な利用の禁止）や第66条（安全管理措置）の規定により安全性の確保を実現するため、オンライン化により個人情報の取扱いを特に制限することを法施行条例に規定することは認められないことから、審議会の承認により収集禁止事項を電子計算組織に記録していた以下の事例については、条件なく許容される。 ①（令和元年度諮問第1号）【教育センター】教育センター総合相談システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録について ②（平成30年度諮問第2号）【保健SC】母子保健システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録及び個人情報の目的外利用について ③（平成18年度諮問第1号）【戸籍住民課】犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて	不要

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
	4	外部結合による個人情報の提供の禁止	規定なし	第十五条の四	外部結合により保有個人情報を提供することを禁止する規定	改正法には外部結合を禁止する規定はない。審議会の承認により外部結合していた以下のケースについて、①③については改正法第69条第2項第3号で整理され、②④⑤については条件なく許容される。 ① 住民基本台帳法第30条の6による都道府県知事への通知（戸籍住民課） ② マルチペイメントネットワークを利用した事務処理（税務課） ③ 戸籍法施行規則第75条による管轄法務局（法務省戸籍副本センター）への送信（戸籍住民課） ④ 住民票の写し等のコンビニ交付サービス（戸籍住民課） ⑤ 税証明書のコンビニ交付サービス（税務課）	不要
	4	区長の指導及び勧告等	規定なし	第二十五条	事業者が事業活動に伴って個人情報に係る区民の基本的な人権を著しく侵害する行為があったときに区長がその行為の是正又は中止を指導し、又は勧告することができる規定 委員会による報告、立入検査、指導、助言、勧告及び命令について、改正法第146条、第147条及び第148条にそれぞれ規定あり。	個人情報を取り扱う民間事業者は、改正法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規定が適用され、委員会の指導や助言、勧告や命令等を受けることとなるため、当該規定は廃止する。 なお、個人情報の取扱いを事業者へ委託する場合における措置については、安全管理措置に関する指針を参考に、法施行条例、契約約款等においてどのように規定するか検討する（改正法第66条「区の考え方」参照）。	要検討
	4	事業者に対する個人情報の保護の意識啓発等	規定なし	第二十六条	区長が事業者に対して個人情報の保護に関して意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない規定 改正法第5条において、地方公共団体の責務として、区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施することとされている。 また、事業者への協力については、委員会の所掌事務として改正法第132条に規定がある。	区条例と同趣旨の規定を設けるか検討中	要検討
	4	出資法人の義務	規定なし	第二十七条	出資法人に対して個人情報等の保護措置を講ずるよう努める義務を明らかにした規定 該当する法人は、文京アカデミーのみ	出資法人には、改正法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規定が適用されるが、区条例と同趣旨の規定を設けることができるか精査中	要検討

個人情報保護法と区条例の規定の比較（内容比較）

条	分類	項目	改正法	区条例	区条例との差異（改正法・区条例の概要）	区の考え方	条例制定の要否
	4	指定管理者に対する特例	規定なし	第二十七条の二	指定管理者には、改正法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規定が適用される。 なお、公の施設の管理に関する業務においては、改正法第66条第2項の規定により区と同様の安全管理措置義務を負う。	<u>1 文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定整備を行う。</u> <u>2 指定管理者の公の施設の管理に関する業務における業務登録、目的外利用等の審議会報告等について、運用を継続する方向で検討中</u> 3 罰則に関する規定は、改正法と重複するため、廃止する。	必要
	4	制度運営への区民参加	規定なし	第二十八条	改正法に規定なし。	本条の規定により審議会構成メンバーに公募委員を含めているため、 <u>同趣旨の規定を法施行条例に設ける方向で検討中</u>	要検討
	4	運用状況の公表	規定なし	第三十一条	改正法に規定なし。	区独自に制度の運用状況を公表することは引き続き必要と考えられるため、 <u>同趣旨の規定を法施行条例に設ける方向で検討中</u>	要検討
	4	委任	規定なし	第三十三条	規則等に委任する規定	<u>同趣旨の規定を法施行条例に設ける方向で検討中</u>	要検討
	4	罰則	規定なし	第三十六条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、区条例第34条、第35条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各条の罰金刑を科す規定。	区条例第34条、第35条の違反行為に対する罰則は、改正法第176条、第180条にそれぞれ規定されている。本条に対応する規定は改正法にないが、法令違反に対する罰則を条例に規定することはできないため、廃止する。	不要

※ 分類について

- 1 改正法で新たに規定されるもの
- 2 改正法と現条例の規定に差異があるもの
- 3 改正法と現条例の規定が同趣旨のもの
- 4 現条例の規定が改正法にないもの

個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（行政機関等編）

令和4年1月
（令和4年4月一部改正）
個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（行政機関等編）

目次

1	本ガイドラインの目的	1
2	本ガイドラインの適用対象	2
3	法の目的	4
4	適用の範囲	6
4-1	法第5章の規律対象となる主体	6
4-1-1	行政機関等	6
4-1-2	行政機関の長等	12
4-2	法第5章の保護対象となる情報	13
4-2-1	個人情報	13
4-2-2	個人識別符号	14
4-2-3	保有個人情報	14
4-2-4	個人情報ファイル	15
4-2-5	要配慮個人情報	15
4-2-6	条例要配慮個人情報	16
4-2-7	仮名加工情報	16
4-2-8	匿名加工情報	17
4-2-9	行政機関等匿名加工情報	17
4-2-10	行政機関等匿名加工情報ファイル	18
4-2-11	個人関連情報	18
5	個人情報等の取扱い	20
5-1	保有に関する制限	20
5-2	取得及び利用の際の遵守事項	20
5-2-1	利用目的の変更	21
5-2-2	本人から書面により取得する際の利用目的の明示	21
5-2-3	不適正な利用及び取得の禁止	22
5-2-4	正確性の確保	22
5-3	安全管理措置等	23
5-3-1	安全管理措置	23
5-3-2	従事者の義務	26
5-4	漏えい等の報告等	27
5-4-1	委員会への報告	27

5-4-2	本人への通知	28
5-5	利用及び提供の制限	28
5-5-1	利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則	29
5-5-2	例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合	29
5-5-3	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	31
5-6	利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供	32
5-7	個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い	33
5-7-1	個人関連情報の取扱い	33
5-7-2	仮名加工情報の取扱い	34
5-7-3	匿名加工情報の取扱い	35
6	個人情報ファイル	36
6-1	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	36
6-2	個人情報ファイル簿の作成及び公表	39
7	開示、訂正及び利用停止	42
7-1	開示	42
7-1-1	開示請求の主体	42
7-1-2	開示請求の対象となる保有個人情報	42
7-1-3	開示請求の手続	43
7-1-4	開示義務	44
7-1-5	部分開示	47
7-1-6	裁量的開示	47
7-1-7	保有個人情報の存否に関する情報	48
7-1-8	開示請求に対する措置等	48
7-1-9	事案の移送	49
7-1-10	第三者に対する意見提出の機会の付与	49
7-1-11	開示の実施	51
7-1-12	他の法令による開示の実施との調整	51
7-1-13	手数料	52
7-2	訂正	52
7-2-1	訂正請求の主体	52
7-2-2	訂正請求の対象となる保有個人情報	52
7-2-3	訂正請求の期限	52
7-2-4	訂正請求の手続	53
7-2-5	訂正義務	54
7-2-6	訂正請求に対する措置等	54
7-2-7	事案の移送	55

7-2-8	保有個人情報の提供先への通知	55
7-3	利用停止	55
7-3-1	利用停止請求の主体	55
7-3-2	利用停止請求の対象となる保有個人情報	56
7-3-3	利用停止請求の期限	56
7-3-4	利用停止請求の手続	56
7-3-5	利用停止義務	57
7-3-6	利用停止請求に対する措置等	58
7-4	審査請求	59
7-4-1	審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（行政機関の長及び独立行政法人等関係）	59
7-4-2	情報公開・個人情報保護審査会への諮問（行政機関の長及び独立行政法人等関係）	59
7-4-3	審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人関係）	60
7-4-4	行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対する諮問（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人関係）	60
7-5	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	61
7-6	開示請求等の手続及び審査請求の手続に関する条例の定め	61
8	行政機関等匿名加工情報の提供等	62
8-1	行政機関等匿名加工情報の取扱いに係る義務	62
8-2	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集	64
8-3	行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務	68
9	雑則	69
9-1	適用除外等	69
9-2	開示請求等をしようとする者への情報提供等	69
9-3	苦情処理	70
9-4	地方公共団体に置く審議会等への諮問	70
10	委員会による監視等	72
10-1	委員会による監視	72
10-2	情報公開・個人情報保護審査会との連携	72
10-3	施行の状況の報告等	72
10-4	地方公共団体による必要な情報等の提供の求め	73
10-5	条例の届出	73
11	条例との関係	74

【凡例】

- 「法」 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 「政令」 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
- 「規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）
- 「令和 3 年改正法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）

- ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法の条番号は、令和 3 年改正法第 51 条による改正後の条番号を示すものとする。
その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（令和 4 年 4 月 20 日）時点の条番号を示すものとする。

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、法第4条、第8条、第9条、第11条及び第131条に基づき具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。

一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」とする法の基本理念（法第3条）を踏まえ、公益上の必要がある活動が制限されない限り対応することが望まれるものである。

本ガイドラインにおいて記述した具体例は、関係者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもない。また、記述した具体例においても、個別事案によっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。個別事案への対応に当たっては、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が別に示す関係資料がある場合には、それらも参照する必要がある。

なお、地方公共団体において、個人情報の取扱いや開示等手続に関して、法の規定の範囲で条例、規則等で独自の規定を定めている場合には、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該規定に沿った対応を行う必要がある。

また、本ガイドラインのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。

ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。

2 本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、法の適用対象である次の機関及び法人並びにこれらから個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者に適用される。なお、当該委託を受けた者が個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する場合には、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第4章）も適用されるため、個人情報取扱事業者等に適用される民間部門ガイドライン（※）も参照することが必要である。

- ・ 行政機関（法第2条第8項）
- ・ 地方公共団体の機関（議会を除く。）
- ・ 独立行政法人等（同条第9項）
- ・ 地方独立行政法人（同条第10項）

上記のとおり、地方公共団体の機関から議会は除外されている。これは、国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものである。

なお、上記機関及び法人のうち次に該当するものについては、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第4章）も適用されるため、個人情報取扱事業者等に適用される民間部門ガイドライン（※）も参照することが必要である。適用関係については4-1-1（行政機関等）を参照のこと。

- ・ 独立行政法人等のうち法別表第2に掲げる法人
- ・ 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするもの
- ・ 地方公共団体の機関であって病院若しくは診療所又は大学の運営を行うもの
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構（病院の運営の業務に限る。）

（※）民間部門ガイドラインとは、次のガイドラインを指す。

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）

3 法の目的

法は、デジタル社会の進展という状況下において、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

また、法に基づく監督機関として設置され、権限行使の観点から高い独立性と政治的中立性を有する独立行政委員会であり、国際的制度調和や海外のデータ保護機関との執行協力等を担う委員会が、法全体を所管するとともに、官民・事業分野を横断して統一的な法の執行を担うこととされている。

官民を通じた個人情報保護制度の見直しが図られた令和 3 年改正法（令和 5 年 4 月に全面施行）においては、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避であることに対応するため、次の 2 点からなる我が国の個人情報保護制度の法体系の大幅な構造転換が行われた。

- ・ 独立行政委員会である委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督する体制を確立。
- ・ 活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正。

令和 3 年改正法による法体系の構造転換により、期待される効果は、次の 4 点である。

- ・ 国民が享受する行政サービスの安全性・信頼性を含めた質の向上
- ・ 様々な行政機関等が行う事務又は事業の運営及び国民の権利保護に関する統一的基準の設定とその履行確保
- ・ 官民連携や地域間の連携による新たな政策課題を解決する取組のために必要な環境整備
- ・ 国際的な制度調和のための国内制度環境の整備

上記のような効果を期待して、令和 3 年改正法において措置された具体的な内容は次のとおりである。

- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を法に統合し、定義や基本概念については民間事業者に対する規律に統一しつつ、全体の所管を委員会に一元化。
- ・ 地方公共団体の個人情報保護制度についても、従来は個別の条例で規律されていたものを、統合後の法に基づく全国共通ルールとして、行政機関及び独立行政法人等に対して新たに適用されるものと同様の規律を適用し、地方公共団体に対する規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みを整備。
- ・ 法律の統合に際し、令和 2 年の法改正で整備された規律を含む民間事業者に対する規律を参考に、行政機関及び独立行政法人等に対する規律を充実化するとともに、引き続き公的機関等として確保すべき権利保護の仕組みは維持。
- ・ 医療分野や学術分野に係る公的機関に対して適用される規律は、官民連携による社会課題の解決の必要性を踏まえ、規律の不均衡の是正による円滑な官民連携の実現のために、民間事業者に対する規律に統一。

委員会は、これらの法の目的を達成すべく、本ガイドラインの策定を含め、法の規定に従って必要な措置を講じる。

4 適用の範囲

4-1 法第5章の規律対象となる主体

法第5章の規定は、行政機関等における個人情報等の取扱いについて規律している。

法の適用対象については、2（本ガイドラインの適用対象）も参照のこと。

4-1-1 行政機関等

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
内閣官房	内閣法（昭和22年法律第5号）第12条
内閣法制局	内閣法制局設置法（昭和27年法律第252号）第1条
デジタル庁	デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第2条
復興庁	復興庁設置法（平成23年法律第125号）第2条
国家安全保障会議	国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第1条
都市再生本部	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第3条
構造改革特別区域推進本部	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第37条
知的財産戦略本部	知的財産基本法（平成14年法律第122号）第24条
地球温暖化対策推進本部	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第10条
地域再生本部	地域再生法（平成17年法律第24号）第24条
郵政民営化推進本部	郵政民営化法（平成17年法律第97号）第10条

中心市街地活性化本部	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第66条
道州制特別区域推進本部	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第20条
総合海洋政策本部	海洋基本法（平成19年法律第33号）第29条
宇宙開発戦略本部	宇宙基本法（平成20年法律第43号）第25条
総合特別区域推進本部	総合特別区域法（平成23年法律第81号）第59条
原子力防災会議	原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条の3
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条
社会保障制度改革推進本部	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）第7条
健康・医療戦略推進本部	健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第20条
社会保障制度改革推進会議	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第18条
水循環政策本部	水循環基本法（平成26年法律第16号）第22条
まち・ひと・しごと創生本部	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第11条
サイバーセキュリティ戦略本部	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条
特定複合観光施設区域整備推進本部	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）第14条
ギャンブル等依存症対策推進本部	ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第24条
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
新型コロナウイルス感染症対策本部	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項
新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等対策特別措置法第70条

推進会議	の2
国際博覧会推進本部	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第2条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条

（※）令和4年4月1日時点において存続が見込まれるもの

② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する次の機関（法第2条第8項第2号）

- ・ 公正取引委員会
- ・ 国家公安委員会
- ・ 個人情報保護委員会
- ・ カジノ管理委員会
- ・ 金融庁
- ・ 消費者庁

③ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する次の機関（これらの機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局も含む。）（法第2条第8項第3号）

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	出入国在留管理庁、公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		スポーツ庁、文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	
農林水産省		林野庁、水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁
国土交通省	運輸安全委員会	観光庁、気象庁、海上保安庁
環境省	原子力規制委員会	
防衛省		防衛装備庁

- ④ 内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第2条第8項第4号及び政令第3条第1項）

- ・ 警察庁

- ⑤ 各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第2条第8項第5号及び政令第3条第2項）

- ・ 検察庁

- ⑥ 会計検査院（法第2条第8項第6号）

(2) 独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる次の法人をいう（法第2条第9項）。

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和25年法律第67号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成15年法律第112号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成9年法律第89号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成16年法律第74号）

日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成19年法律第109号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成14年法律第156号）
預金保険機構	預金保険法（昭和46年法律第34号）

(3) 地方公共団体の機関

「地方公共団体の機関」には、知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等がそれぞれ該当する（※1）（※2）。

「地方公共団体」には、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれる。

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され（法第2条第11項第2号）、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましい。

なお、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

- ・ 国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法第2章）
- ・ 個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法第3章）
- ・ 行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定（法第69条第2項第3号）

（※1）公営企業管理者、警察本部長及び消防長については、執行機関の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるが、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格から、「地方公共団体の機関」に該当する。

(※2) 附属機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）、支所及び地方事務所（同法第 155 条第 1 項）等については当該附属機関が置かれる執行機関や長等が「地方公共団体の機関」となる。

(4) 地方独立行政法人

「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう（法第 2 条第 10 項）。

(5) 行政機関等

「行政機関等」とは、次の機関及び法人をいい（法第 2 条第 11 項）、これらの主体が行う個人情報等の取扱いに対して法第 5 章の規律が適用される。

- ① 行政機関（4-1-1（1）（行政機関）参照）
- ② 地方公共団体の機関（4-1-1（3）（地方公共団体の機関）参照）
- ③ 独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人（※）を除く。4-1-1（2）（独立行政法人等）参照）
- ④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第 2 号（大学等の設置及び管理）若しくは第 3 号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）

なお、行政機関等が行う業務のうち、法第 4 章（個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定）の規律の適用を受けるものについては、4-1-1（6）（法第 4 章の適用を受ける法人及び業務）を参照のこと。

(※) 法別表第 2 に掲げる法人は次のとおりである。

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法

独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）
放送大学学園	放送大学学園法

(6) 法第 4 章の適用を受ける法人及び業務

次の法人については、「行政機関等」には当たらず、法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等（開示、訂正及び利用停止をいう。以下同じ。）及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用されるものの、その他の個人情報等の取扱いに関しては個人情報取扱事業者等に対する規定（法第 4 章）が適用される（法第 58 条第 1 項並びに第 125 条第 2 項及び第 3 項）。

- ① 法別表第 2 に掲げる法人（法第 58 条第 1 項第 1 号）
- ② 地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの（同項第 2 号）

また、行政機関等の行う次の業務については、法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等に係る規律が適用されるものの、その他の個人情報等の取扱いに関する規律については、個人情報取扱事業者等と同様の規律が適用される（法第 58 条第 2 項並びに第 125 条第 1 項及び第 3 項）。

- ① 地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務（法第 58 条第 2 項第 1 号）
- ② 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務（同項第 2 号）

4-1-2 行政機関の長等

「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務（試験研究等）を主た

る目的とするもの又は同条第 2 号（大学等の設置及び管理）若しくは第 3 号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）をいう（法第 63 条）。

4-2 法第 5 章の保護対象となる情報

4-2-1 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう（法第 2 条第 1 項）。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和 3 年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる。

「他の情報と容易に照合することができ」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であつて照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

4-2-2 個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（法第2条第2項）。

4-2-3 保有個人情報

「保有個人情報」とは、行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有しているもののうち、次の文書（以下「行政文書等」という。）に記録されているものをいう（法第60条第1項）。

- (1) 行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）
- (2) 法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）
- (3) 地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、文書、図画、電磁的記録等、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要がある。そこで、法の主な規律の適用対象となる「保有個人情報」は、行政文書等に記録されているものに限られる。

法において保有個人情報が対象となる規律は、安全管理措置（法第66条第1項）、利用及び提供の制限（法第69条）、本人からの開示等の請求等である。

4-2-4 個人情報ファイル

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう（法第60条第2項）。

個人情報ファイルの取扱い等については、6（個人情報ファイル）を参照のこと。

4-2-5 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の（1）から（11）までの記述等が含まれる個人情報をいう（法第2条第3項）。

なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらない。

- (1) 人種
- (2) 信条
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 犯罪の経歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号）。
- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（(9)において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（(9)において「健康診断等」という。）の結果（同条第2号）
- (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（同条第3号）。
- (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起

その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（同条第4号）。

- (11) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）。

4-2-6 条例要配慮個人情報

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう（法第60条第5項）。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。

なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、委員会に事前に相談することが望ましい。

条例要配慮個人情報については、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特別が置かれている（法第75条第1項及び第4項）。また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第68条第1項及び規則第43条第5号）。

なお、条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。

また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。

4-2-7 仮名加工情報

「仮名加工情報」とは、個人情報を、法に規定する措置を講じて他の情報と照

合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう（法第2条第5項）。

仮名加工情報の取扱いについては5-7-2（仮名加工情報の取扱い）を参照のこと。

4-2-8 匿名加工情報

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて次のいずれかの措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう（法第2条第6項）。

- (1) 同条第1項第1号に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (2) 同項第2号に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

匿名加工情報の取扱い等については8-3（行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務）を参照のこと。

4-2-9 行政機関等匿名加工情報

「行政機関等匿名加工情報」とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう（法第60条第3項）。

なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、次の不開示情報が含まれる場合、これらを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外されている。

- ・ 行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）
- ・ 独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）

- ・ 地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報であって、行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）に相当するもの

- (1) 法第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- (2) 行政機関情報公開法又は独立行政法人等情報公開法の規定により、行政機関の長等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が次のいずれかを行うこととなるものであること（法第 60 条第 3 項第 2 号）。
 - ① 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること（同号イ）。
 - ② 行政機関情報公開法又は独立行政法人等情報公開法の規定により意見書の提出の機会を与えること（同号ロ）。
- (3) 行政機関等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

行政機関等匿名加工情報の提供等については 8（行政機関等匿名加工情報の提供等）を参照のこと。

4 - 2 - 10 行政機関等匿名加工情報ファイル

「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合体であって、①特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る行政機関等匿名加工情報）又は②その他の方法で特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして、政令で定めるものをいう（法第 60 条第 4 項）。

4 - 2 - 11 個人関連情報

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名

加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう（法第 2 条第 7 項）。

個人に関する情報（4-2-1（個人情報）参照）のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人に関する情報に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

個人関連情報の取扱いについては 5-7-1（個人関連情報の取扱い）を参照のこと。

5 個人情報等の取扱い

5-1 保有に関する制限

行政機関等においては、行政サービスの提供等のために個人情報を保有する必要がある一方で、不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。そのため、法においては、行政機関等が個人情報を保有することができる場合について規定するとともに、個人情報を保有するときは利用目的を特定すること等を求めている。

行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる（法第 61 条第 1 項）。

事務又は業務については、行政機関等が事実上行っているというだけではなく、法令上の根拠が必要であり、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第 61 条第 1 項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

また、同項の規定により、行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。この際、行政機関等の恣意的な判断により利用目的の特定の程度を弱めることは許容されず、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断することができるものでなければならない。

さらに、同条第 2 項の規定により、行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。

5-2 取得及び利用の際の遵守事項

行政機関等は、個人情報を適正に取得し、その利用目的の範囲内で取り扱わな

ければならない。他方で、新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところである。法第1条にもあるとおり、法は、個人の権利利益を保護することを目的としつつも、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ることに留意して、行政機関等が個人情報を取得及び利用の際の遵守事項について規定している。

5-2-1 利用目的の変更

行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない（法第61条第3項）。

当初の利用目的に照らして、変更後の利用目的を想定することが困難であるような場合には、「変更前の利用目的と相当の関連性を有する」とは認められない。

また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

5-2-2 本人から書面により取得する際の利用目的の明示

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、次のいずれかに該当する場合を除き、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない（法第62条）。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき（同条第1号）。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき（同条第2号）。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同条第3号）。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき（同条第4号）。

なお、行政機関等に対して個人情報をその内容に含む書面が一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合については、同条の規定の適用を受けない。

5-2-3 不適正な利用及び取得の禁止

行政機関の長等（4-1-2（行政機関の長等）参照）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず（法第63条）、また、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない（法第64条）。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

また、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

5-2-4 正確性の確保

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（4-2-3（保有個人情報）参照）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない（法第65条）。

利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することが求められる。

なお、本条における正確性の確保の対象は「事実」ととどまり、評価・判断には及ばないが、「個人Aが〇〇と評価・判断された」、「評価者Bが〇〇と評価・

判断した」という情報は事実に含まれる。

5-3 安全管理措置等

行政機関等において個人情報の管理が十分になされておらず、又は個人情報を取り扱う者がその内容のみだりに他人に知らせるなどした場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなる。このような事態を防止するため、法は、行政機関等が講ずべき措置及び従事者の義務について定めている。

5-3-1 安全管理措置

(1) 行政機関の長等の安全管理措置義務

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない（法第66条第1項）。

安全管理措置の内容としては、例えば、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられる。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、本ガイドライン（5-3-1（安全管理措置））その他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる。

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

る。

個人情報の取扱いを委託する場合は、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが考えられる。

また、委託先が個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負うこととなる。行政機関の長等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先（再委託先を含む。）が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である行政機関等による法違反と判断され、行政機関等に対して必要な指導、助言、勧告等を行うことが考えられる。

（2）行政機関の長等の安全管理措置義務の準用

次の者がそれぞれ次に記載する業務を行う場合には、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない（法第 66 条第 2 項）。また、これらの者が個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当する場合には、個人データに関する安全管理措置の規定（法第 23 条）についても適用を受ける。

なお、個人情報の取扱いが外国において行われる場合も、法第 66 条第 2 項の適用対象となる。

(1)	行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者	当該委託を受けた業務
(2)	指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）	公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項）の管理の業務
(3)	法別表第 2 に掲げる法人	政令第 19 条第 1 項各号に掲げる業務（※1）

(4)	地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの	
(5)	地方公共団体の機関	政令第 19 条第 2 項各号に掲げる業務（※2）
(6)	独立行政法人労働者健康安全機構	病院の運営の業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの（※3）
(7)	(1) から (6) までの者からそれぞれに記載する業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者	当該委託を受けた業務

（※1）政令第 19 条第 1 項各号において次の業務が掲げられている。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務であって、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用するもの（政令第 19 条第 1 項第 1 号）
- ② 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 168 条の 2（第 9 号に係る部分に限る。）又は第 168 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 2 号）
- ③ 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 15 条の 2 第 1 項（同法第 17 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 63 条第 1 項の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 3 号）
- ④ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 4 号）
- ⑤ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 5 号）

- ⑥ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 6 号）
- ⑦ がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 7 号）
- ⑧ 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの（政令第 19 条第 1 項第 8 号）

（※2）政令第 19 条第 2 項各号において次の業務が掲げられている。

- ① 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 2 項第 1 号）
- ② 法第 58 条第 2 項第 1 号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの（政令第 19 条第 2 項第 2 号）

（※3）現時点において、政令で定められている業務はない。なお、病院の運営の業務以外の業務については、法第 66 条第 1 項の適用対象になる。

5-3-2 従事者の義務

次の者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第 67 条）。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員又は職員であった者
- (2) 法第 66 条第 2 項各号に定める業務（5-3-1 (2)（行政機関の長等の安全管理措置義務の準用）参照）に従事している者又は従事していた者
- (3) 行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下 5-3-2（従事者の義務）及び 8-1 (5)（従事者の義務）において同じ。）又は従事していた派遣労働者

「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に

知らせることをいう。また、「不当な目的に利用」とするとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

5-4 漏えい等の報告等

行政機関等が保有する個人情報に漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、行政機関等に対する国民の信頼も失われることとなりかねない。そこで、法は、行政機関の長等に対し、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合には、委員会へ報告するとともに、本人に対して通知することを求めている。

5-4-1 委員会への報告

行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第68条第1項）。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下(2)から(5)までにおいて同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第43条第1号）
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第2号）
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第3号）
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条第4号）
- (5) 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第68条第1項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）（規則第43条第5号）

漏えい等の具体例としては、例えば、保有個人情報を含む書類・電磁的記録等

について、第三者に誤送付・誤送信した場合、盗難や不正アクセス等に遭った場合、情報システムの設定ミス等によりインターネット上で閲覧が可能な状態となっていた場合、紛失し、又は誤って廃棄した場合等が考えられる。

なお、法第8条、第9条及び第11条にもあるとおり、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することから、行政機関等は、法第68条第1項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

5-4-2 本人への通知

行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない（法第68条第2項）。

ただし、①本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるとき、又は②当該保有個人情報に法第78条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるときは、通知を要しない。

なお、法第68条第1項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案として委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。

5-5 利用及び提供の制限

保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のため利用され、又は提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危

険性を増大させる。そこで、法は、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定している。

5-5-1 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第69条第1項）。

「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いも、「法令に基づく場合」には当たらない。

「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

なお、法第69条第1項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。

実際に利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない。

5-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第69条第2項）。

同項第2号及び第3号の「事務又は業務」には、行政機関等の設置の根拠とな

る法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、事務又は業務の根拠となる「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（同項第1号）。
- (2) 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第2号）。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第3号）。
- (4) (1) から (3) までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同項第4号）。

上記(2)及び(3)の「事務又は業務」については、5-1（保有に関する制限）を参照のこと。

また、上記(2)及び(3)の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

上記(4)の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれ、例えば、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

上記（４）の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。

なお、他の法令の規定により保有個人情報の利用及び提供が制限されている場合、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない（同条第 3 項）。

さらに、行政機関の長等は、行政機関等の内部における保有個人情報の利用について、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関等の内部における利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとされている（同条第 4 項）。

なお、同条第 2 項各号の規定により第三者に提供された保有個人情報に関する措置については 5-5-3（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）を参照のこと。

5-5-3 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

行政機関の長等は、利用目的のために又は法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定により本人の同意に基づかずに第三者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない（法第 70 条）。

「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

5-6 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供

行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない（法第71条第1項）。

- (1) 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国（※1）にある場合
- (2) 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準（※2）に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備している場合
- (3) 法令に基づく場合
- (4) 法第69条第2項第4号に掲げる場合（5-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）参照）

（※1）現時点において、規則で定められている国はない。

（※2）①提供を受ける者における個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること、②保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていることのいずれかに該当することが必要である。

また、行政機関の長等は、外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合には、規則で定めるところにより、あらかじめ、次の情報を本人に提供しなければならない（法第71条第2項）。

- (1) 当該外国の名称（規則第47条第2項第1号）
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（同項第2号）

- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（同項第3号）
- (4) その他当該本人に参考となるべき情報（法第71条第2項）

さらに、行政機関の長等は、基準適合体制を整備している外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合には、法令に基づく場合及び法第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、原則として規則で定める次の情報を当該本人に提供しなければならない（法第71条第3項）。

- (1) 当該第三者による同条第1項に規定する体制の整備の方法（規則第48条第3項第1号）
- (2) 当該第三者が実施する相当措置の概要（同項第2号）
- (3) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容の確認の頻度及び方法（同項第3号）
- (4) 当該外国の名称（同項第4号）
- (5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要（同項第5号）
- (6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要（同項第6号）
- (7) 上記(6)の支障に関して当該行政機関の長等が講ずる措置の概要（同項第7号）

5-7 個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

令和3年改正法では、令和2年の法改正で民間部門について個人関連情報や仮名加工情報の取扱いに関する規定が設けられたことを踏まえつつ、行政機関等の特性も加味して、行政機関等における個人関連情報や仮名加工情報の取扱いについての規定が整備された。また、個人情報の定義の見直しにより、行政機関等が民間事業者等から取得した匿名加工情報が個人情報に該当しなくなることに伴い、行政機関等における匿名加工情報の取扱いについても規定が整備された。

5-7-1 個人関連情報の取扱い

行政機関の長等は、個人関連情報を個人情報として取得することが想定される第三者に対して当該個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、当該個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない（法第 72 条）。

「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

5-7-2 仮名加工情報の取扱い

行政機関の長等は、個人情報に当たらない仮名加工情報について、次のとおり取り扱わなければならない（法第 73 条）。

なお、個人情報に当たる場合の取扱いについては、5-5（利用及び提供の制限）を参照のこと。

- (1) 法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない（法第 73 条第 1 項）。
- (2) 当該仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（同条第 2 項）。
- (3) 法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報の本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（削除情報等）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない（同条第 3 項）。
- (4) 法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない（法第 73 条第 4 項）。

なお、上記 (1)、(3) 及び (4) の「法令」には、「法令」の委任に基づき定め

られた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

また、行政機関の長等から個人情報に当たらない仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても、上記（1）から（4）までと同様に取り扱わなければならない（同条第5項）。

5-7-3 匿名加工情報の取扱い

行政機関等匿名加工情報を含む匿名加工情報の取扱いについては、8（行政機関等匿名加工情報の提供等）を参照のこと。

6 個人情報ファイル

6-1 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

行政機関（会計検査院を除く。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、法、政令及び規則で定められた事項を委員会に対して通知しなければならない（法第74条第1項）。

委員会に対する事前通知義務は、行政機関における法運用の統一性及び法適合性を確保する趣旨によるものであるため、行政機関等ではなく、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除いた国の行政機関のみに課せられている。

なお、令和3年改正法第50条の規定の施行日（令和4年4月1日）において、行政機関が、現に保有している個人情報ファイルについては、令和3年改正法第50条の規定の施行（令和4年4月1日）後遅滞なく改めて委員会に対して通知を行う必要がある（令和3年改正法附則第7条第14項）。

事前通知を要する事項は、具体的には、次の表1のとおりである。

【表1】

(1)	個人情報ファイルの名称（法第74条第1項第1号）
(2)	個人情報ファイルを保有しようとする機関又は法人の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（同項第2号）
(3)	個人情報ファイルの利用目的（同項第3号）
(4)	個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。表2(9)において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）（同項第4号）
(5)	個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法（同項第5号）
(6)	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（同項第6号）
(7)	記録情報を、個人情報ファイルを保有しようとする当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先（同項第7号）

(8)	法第 75 条第 3 項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは (5) 若しくは (7) に記載する事項を同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨（法第 74 条第 1 項第 8 号）
(9)	法第 76 条第 1 項、第 90 条第 1 項又は第 98 条第 1 項の規定による請求（開示請求、訂正請求又は利用停止請求）を受理する組織の名称及び所在地（法第 74 条第 1 項第 9 号）
(10)	法第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書（訂正請求又は利用停止請求の対象とされた保有個人情報の訂正又は利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているとき）に該当するときは、その旨（法第 74 条第 1 項第 10 号）
(11)	個人情報ファイルの保有開始の予定年月日（政令第 20 条第 1 項第 1 号）
(12)	訂正請求及び利用停止請求に関して、法第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書に規定する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときの、当該法律又は命令の条項（規則第 50 条第 1 号）
(13)	法第 74 条第 1 項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日（規則第 50 条第 2 号）

委員会に既に通知した事項を変更しようとするときも、あらかじめ、委員会に対して変更する事項を通知しなければならず（法第 74 条第 1 項）、委員会に通知した事項に係る個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき、又は同条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を委員会に通知しなければならない（同条第 3 項）。

また、行政機関の保有する個人情報ファイルの中には、国の安全等に係るもの等極めて秘匿性が高いものや短期間に消去されるもの等改めて通知する必要性の乏しいものもあることから、このような同条第 2 項各号に定める個人情報ファイルについては、事前通知を要しない（同項）。

事前通知を要しない個人情報ファイルは、具体的には、次の表 2 のとおりである。

【表 2】

(1)	国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル（法第 74 条第 2 項第 1 号）
(2)	犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル（同項第 2 号）
(3)	当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）（同項第 3 号）
(4)	専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル（同項第 4 号）
(5)	法第 74 条第 1 項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの（同条第 2 項第 5 号）
(6)	1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル（同項第 6 号）
(7)	資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの（同項第 7 号）
(8)	職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの（同項第 8 号）
(9)	本人の数が政令で定める数（1,000 人）に満たない個人情報ファイル（同項第 9 号及び政令第 20 条第 2 項）
(10)	(3) から (9) までに記載する個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める、当該機関以外の行政機関等の職員等の人事等に関する個人情報ファイル（法第 74 条第 2 項第 10 号及び政令第 20 条第 3 項）
(11)	法第 60 条第 2 項第 2 号に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）（法第 74 条第 2 項第 11 号）

なお、事前通知を要しない個人情報ファイルについては、これに記録されてい

る保有個人情報は、個人情報ファイル簿の作成及び公表（6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）参照）の適用除外に該当（ただし、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿の作成・公表の対象である。）する。

事前通知の適用除外の判断は、個人情報ファイル簿の作成及び公表の適用除外の該当性に影響を及ぼすものであるため、これに該当するか否かの判断は、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

また、事前通知を要しない個人情報ファイルに記録されている保有個人情報は、国及び地方公共団体が講ずべき個人情報の取扱いに関する施策を規定する法第3章第2節及び第3節の規律並びに法第5章の一部の規定の対象となるほか、罰則について規定する法第8章の対象となる。

6-2 個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報ファイル簿の作成及び公表は、行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人に対して等しく義務付けられているが、後記のとおり地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、①条例要配慮個人情報に係る事項の個人情報ファイル簿への記載、②個人情報ファイル簿に加えて、任意で個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することが可能である点に留意が必要である。

行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人は、当該行政機関の長等の属する行政機関等（4-1-1（5）（行政機関等）参照）及び同項各号に掲げる法人が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等及び同項各号に掲げる法人における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（法第75条第1項）。

個人情報ファイル簿に記載する事項は、6-1（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）の【表1】のうち（8）、（11）、（12）及び（13）を除いた事項並びに次の事項である。

- ・ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別（政令第 21 条第 6 項第 1 号）
- ・ 電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて、公表に係る電子計算機処理に係る個人情報ファイルであって、利用目的及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内であるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルがあるときは、その旨（同項第 2 号）
- ・ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨（法第 110 条第 1 号）
- ・ 行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第 2 号）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の概要として規則で定める事項（法第 117 条第 1 号）
- ・ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第 2 号）
- ・ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間（同条第 3 号）

個人情報ファイル簿への記載及び公表を通じて、個人情報ファイルの内容を広く国民に知らしめることとなるので、個人情報ファイル簿の記載内容はできるだけ具体的に、かつ、国民に分かりやすいものとしなくてはならない。

行政機関の長等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人は、次の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がない（法第 75 条第 2 項）。ただし、これらに該当するか否かの判断は、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

- ① 事前通知を要しない個人情報ファイル（6-1（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）参照。ただし、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルを除く。）（法第 75 条第 2 項第 1 号）
- ② 事前通知を要しないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの（同項第 2 号）
- ③ 既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報フ

ファイル（同項第3号及び政令第21条第7項）

また、行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、次の内容を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる（法第75条第3項）。

- ① 記録項目の一部
- ② 記録情報の収集方法（法第74条第1項第5号）
- ③ 記録情報を個人情報ファイルを保有しようとする行政機関以外の者に経常的に提供する場合における提供先（同項第7号）

地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）にも、法第75条第1項の規定により、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられるが、地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）が作成する個人情報ファイル簿には、行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載しなければならない（法第75条第4項）。

なお、地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関、地方独立行政法人（同号に掲げる法人を含む。）においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第75条第5項）。

7 開示、訂正及び利用停止

法は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）の仕組みを設けており、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができる。

なお、法第 125 条第 2 項の規定により、法第 5 章第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の規定については、法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等又は地方独立行政法人による取扱いとみなして適用される。

7-1 開示

7-1-1 開示請求の主体

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能である。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下、特記のない限り「代理人」という。）による請求が認められている（法第 76 条第 1 項及び第 2 項）。

7-1-2 開示請求の対象となる保有個人情報

開示請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」とされている（法第 76 条第 1 項）。

なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定は適用除外とされている（法第 124 条第 1 項）（9-1（適用除外等）参照）。また、行政機関情報公開法第 5 条、独立行政法人等情報公開法第 5 条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録された保有個人情報のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、開示等に係る規定（審査請求に係るものを除く。）の適用については、行政機関等に保有されているものとみなされず、整理された段階で規律対象となる（法第 124 条第 2 項）。

また、死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる。

7-1-3 開示請求の手続

(1) 開示請求書

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない（法第 77 条第 1 項）。なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により、オンラインで行うことも可能とされている。

開示請求者は、次の事項を開示請求書に記載しなければならない（法第 77 条第 1 項）。

- ① 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第 1 号）
- ② 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第 2 号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な開示請求となり法第 82 条第 2 項の規定による不開示の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第 77 条第 3 項の規定に基づき補正を求めることとなる（7-1-3 (3)（開示請求書の補正）参照）。

なお、開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法に関する事項を記載することができる（政令第 23 条）。

(2) 本人確認

開示請求をする者は、開示請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない（法第 77 条第 2 項）。

本人確認に当たっては、原則として、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されてい

る一定の書類であって、当該請求をする者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならない、代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない（政令第22条第1項、第2項及び第3項）。

(3) 開示請求書の補正

行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる（法第77条第3項）。

「相当の期間」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して行政機関の長等が判断する。

外形上明白に判断し得る不備については、行政手続法第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定（法第82条第2項の規定による不開示の決定）をするかのいずれかを行わなければならないこととされている。

本項の規定により必ずしも行政機関の長等が補正を求めなければならないものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求をする者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

また、行政機関の長等は、開示請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない（法第77条第3項）。

7-1-4 開示義務

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない（法第78条）。

不開示情報は、国の情報公開法制における不開示情報の構成に準拠するものとして、不開示とすることで保護すべき利益に着目して同条第1項各号に類型的に定められており、ある保有個人情報を開示する場合には、同項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

法が定める不開示情報の類型は次のとおりである（同項）。

- (1) 開示請求者（法第 76 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求を行う場合には、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第 78 条第 1 項第 1 号）
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次の情報を除く（同項第 2 号）。
 - ① 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（同号イ）
 - ② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（同号ロ）
 - ③ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分（同号ハ）
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下（3）において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する次の情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に当たらないもの（同項第 3 号）
 - ① 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同号イ）
 - ② 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされている情報その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報（同号ロ）
- (4) 行政機関の長が法第 82 条各項の規定による開示をする旨の決定又は開示をしない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

情報（法第78条第1項第4号）

- (5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は当該地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報（同項第5号）
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（同項第6号）
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次のおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（同項第7号）
 - ① 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ（同号イ）
 - ② 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（同号ロ）
 - ③ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（同号ハ）
 - ④ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（同号ニ）
 - ⑤ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（同号ホ）
 - ⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（同号ヘ）
 - ⑦ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（同号ト）

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条

例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項）。

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある。

審査基準の策定に当たっては、職員が判断しやすいものとするのみならず、開示請求をしようとする者が開示決定等についてあらかじめ想定することができる程度に明確なものとするのが望ましい。

7-1-5 部分開示

行政機関の長等は、次に当たる場合には、それぞれ特定の情報を除いた部分を開示しなければならない（法第79条）。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき（同条第1項）。
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるとき（法第79条第2項）。

7-1-6 裁量的開示

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれてい

る場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長等の行政的な判断により、開示することが可能である（法第 80 条）。

7-1-7 保有個人情報の存否に関する情報

開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが可能である（法第 81 条）。

なお、開示請求を拒否することも、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第 5 条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある（7-1-4（開示義務）参照）。

7-1-8 開示請求に対する措置等

行政機関の長等は、原則として開示請求があった日から 30 日以内（法第 77 条第 3 項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他政令で定める事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければならない（法第 82 条第 1 項及び第 2 項並びに第 83 条第 1 項）。

開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる（同条第 2 項）。

また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（法第 84 条）。

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、各行政機関の長等は、同法第 8 条の規定に基づき処分の理由を示す必要がある。

（なお、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う開示決定等も、法の規

定に基づき行うものであることから、同法第 8 条の適用がある点に留意が必要である。

また、各行政機関の長等は、開示決定等において、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

7-1-9 事案の移送

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。移送をした行政機関の長等は、開示請求者にその旨を書面により通知しなければならない（法第 85 条第 1 項）。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について開示決定等を行わなければならない。移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなされる（同条第 2 項）。

また、移送を受けた行政機関の長等が開示決定（法第 82 条第 1 項の決定をいう（7-1-8（開示請求に対する措置等）参照）。以下同じ。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない（法第 85 条第 3 項）。

事案の移送は、国の行政機関及び独立行政法人等の間における場合のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や、地方公共団体の機関相互の間における場合など、行政機関等の間において行うことが可能である。

なお、開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき行政機関の長等が何度も変わること（再移送）は、適当ではなく、事案が「たらい回し」にされるなどの不適當な移送が行われることにより本人に不利益が生じることがあってはならない点に留意が必要である。

7-1-10 第三者に対する意見提出の機会の付与

(1) 任意的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立

行政法人及び開示請求者以外の者（以下 7-1-10（第三者に対する意見提出の機会の付与）、7-4-2（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）及び 7-5（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる（法第 86 条第 1 項）。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、反対する理由について根拠を示して記載する等できる限り行政機関の長等の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、行政機関等による法第 86 条第 1 項の規定に基づく資料の収集、意見の聴取等は、任意に、適宜の方法で行うことは可能であるが、当該第三者が反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、同条第 3 項の規定による反対意見書の提出があった場合の手続によらなければならない（7-1-10（3）（反対意見書を提出した場合の手続）参照）。

（2）必要的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合や、法第 80 条の規定（裁量的開示）により開示しようとする場合は、当該第三者に意見書提出の機会を与えなければならない（法第 86 条第 2 項）。

なお、意見書提出においては、できる限り行政機関等の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれることは、任意的意見聴取（7-1-10（1）（任意的意見聴取）参照）と同様である。

（3）反対意見書を提出した場合の手続

行政機関の長等は、意見書の提出の機会を与えられた第三者（7-1-10（1）（任意的意見聴取）及び（2）（必要的意見聴取）参照）が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かな

ければならず、開示決定後直ちに当該第三者に対して開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない（法第 86 条第 3 項）。

なお、個別の事案に応じ、2 週間を超える期間を置く場合においては、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

7-1-11 開示の実施

保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている状態等に応じて、文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときには行政機関等が定める方法により行わなければならない（法第 87 条第 1 項）。

行政機関等は、電磁的記録による開示を行うことも可能だが、電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない（同条第 2 項）。

また、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から原則として 30 日以内に、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、求める開示の実施方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない（同条第 3 項及び第 4 項）。

なお、開示請求者の希望する方法により開示を実施することができる場合には、開示請求者は、開示請求書により申し出た当該方法を変更しないのであれば、改めて開示の実施方法を申し出る必要はない（政令第 26 条第 2 項）。

7-1-12 他の法令による開示の実施との調整

他の法令において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定（※1）があり、その開示の方法が法第 87 条第 1 項本文に規定する開示の方法（文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときには行政機関等が定める方法）と同一の内容である場合（※2）には、法に基づく方法による開示を重ねて認める必要がないことから、当該他の法令で認められた同一の方法による限度で、法による開示を行わないこととしている（法第 88 条）。

（※1）一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。

（※2）開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。

7-1-13 手数料

開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない（法第 89 条）。

地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。

7-2 訂正

7-2-1 訂正請求の主体

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている（法第 90 条第 1 項及び第 2 項）。

7-2-2 訂正請求の対象となる保有個人情報

訂正請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、次の情報に限られる（法第 90 条第 1 項）。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（同項第 1 号）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けた情報（法第 90 条第 1 項第 2 号）

なお、「自己を本人とする保有個人情報」のうち法第 5 章第 4 節の規定が適用除外とされているもの等については、7-1-2（開示請求の対象となる保有個人情報）も参照のこと。

7-2-3 訂正請求の期限

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない（法第 90 条第 3 項）。

7-2-4 訂正請求の手続

(1) 訂正請求書

訂正請求は、書面を提出して行わなければならない（法第 91 条第 1 項）（7-1-3 (1)（開示請求書）参照）。

訂正請求者は、次の事項を訂正請求書に記載しなければならない（同項）。

- ① 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第 1 号）
- ② 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第 2 号）
- ③ 訂正請求の趣旨及び理由（同項第 3 号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な訂正請求となり法第 93 条第 2 項の規定による訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、訂正請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第 91 条第 3 項の規定に基づき補正を求めることとなる（7-2-4 (3)（訂正請求書の補正）参照）。

(2) 本人確認

訂正請求をする者は、訂正請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、訂正請求者が本人であること（代理人による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない（法第 91 条第 2 項）（7-1-3 (2)（本人確認）参照）。

(3) 訂正請求書の補正

行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる（法第 91 条第 3 項）（7-1-3 (3)（開示請求書の補正）参照）。

なお、訂正請求においては、補正の参考となる情報提供の努力義務（開示請求について、法第 77 条第 3 項参照）については規定していない点に留意が必要で

ある。

7-2-5 訂正義務

行政機関の長等は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない（法第92条）。

訂正をする旨の決定又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある（7-1-4（開示義務）参照）。

7-2-6 訂正請求に対する措置等

行政機関の長等は、原則として訂正請求があった日から30日以内（法第91条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、訂正請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない（法第93条第1項及び第2項並びに第94条第1項）。

訂正決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる（同条第2項）。

また、訂正決定等に長期間を要すると認めるときは、法第94条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるが、その場合は、30日以内に、訂正請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない（法第95条）。

- (1) 同条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する旨及びその理由（同条第1号）
- (2) 訂正決定等をする期限（同条第2号）

訂正決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第8条の規定に基づき処分の理由を示す必要がある。

また、各行政機関の長等は、訂正決定等において、行政不服審査法第82条の

規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない（7-1-8（開示請求に対する措置等）参照）。

7-2-7 事案の移送

行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が法第85条第3項の規定（開示請求の事案の移送）により移送を受けた他の行政機関の長等において開示決定がされた開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる（法第96条第1項）（7-1-9（事案の移送）参照）。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について訂正決定等を行わなければならない。移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなされる（同条第2項）。

また、移送を受けた行政機関の長等が訂正決定（法第93条第1項の決定をいう（7-2-6（訂正請求に対する措置等）参照）。以下同じ。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない（法第96条第3項）。

7-2-8 保有個人情報の提供先への通知

行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない（法第97条）。

7-3 利用停止

7-3-1 利用停止請求の主体

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該

保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている（法第98条第1項及び第2項）。

7-3-2 利用停止請求の対象となる保有個人情報

利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令の規定により開示を受けたものに限られる（法第90条第1項及び第98条第1項）。

なお、「自己を本人とする保有個人情報」のうち法第5章第4節の規定が適用除外とされているもの等については、7-1-2（開示請求の対象となる保有個人情報）も参照のこと。

7-3-3 利用停止請求の期限

利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない（法第98条第3項）。

7-3-4 利用停止請求の手続

(1) 利用停止請求書

利用停止請求は、書面を提出して行わなければならない（法第99条第1項）（7-1-3（1）（開示請求書）参照）。

利用停止請求者は、次の事項を利用停止請求書に記載しなければならない（同項）。

- ① 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第1号）
- ② 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第2号）
- ③ 利用停止請求の趣旨及び理由（同項第3号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な利用停止請求となり法第101条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、利用停止請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第99条第3項の規定に基づき補正を求めることとなる（7-3-4（3）（利用停止請

求書の補正）参照）。

(2) 本人確認

利用停止請求をする者は、利用停止請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、利用停止請求者が本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない（法第 99 条第 2 項）（7-1-3（2）（本人確認）参照）。

(3) 利用停止請求書の補正

行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる（法第 99 条第 3 項）（7-1-3（3）（開示請求書の補正）参照）。

なお、利用停止請求においては、補正の参考となる情報提供の努力義務（開示請求について、法第 77 条第 3 項参照）については規定していない点に留意が必要である。

7-3-5 利用停止義務

行政機関の長等は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない（法第 100 条）。

利用停止請求に理由があるかの判断は、当該請求に係る行政機関等の所掌事務等、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

なお、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき（利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場

合)には、行政機関の長等は利用停止をする義務を負わない（法第100条ただし書）。

利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある（7-1-4（開示義務）参照）。

7-3-6 利用停止請求に対する措置等

行政機関の長等は、原則として利用停止請求があった日から30日以内（法第99条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、利用停止請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない（法第101条及び第102条第1項）。

利用停止決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる（同条第2項）。

また、利用停止決定等に長期間を要すると認めるときは、法第102条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りるが、その場合は、30日以内に、利用停止請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない（法第103条）。

- (1) 同条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する旨及びその理由（同条第1号）
- (2) 利用停止決定等をする期限（同条第2号）

利用停止決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、各行政機関の長等は、同法第8条の規定に基づき処分の理由を示す必要がある。

また、各行政機関の長等は、利用停止決定等において、行政不服審査法第82条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない（7-1-8（開示請求に対する措置等）参照）。

7-4 審査請求

7-4-1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（行政機関の長及び独立行政法人等関係）

行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法における審理員による審理手続等に関する規定（同法第9条（審理員）、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第24条（審理手続を経ないでする却下裁決）、第2章第3節（審理手続）及び第4節（行政不服審査会等への諮問）並びに第50条第2項の規定（行政不服審査会等への諮問を要しない場合の審理員意見書の添付））は、適用しないこととされている（法第104条第1項）。

また、行政不服審査法において審理員が行うこととされているもののうち、上記の適用除外規定を受けて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について必要なものは読み替えることとしている（同条第2項）。

7-4-2 情報公開・個人情報保護審査会への諮問（行政機関の長及び独立行政法人等関係）

審査請求を受けた行政機関の長等（7-4-1（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（行政機関の長及び独立行政法人等関係））参照）は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、次のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（会計検査院にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない（法第105条第1項）。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合（同項第1号）
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）（同項第2号）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合（同項第3号）
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合（同項第4号）

また、上記の諮問をした行政機関の長等は、次の者に諮問をした旨を通知しなければならない（同条第2項）。

- (1) 審査請求人及び参加人（同項第1号）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（同項第2号）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（同項第3号）

7-4-3 審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人関係）

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続等に関する規定（行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項）は適用しない（法第106条第1項）。

また、行政不服審査法において審理員が行うこととされているもののうち、上記の適用除外規定を受けて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について必要なものは読み替えることとしている（同条第2項）。

7-4-4 行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対する諮問（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人関係）

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対して諮問しなければならない（法第105条第1項及び第3項）。

なお、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関は、地方公共団体において、一つの機関しか置けないこととはされていないことから、同各項の機関として既に設置している行政不服審査会等とは別に、個人情報保護審査会等を同各項の機関として設置し、諮問機関とすることは可能である。

7-5 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合には、法第 86 条第 3 項の規定を準用し、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならず、また、裁決後直ちに当該第三者に対して裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない（法第 106 条第 1 項）。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決（同項第 1 号）
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）（同項第 2 号）

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について、条例で定めるところにより、行政不服審査法第 4 条の規定の特例を設けることができる（法第 107 条第 2 項）。

7-6 開示請求等の手続及び審査請求の手続に関する条例の定め

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない（法第 108 条）。

【条例で定めることが想定される例】

- ・ 開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの
- ・ 開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの

8 行政機関等匿名加工情報の提供等

行政機関等における行政機関等匿名加工情報の提供等については、法第5章第5節において規定されている。なお、法第125条第2項の規定により、同節の規定については、法第58条第1項各号に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等又は地方独立行政法人による取扱いとみなして適用される。

8-1 行政機関等匿名加工情報の取扱いに係る義務

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイル（4-2-10（行政機関等匿名加工情報ファイル）参照）を構成するものに限る。以下8（行政機関等匿名加工情報の提供等）において同じ。）を作成する場合には、法第5章第5節の規定（行政機関等匿名加工情報の提供等）に従わなければならない（法第109条第1項）。

行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために、規則で定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない（法第116条第1項）。行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託することができる（同条第2項）。

(2) 行政機関等匿名加工情報の提供

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合でなければ、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない（法第109条第2項）。

- ① 法令に基づく場合（法第5章第5節の規定（行政機関等匿名加工情報の提供等）に従う場合を含む。）（同項第1号）
- ② 行政機関の長等が利用目的のために保有個人情報を第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を用いて作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供する場合（同項第2号）

「法令に基づく場合」については、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集制度に従って提供する場合（8-2（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集）参照）を含む。

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。）のうち、保有個人情報に該当するものを自ら利用し、又は提供してはならない（法第109条第3項及び第4項）。

行政機関等は、作成した行政機関等匿名加工情報について、これを提供する前に、適正に加工されていることを確認しなければならない。

(3) 行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載

行政機関の長等は、作成された行政機関等匿名加工情報について、作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルが掲載されている個人情報ファイル簿に次の事項を記載しなければならない（法第117条）。

- ① 行政機関等匿名加工情報の概要として規則で定める事項（同条第1号）
- ② 法第118条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地（法第117条第2号）
- ③ 法第118条第1項の提案をすることができる期間（法第117条第3号）

なお、作成された行政機関等匿名加工情報については、行政機関等匿名加工情報の特定に資するよう、法第117条及び規則で定める事項のほか、当該行政機関等匿名加工情報の名称を各行政機関等のホームページなどで公表することが望ましい。

(4) 識別行為の禁止等

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない（法第121条第1項）。

また、行政機関等匿名加工情報、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報については、漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、これらの情

報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（法第 121 条第 2 項）。

これらの同条第 1 項及び第 2 項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用される（同条第 3 項）。

(5) 従事者の義務

次の者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第 122 条）。

- ① 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員又は職員であった者
- ② 行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務に従事している者又は従事していた者
- ③ 行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

8-2 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集

法においては、個人の権利利益の保護及び行政機関等の事務又は事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための提案募集の仕組みが設けられている。

なお、行政機関の長等は原則として定期的に提案の募集を行わなければならない（法第 111 条）が、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集の実施は任意とされている（法附則第 7 条）。任意で募集を行う場合は、提案募集に関する各規定の適用を受けるほか、法第 110 条の規定に従い、提案を募集する個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

(1) 提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルが法第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当し提案の募集対象になると認めるときは、次の事項を個人情報ファイル簿に記載しなければならない（法第 110 条）。

- ① 提案の募集をする個人情報ファイルである旨（同条第 1 号）
- ② 提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第 2 号）

行政機関の長等は、法第 60 条第 3 項各号への該当性を適切に判断した上で、提案の募集対象となる個人情報ファイルを選定しなければならない。

同項各号については、4-2-9（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。

(2) 提案の募集及び提案

行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第 111 条）。

提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第 112 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第 3 項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。

また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第 118 条第 1 項）。この場合においては、法第 112 条第 2 項及び第 3 項並びに第 113 条から第 115 条までの規定について、法第 118 条第 2 項に規定する読替えを行った上で準用される（同項）。

なお、次のいずれかに該当する者は、法第 112 条第 1 項の提案をすることができない（法第 113 条）。

- ① 未成年者（同条第 1 号）

- ② 心身の故障により法第 112 条第 1 項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの（法第 113 条第 2 号）
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（同条第 3 号）
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者（同条第 4 号）
- ⑤ 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者（法第 113 条第 5 号）
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの（同条第 6 号）

また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第 127 条）。

情報の提供等については、9-2（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。

(3) 提案の審査及び審査結果の通知

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受け付けた場合、次の審査基準への適否を審査し、その結果を通知しなければならない（法第 114 条）。なお、当該審査及び通知については、行政手続法第 7 条の規定の趣旨も踏まえて、速やかに行わなければならない。

- ① 法第 112 条第 1 項の提案をした者が法第 113 条各号のいずれにも該当しないこと（法第 114 条第 1 項第 1 号）。
- ② 法第 112 条第 2 項第 3 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること（法第 114 条第 1 項第 2 号）。
- ③ 法第 112 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項により特定される加工の方法が法第 116 条第 1 項の基準に適合するものであること（法第 114 条第 1 項第 3 号）。

- ④ 法第 112 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること（法第 114 条第 1 項第 4 号）。
- ⑤ 法第 112 条第 2 項第 6 号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること（法第 114 条第 1 項第 5 号）。
- ⑥ 法第 112 条第 2 項第 5 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第 7 号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること（法第 114 条第 1 項第 6 号）。
- ⑦ ①から⑥までに記載するもののほか、規則で定める基準に適合するものであること（同項第 7 号）。

(4) 契約の締結及び作成

審査基準に適合する旨の通知を受けた者は、規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる（法第 115 条）。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約に基づき、規則で定める基準に従って、行政機関等匿名加工情報を作成しなければならない（法第 116 条第 1 項）。

(5) 契約の解除等

行政機関の長等は、法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（8-2（4）（契約の締結及び作成）参照）が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる（法第 120 条）。

- ① 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき（同条第 1 号）。
- ② 法第 113 条各号（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき（法第 120 条第 2 号）。
- ③ 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき（同条第 3 号）。

また、行政機関等は、次に該当する場合には、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度の適切な運用確保の観点から、その旨を直ちに委員会に報告しなければならない。

- ① 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者との契約を法第 120 条の規定により解除しようとするとき及び解除した場合
- ② 行政機関等匿名情報の提供を受けた事業者が法に対する違反その他契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合

8-3 行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務

行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下 8-3（行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務）において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない（法第 123 条第 1 項）。

行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、次のいずれの対応も行っていない（同条第 2 項）。

- ① 当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号又は法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工（個人情報取扱事業者による規則で定める基準に従った個人情報の加工）の方法に関する情報を取得すること。
- ② 当該匿名加工情報を他の情報と照合すること。

行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（法第 123 条第 3 項）。

なお、同条第 2 項及び第 3 項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用される（同条第 4 項）。

9 雑則

9-1 適用除外等

次の者に関する保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない（法第124条第1項）。

- ・ 刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判を受けた者
- ・ 検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分を受けた者
- ・ 刑又は保護処分の執行を受けた者
- ・ 更生緊急保護の申出又は恩赦の上申があった者

行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人において、分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報（行政機関情報公開法第5条又は独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）については、法第5章第4節第4款（審査請求）を除く同節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない（法第124条第2項）。

なお、これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で法第5章第4節の規定が適用されることとなるが、行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人においては速やかに分類・整理することが望ましい。

9-2 開示請求等をしようとする者への情報提供等

行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、適切な措置を講じなければならない（法第127条）。

開示請求においては、開示請求者は開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされているが（法第77条第1項第2号）、本人にとって自己に関する情報が行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人でどのように記録されているかを知ることは容易ではない。このように、本人が法に規定する開示請求その他の権利を行使するに当たり、必要な情

報を自力で入手することが困難な場合においては、行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人は、容易かつ的確に法第 127 条に規定する請求権を行使することができるように適切な措置を講ずる必要がある。

同条の「開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」としては、請求窓口や案内窓口の整備、請求に係る手続等の教示等が考えられる。

9-3 苦情処理

行政機関等においては、個人情報の利用及び提供等に関する様々な苦情が寄せられることが考えられるが、このような苦情については、簡易迅速に解決を図ることが、個人情報の保護及び行政機関等における個人情報の取扱いに対する国民の信頼確保のために重要である。

そこで、行政機関の長等は、個人情報等の取扱いに関する苦情について、個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口の設置及び国民への周知、苦情処理に係る組織体制の整備等を行うことにより、適切かつ迅速な処理に努める必要がある（法第 128 条）。

9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第 129 条）。

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

令和 3 年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和 3 年改正法の趣旨に反するものである。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第 166 条の規定に基づき、専門性

を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

なお、令和 3 年改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、令和 3 年改正法の施行後においては、改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある。

10 委員会による監視等

10-1 委員会による監視

令和 3 年改正法により、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえ、独立規制機関である委員会が公的部門を含め個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が確立された。これにより、委員会は、法第 5 章の規定の円滑な運用を確保するために必要な場合には、行政機関の長等（会計検査院を除く。）及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人に対して、資料の提出の要求及び実地調査（法第 156 条）、指導及び助言（法第 157 条）並びに勧告（法第 158 条）を行う。

委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う個人情報等の取扱いのうち、条例に基づくものであっても、法第 5 章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。

なお、条例で制定することのできる事項等については、11（条例との関係）を参照のこと。

10-2 情報公開・個人情報保護審査会との連携

委員会は、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問の内容とそれに対する答申の内容についての共有を審査会から受けつつ、審査会と連携して、法の円滑な施行の確保に努める。

10-3 施行の状況の報告等

委員会は、各行政機関の長等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人から、法律の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度、当該報告を取りまとめて概要を公表する（法第 165 条）。

委員会による行政機関等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人における法の施行状況の把握は、監視措置の実効性を担保するために不可欠であり、また、法の施行状況等を広く国民に明らかにして透明性を高め、法及びその運用に関して正確な理解を深めることは個人情報の保護に資するものであることから、行政機関等及び同項各号に掲げる法人においては、委員会に対して必要な情報を

正確に報告することが求められる。

また、法の適切な運用の確保のために、委員会は、毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない（法第168条）。

10-4 地方公共団体による必要な情報等の提供の求め

地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる（法第166条第1項）。

地方公共団体においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましい。

10-5 条例の届出

地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めるときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない（法第167条第1項）とされており、法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が届出の対象となる。

届出が必要な条例か否かは、当該条例の名称等の形式的事項ではなく、当該条例の各規定について、法の趣旨・目的に照らして実質的に判断する必要がある。

委員会は、条例を定めた旨及びその内容の届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法で公表する（同条第2項）。

地方公共団体においては、個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、委員会に連絡することが望ましい（10-4（地方公共団体による必要な情報等の提供の求め）を参照のこと。）。

条例で定めることが想定される事項については、11（条例との関係）を参照のこと。

11 条例との関係

令和 3 年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。

こうした令和 3 年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられている。

- ・ 開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

また、条例による独自の保護措置に関する規定である法第 60 条第 5 項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されている。

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（同項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項及び第 108 条）
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）

一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

ただし、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和 3 年改正法の趣旨に照らし、許容されない。

法第 167 条第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。委員会への届出が必要な条例については、10 - 5（条例の届出）も参照のこと。